

補助金 マニュアル

2026-27 年度用

The
Rotary
Foundation



Rotary

世界を変える行動人



2026 年 1 月
国際ロータリー第 2790 地区
2025-26 年度 ロータリー財団統括委員会 編集

ロータリー財団

2026-27 年度用補助金マニュアル発刊にあたり

国際ロータリー第 2790 地区
2026-27 年度ロータリー財団統括委員会
統括委員長 梶原等

会員の皆様におかれましては、平素よりロータリー財団の活動に深いご理解と格別のご厚情を賜り、誠にありがとうございます。

また、日頃より各クラブの運営ならびに奉仕活動にご尽力されている皆様に、地区財団委員長として心より敬意を表します。

ロータリー財団というと、寄付目標や達成・未達といった数字が先に語られがちです。

しかし、財団の本質は「奉仕を次の世代へとつないでいくための仕組み」にあります。

地区補助金は、その価値を最も身近に実感できる制度であり、私たち一人ひとりの思いを、地域社会へ具体的な形として届けるための大切な手段です。

なお、補助金の原資は、3年前に寄付された年次基金によって成り立っています。

寄付の額の多寡が問われるものではありません。大切なのは、ロータリアン一人ひとりが財団に関心を持ち、参加し続けることです。

寄付が目標に達していないクラブがあることも承知しておりますが、それは決して否定されるべきものではありません。

各クラブの状況に応じ、無理のない一歩を踏み出していただくことが重要であると考えています。

ここで、ぜひお願いしたいのが、各クラブのシニア会員の皆様のお力です。

若手会員は、先輩ロータリアンの姿勢をよく見ています。

言葉で教える以上に、「自ら寄付し、財団を語る姿」は何よりのリーダーシップであり、若手にとって確かな指針となります。

本誌が、ロータリー財団への理解を一層深めるとともに、世代を超えて財団を支える文化を育む契機となることを願い、発刊にあたってのご挨拶といたします。

目 次

ロータリー財団 2026-27 年度用補助金マニュアル発刊にあたり	
1) ふたつの補助金	3
1-1) 地区補助金 (DG) とグローバル補助金 (GG) の比較	3
1-2) 補助金の選択	4
1-3) 補助金申請への参加資格 (DG, GG 共通)	5
2) 地区補助金とグローバル補助金について	6
2-1) 地区補助金 (DG)	6
2-1-1) 地区補助金 (DG) の概要と申請資格について	6
2-2-1) 地区財団活動資金 (DDF) 運営規定 (様式 101)	7
2-2-2) 地区補助金 (DG) 申請要項 (様式 301)	10
2-2-3) 地区補助金 (DG) の申請	16
2-2-4) 地区補助金 (DG) 事業の実績	17
2-3) グローバル補助金 (GG) の概要	17
2-3-1) グローバル補助金 (GG) の概要	17
2-3-2) グローバル補助金 (GG) の要件	17
2-3-3) グローバル補助金 (GG) の参加資格認定	18
2-3-4) 予算の編成と資金調達	18
2-3-5) 2790 地区で独自に定めている要件	20
2-3-6) プロジェクトの実施、測定、評価	20
2-3-7) 中間報告と最終報告	21
2-3-8) グローバル補助金 (GG) の申請フロー	22
2-3-9) グローバル補助金 (GG) の立案から報告完了までの流れ	23
2-3-10) グローバル補助金 (GG) の当地区の実績	24
2-3-11) グローバル補助金 (GG) の申請・実施・報告に関する資料	25
3) ロータリー財団奨学生	26
3-1) 地区補助金 (DG) 奨学生 申請要項 (様式 601)	26
3-2) グローバル補助金 (GG) 奨学生 申請要項 (様式 701)	29
3-3) ロータリー財団奨学生申請に関する疑義 (Q & A)	32
4) 補助金プログラムの参加資格	34
4-1) 補助金プログラムの参加資格認定	34
5) 地区規定・書式	37
5-1) 地区補助金 (DG) 財務管理計画規定 (様式 201)	37
5-2) グローバル補助金 (GG) 財務管理計画規定 (様式 202)	39
5-3) 地区補助金 (DG) 申請書 (様式 311)	41
5-4) 地区補助金 (DG) 報告書	44
5-5) グローバル補助金 (GG) 事業計画書 (様式 501)	46
5-6) グローバル補助金 (GG) 事業計画書 (様式 501) 記入例	54
5-7) グローバル補助金 (GG) DDF 使用申請書 (様式 511)	67
5-8) 地区補助金 (DG) 奨学生 申請書 (様式 602)	68
5-9) 地区補助金 (DG) 奨学生 申請書 (様式 603)	70
5-10) グローバル補助金 (GG) 奨学生 申請書 (様式 702)	76
5-11) グローバル補助金 (GG) 奨学生 申請書 (様式 703)	78
5-12) ロータリー財団奨学生 推薦書	86
5-13) ロータリー財団奨学生 事前審査	88
5-13-1) 地区補助金 (DG) 奨学金候補者のための申請書テンプレート 日本語 (様式 604)	88
5-13-2) 地区補助金 (DG) 奨学金候補者のための申請書テンプレート 英語 (様式 605)	95
5-13-3) グローバル補助金 (GG) 奨学金候補者のための申請書テンプレート 日本語 (様式 704)	101
5-13-4) グローバル補助金 (GG) 奨学金候補者のための申請書テンプレート 英語 (様式 705)	107
6) 参考資料	113
6-1) 重点分野の基本方針	113
6-2) ロータリー財団 地区補助金 授与と受託の条件	129
6-3) ロータリー財団 グローバル補助金 授与と受託の条件	138
6-4) ロータリー災害救援補助金 授与と受託の条件	153
6-5) 地区補助金実績表	162

目 次

<参考資料の部>

1) 総論	2
1-1) ロータリー財団	2
1-1-1) クラブロータリー財団委員会の役割とは	2
1-1-2) 希望の財団	3
1-2) ロータリー財団への寄付と認証	5
1-2-1) 寄付の種類	5
1-2-2) 寄付の方法	6
1-2-3) ロータリー財団の認証	10
1-2-4) ロータリーカード	14
1-2-5) 税制上の優遇措置	16
1-2-6) 寄付金の現状と分析	17
1-3) シェアシステム	18
1-3-1) 資金の運用	18
1-3-2) シェアシステムの仕組	18
1-3-3) 第 2790 地区 2024-25 年度 シェアシステムについて	19
1-4) ロータリー財団プログラム	20
2) ポリオプラス	23
2-1) ポリオという病気	23
2-2) ポリオプラスの概要	23
2-3) ポリオ根絶（撲滅）活動の軌跡	24
2-4) ポリオプラスプログラムの用語集	25
2-5) 野生株によるポリオ症例数	27
2-6) 世界ポリオデー	28
3) ロータリー平和センタープログラム	29
3-1) ロータリー平和センタープログラムの概要	29
3-2) ロータリー平和フェローシップの募集要項	30
3-3) 【申請者向け】ロータリー平和フェローシップへの申請	31
3-4) 6 地区で支援するホストエリア	32
4) 補助金プログラムの参加資格	34
4-1) クラブの参加資格認定	34
4-2) 地区財団活動資金（DDF）運営規程（様式 101）	37
4-3) 補助金事業の世界報告分析と報告書提出の督促通知	40
5) ロータリー財団学友会	41
5-1) 学友会の概要	41
5-2) 学友会の活動と現況	41
6) 参考資料	43
6-1) ポール・ハリス・ソサエティ メンバー	43
6-2) アーチ・クランフ・ソサエティ メンバー	44
6-3) メジャードナー メンバー	44
6-4) ロータリー財団統括委員会の責務について	48
6-5) 用語集	49

1) ふたつの補助金

1-1) 地区補助金 (DG) とグローバル補助金 (GG) の比較

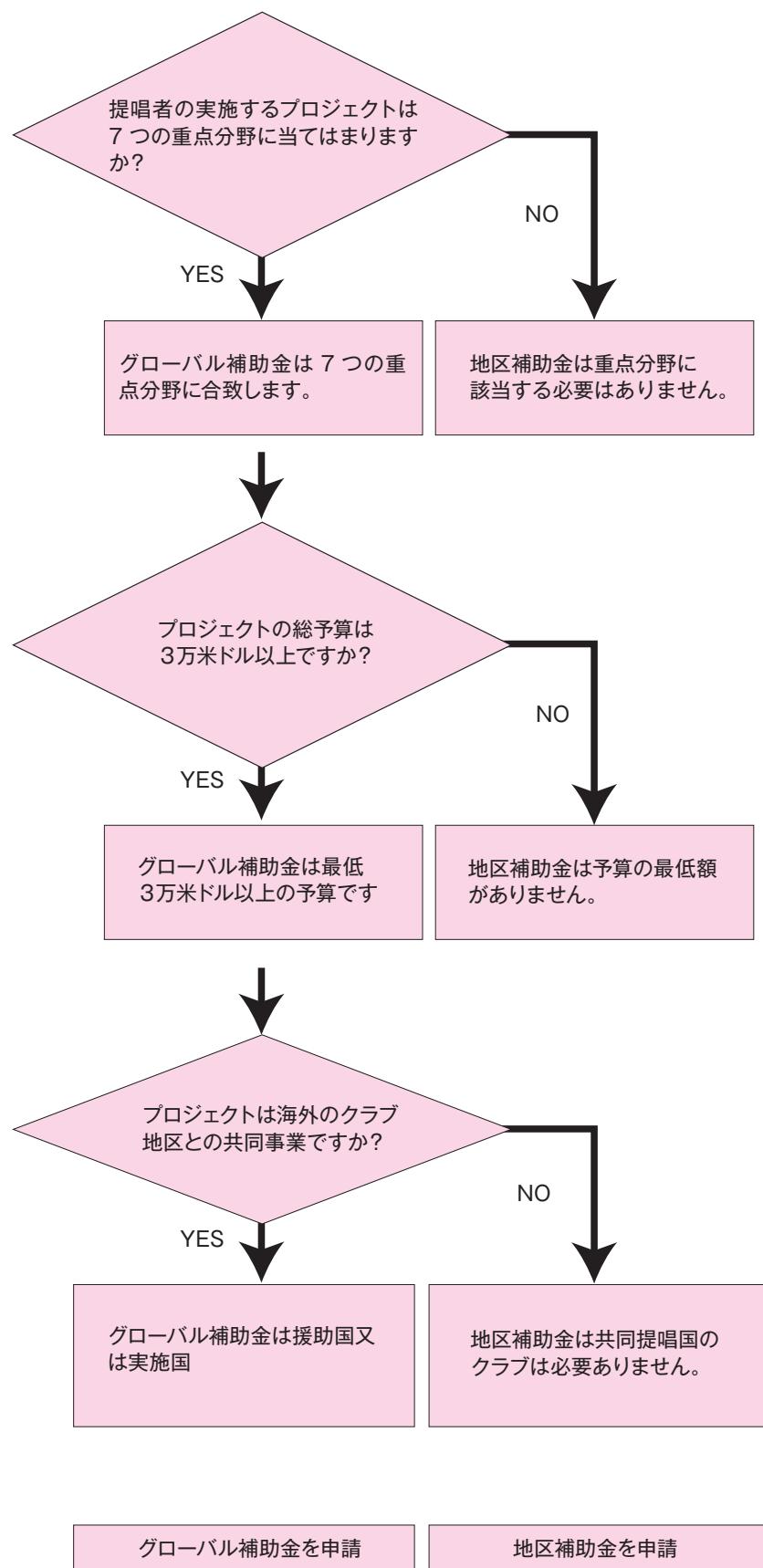
下掲のようにそれぞれの補助金には大きな違いがあります。

※ TRF・・・The Rotary Foundation (国際ロータリーのロータリー財団)

地区補助金 (D G)	グローバル補助金 (G G)
クラブと地区が活用できます。	クラブと地区が活用できます。
財源は地区財団活動資金 (DDF) です。当地区では、プロジェクト全費用の上限 50%を目途に補助金を配分しますが、クラブからの申請の総額により補助金額を減額する場合があります。	財源は DDF と国際財団活動資金 (WF)、クラブ拠出金の組み合わせです。DDF に対し 80% の WF が上乗せされます。
DG の総額は3年前の年次基金寄付と前年度の恒久基金の運用益の合計の 50%を越えない額となります。	DDF から地区補助金、ポリオプラスや平和センターへの寄贈等を控除した残額を配分します。繰越金は原則としてここに加算されます。
地区財団委員会が一括して TRF に申請し、一括して補助金を受け取る。その後地区からクラブ等に補助金を授与します。	プロジェクト1件ごとにクラブ等が直接 TRF に申請します。個別申請です。地区財団委員会が申請するではありません。
補助金を受ける年度内で報告書までが完了する比較的短期間のプロジェクトです。	現地調査も含め、プロジェクト完了まで比較的長期間のプロジェクトです。
1回限りの比較的小規模なプロジェクトです。地元地域社会でも海外でも実施可能です。	持続性のある成果を上げ、かつその成果を測ることが出来なければなりません。 大規模な (30,000 ドル以上) 国際プロジェクトです。
奨学生の奨学金支給期間は、1年間です。	奨学生の奨学金支給期間は、最長4年間です。
第 2790 地区では奨学生は国外の大学院を対象とします。	奨学生はロータリーの重点分野を専攻し海外の大学院及び同レベルの研究機関で学ぶ場合に限られます。
2026-27 年度も前年度同様に 2790 地区の補助金は1 件当たり上限 50 万円と定めます。 (ローターアクトクラブは別途定める) (ロータリーレートにより変動します)	第 2790 地区では、1 つのプロジェクトに対して DDF から支出する補助金は、上限 15,000 ドルとしています。
国内の活動でも、国際レベルの活動でも可能です。	2カ国以上のクラブまたは地区が参加する国際プロジェクトのみです。
実施国にロータリークラブの有無を問いません。また、協力クラブも必須ではありません。 OFAC 指定国は除きます。	ロータリーが存在する国や地域社会を支援します。相手国にロータリーの存在が必要です。
ロータリーの目的に即した事業であればプロジェクトの分野は問いません。平和フェローの専攻科目と重なる場合は不可です。	ロータリーの 7 つの重点分野の1つ以上に該当するプロジェクトでなければなりません。平和フェローの専攻科目と重なる場合は不可です。
クラブと地区が主たる実施者で、申請書を提出し実施と報告の責務を負います。	申請書・報告書は実施国側提唱者と援助国側提唱者の両者が協力しなければいけません。しっかりした相手を選ぶ必要があります。
実施者は事業完了後 1 か月以内に完了報告書を提出し、地区は全部を取り纏めて TRF への完了報告の提出が義務付けられています。期日までに報告書が提出されない場合、新規の補助金申請を TRF は承認しません。	両提唱者は、プロジェクト完了後 2 か月以内に TRF へ最終報告書の提出が義務付けられています。プロジェクトが1年を超える時は中間報告書の提出が必要です。期日までに報告書が提出されない場合、新規の補助金申請を TRF は承認しません。
補助金の残額を合計して TRF に返却し、DDF として繰り越しされます。	個別のプロジェクトの補助金で残金があった場合、TRF に返却します。1,000 ドル以下の残金は追加申請なく、事業に関連する用途に使用することも可能です。
補助金は受給者 (クラブなど) に管理責任があります。地区も最終責任を負います。	TRF がプロジェクトを1件1件審査し、補助金を個別に授与します。補助金は受給者 (クラブなど) に管理責任があります。地区も最終責任を負います。
第 2790 地区では、原則としてロータリアンに係る費用は不適格とします。	ロータリアンの旅費は支給出来ません。ただし、職業研修チームのチームリーダーを除きます。

1-2) 補助金の選択

プロジェクトが、グローバル補助金用か地区補助金用かを判断するチャート



1－3) 補助金申請への参加資格 (DG、GG 共通)

地区とクラブに参加資格があります。

1 クラブの参加資格 (2022年7月よりローターアクトクラブも含まれます)

補助金を申請出来るクラブは、次の要件を満たしていかなければなりません。満たさない場合は補助金の申請を行うことはできないので注意して下さい。

- (1) クラブの参加資格認定：覚書（MOU）を、申請年度のクラブ会長、プロジェクト実施年度のクラブ会長（会長エレクト）が署名して地区に提出して下さい。
- (2) 財務管理計画規定(様式 201:DG・様式 202:GG)を作成し、クラブで保管して下さい。
- (3) 最低1名の会員を、第2790地区ロータリー財団委員会が開催する「補助金管理セミナー」に出席して下さい。

※ローターアクトクラブのグローバル補助金の申請は、グローバル補助金を利用したプロジェクトでロータリークラブまたは地区と協力した経験があることが条件となります。

また、ローターアクトクラブは、ロータリー災害救援補助金及び大規模プログラム補助金を申請することはできません。

2 クラブ以外の参加者

- (1) IAC、ROTEX、RYLA 参加者、財団奨学生、米山奨学生等及びその経験者である学友会など（以下「ロータリアン以外の参加者」という）が申請を希望する場合は、それらを管轄するクラブか地区委員会が補助金管理セミナーに参加して、有効なMOUを、第2790地区ロータリー財団委員会に提出して参加資格を得る必要があります。
- (2) クラブが窓口になる場合はクラブからの申請となります。地区委員会の傘下にある諸組織からの申請は第2790地区の当該委員会が申請者となり、TRFへは第2790地区からの申請となります。
- (3) 地区委員会の傘下の組織には、前述の「ロータリアン以外の参加者、及びロータリアンからなるグループ」も含みます。
- (4) 奨学生は本人ではなく、推薦クラブが参加申請して下さい。

2) 地区補助金とグローバル補助金について

2-1) 地区補助金 (DG)

2-1-1) 地区補助金 (DG) の概要と申請資格について

地区補助金は、地元や世界各地の地域社会のニーズに取りくむための、比較的規模の小さい、短期的な活動を支援します。これらの活動は、ロータリーの会員が、人びとの健康状態を改善し、質の高い教育を提供し、環境保全に取り組み、貧困をなくすことを通じて、世界理解、親善、平和を達成できるよう支援するという国際ロータリー財団の使命に沿うものです。

地域社会と海外において、ロータリー財団の使命に即した幅広いさまざまな人道的・教育的活動を支援するものです。クラブが実施する社会奉仕活動や国際奉仕活動が該当しますが一定の条件があります。

地区補助金の対象となる活動は、次の活動です。

1.TRF の使命にあてはまる活動

TRF の使命とは、ロータリアンが、健康状態を改善し、教育への支援を高め、貧困を救済することを通じて、世界理解、親善、平和を達成できるようにすることです。

2. ロータリアンが積極的に関与する活動

ロータリー活動は基本理念である Ideal of Service を具体化するための実践活動です。これを支援するのがロータリー財団補助金です。よって、第 2790 地区では、単純な金銭提供、金銭寄付は不可としています。また、物品を寄付するのみの活動も原則として不可と判断します。

2-2-1) 地区財団活動資金（DDF）運営規程（様式 101）

国際ロータリー第 2790 地区
ロータリー財団統括委員会

地区財団活動資金（DDF）運営規程

（目的）

第1条 この規程は、国際ロータリー第 2790 地区（以下「地区」という）の地区財団活動資金（以下「DDF」という）の運営に関して定めるものとする。

（地区的参加資格）

第2条 地区は、毎年度ロータリー財団（TRF）（以下「ロータリー財団」）の資金によってプロジェクトを実施する年度（以下「プロジェクト実施年度」という）のガバナー、ガバナーエレクトおよびロータリー財団統括委員長が、ロータリー財団と地区との間でロータリー財団が定める地区的参加資格認定：覚書（地区的 MOU）を、国際ロータリーの My ROTARY から承認するための署名をすることにより締結されるため、これらの役職が決定次第、早急に手続きをするものとする。

（クラブの参加資格）

第3条 地区内の各クラブ（ロータリークラブ及びローターアクトクラブを示し、以下「クラブ」と記述する）が DDF の使用を申請しようとする場合には、地区が定める参加資格を有していなければならない。

- 2 前項のクラブの参加資格は、クラブの参加資格認定：覚書（以下「クラブの MOU」という）に記載された財務と資金管理の要件を遂行することを、プロジェクト実施年度のクラブ会長と会長エレクトが承認して署名し、署名されたクラブの MOU を地区ロータリー財団委員会に提出すること、および、毎年最低 1 名のクラブ会員を、地区ロータリー財団委員会が開催するロータリー財団補助金管理セミナーに出席させることにより、クラブの参加資格が得られるものとする。
- 3 インターアクトクラブ、ロータリー青少年交換の参加者、RYLA 参加者（以下「クラブ以外の参加者」という）又は地区の委員会が地区補助金を申請する場合は、当該クラブ以外の参加者又は地区の委員会が前項の参加資格の要件を満たしていないなければならない。クラブ以外の参加者又は地区の委員会は、クラブとみなしてこの要項を適用する。但し、2026-27 年度実施のプロジェクトに対する DDF の使用申請については、クラブ以外の参加者の提唱クラブ又は地区の委員会が参加資格を得ていれば参加資格を認める。

（DDF の配分）

第4条 地区ロータリー財団委員会は、ロータリー財団から DDF の金額が確定した旨の通知を受け取った場合には、速やかにその配分を定めるものとする。

- 2 前項の配分基準は、3 年前の年次基金寄付の 47.5% と前年度恒久基金の運用益の 50.0% を足した額の 50% までとする。

（地区補助金の申請）

第5条 地区補助金を申請しようとする地区内の各クラブ又は地区委員会（以下「クラブ等」という）は、地区ロータリー財団委員会が定めた申請期日までに、別に定め

る申請書によってプロジェクト実施年度の指定された宛先に送付し、また同時に申請書の Excel ファイルをメールで指定先に送信するものとする。

(地区補助金の配分)

第6条 地区はロータリー財団統括委員長、補助金プロジェクト委員会、奉仕プロジェクト統括委員会の3者で構成する補助金委員会を設置し、この委員会が前条のクラブ等からの申請を受けて地区補助金の配分を行い、地区ロータリー財団委員会に報告するものとする。

- 2 前項の配分額は、クラブ等の申請書に記載された活動内容が、地区の定めた基準に合致していない活動については配分しない。基準に合致している活動に要する費用の50%を配分する。1プロジェクト当たりの配分額の上限額は50万円とする。

(グローバル補助金の申請)

第7条 グローバル補助金を活用したプロジェクトを申請するクラブ等は、計画段階からロータリー財団グローバル補助金事業計画書(様式501以下「事業計画書」という)とグローバル補助金(GG)DDF 使用申請書(様式511以下「DDF申請書」)を地区ロータリー財団委員会に提出しなければならない。

また、当該地区の DDF を使用せず、他地区的 DDF と自クラブの資金によって実施するプロジェクトの場合であっても、TRFへの申請には地区ロータリー財団統括委員長の承認が必要であることから、同様に「事業計画書」を地区ロータリー財団委員会に提出しなくてはならない。

(グローバル補助金の配分)

第8条 DDF から支出するグローバル補助金は、前条により事業計画書の提出があった順番により配分するものとする。従って、地区の DDF の予算額に達した場合には、その後申請のあったプロジェクトは翌年度以降に実施することとなる。ただし、申請後ロータリー財団から承認を得られなかったプロジェクトが有った場合には、その後の順番は繰上げされるものとする。

- 2 1つの人道的プロジェクトに対して DDF から支出するグローバル補助金は、上限15,000ドルとする。グローバル補助金奨学生への DDF から支出する1人当たりのグローバル補助金はWFからの上乗せ分との合計が40,000ドルになる額とする。

(クラブ役員の責務)

第9条 クラブ役員(クラブ会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計等)は、クラブの参加資格認定およびローリー補助金の適切な使用について主要な責任を有する。その他、クラブ役員は、クラブの MOU の「2. クラブ役員の責務」を順守しなければならない。

(諸規程等の遵守)

第10条 クラブの参加資格を得てロータリー財団の資金を受領したクラブは、この規程に定める条件、クラブの MOU に記載された条件、地区補助金およびグローバル補助金授与と受託の条件、その他ロータリー財団が定める各種条件を順守しなければならない。

(財務管理計画)

第11条 補助金の交付を受けたクラブ等は、補助金の一貫した管理を行うために、書面で財務管理計画を作成しなければならない。

- 2 地区ロータリー財団委員会は、前項の財務管理計画の見本として、様式201「地区補助金財務管理計画規程」と様式202「グローバル補助金財務管理計画規程」を作成して公表する。各クラブは、この見本を参考にしてクラブの財務管理計画を作成するものとする。

(補助金管理委員会の設置)

第12条 グローバル補助金の実施国側提唱者と援助国側提唱者の代表提唱者は、当該プロジェクトに直接関わる会員以外のクラブ会員3名からなる補助金管理委員会を設置しなければならない。

- 2 前項の補助金管理委員会は、次の任務を行う。
- イ グローバル補助金に関する財務帳票をはじめとする補助金の管理
 - ロ ロータリー補助金に関する書類の管理
 - ハ クラブのMOU、地区補助金およびグローバル補助金授与と受託の条件、その他ロータリー財団が定める条件に添って正しく執行されているかの管理
 - ニ 中間報告書及び最終報告書が、期限内に正しく提出されているかの確認
 - ホ 補助金の不正使用等が有った場合の処理

(報告書の提出)

第13条 地区補助金の受領者は、当該プロジェクト終了後1ヵ月以内に、地区財団委員会に活動報告書を提出しなければならない。ロータリーの年度を超えるプロジェクトは、補助金を受領した後、毎年4月末までに中間報告書を提出しなければならない。グローバル補助金の受領者は「ロータリー財団 グローバル補助金授与と受諾の条件」に定められた期日までに報告書を提出する必要がある。

(書類の保管)

第14条 補助金の受領者は、クラブのMOUの「6.書類の保管」に従って、当該プロジェクトに関する全ての書類を保管しなければならない。

(補助金の不正使用に関する報告)

第15条 補助金資金の不正使用や不適切な管理があった場合、またはそう疑われる場合には、クラブ等はこれを地区に報告しなければならない。報告を受けた地区ロータリー財団委員会は、この報告に対して適切な処置を講ずるものとする。

付則1 この規程は、2026年1月1日から施行する。

2-2-2) 地区補助金(DG) 申請要項(様式301)



第2790地区の地区補助金(DG) 申請要項

国際ロータリー第2790地区

ロータリー財団統括委員会 補助金プロジェクト委員会

第2790地区では、以下のように2026-27年度地区補助金申請要項を、次の通り定めています。

1. 申請期日等

提案書相談時期	相談期間 2026年3月24日まで随時
申請書提出期間	2026年3月1日～3月24日締切（当日消印有効）
審査期間	2026年3月25日～4月11日
補助金の交付期間	TRFより地区に補助金が振込まれ次第
プロジェクト実施時期	TRFの承認後（2026年8月頃）～2027年3月31日
最終報告書提出期日	原則プロジェクト終了後1ヵ月以内 最終期限は2027年4月30日 ※厳守下さい

補助金の条件	支給条件	人道的なプロジェクトへの支給は、緊急性、受益者の数、人道的重要度等を審査の主眼とします
		大学院生を派遣する奨学金の支給は、地区に個別で相談して下さい
		事情により、地区ロータリー財団委員会の裁量により補助金の条件を変更する場合があります
	遵守制約	補助金の主たる目的通りに適正に資金を活用すること
		財団の定める諸条件を順守すること
		地区との「報告・連絡・相談」を密接にすること

注1) 2026-27年度は予算の都合上前年度と異なり、複数件の申請ができません。申請は1件まででお願い致します。

2. 地区補助金の対象となる事業は、次の事業です。

(1) 財団の使命にあてはまる活動（プロジェクトの分野は問いません）。

(2) ロータリアンが積極的に関与する活動。

(3) 2790地区ロータリー財団統括委員会が定めた条件に合致する活動。

3. 地区補助金の対象となる団体は、以下の通りです。

- (1) 第2790地区のロータリークラブ。
- (2) 第2790地区のローターアクトクラブ。
- (3) 第2790地区の地区委員会。
(委員会の下部組織が申請する場合は、委員会がMOUを締結し、補助金管理セミナーに出席する必要があります。MOUは委員会・委員長名義で提出して下さい。)
- (4) 地区補助金奨学生（地区補助金奨学生のみ）。

4. 地区補助金の対象となる活動・対象とならない活動の基準を定めています。

- (1) 同一事業（受益者・授与者・内容のいずれか同じ事業）は2年継続して補助金の対象とはなりません。ただし、間に1年間入れれば（2年に1度利用）、補助金利用は可能です。しかし、減額される場合もあります。
- (2) 受益者が変わる複数年事業については、今年度から開始する事業は予算の都合上補助金の対象から外されます。但し、前年度において複数事業年度事業として認められたものは除きます。

【理由：特定の受益者、団体、地域社会に対する継続的または過度の支援にあてはまるため】

（TRF「授与と受託の条件2-D」）

同じ支援が続いてしまうことで受益者の自立を妨げてしまうことを避けるためです。受益者が、ロータリーの補助金による継続的な支援がないと生活・活動できなくなってしまうというような状況を作りださないようTRFから指導があります。

5. 地区補助金の対象となる活動

- (1) プロジェクトを遂行するために必要な講師や出演者に提供する飲食の費用を補助金から支出することは適格です。
- (2) 人道的な活動で、調査の上本当に困っている人々を支援する活動は適格です。
(物品を贈呈する活動は、単に贈呈するだけではなく、ロータリアンが直接参加するような活動であり、且つ、不特定多数の人々のために利用されるものは適格です)。
- (3) 建物の新築と増築は適格です。既存の建造物の改裝・修理も認められます。
- (4) 地域社会のニーズが高い子ども達の研究・学習・放課後のプログラム支援事業も可能ですが、補助金の対象にならない場合もありますので、事前に地区ロータリー財団委員会にご相談ください。
- (5) 地域の障がい者や高齢者のための支援活動は適格です（単なる娯楽的なものは不適格です）。
- (6) 主にロータリー以外の団体によって実施される活動に協賛して一緒に活動したり物品等を寄贈したりする活動は、TRFの使命に関連している活動でロータリアンが積極的に参加するものについては適格です。
- (7) 植樹や環境保全、環境美化活動、公園の遊具やベンチ、これらの維持管理道具類の寄贈は、地域社会全般に役立つものであれば適格です。
- (8) 障がい者をサポートして美術館等へ招待する活動のうち、障がい者のチケット代は適格です。
- (9) プロジェクト実施のための傷害保険料は適格です。
- (10) 競技会等に提供する物品（副賞・トロフィーなど）は、常識的な金額の範囲とします。

6. 補助金の対象とならない活動

- * ロータリークラブ・ロータリアンのための費用は、不適格です。
- ・飲食費：ロータリアンに対する飲食費、プロジェクト主催側のスタッフ等に提供する飲食費、単純な宴会の開催は不適格です。
- ・広報活動：ロータリーの広報や公共イメージ向上を主たる目的とする活動（ホームページの作成費用・動画作成費用・PRイベントの開催など）は不適格です。
- ・事業終了後、補助金で購入した物品をクラブの所有物とすることは出来ません。
- ・ポリオ啓発活動プロジェクトにかかる費用に地区補助金を使う事は出来ません。
- (1) 物品を贈呈する活動は、特定の人に贈る場合は不適格です。
- (2) 史跡の標識やモニュメントに類したものは不適格です。
- (3) 単なる文化的な体験学習やイベントは不適格です。
- (4) コンサートや単なる文化講演会は不適格です。
- (5) お祭りや行事への協賛金、他団体が実施する活動への協賛金の贈呈は、不適格です。
- (6) 海外で奉仕活動をする、またはプロジェクトの調査をするロータリアンの旅費は第2790地区では不適格としています。
- (7) 財団の使命にあてはまらない内容の事業に、ポリオ根絶の広報等を付け加えただけの事業は、減額の対象になる可能性があります。
- (8) 各クラブが毎年行っている奉仕活動が、TRFの使命と一致するとは限りません。社会的に意義のある奉仕活動であっても、TRFの定める「授与と受託の条件」に適合しなければ、財団の補助金の対象にならない場合もあります。

7. 地区補助金(DG)財務管理計画規定（様式201）」の作成

「地区補助金財務管理計画規定」を作成し、各クラブにて管理をしてください。

8. 申請書作成の手順

- ①クラブ・委員会は、地区補助金の活動を立案します。
- ②地区補助金を受領する銀行口座を設定してください。
口座名は任意です（昨年以前の担当者の名前が使われていても問題ありません）。
- ③2027年1月31日に開催される補助金管理セミナーに参加し、第2790地区とMOU(覚書)を交わします。
- ④第2790地区的ホームページから、Excelファイル形式の「ロータリー財団地区補助金申請書（様式311）」をダウンロードし、記入します。
- ⑤記入したExcelファイル（拡張子は.xlsx）を補助金プロジェクト委員会にメールで提出します。送付先のメールアドレスは地区補助金申請書内で指定します。送信する際は.pdfファイルに変換せず、Excelファイルのままとしてください。
- ⑥Excelファイルを印刷し「14. クラブ会長及び会長エレクトの署名」を直筆で行います。
クラブの場合は「申請年度のクラブ会長」「次年度のクラブ会長」の2名が署名を行います。地区委員会等の場合は「申請年度の委員長（責任者）」「次年度の委員長（責任者）」2名が署名を行います。
- ⑦署名をした申請書の原本を、地区補助金プロジェクト委員会宛に送付して下さい。
申請書を複写したものではなく原本の提出が必須になります。締切日の消印有効です。
- ⑧事業の審査前に問題点が判明した場合、書き直しや訂正を行って頂く場合があります。
(その場合、地区補助金プロジェクト委員会へのExcelファイルのメール送信と、申請書原本の郵送の両方を行って下さい。)

9. 申請書作成の留意点

- (1) プロジェクト名は、プロジェクトの内容を 400 字以内（文字数を超過しないように）の短い文章で表現してください。
- (2) プロジェクトの説明については、地域社会のニーズが高いこと、人道的に必要なものであること、本当に困っている人々のためのものであるか等が十分理解されるように記述してください。
- (3) ロータリアンの参加については、具体的に記述してください。
- (4) 予算は、地区補助金の対象となるものについて記載してください。金額は日本円で記載してください。見積書(写し)の添付もお願いいたします。(5万円以上必須)
- (5) 署名人は、①申請年度のクラブ会長、②クラブ会長エレクトの名前を記入して下さい。

10. 申請内容の審査と承認について

- (1) 提出された申請書は、第 2790 地区ロータリー財団統括委員会と奉仕プロジェクト統括委員会による補助金審査会において審査がされます。補助金審査会にて承認後、第 2790 地区ロータリー財団委員会が各クラブの申請事業を一括して TRF に申請を行います。申請額は TRF への申請月のロータリーレートによってドル換算されます。
- (2) 事業実施に先立って TRF の承認を得ることが補助金受領の条件となります（TRF の承認前に事業を開始することはできません）。TRF 承認前に事業を開始した場合は、補助金が取り消されることになります。

11. 地区補助金の支給について

- (1) TRF からの承認後、地区補助金が支給されます。補助金額は TRF より支払われる月のロータリーレートに従って支給となります。申請時と支給時とのロータリーレートの変動によって、日本円換算時の補助金支給額が増減することがあります。
- (2) TRF の承認後であれば、地区補助金が TRF から地区の口座へ支払われる前でもプロジェクトの実施は可能です。（資金を立て替えて実施いただくことになります）
- (3) 地区補助金は申請書に記載の銀行口座に振り込まれます。年度代わりに伴う役職交代で名義人等の口座情報が変更になった場合は地区補助金プロジェクト委員会まで速やかにご連絡をお願いいたします。

12. 報告書の作成・提出・余剰金の処理について

- (1) プロジェクト終了後 1 ヶ月以内（最終期限：2026 年 4 月末まで）に報告書の提出が必須になります。全クラブの報告書が提出されない場合、次年度の補助金が TRF から振り込まれないので報告書は必ず、迅速に提出して下さい。
- (2) プロジェクト実施が年度を超える場合は、中間報告書の提出が必須となります。
- (3) 報告書のフォーマットは、第 2790 地区ガバナー事務所ホームページの地区委員会 → 補助金プロジェクト委員会の中から、ダウンロードし、記入します。
- (4) 提出先、問い合わせ先はダウンロードしたフォーマットに掲載しています。
- (5) 報告書には領収書のコピー、活動風景の写真を添付して提出をしてください。
- (6) 余剰金は返還していただくことになります。

第 2790 地区では事業支出の 50% を補助金として支給しているという考え方になっております。

支給した補助金はなるべく全額を使い切って頂くことを推奨いたします。使い切

れない場合は当委員会までご相談ください。

- (7) 地区補助金向け DDF に余剰金が残った場合は、地区補助金プロジェクト実施クラブに、再配分することが出来ます。

1 3. 補助金の上限額

第 2790 地区の地区補助金支給額は各クラブ 1 プロジェクトあたり、2026-27 年度は 地区補助金の上限額を 50 万円とします。クラブ拠出金は事業支出の 50%以上になります。
ローターアクトクラブの地区補助金については、地区補助金上限額は 25 万円とします。クラブ拠出金は事業支出の 10%以上になります。

1 4. 地区の審査基準

(1) 審査の基準

第 2790 地区ロータリー財団委員会は、クラブから提出された申請書を審査する際には、前頁に記載した「地区補助金の対象となる活動・対象とならない活動」に記載された基準で審査します。

(2) 除外された予算のクラブ負担

この場合、クラブからの申請書の予算項目を基準に照らし合わせます。この予算項目の中に基準にあてはまらない項目があった場合には、その項目を除外して計算します。除外された項目に要する資金は、全額クラブで拠出して頂くことになります。

(3) 寄付ゼロクラブの除外

前年度、年次基金寄付ゼロクラブはロータリー補助金授与の対象から除外されます。

(4) 予算超過時の減額措置

申請が地区補助金の限度額を上回った場合、補助金を削減する場合があります。

① 3 年前の寄付の実績に応じた削減。

- 3 年前の年次基金への寄付実績 1 人当たり
- ・1 ドル～59 ドル以下は 0.5 倍
 - ・60 ～ 79 ドル以下は 0.6 倍
 - ・80 ドル～99 ドル以下は 0.8 倍
 - ・100 ドル～149 ドルは 0.9 倍
 - ・150 ドル以上は削減なし。

② 事業内容の適切さに対する減額。

- ①の減額を行っても申請額が超過する場合、事業内容を財団委員会で審査し、さらに減額の措置を講じます。減額の方法は、事業を個別に審査し、ロータリー財団の補助金として適切と思われない事業に対して個別に減額します。

③ ①と②を実施しても地区補助金の限度額を超えた場合。

- ②の減額を行っても申請額が超過する場合、一般事業を対象に一律に減額を行います。

【予想される減額対象内容】

- ・駅前等の公共スペースに物品を寄贈し、セレモニーを行うだけの事業。
- ・公演等、毎年同一の事業内容で、対象者が異なるだけの事業。

1 5. 財団委員会・クラブ間の連絡に関する注意事項

現在、第 2790 地区ロータリー財団委員会（委員を含む）とクラブ間の連絡は主に電

電子メールを使用して行われています。その際、メールが諸事情（うっかり未読、迷惑メールフォルダに送られた等）により見落とされた際の責任は、受信側が負います。重要な連絡を行うとき、または連絡に不安がある場合は、面倒であっても電話、FAX等で確認をして下さい。

1 6. 事業内容を変更、または事業を延期、中止する場合

諸事情により、事業内容の変更、実施時期の延期、もしくは事業中止を検討される場合は補助金プロジェクト委員会までご相談ください。

①事業内容を変更する場合

- ・TRF の承認後、事業内容に変更を加える場合は申請書の再提出が必要になります。
(TRF の承認を得る前の事業内容変更はできません。)

②実施時期を延期する場合

- ・当初予定していた日程から実施時期を延期する場合であっても、原則として定められた期間内（2027年3月31日まで）に事業を完了させてください。期限を跨いでの実施となる場合でも2027年4月30日までに中間報告書を提出していただくことになります。なお、延期期間の上限は地区補助金受領後24カ月以内と定められています。

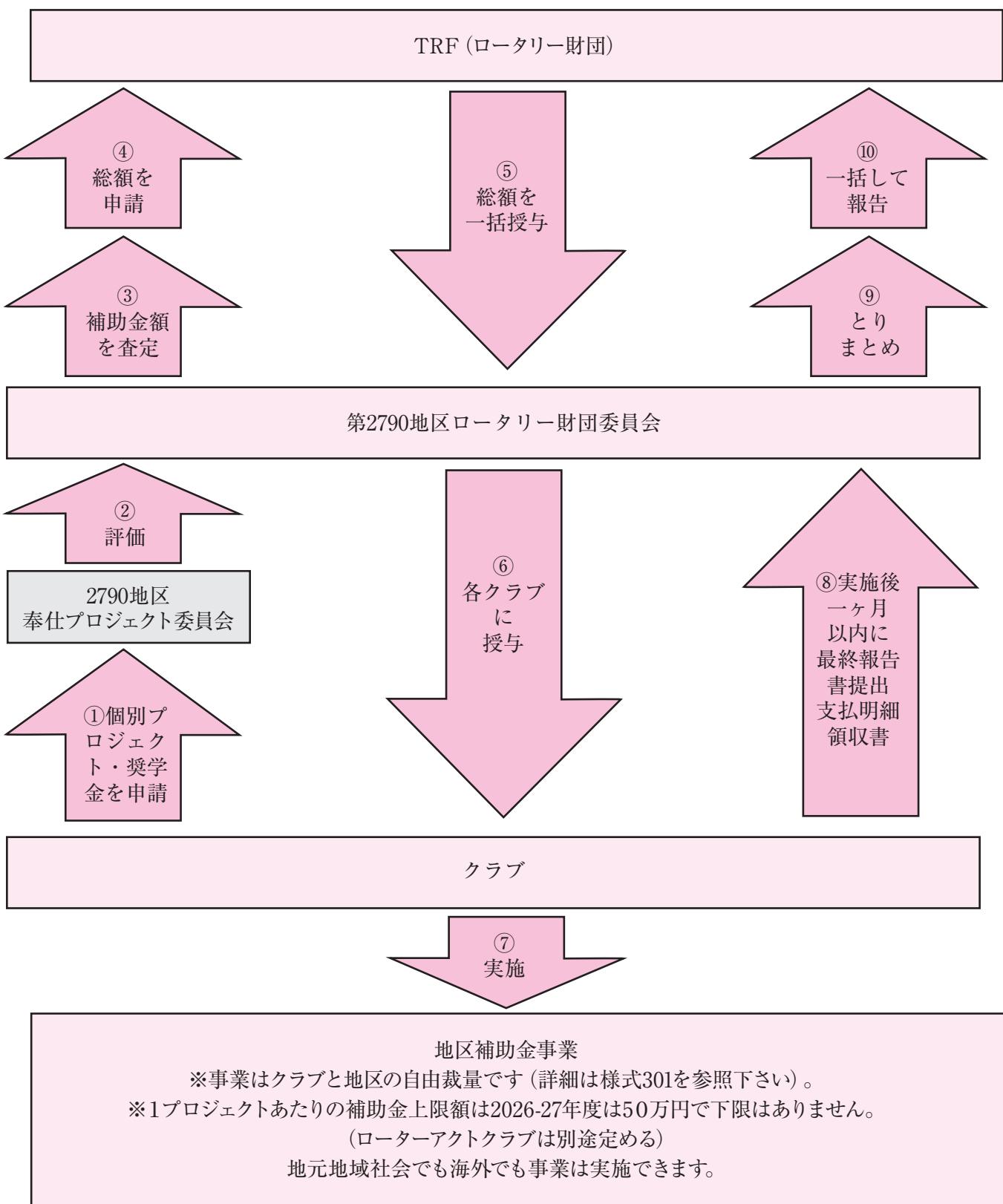
③事業を中止する場合

- ・事業を中止される場合であっても報告書の提出が必要となります。
- ・準備費で既に支出が行われていた場合、地区補助金を充当することができます。

2-2-3) 地区補助金(DG)の申請

地区補助金の申請から報告の流れについてTRF、第2790地区ロータリー財団委員会、クラブ・ローターアクトクラブ・地区委員会の役割を図式で示しました。

地区補助金奨学金もこれに含まれます。



2-2-4) 地区補助金（DG）事業の実績

6-5) 地区補助金実績表を参照して下さい。

2-3) グローバル補助金（GG）の概要

2-3-1) グローバル補助金（GG）の概要

◎目的

グローバル補助金は、以下の国際的な活動を対象としています。

グローバル補助金は、以下のロータリーの重点分野に該当する国際的な活動を対象としています。いずれもロータリーの「7つの重点分野」に合致する必要があります。

- ・人道的プロジェクト：地域社会の人びとが特定した優先課題に取り組み、持続可能かつ測定可能な成果をもたらすもの。
- ・職業研修チーム（VTT）：専門職業人から成るチームが海外に赴き、研修を提供したり受けたりすることで、地域社会の人びとの職業スキル向上を支援します。
- ・奨学金：7つの重点分野におけるキャリア構築を目指す人に海外の大学院への留学費用を提供する。8月・9月・10月のいずれかに留学を開始する奨学生の申請書の提出期日は、6月30日です。

※申請書を提出する前に地域別の補助金担当職員に連絡をし、助言を得る事で、補助金が受領資格を満たしているかどうかを立案段階で確認することができます。これにより時間と労力の節約につながります。

2-3-2) グローバル補助金（GG）の要件

▼活動の要件

- ①地元地域の人びとが特定した優先課題に取り組むこと
- ②測定可能で持続可能な成果を上げること
- ③少なくとも一つの「7つの重点分野」に沿っていること
- ④事業規模は30,000 USドル以上であること
- ⑤優先課題に地域社会が自力で取り組む力を高めること
- ⑥地元のロータリー会員が積極的に参加すること

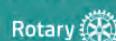
▼補助金提唱者に関する要件

- ①年度ごとに参加資格認定（補助金管理セミナーの出席+MOUへの同意と署名）を受けること
- ②海外のロータリー（地区／クラブ）と協力すること
 - ・実施国側提唱者（Host）：プロジェクトを実施する、または留学生が留学する地域社会内またはその周辺の地区／クラブ
 - ・援助国側提唱者（International）：実施国側提唱者と協力する、実施国外にある地区／クラブ

実施国側提唱者
(Host)



援助国側提唱者
(International)



- ③現地の地域社会が活動の立案と実施に積極的に参加すること
- ④予算と財務管理計画を含むプロジェクト計画を立てる

- ⑤補助金センターを通じて補助金を申請する
- ⑥期日までに報告書(12か月経過時に中間報告書、事業終了時に最終報告書)を提出すること
- ⑦代表提唱者となれるのは1度に10件までに限られる

▼人道的プロジェクト、および職業研修チームを含むプロジェクトの場合：

- ①申請前に地域社会の調査を実施し、その結果を申請書に添える。
- ②プロジェクトの目標に向けた進捗を測定する

2-3-3) グローバル補助金(GG)の参加資格認定

▼活動の要件

補助金の参加資格認定プロセスを通じて、クラブは、ロータリーが定める財務と補助金の手続きに従うことに同意する必要があります。

グローバル補助金の参加資格認定には、以下、3つのステップがあります。

(1) 補助金管理セミナーに参加する：

グローバル補助金を申請するロータリー会員が地区主催の補助金管理セミナーに出席するべきですが、無理な場合は他のクラブ会員が参加してもかまいません。いずれにしても、クラブからは少なくとも1名の参加が必要になります。

(2) クラブの覚書(MOU)への同意と署名：

「覚書(MOU)」とはクラブと地区の間で交わされる同意書で、補助金管理に関する財団の最低要件が記載されています(財務管理計画書の作成など)。クラブ会長と会長エレクトがMOUに署名し、地区に提出する必要があります。

(3) 地区が独自に設けている要件への同意：

ロータリーの方針文書には全クラブに共通の要件が盛り込まれています。更に第2790地区が独自の要件を設定しております。

参加資格を維持するには、毎年このステップを完了してください。

まとめ

クラブが参加資格を満たし、グローバル補助金を申請する場合は、プロジェクトがグローバル補助金の要件を満たしているかどうかを十分ご確認下さい。グローバル補助金の活動(奨学金を除く)は、(1)受益社会の人々がサポートしていること、(2)ロータリー会員が主導すること、(3)測定可能な結果を残すこと、(4)補助金が使い尽くされた後も地域社会が自力で持続していくもの、であることが条件です。

2-3-4) 予算の編成と資金調達

▼予算を組む

- ・地区財団活動資金(DDF)と国際財団活動資金(WF)、そして現金拠出などを組み合わせて予算を編成します(次項、資金の調達を参照)。
- ・補助金は土地や建物の購入、学校・病院などの建築・増築(一部建設済みの建造物の完成を含む)や、補助金終了後にロータリーの所有物となる物品等に関しては予算に含めることができません。これらは「補助金の受領資格のない活動」とされます。『グローバル補助金 授与と受諾の条件』の「2.受領資格のない活動」の項も併せてご参照ください。
- ・トイレ棟及び衛生システム、連絡道路、橋、倉庫、水・灌漑システム・倉庫などは

補助金の使用が可能です。『グローバル補助金 授与と受諾の条件』の「1. 受領資格のある活動」の項をご参照ください。

- ・予算の 10%までをプロジェクト管理費、臨時費、モニタリングと評価の費用に充てることができますですが、モニタリングと評価に関連する海外渡航費に補助金の使用は不可です。
- ・機材や物資は可能な限り現地で購入する必要があります（持続可能性の考慮のため）。
- ・物資やサービスにかかる費用を計上する際は 3 社以上の見積を取り、その入札プロセスについて申請書で開示しなければなりません。

▼資金の調達

- ・グローバル補助金の最低予算は 30,000 ドルです。
- ・地区財団活動資金 (DDF) に対して国際財団活動資金 (WF) から 80% の上乗せがあります。
- ・現金寄付：承認済みグローバル補助金への現金拠出を指します。WF の上乗せはありません。
- ・冠名指定寄付：15,000 ドル単位で使用されます。WF の上乗せはありません。
- ・人道的プロジェクトと VTT に利用可能な地区財団活動資金 (DDF) は 2790 地区では上限 15,000 ドルとなります。これに国際財団活動資金 (WF) から上限 80% の上乗せがあり、補助金全体としては 27,000 ドルになりますので条件を満たすことができません。不足分は現金拠出もしくは相手国側の DDF 等を組み合わせて予算を組んでください。
- ・全拠出額の 15% 以上は実施国以外から調達する必要があります。

◎補助金を申請する

- ・グローバル補助金の申請は申請クラブが My ROTARY の「補助金センター」上で行います。
- ・補助金センターでの申請前に地区財団統括委員会へ所定の様式を提出し、事前に承認を得てください（第 2790 地区で独自に定めている要件の項を参照）。
- ・ガバナー事務所、クラブ事務局の My ROTARY のアカウントでは補助金センターに入ることができないのでご注意ください。申請でお困りのことがあった場合、地区財団統括委員会にお問い合わせください。地区財団統括委員会では補助金センター上の申請内容を常時確認しております。
- ・グローバル補助金は年間を通じていつでも申請可能です。
- ・申請時の言語はどの国の言語でもかまいません（英語での記載が望ましいようです）。
- ・国外旅行を含むプロジェクトの場合は、出発の少なくとも 90 日前に申請を出す必要があります。
- ・TRF に提出後、おおむね 4 週間以内に審査が行われます。申請内容は TRF の地域別補助金担当職員が審査します。人道的プロジェクトと VTT は実施国の中の担当者が、奨学生は派遣国の中の担当者による審査となります。この補助金担当職員がその補助金の全期間にわたって TRF の窓口となります。
- ・追加情報が必要な場合、補助金担当職員が提唱者に連絡をします（E メール）。また、改善提案をする場合もあります。担当職員から追加情報の提出要請や改善提案を受けた場合、手続きの遅延を避けるために迅速にご回答ください。

▼申請が承認されない場合

- ・申請はグローバル補助金の要件を満たしていない場合は承認されません。
- ・不承認となる主な理由：
 - ・プロジェクトの内容が「7つの重点分野」のどの目標とも合致していない。

- ・プロジェクトが成功しないリスクが高い
- ・プロジェクトが持続可能でない。
- ・プロジェクトが主に他団体のプログラムを支援するものである
- ・地域社会の調査が実施されていない。

2-3-5) 2790 地区で独自に定めている要件

- ・人道的プロジェクトと VTT に利用可能な地区財団活動資金 (DDF) は第 2790 地区では上限 15,000 ドルとなります。
- ・地区の DDF を使用する申請：ロータリー財団への申請前に地区財団統括委員会宛に様式 501 と様式 511 の提出が必要です。提出が無い場合、地区は申請を承認いたしません。
- ・地区の DDF を使用しない申請：ロータリー財団への申請前に地区財団統括委員会宛に様式 501 の提出が必要です。提出が無い場合、地区は申請を承認いたしません。

参考）申請フロー

- ・地区の DDF を活用する場合の申請フロー：DDF の使用承認（ガバナー・地区財団委員長）→申請内容の承認（地区財団委員長）→TRF の承認
- ・地区の DDF を活用しない場合の申請フロー：申請内容の承認（地区財団委員長）→TRF の承認
- ・グローバル補助金の申請にはクラブ理事会の承認を必要とします。
- ・1 ロータリーアンダード内に申請できるグローバル補助金は 1 クラブ 1 件までです。
- ・DDF は代表提唱者となったクラブのみ支給となります（複数クラブによる場合でも申請としては 1 件とカウントします）。
- ・グローバル補助金プロジェクトの申請件数が多く、DDF が不足となる場合は、DDF の支給額を減額する可能性があります。

2-3-6) プロジェクトの実施、測定、評価

▼モニタリングと評価

- ・プロジェクトの進捗と実績を評価するために体系的にデータを収集し、記録・確認をします。
- ・プロジェクトの開始から終了まで進捗をモニタリングすることで、プロジェクトが計画どおりに進んでいるか、また測定可能な成果が出ているかどうかを確認できます。

▼財務の透明性

- ・補助金資金は実施国側提唱者が管理することが推奨されております。
- ・補助金の受領と支払いに使う専用の銀行口座を維持する必要があります。
- ・期間中に発生した利子は補助金活動に使用するか、TRF に返還します。
- ・銀行口座は提唱クラブ（地区）の口座でなければならず、口座名義にはクラブ名または地区番号を含めてください。
- ・アルゼンチン、ブラジル、インドのクラブ（地区）に授与される補助金には特別な財務報告要件があります。

▼補助金の送金

- ・グローバル補助金申請書が TRF から承認されると、提唱者に通知が送られます（E メール）。

- ・提唱者が支払いを受けるには、この通知に記載されている以下の要件を完了する必要があります。

①ロータリー財団を通じて送金する

金額：拠出金額に手数料として5%を上乗せした金額をTRFに送金します。着金時のRIレートが適用されます。

寄付者：公益財団法人ロータリー日本財団に振り込みます。寄付送金明細書の寄付分類欄にGGで始まる補助金番号を記載してお送りください。My Rotaryからのオンライン寄付も可能です。

注意：現金拠出は申請が承認された後に送金を行ってください。

②プロジェクトの現地口座に直接送金する

プロジェクトの口座に直接入金することもできます。日本のクラブの拠出金が多く、5%の送金でも数十万円を超える手数料になる場合、直接送金を考えて下さい。自クラブ、または近隣クラブに在籍する銀行員の方に相談するといいでしょう。

▼財務記録を付ける

- ・支出は予算に基づいて支出し、必ず記録を付けます。
- ・75USドル以上の経費は全て領収書の原本の保管が必要です。
- ・支払いは取引記録が残る方法が推奨され（銀行送金など）、現金での取引は極力控えるべきとされております。

2-3-7) 中間報告と最終報告

▼報告要件

- ・実施国側、援助国側双方の提唱者は補助金使用について報告する義務を負います。
- ・補助金の報告は「補助金センター」を通じて行います。
- ・報告内容には、進捗状況、ロータリー会員の参加状況、支出と財務管理などが含まれます。
- ・プロジェクトに関する全取引の完全な銀行取引明細書も提出します。

▼報告の期日

- ・中間報告書は、補助金の最初の支払いを受領してから12か月以内に提出し、その後は12か月ごとに提出します。
- ・最終報告書は、プロジェクトの完了から2か月以内です。

▼報告の遅延

- ・報告書の提出期限が超過している提唱者にはTRFから通知が送られます（Eメール）。
- ・ゾーン、地区、クラブ会長にも同じ通知が送られ、注意喚起と同時に提唱者が報告義務を果たすようにこれらのリーダーの協力を促されます。

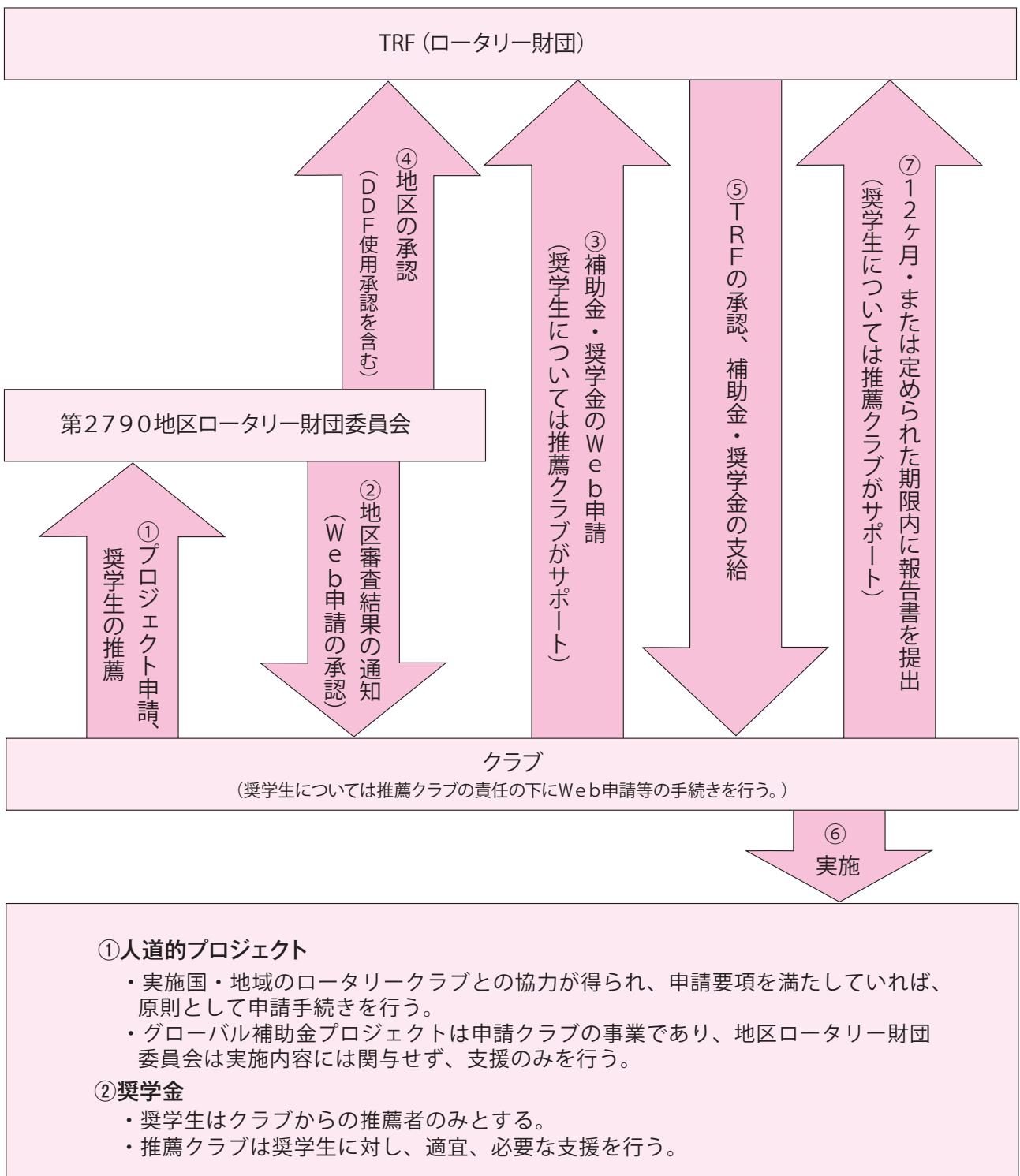
▼報告遅延によるペナルティ

- ・報告が遅延している提唱者は報告義務を果たすまでは新規の補助金を受領できません。
- ・2年間を過ぎても提出されない場合は、ロータリー補助金への今後の参加が停止されます。

2-3-8) グローバル補助金（GG）の申請フロー

グローバル補助金の申請から報告の流れについて財団、地区、クラブの役割を図式で示しました。

グローバル補助金奨学生もこれに含まれます。



①人道的プロジェクト

- ・実施国・地域のロータリークラブとの協力が得られ、申請要項を満たしていれば、原則として申請手続きを行う。
- ・グローバル補助金プロジェクトは申請クラブの事業であり、地区ロータリー財団委員会は実施内容には関与せず、支援のみを行う。

②奨学生

- ・奨学生はクラブからの推薦者のみとする。
- ・推薦クラブは奨学生に対し、適宜、必要な支援を行う。

2-3-9) グローバル補助金(GG)の立案から報告完了までの流れ

グローバル補助金は、年度を通じて随時申請することができ(奨学生については別途)、申請が受理された順に TRF 審査が行われます。
プロジェクトの立案から完了までの流れを示します。

調査
提案

- ー代表提唱者は現地調査を実施し、実施国・地域代表提唱者と協働して、『地域社会調査の結果フォーム』(※)事業計画書等を作成する。
- ークラブは、地区ロータリー財団委員会に**地区審査のための書類を提出する。**

※地域社会調査に係る費用を賄うために、地区補助金の資金を活用することができる。
地区審査のための書類:
1) グローバル補助金事業計画書 (様式 501)
2) DDF 使用申請書 (様式 511)

地区審査

- ー地区ロータリー財団委員会は、補助金申請要件に合致しているか確認する。
- ー地区的 DDF を活用する申請の場合、地区ガバナーとロータリー財団委員長は、確認の後、**DDF の使用を承認し、クラブ(代表提唱者)の Web 申請を承認する。**
(必要に応じ Web 申請等を支援)

Web 申請
TRF 審査

- ークラブは、申請書記入後、地区ロータリー財団委員会の承認ののち、**TRF に Web 申請する。**

※TRFへの申請後、不足事項等がある場合は、TRFから照会があり、クラブは回答を含め適切に対応する。
※TRFからメールにより承認・不承認が通知される。(奨学生については、承認により奨学生として決定される。)
※補助金を受領し資金管理を行う場合は、申請書の審査段階で銀行口座情報を補助金センターから提出する。署名人 2 人が必要。署名人は口座の所有者でなければならない。

事業開始

- ーTRF 承認後、クラブは、グローバル補助金財務管理計画規定を作成し、補助金管理委員会を設置する。
- ーTRF が銀行情報を確認後、補助金は指定口座に入金される。
(奨学生の場合、約 4 週間後に奨学生が指定するクラブ又は地区口座へ入金予定)

記録
報告

- ークラブは、事業活動の写真、記録等を随時作成する。
- ークラブは、MyROTARY の画面から、プロジェクト期間中 12 ヶ月以内毎に**「中間報告書」**を提出し、プロジェクト完了後 2 ヶ月以内に**「最終報告書」**を提出する。

完了

- ーTRF は**「最終報告書」**を受理し、現地の地域社会が持続可能な手段を備えたことを確認し、**補助金を修了**とする。
- ークラブは、プロジェクトに関する**書類を 5 年間保管**する。(MOU 「6. 書類の保管」による)

※申請書の入力方法については第 2790 地区ロータリー財団へ、申請内容については国際ロータリー日本事務局財団室へ問い合わせて下さい。

国際ロータリー日本事務局 財団室
(TEL) 03-5439-5805 (FAX) 03-5439-0405
(Email) RIJPNTRF@rotary.org

2-3-10) グローバル補助金(GG)の当地区の実績

第2790地区におけるグローバル補助金事業が始まった2013-14年度から、人道的プロジェクト14件、奨学生23人が下記の通り完了・進行中(審査中を含む)です。

■人道的プロジェクトの例

クラブ名	実施国	活動名	主な重点分野
茂原 RC	台湾	山間部医療バスプロジェクト	疾病予防と治療
市原中央 RC	インドネシア	きれいな水プロジェクト	水と衛生
第2790地区	モンゴル	感染予防プロジェクト	疾病予防と治療
千葉南 RC	韓国	障害者・IT専門教育プロジェクト	経済と地域社会の発展
勝浦 RC	スリランカ	清潔な水プロジェクト	水と衛生
市原中央 RC	台湾	障害者自立教育プロジェクト	地域社会の経済発展
柏南 RC	ケニア	カグンドゥイニ診療施設の設備	母子の健康
柏西 RC	タイ	大腸内視鏡検査機の提供	疾病予防と治療
木更津東 RC	タイ	バンクンティアン病院に医療機器の提供	疾病予防と治療
習志野 RC	フィリピン	小学校の手洗い等衛生改善プログラム	水と衛生
茂原 RC	台湾	医院の臨床技能訓練の資質向上と医療専門スキルの強化教育	疾病予防と遅漏
市原中央 RC	タイ	健康増進と疾病予防プログラムのサポート	疾病予防と治療
佐倉 RC	ネパール	シェリー・サースウォティ中学校プロジェクト	水と衛生 基本的教育と識字率向上
市原中央	タイ	気管支鏡検査能力構築と臨床応用による肺ケアの強化	疾病予防と治療

■奨学生の例

クラブ名	実施国	大学	主な重点分野
柏 RC	オーストラリア	The University of Queensland Master of Applied Linguistic(TESOL)	基本的教育と識字率向上
銚子 RC	スイス	The Graduate of International and Development Studies	平和構築と紛争予防
松戸 RC	イギリス	University of Oxford Diplomacy	平和構築と紛争予防
千葉 RC	イギリス	University College London MSc Women's Health	母子の健康
柏東 RC	イギリス	Glasgow Caledonian University Physiotherapy, MSc	疾病予防と治療
野田 RC	イギリス	University of Bristol	平和構築と紛争予防
浦安 RC	イギリス	University of Sussex	基本的教育と識字率向上
習志野 RC	イギリス	University College London (UCL)	平和構築と紛争予防
佐倉 RC	イギリス	School of Oriental and African Studies, University of London	平和構築と紛争予防
市原 RC	アメリカ	ワシントン大学 The Master of Human-Computer Interaction and Design	基本的教育と識字率向上
八千代 RC	アメリカ	ミシガン大学 Ross ビジネススクール MBA 取得	地域社会の経済発展
船橋南 RC	イギリス	英国 University of Sussex の MA Migration and Global Development	平和構築と紛争予防
柏南 RC	アメリカ	Educational Leadership, Organization, and Entrepreneurship Harverd University Graduate School	基本的教育と識字率向上
松戸北 RC	ドイツ	Environmental Protection & Agricultural Food Production University of Hohenheim	環境

クラブ名	実施国	大学	主な重点分野
市川 RC	オランダ	MSc programme in Urban Management and Development (UMD) Erasmus University Rotterdam	地域社会の経済発展
旭 RC	アメリカ	MSPH International Health (Global Disease Epidemiology and Control) Johns Hopkins Bloomberg School of Public Health	疾病予防と治療
船橋 RC	イギリス	MSc Humanitarianism, Aid and Conflict SOAS University of London	平和構築と紛争予防
四街道 RC	アメリカ	Master of Science in Educational Leadership and Policy Analysis University of Wisconsin-Madison	基本的教育と識字率向上
松戸 RC	アメリカ	support the development and creation of social entrepreneurs Columbia Business School	地域社会の経済発展
千葉 RC	イギリス	MSc Tropical Medicine & International Health The London School of Hygiene & Tropical Medicine	疾病予防と治療
松戸 RC	カナダ	Master of Global Affairs University of Toronto	地域社会の経済発展
木更津 RC	スコットランド	cultivating experts in international human resource management	地域社会の経済発展
柏南 RC	イギリス	Master of Public Health Imperial College London	疾病予防と治療

2-3-11) グローバル補助金(GG)の申請・実施・報告に関する資料

- グローバル補助金に関するリソースとして、様々な資料が公開されております。
- 資料は My ROTARY「補助金センター」内の「補助金に関するリソース」から入手できます。

補助金

グローバル補助金に関するリソース

一般的な資料

グローバル補助金の詳細はこれらのリソースをご覧ください

グローバル補助金ガイド

重点分野の基本方針

「基本的教育と識字率向上」グローバル補助金 授与のガイドライン

「地域社会の経済発展」グローバル補助金 授与のガイドライン

「疾病予防と治療」グローバル補助金 授与のガイドライン

グローバル補助金のための冠名基金 および冠名指定寄付：よくある質問

「環境」グローバル補助金 授与のガイドライン

「母子の健康」グローバル補助金 授与のガイドライン

グローバル補助金奨学生のためのオリエンテーション

職業研修チーム(VTT)のためのオリエンテーション

「平和構築と紛争予防」グローバル補助金 授与のガイドライン

ロータリー財団 グローバル補助金 授与と受託の条件

申請書・報告書の作成に関する資料

申請書または報告書の作成に役立つこれらのリソースをご覧ください

グローバル補助金申請のテンプレート

グローバル補助金 計算表

グローバル補助金報告者のテンプレート

グローバル補助金：奨学生候補者のための申請書テンプレート

補助金センターのご利用ガイド：グローバル補助金奨学生

申請書のアップロード

以下の項目を完了し、申請書と共にアップロードしてください

協力団体の覚書

グローバル補助金 小口融資プロジェクトに関する補足書式

グローバル補助金 小口融資プロジェクト報告書の補足書式

グローバル補助金 地域社会調査の結果フォーム

グローバル補助金 研修計画

職業研修チームの日程表

職業研修チーム：メンバー申請書

3) ロータリー財団奨学生

3-1) 地区補助金 (DG) 奨学生 申請要項 (様式 601)



国際ロータリー第 2790 地区 地区補助金 (D G) 奨学生 申請要項

国際ロータリー第 2790 地区では、2026-27 年度に派遣する地区補助金奨学生募集要項を次の通り定めています。

1. 目的

ロータリーの理念と TRF の使命に即した修学と奉仕を志す「地区補助金奨学生」を選抜し、奨学金の給付等を通じて国際理解と世界平和の促進を支援します。

2. 奨学金の種類と内容

分 野	研究分野は問わない
奨学金の種類	海外の大学または大学院で 1 年間学ぶための奨学金
支給金額	20,000 U S ドル（旅費を含む）
派遣国	世界のロータリークラブ所在国
派遣年度	2026 年 7 月 1 日～2027 年 6 月 30 日の間に就学していただきます。
募集人数	若干名

3. 申請資格

- (1) 地区への申請締切(2026年2月28日)までに留学先の教育機関に既に合格しており、入学許可を証明する書類を有していること。
- (2) 希望する留学国での修学に必要とされる語学レベルを有し、学業継続と国際親善の任務を全うしうる者であること。
 - ・英語・・・TOEFL-IBT94、CBT240、あるいは PBT587 以上
 - ・フランス語・・・フランス語検定 2 級程度
 - ・ドイツ語・・・ドイツ語検定 2 級程度
 - ・上記以外の言語の場合は、地区ロータリー財団委員会へメールにてお問い合わせください。
- (3) 相手国を理解すると共に、郷土日本の歴史、地理、文化、時事問題等に関し比較説明を行い得る者であること。
- (4) 上述知識のほか、ロータリーの目的、理想、組織等についての認識と理解が必須です。また、出発前オリエンテーション(数回を予定) や行事に出席する義務が課されます。
- (5) 健康で独創性と順応性を持ち、ロータリーの目的に対して誠実であること。
- (6) ロータリーへの寄与を約束する人。
- (7) 応募者の居住地、職場、大学、本籍のいずれかが千葉県内にあること。
- (8) 2026 年 3 月末までに大学課程を修了している者、または、修了が見込まれる者。
- (9) ロータリークラブの会員（退会後 3 年未満の者を含む）及び関係組織の職員、並びにこれらの配偶者及び直系親族（養子を含む）は申請できません。

4. 奨学金の条件

- (1) 奨学生は、留学中及び帰国後ロータリーの求めに応じ、少なくとも 10 回以上の講演・卓

話等各種の国際親善のための奉仕のほか、留学中に定期報告を行う義務を負います。

- (2) 出発前のオリエンテーションの無断欠席や、語学力不足、学業成績不良、不良行為、報告不提出、無断課程変更、中途退学、国際親善の任務不履行等、奨学金目的の達成困難が明らかになった場合、奨学金は打ち切られます。修学中断の理由によっては、返金を求める場合があります。
- (3) 支給された奨学金の使用に当たり、75米ドル以上の経費は、領収書を受領し、後日、第2790地区ロータリー財団委員会に提出していただきます。
- (4) 留学前、留学中、帰国後を通して推薦クラブ、第2790地区、及び学友会（奨学生同窓会）との連絡を維持すること。
- (5) 奨学金支給期間の終了後は、たとえ外国に滞在していても、第2790地区の活動に協力するとともに、地区財団学友会に加入し、留学で得た知識や体験をもとに後輩を指導するなど、その他学友会の活動に積極的に参加して頂きます。この地区財団学友会活動への参加意思が申請の前提となります。
- (6) 国際ロータリーやTRFは奨学金支給以外にいかなる責任も負いません。
- (7) マケレレ大学（ウガンダ・カンパラ）クイーンズランド大学（オーストラリア）、ブラッドフォード大学（英国）、デューク大学（米国）、ノースカロライナ大学チャペルヒル校（米国）、ウプサラ大学（スウェーデン）チュラロンコーン大学（タイ）を留学先の教育機関としている場合、ロータリー平和センタープログラムと一部でも重なりがある場合、奨学金は認められません。

5. 推薦クラブ

申込者は本籍、居住地、職場、大学等のいずれかの所在地に所在するロータリークラブに推薦を申請してください。最寄りのロータリークラブへの連絡先等は、第2790地区ガバナー事務所ホームページのクラブ情報で確認下さい。電話等によるお問い合わせにはお答え出来ません。

財団補助金奨学生の事業は推薦クラブが申請する財団補助金事業であり、第2790地区ロータリー財団委員会の事業ではありません。

6. 申請手順

- (1) 下記の提出物一覧に掲げる申請書類に漏れなくかつ正確に記入後、推薦クラブへ2026年2月14日までに提出して下さい。ガバナー事務所や地区に直送しても無効です。また、申込に関する書類は返還いたしません。
- (2) 申込書及び申請書は第2790地区ガバナー事務所の当該年度HPからダウンロードして下さい。
- (3) 推薦は原則として1クラブにつき地区補助金奨学生、グローバル補助金奨学生、いずれか1名のため、クラブが指定する日にクラブ選考がある場合がありますので期間に余裕を持ってください。クラブによる推薦のない申請書は受理されません。
- (4) 選考日程は次の通りです。

①募集開始：2025年12月15日

※申請要領は第2790地区のホームページからダウンロードして下さい。

②クラブへの申込締切：2026年2月14日

③クラブから地区への申請締切：2026年2月28日

④地区奨学生選考会：2026年4月12日

※選考結果は推薦クラブと本人宛にメールで連絡します。

- (5) 地区奨学生選考会の合格者に対して2026年5月～8月の期間に複数回、出発前オ

リエンテーションを実施予定です。奨学候補者は、出発前オリエンテーション等に出席し、手続きをすべて完了した段階で初めて奨学生となります。この出発前オリエンテーションへの欠席者は失格となる場合があります。また、スポンサークラブの代表連絡者もご同席をお願いします。

7. 提出書類

	書類	記入言語	部数	備考
1	地区補助金奨学生申請書（様式602）	日本語	1部	推薦先クラブの承認が必要となりますので早めに作成されることをお勧めします。
2	地区補助金奨学生申込書 (申込者⇒ロータリークラブ) (様式603)	日本語	1部	要写真添付。
3	留学先教育機関での入学許可証	日本語又は留学先言語	1部	無条件の入学許可証 ※期日までに提出が無理な場合は応相談
4	公的な語学試験のスコア	日本語又は英語	1部	英語は TOEFL または IELTS とする。 (最新年度) コピー可
5	推薦状	日本語	1部	教師（2名）又は適切な雇用主／上司2名からの推薦が必要。要厳封。
6	成績証明書	日本語 (英語も可)	1部	最終教育機関の成績表 提出 ※コピー可（選考会時に原本持参）
7	事前審査書 (日本語版・英語版)	日本語 英語	各1部	『地区補助金：奨学生候補者のための申請書テンプレート』（様式604） 『RID 2790 DISTRICT GRANT SCOLARSHIP CANDIDATE APPLICATION TEMPLATE』（様式605）

※ロータリーの使命や理念については、国際ロータリーのHP (<http://www.rotary.org/ja>) をご参考下さい。

※申請、手続きに対する疑義解釈をQ & A形式で第2790地区のホームページ (<https://www.rid2790.jp/2025>) に掲載しております。ご参照下さい。

8. 選考会後の流れ

- (1) 地区ロータリー財団委員会は選考試験を行い、地区補助金奨学生を若干名まで派遣選抜します。
- (2) 申込者は、ロータリークラブと協力して、留学先の地区又はクラブを選定します。
- (3) 地区ロータリー財団委員会は、出発までに数回のオリエンテーションを実施します。奨学生候補者は、オリエンテーションを受講しなければなりません。
- (4) ロータリー財団の承認が得られると地区補助金奨学生に決定します。8月上旬頃、ロータリー財団より地区に奨学生が入金されます。
- (5) 奨学生は、資金の支出について記載した最終報告書を、補助金受領後12カ月以内、または最後の支払を受領してから2カ月以内に提出しなければならない。また留学期間が2027年6月を超える場合は、2027年4月30日までに中間報告書を提出しなければならない。

3-2) グローバル補助金（GG）奨学生申請要項（様式 701）



国際ロータリー第 2790 地区 グローバル補助金（G G）奨学生 申請要項

国際ロータリー第 2790 地区では、2026-27 年度に派遣するグローバル補助金奨学生申請要項を、次の通り定めています。

1. 目的

ロータリー財団が定めた 7 つの重点分野のいずれかに合ったキャリアを目指し、自分の研究と活動をロータリーの最終目的である「国際理解と世界平和」に生かす意欲がある方を支援します。

2. 奨学金の種類と内容

分 野	下記の分野を海外の大学院または大学院レベルの研究機関で学ぶことが条件です（Q & A 参照） ・平和構築と紛争予防 ・疾病予防と治療 ・水と衛生 ・母子の健康 ・基本的教育と識字率向上 ・経済と地域社会の発展 ・環境
奨学金の給付	1 年から最長 4 年まで
支給金額	40,000 U S ドル（旅費を含む）
派遣国	世界のロータリークラブ所在国
派遣開始日	2026 年 7 月 1 日～2027 年 6 月 30 日の新学期から開始しなければならない
募集人数	若干名

3. 申請資格

- (1) 地区への申請締切（2026 年 2 月 28 日）までに留学先の教育機関並びに研究機関に既に合格しており、入学許可を証明する書類を有していること。
- (2) 希望する留学国での修学に必要とされる語学レベルを有し、学業継続と国際親善の任務を全うしうる者であること。
 - ・英語 · · · · · TOEFL-IBT94、CBT240、あるいは PBT587 以上
 - ・フランス語 · · · フランス語検定 2 級程度
 - ・ドイツ語 · · · ドイツ語検定 2 級程度
3. 相手国を理解すると共に、郷土日本の歴史、地理、文化、時事問題等に関し比較説明を行い得る者であること。
4. 上述知識のほか、ロータリーの目的、理想、組織等についての認識と理解が必須です。また、出発前オリエンテーション（数回を予定）や行事に出席する義務が課されます。
5. 健康で独創性と順応性を持ち、ロータリーの目的に対して誠実であること。

6. ロータリーへの寄与を約束する人。
7. 応募者の居住地、職場、大学、本籍のいずれかが千葉県内にあること。
8. 2026年3月末までに大学課程を修了している者、または、修了が見込まれる者。
9. ロータリークラブの会員（退会後3年未満の者を含む）及び関係組織の職員、並びにこれらの配偶者及び直系親族（養子を含む）は申請できません。

4. 奨学金の条件

1. 奨学生は、留学中及び帰国後ロータリーの求めに応じ、少なくとも10回以上の講演・卓話等各種の国際親善のための奉仕のほか、留学中に定期報告を行う義務を負います。
2. 出発前のオリエンテーションの無断欠席や、語学力不足、学業成績不良、不良行為、報告不提出、無断課程変更、中途退学、国際親善の任務不履行等、奨学生目的の達成困難が明らかになった場合、奨学生は打ち切られます。修学中断の理由によっては、返金を求める場合があります。
3. 支給された奨学生の支給に当たり、75米ドル以上の経費は、領収書を受領し、後日地区ロータリー財団委員会に提出していただきます。
4. 留学前、留学中、帰国後を通して推薦クラブ、第2790地区、及び学友会（奨学生同窓会）との連絡を維持すること。
5. 奨学生支給期間の終了後は、たとえ外国に滞在していても、第2790地区の活動に協力するとともに、地区財団学友会に加入し、留学で得た知識や体験をもとに後輩を指導するなど、その他学友会の活動に積極的に参加して頂きます。この地区財団学友会活動への参加意思が申請の前提となります。
6. 奨学期間中、実施国側提唱者（留学先の地区またはロータリークラブ）の求めによりて、卓話（クラブの例会において30分程度のスピーチをする）を行ったり、各種行事に招かれた場合には、それに参加しなければなりません。
7. 国際ロータリーやロータリー財団は奨学生支給以外にいかなる責任も負いません。
8. マケレレ大学（ウガンダ・カンパラ）、クイーンズランド大学（オーストラリア）、ブランドフォード大学（英国）、デューク大学（米国）、ノースカロライナ大学チャペルヒル校（米国）、ウプサラ大学（スウェーデン）、バーチェシェヒル大学（トルコ）を留学先の教育機関としている場合、ロータリー平和センタープログラムと一部でも重なりがある場合、奨学生は認められません。

5. 申請手順

1. 下記の提出物一覧に掲げる申請書類に漏れなくかつ正確に記入後、推薦クラブへ2026年2月14日までに提出して下さい。ガバナー事務所や地区に直送しても無効です。また、申込に関する書類は返還いたしません。
2. 申込書及び申請書はRI第2790地区ガバナー事務所の当該年度HPからダウンロードして下さい。
3. 推薦は原則として1クラブにつき地区補助金奨学生、グローバル補助金奨学生のいずれか1名のため、クラブが指定する日にクラブ選考がある場合がありますので期間に余裕を持ってください。クラブによる推薦のない申請書は受理されません。
4. 選考日程は次の通りです。
 - a. 申請開始：2025年12月15日 ※申請要領は地区のホームページからダウンロードして下さい。
 - b. クラブへの申込締切：2026年2月14日
 - c. クラブから地区への申請締切：2026年2月28日
 - d. 地区奨学生選考会：2026年4月12日

※選考結果は推薦クラブと本人宛にメールで連絡します。

5. 地区奨学生選考会の合格者に対して2026年5月～8月の期間に複数回、出発前オリエンテーションを実施予定です。奨学候補者は、出発前オリエンテーション等に出席し、手続きをすべて完了した段階で初めて奨学生となります。この出発前オリエンテーションへの欠席者は失格となる場合があります。また、スポンサークラブの代表連絡者もご同席をお願いします。

6. 提出書類

	書類	記入言語	部数	備考
1	グローバル補助金奨学生申請書（様式702）	日本語	1部	推薦先クラブの承認が必要となりますので早めに作成されることをお勧めします。
2	グローバル補助金奨学生申込書（申込者→クラブ）（様式703）	日本語	1部	要写真添付。
3	無条件（または条件付き）の大学院の入学許可証、または大学院レベルの研究を行うための招待状	日本語 又は 留学先言語	1部	※期日までに提出が無理な場合は応相談
4	公的な語学試験のスコア	日本語 又は英語	1部	英語はTOEFLまたはIELTSとする。 (最新年度) コピー可
5	推薦状	日本語	1部	教師（2名）又は適切な雇用主／上司2名からの推薦が必要。要厳封。
6	成績証明書	日本語 (英語も可)	1部	最終教育機関の成績表提出 ※コピー可（選考会時に原本持参）
7	事前審査書 (日本語版・英語版)	日本語 英語	各1部	所定用紙あり 『グローバル補助金：奨学生候補者のための申請書テンプレート』（様式704） 『GLOBAL GRANT SCHOLARSHIP CANDIDATE APPLICATION TEMPLATE』（様式705）

※ロータリーの使命や理念については、国際ロータリーのHP (<http://www.rotary.org/ja>) をご参考下さい。

※各種申請書及び、手続きに対する疑義解釈をQ & A形式で第2790地区のホームページに（<https://www.rid2790.jp/2025>）掲載されております。ご参照下さい。

7. 選考会後の流れ

- (1) 地区ロータリー財団委員会は選考試験を行い、グローバル補助金奨学生を若干名まで派遣選抜します。
- (2) 申込者は、ロータリークラブと協力して、実施国側提唱者（留学先の地区又はクラブ）を選定します。
- (3) 申込者は、ロータリークラブと協力して、オンラインで、ロータリー財団に申請書を提出します。
- (4) 地区ロータリー財団委員会は、出発までに数回のオリエンテーションを実施します。奨学生候補者は、オリエンテーションを受講しなければなりません。
- (5) ロータリー財団の承認が得られるとグローバル補助金奨学生に決定します。決定後4週間程で、ロータリー財団より奨学生が入金されます。
奨学生は、留学中、12ヵ月ごとに中間報告書をオンラインでロータリー財団に提出し、留学期間終了後は、2ヵ月以内に最終報告書を提出しなければなりません。

3-3) ロータリー財団奨学生申請に関する疑義（Q&A）

昨年度までの質問を参考に作成しました。

申請者は、不明点がある場合は、疑義解釈を参照してからご質問ください。質問内容が、選考結果に反映されることがありますので、ご注意ください。

用語の説明（地）：地区補助金奨学生関係

（グ）：グローバル補助金奨学生関係

特に指定がない場合は、記載内容は地区補助金奨学生、グローバル補助金奨学生共通です。

Q1：大学院からの合格通知は、条件付き／無条件のどちらでもよいか。また、合格通知は3月31日までに取得しなければならないか。

回答：無条件の入学許可書が3月15日までに必要です。事情により選考試験の期日まで待つことも可能です。

Q2：推薦を受けるクラブは、居住地の近くにすべきか。

回答：居住地の近くが理想ですが、推薦してくれない場合は近隣の他クラブ、あるいは他の要素（スクールの近くなど）のクラブに推薦を申し込んで下さい。

Q3：必要な推薦状は「一部」とありますが、備考欄に「教師又は適切な雇用主／上司2名からの推薦が必要」とあります。これは教師2名または雇用主・上司2名、または教師と上司・雇用主2名ずつからの推薦状を一部用意するということでしょうか。

回答：学生の場合教師2名、社会人の場合は雇用主・上司の各1名で合わせて2名です。

Q4：千葉市中央区＊＊町に在住しており、千葉市＊＊区の大学に通っております。この場合はどちらの区のロータリークラブに申請書を提出すればよいのでしょうか。また、一度に複数のクラブに申請書を提出することはできますか。

回答：家から近いクラブに、まずご連絡ください。受け付けていない場合は、地区内の近隣のクラブの推薦を受けてください。（Q3を参照してください）一度に複数のクラブに申請する事はできません。

Q5：私は＊＊国（進学希望国）の大学院に進学を考えております。＊＊国の公用語は〇〇語（英語以外）ですが、大学院での使用言語は英語です。また、大学院出願の際も英語の語学スコアの提出のみを求められました。さらに〇〇語が公用語ですが英語でも生活をすることはできます。この場合は英語の語学スコアを提出すればよいのでしょうか。

回答：英語のスコアを提出してください。

Q6：私は＊＊国（進学希望国）の大学に10か月間交換留学をしておりました。その際の成績証明書の提出は必要でしょうか。（もし必要だったとしても、交換留学先では成績証明書の原本を交換留学終了後1通しか発行してもらえないため、成績証明書のコピーを提出することになります。）

回答：規定されていません。ただし、10か月の交換留学の成果、また再度留学する理由が合格のポイントになりますので、PRポイントとしてコピーを提出したほうが有利になることがあります。

Q7：現在2校の大学院に出願しており、結果がわかるのが3月中旬ごろなのですが、その場合は参加申込書及び小論文に2校分の内容のことを記載してよいでしょうか。

回答：2校分の内容が含まれても問題はありません。

Q8：成績証明書について、交換留学生の時の大学の成績書は原本1通しかないので、コピーの提出でよいか。

回答：提出はコピーで差し支えありません。選考試験で提示を求められた場合は原本の提示をお願いいたします。（選考試験当日は持参をお願いします。）いることを記述ください。ころもあります。

Q 9：重点分野と目標の記載につきましてご教示ください。

回答：「7つの重点分野」から一つを選んで留学先の専攻科目、経験が重点項目に一致していることを記述ください。

Q 10：「重点分野と目標」の2問目（受講予定のコースのリストや、プログラムに関してウェブサイト上に記載されている詳細情報へのリンクなど、専攻科目の内容について記述して下さい）につき、大学院で学ぶ内容を具体的に記載する箇所との理解ですが、受講希望のクラス名なども記載した方が宜しいでしょうか。詳細情報としてどこまで記述すべきかご教示ください。

回答：重点項目と一致することがわかる受講クラスまで必要です。

Q 11：最寄りのロータリークラブから推薦をいただく必要があるということですが、必要書類を提出する前に内諾等（電話などで問い合わせておくなど）は必要でしょうか。申請にあたり、ロータリークラブから推薦を頂くまでのプロセスについて、教えていただけますと幸いです。

回答：近隣のロータリークラブ事務局の連絡先を、第2790地区のホームページ等から調べてください。ロータリークラブによってはHPを持っていて、問い合わせができるところもあります。事務局に電話すれば進展すると思います。連絡が取れたら申請書を持って例会日等にクラブの推薦審査を受ける必要があります。

Q 12：IELTSのスコアしか持っていないませんが。

回答：TOEFL換算表によるスコアの提出で結構です。

Q 13：奨学生のお金の流れを教えて下さい。また、振り込まれる時期について教えて下さい。

回答：(地) 第2790地区の前年度(25-26)の事業報告がTRFに承認された後、奨学生を含む、26-27年度の事業に対し、TRFより一括で第2790地区ロータリー財団委員会に補助金が支給されます。その後、第2790地区ロータリー財団委員会より申請クラブに振込を行い、クラブより奨学生の口座へ振込をお願い致します。例年8月上旬を予定しております。申請クラブは奨学生決定後、地区補助金奨学生専用のクラブ名義の銀行口座の開設をお願い致します。

(ゲ) 第2790地区の選抜試験に合格後、申込者は申請クラブと協力してMy Rotaryにログインし、TRFに申請書を提出します。TRFの承認が得られるとグローバル補助金奨学生に決定します。決定後、4週間ほどでTRFより奨学生が入金されます。申請クラブは奨学生決定後、グローバル補助金奨学生専用のクラブ名義の銀行口座の開設をお願いいたします。My Rotary等奨学生応募の際に使用するメールアドレスは、gmailを使用すると手続きがスムーズに進みます。

Q 14：(ゲ) 奨学生の種類と内容の分野の説明の中に、「下記の分野を海外の大学院または大学院レベルの研究機関で学ぶことが条件です」とありますが、大学院レベルの研究機関とは何かを教えて下さい。

回答：日本でいう理化学研究所、医療の特殊な研究機関（外国も同じ）、外国では南極など極寒地でなければできない研究機関、宇宙に関する研究機関、アフリカなど熱帯地域でなければできない研究機関、その他特殊な研究機関、また大学院ではない大学の付属の研究機関のことをいいます。

Q 15：(ゲ) 2021-22年度よりグローバル補助金のTRFの上乗せ金額が100%から80%になりましたが、これによるグローバル補助金奨学生の支給金額に変更はありますか？

回答：グローバル補助金奨学生の支給金額は、今後TRFの上乗せ金額に変更があっても総額に変更はありません。（支給金額の増減は別途検討されます）

4) 補助金プログラムの参加資格

4-1) クラブの参加資格認定

ロータリー財団

クラブの参加資格認定：覚書（MOU）

1. クラブの参加資格認定
2. クラブ役員の責務
3. 財務管理計画
4. 銀行口座に関する要件
5. 補助金資金の使用に関する報告
6. 書類の保管
7. 補助金資金の不正使用に関する報告

1. クラブの参加資格認定

クラブは、参加資格の認定を受けるにあたって、ロータリー財団（以下「財団」）から提供されるこの覚書（MOU）に記載された財務と資金管理の要件を遂行すること、および、毎年最低1名のクラブ会員を地区主催の補助金管理セミナーに出席させることに同意しなければならない。クラブがグローバル補助金、企業の社会的責任（CSR）補助金、および大規模プログラム補助金を受領するには、参加資格を認められなければならない。ただし、地区補助金の資金を受領するにあたっては、クラブが資格認定を受けることは義務づけられていない。地区は、クラブの参加資格として追加の要件を定めたり、地区補助金の活用についてもクラブの参加資格認定を義務づけることができる。これらの条件をすべて満たすことにより、クラブの参加資格が認定され、ロータリー補助金への参加が認められる。

- A. 参加資格条件がすべて満たされた場合には、1ロータリーアンダードにわたり、クラブの補助金への参加資格が認められる。
- B. クラブが認定状況を維持するには、この覚書（MOU）、地区が定めた追加要件、その他該当するすべてのロータリー財団方針を遵守しなければならない。
- C. 資金の管理を誰が行うとしても、クラブが提唱した補助金資金の使用に対しては、クラブが責任を負う。
- D. 以下のような補助金資金の不正使用ならびに不適切な管理（ただし、これらに限られない）が確認された場合、クラブの参加資格が保留、あるいは取り消しとなる場合がある：不正、偽造、会員情報の改ざん、重大な過失、また受益者の健康、福利、安全を脅かす行為、不適切な寄付、私益のための資金使用、利害対立の未開示、個人による補助金資金の独占、報告書の偽造、水増し行為、受益者からの金銭の受領、不法行為、認められていない目的での補助金資金使用。
- E. クラブは、いかなる財務監査、補助金監査、業務監査にも協力しなければならない。

2. クラブ役員の責務

クラブ役員は、クラブの参加資格認定およびロータリー財団補助金の適切な使用について主要な責任を有する。

クラブ役員の責務には以下が含まれる。

- A. クラブの資格認定手続きの遂行と管理、認定状況の維持を担当するクラブ会員を最低1名任命する。
- B. すべてのロータリー財団補助金が、資金管理の方策と適切な補助金管理の慣行に

従って管理されるよう確認する。

C. 補助金に関するすべての人が、実際の利害の対立や、利害の対立であると認識される事態を避けるように活動するよう確認する。

3. 財務管理計画

クラブは、補助金の一貫した管理を行うために、書面で財務管理計画を作成しなければならない。

- 財務管理計画には、以下の手続きが含まれていなければならない。
- A. すべての領収書と補助金資金の支払いの記録を含め、標準的な会計基準に則って会計を維持する。
 - B. 必要に応じて、補助金の資金を支払う。
 - C. 資金の取り扱いは、複数の人で分担する。
 - D. 補助金で購入した備品・設備やその他の財産の目録システムを確立し、補助金関連活動のために購入したもの、作られたもの、配布されたものの記録を付ける。
 - E. 資金の換金等を含む全補助金活動が、現地の法律や規制を順守したものであることを確認する。

4. 銀行口座に関する要件

補助金資金を受け取るには、ロータリー財団の補助金資金の受領と支払いのみを目的とする口座をクラブが設けなければならない

- A. クラブの銀行口座は以下を満たしていかなければならない。
 - 1. 資金の支払いには、クラブの少なくとも2名のロータリー会員が署名人となること。
 - 2. 低金利、または無金利の口座であること。
- B. 利子が生じた場合には、すべて書類に記録し、承認された補助金活動に使用するか、ロータリー財団に返還しなければならない。
- C. クラブが提唱する各補助金につき、別個の口座を開設し、口座名は、補助金用であることが明らかに分かるものとすべきである。
- D. 補助金は、投資用口座に預金してはならない。これには、投資信託、譲渡性預金、債権、株の口座が含まれる（ただし、これらに限られない）。
- E. ロータリー財団補助金資金の受領および使用を裏付ける銀行明細書をいつでも提示できるようにしておかなければならない。
- F. クラブは、署名人の交代に備えて、銀行口座の管理責任の引継ぎ計画書を作成し、保管しなければならない。

5. 補助金資金の使用に関する報告

クラブは、ロータリー財団のすべての報告要件に従わなければならない。補助金に関する報告を通じて、ロータリー財団は補助金の使用状況を知ることができる。このため、この報告は補助金の資金管理の重要な部分である。

6. 書類の保管

クラブは、参加資格認定とロータリー財団補助金に関連する重要書類を保存するための、適切な記録管理システムをつくり、これを維持しなければならない。これらの書類を保管することにより、補助金管理の透明性が保たれるとともに、監査や財務評価の準備に役立つ。

- A. 保管する必要のある書類には、以下が含まれる（ただし、これらに限られない）：
1. 銀行口座に関する情報（過去の銀行明細書を含む）。
 2. 署名入りのクラブの覚書（MOU）を含む、クラブの参加資格認定に関する書類。
 3. 計画や手続きを記載した書類。これには以下が含まれる。
 - a. 財務管理計画書
 - b. 書類の保存と保管の手続き
 - c. 銀行口座署名人の引継ぎ計画書、および銀行口座の情報と書類の保管
 4. 購入したすべてのものの領収書と請求書を含む、補助金に関する情報
- B. クラブの記録は、クラブのロータリー会員が、または地区が要請した場合は地区が、閲覧、入手できるようにしなければならない。
- C. 書類は、少なくとも5年間、もしくは国や地域の法律によってはそれ以上の期間、保管しなければならない（日本の場合、グローバル補助金奨学金に関する書類は10年間保管しなければならない）。

7. 補助金資金の不正使用に関する報告

補助金資金の不正使用や不適切な管理があった場合、またはそう疑われる場合には、クラブはこれを地区に報告しなければならない。このような報告により、補助金資金の不正使用が絶対に許されないという環境をクラブ内に作り出すことができる。

承認と同意

この覚書（MOU）は、クラブと地区の間に交わされる同意書であり、補助金活動の適切な管理と財団補助金資金の適切な管理を行うための措置をクラブが取ることを認めるものである。この文書を承認することにより、クラブは、この覚書（MOU）に記載されたすべての条件と要件に従うことに同意する。

_____ ロータリークラブ／ローターアクトクラブを代表し、下記署名人は、
 _____ ロータリ一年度、この覚書（MOU）に記載されたすべての条件と要件に従い、これらの要件に関してクラブの方針や手続に変更や修正があった場合には、国際ロータリー第_____ 地区に通知することに同意する。

クラブ会長	
就任年度	2025 – 26
氏 名	
署 名	
日 付	2026年 月 日

クラブ会長エレクト	
就任年度	2026 – 27
氏 名	
署 名	
日 付	2026年 月 日

5) 地区規定・書式

5-1) 地区補助金(DG)財務管理計画規定(様式201)

○○ロータリークラブ 地区補助金財務管理計画規程

(目的)

第1条 この規程は、○○ロータリークラブ（以下「当クラブ」という）がロータリー財団（TRF）の地区補助金に関する国際ロータリー第2790地区（以下「地区」という）に提出したクラブの参加資格認定：覚書（以下「MOU」という）に記載された規定に基づき、当クラブが地区から受領した地区補助金の一貫した管理を行うために、制定するものとする。

(会計の維持)

第2条 地区から受領した地区補助金に関しては、すべての領収書と補助金資金の支払記録を含め、標準的な会計基準に沿って会計を維持するものとする。

(銀行口座の開設)

第3条 当クラブは地区から地区補助金を受領するために、当該事業専用の銀行預金口座を設けることが望ましい。

2 前項の銀行預金口座は普通預金口座とし、地区の振込手数料を節約するために、極力千葉銀行の普通預金口座とする。

(署名人)

第4条 当クラブは、理事会の決議により地区補助金の支払いに際して、当クラブ会員のうちから署名人2名を指名するものとする。

2 前項の署名人が都合により交替する場合には、後任者を理事会で決定し、退任する署名人は、後任の署名人に管理責任の引き継ぎをしなければならない。

(補助金の支払い)

第5条 補助金の支払いは、別表1に定める支払承諾書に支払先の住所及び名称、支払金額、振込先銀行名、支店名、預金の種類、口座番号、口座名義、その他必要な項目を記載して、前条の署名人に署名を求めなければならない。

2 前項の支払承諾書を受け取った署名人は、それぞれ内容を検討して、承諾するために、当該支払承諾書に署名するものとする。

3 署名された支払承諾書はプロジェクトの会計担当者に送付され、会計担当者が支払いの手続きをするものとする。

4 前項の支払いは、原則として振り込みの方法によるものとする。やむを得ず現金支払いの場合には、確実に領収書を取り寄せ、当該支払承諾書に添付するものとする。

(書類の保管)

第6条 当クラブは、MOUの「6.書類の保管」に規定されている書類を保存するために、当該事業に関する全ての書類を整然と整理し、少なくとも5年間保管するものとする。

(米国財務省外国資産管理局規制対象国に対する申請)

第7条 地区補助金を使用して海外の国に援助する場合、次に掲げる各国は米国財務省外国資産管理局（OFAC）規制対象国そのため、OFAC専門職員が活動の詳細を検討し、確認をする必要がある。地区補助金は、地区ロータリー財団委員会が、地区内クラブの全申請を1つのプロジェクトとして申請するため、万一下記の国に対するプロジェクトが承認されなかった場合には、地区内クラブから申請されたプロジェクト全体が承認されなくなる。このため当クラブは、次に掲げる各国に対するプロジェクトについては、地区補助金の申請はしないものとする。

●バルカン諸国（アルバニア、ボスニアヘルツェゴビナ、ユーゴスラビア連邦共和国：セルビアおよびモンテネグロコソボ、セルビア南部、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国） ●ベラルーシ ●ミャンマー ●中央アフリカ共和国 ●キューバ ●コンゴ民主共和国 ●エチオピア ●イラン ●イラク ●レバノン ●リビア ●マリ ●ニカラグア ●北朝鮮 ●ロシア ●ソマリア ●スーダン ●南スーダン ●シリア ●ウクライナ ●ベネズエラ ●イエメン ●ジンバブエ

付則1 この規程は、2026年1月1日から施行する。

別表 1 この規程は、2026年1月1日から施行する。

支払承諾書		
支払い先	住 所	
	支払先名	
支払金額		
振込先銀行	銀行・信金	支店
口座番号	普通預金	当座預金 No
口座名義		
摘要		

_____ロータリークラブの_____プロジェクトの資金として、
上記の通り承認頂きたく、署名人の署名をお願いします。

20 年 月 日

_____ ロータリークラブ
_____ プロジェクト
会計担当

上記の支払は、署名人において承認します。

20 年 月 日

_____ ロータリークラブ
_____ プロジェクト
署名人
署名人

署名人がこの支払いを承認しない場合には、その旨別紙に記載して連絡すること。

(注)請求書、振込依頼書写し、領収書、その他の関係書類は、この用紙に添付して下さい。

5-2) グローバル補助金(GG) 財務管理計画規定(様式202)

○○ ロータリークラブ グローバル補助金財務管理計画規程

(目的)

第1条 第1条 この規程は、○○ロータリークラブ（以下「当クラブ」という）がロータリー財団のグローバル補助金に関する国際ロータリー第2790地区（以下「地区」という）に提出したクラブの参加資格認定：覚書（以下「MOU」という）に記載された規程に基づき、当クラブがロータリー財団から受領したグローバル補助金を、当クラブと実施国側提唱クラブの両者（以下「両クラブ」という）が、一貫した管理を行うために制定するものとする。

(会計の維持)

第2条 地区から受領したグローバル補助金に関しては、両クラブ共すべての領収書と補助金資金の支払記録を含め、標準的な会計基準に沿って会計を維持するものとする。

- 2 両クラブが提唱者となったプロジェクトに関しての支払いの内、財団に申請した予算書に基づいて実施国側提唱クラブが行う部分は、実施国側提唱クラブに前項の規程の通り会計を維持するよう要請し、一定期間ごとにすべての領収書と補助金資金の支払記録の報告をEメール等で受け取り、両クラブで協同して管理するものとする。
- 3 財団に申請した予算書に計上していない項目については、原則的に支出してはならない。ただし、実施国側提唱クラブから予算外の支出の必要性があり、当クラブに援助の要請があった場合には、財団から受領した資金以外のクラブの資金やクラブ会員からの拠出によって賄えると当クラブの理事会が判断して決議した部分は、別に支出できるものとする。

(銀行口座の開設)

第3条 当クラブは、ロータリー財団からグローバル補助金を受領するために、当該事業専用の銀行預金口座を設けるものとする。この銀行預金口座の名義は、○○ロータリークラブ会計担当□□とする。（会長名又はロータリー財団委員長名でも可⇒クラブで決定する）

(署名人)

第4条 両クラブは、それぞれのクラブ理事会の決議により、グローバル補助金の支払いに際して、両クラブ会員の内からそれぞれ署名人2名を指名するものとする。

- 2 前項の署名人が都合により交替する場合には、後任者を理事会で決定し、退任する署名人は、後任の署名人に管理責任の引き継ぎをしなければならない。
- 3 前各項の規定は、両クラブに当然にあてはまるものであり、同クラブの2名の署名人の氏名等を両クラブ共に確認しなければならない。更に、署名人の責務についても両クラブが確実に把握しているかを確認するものとする。

(補助金の支払い)

第5条 グローバル補助金の支払いは、実施国側提唱者のクラブで行うが、その支払の際には、支払承諾書を作成し、この支払承諾書に支払先の住所及び名称、支払金額、振込先銀行名、支店名、預金の種類、口座番号、口座名義、その他必要な項目を記載して、そのクラブの署名人に署名を求めなければならないことの要件、その他の要件を確実に順守するよう徹底しなければならない。

- 2 両クラブ共、前項の支払承諾書に2名の署名人が署名した後、相手側クラブにその写しをEメール等で報告するものとする。

(書類の保管)

第6条 両クラブは、MOUの「6. 書類の保管」に規定されている書類を保存するために、当該事業に関係する全ての書類を整然と整理し、少なくとも5年間保管するものとする。この書類には、実施国側提唱クラブが支出したものの写しを含むものとする。

- 2 書類の正本を地区に提出する必要がある場合には、その写しを保管するものとする。

付則1 この規程は、2026年1月1日から施行する。

別表 1

支払承諾書		
支払い先	住 所	
	支払先名	
支払金額		
振込先銀行	銀行・信金	支店
口座番号	普通預金	当座預金 No
口座名義		
摘要		

ロータリークラブの _____ プロジェクトの資金として、
上記の通り承認頂きたく、署名人の署名をお願いします。

20 年 月 日

_____ ロータリークラブ
_____ プロジェクト
会計担当

上記の支払は、署名人において承認します。

20 年 月 日

_____ ロータリークラブ
_____ プロジェクト
署名人
署名人

署名人がこの支払いを承認しない場合には、その旨別紙に記載して連絡すること。

(注) 請求書、振込依頼書写し、領収書、その他の関係書類は、この用紙に添付して下さい。

5-3) 地区補助金(DG)申請書(様式311)



第2790地区の地区補助金(DG)申請書

国際ロータリー2790地区
ロータリー奉仕プロジェクト委員会・ロータリー財団委員会
2026-27年度地区補助金申請用

※ 本ワークシートは、事前審査用です。末尾記載の指定提出先へEメールでお送りください。

クラブ・委員会名	ブルダウンからクラブ名を選択	英語(自動)	自動入力	グループ	日本
(その他)の場合	クラブ・委員会名に該当するものがない場合、記入します				
プロジェクト名	プロジェクト名を記入します				
実施場所	開催場所を記入します				
実施期間(西暦)	～				
報告書提出予定日					

プロジェクトの内容

1. このプロジェクトの概要を400文字以内(厳守)でご記入下さい。

プロジェクトの概要を①目的②活動内容③補助金資金をどのような経費内容に使用するかの順序で記入をして下さい

2. このプロジェクトの恩恵を受ける「主な受益者」を一つ選択してください。

---ブルダウンから選択---

3. このプロジェクトの恩恵を受ける人数をご記入ください。

入力して下さい 人

4. このプロジェクトに何名のロータリアンが参加する予定ですか。

入力して下さい 人

これらのロータリアンは何を行いますか。プロジェクトへの財政的支援を除き、ロータリアンが直接参加する事

5. 例を少なくとも2例記載してください。

入力して下さい、印刷時には高さを調節して下さい

6. このプロジェクトを実施することにより、地域社会に対してどのような影響が期待されますか。

入力して下さい、印刷時には高さを調節して下さい

7. 協力団体が関与している場合、その団体名と役割を記述して下さい。

入力して下さい、印刷時には高さを調節して下さい

8. プロジェクトの収支予算書

収入予算

収入項目	金額
1. 地区補助金申請額(上限50万円)	¥0 円
2. クラブ拠出金額	¥0 円
地区補助金申請額+クラブ拠出金額	¥0 円
クラブ供出割合(50%以上になるよう)	
3. その他の資金	¥0 円
支出合計	¥0 円

支出予算(書ききれない場合は下の別表に記入して下さい、行を増やしたり減らしたりしないで下さい)

支出項目	業者名	金額
		円
		円
		円
		円
		円
		円
その他(最下段の別表に入力して下さい)		¥0 円
支出合計金額		¥0 円
事業総額(支出合計と一致すること)		¥0 円

収支予算書は、日本円で記入して下さい。実際に配分される金額は、財団から地区に振り込まれた月のロータリーレートによりますので、補助金の金額は多少前後する場合があります。

9. 本プロジェクトが該当する「カテゴリー」とそれに対応する「種類」を一つずつ選択してください。

「カテゴリー」

→

「種類」

---プルダウンから選択---

---プルダウンから選択---

10. 地区補助金長期計画書 ※上段は記入参考例

プロジェクト名	受益者	授与者	協力団体	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
○○教室 △△スクール □□職業体験 プロジェクト ○△□フードバンク	千葉小学校	○○RC	○△教育ボランティア	25-26年度				
	千葉東小学校		○△教育ボランティア		26-27年度			
	千葉西小学校		○○教育ボランティア			27-28年度		
	千葉南小学校		○△教育ボランティア				28-29年度	
	千葉北小学校		○○教育ボランティア					29-30年度

11. プロジェクト担当者

担当者氏名	担当者の氏名を入力して下さい	クラブでの役職	2025-26年度のクラブ役職を記入して下さい
自宅住所	自宅の住所を記入して下さい		
電話番号	電話番号を記入して下さい	FAX	FAX番号を記入して下さい
E-mail	メールアドレスを記入して下さい、迅速に連絡の取れるアドレスを推奨します		

12. 銀行振込口座(補助金受領のための専用口座が必要です)

銀行名	銀行名を入力して下さい	支店名	支店名を入力して下さい
預金種類	プルダウンから選択	口座番号	口座番号を入力して下さい
口座名	口座名を入力して下さい		

13. 署名人の氏名(2名必要です)

署名人	「地区財務管理計画規定」の署名人	「地区財務管理計画規定」の署名人
-----	------------------	------------------

14. クラブの参加資格

地区ロータリー財団委員会にMOUを提出した日	
ロータリー財団補助金管理セミナーに出席した会員の氏名	
最低1人入力して下さい	

15. クラブ会長及び会長エレクトの署名

ロータリークラブ会長及び会長エレクトとして、
上記の通りロータリー財団地区補助金の配分をうけたく、申請します。

提出者	承認者
本年度クラブ会長	次年度クラブ会長
年度	2025-26
氏名	名前を入力して下さい
直筆署名	
日付	2026年月日
適用	申請書提出時のクラブの代表権者
	事業実施年度の代表権者

署名は紙提出のみ、直筆で記入して下さい、このExcelファイルは空欄で結構です。

本章の申請は紙提出だけではなく、Excelファイルをメールで提出します。 書式は第2790地区ホームページからダウンロードしてください。

申請書原本提出先〒264-0026

千葉市若葉区西都賀2-24-5 木頭会計事務所 補助金プログラム委員長 木頭 孝男宛

※Excelファイルの指定提出先は以下の通りです。
2025-26年度 補助金プロジェクト委員会 委員長 木頭 孝男
E-mail : kitou@kitou-kaikei.com

8.支出予算が書ききれない場合、「その他」に該当するものを下表に記入して下さい

5 – 4) 地区補助金 (DG) 報告書

地区補助金 「個別プロジェクト報告書」 提出の留意点について

- 報告書提出期限は、プロジェクト終了後1か月以内、または最終期限2026年4月30日までに地区補助金プロジェクト委員会宛に郵送にてお願いします。(※厳守下さい。)
- 指定書式にワードにて打ち込み、印刷したものを郵送して、提出が完了になります。
E-mailで提出する必要はありません。
- プロジェクト実施が年度を超える場合は、中間報告書の提出が必要となります。
- クラブ名は日本語で記入して下さい。
- 金銭の支出以外のロータリアンの参加状況や活動内容を書式に従い正確に記述してください(プロジェクトに直接関係のある活動を書いてください)。
- 別紙参照と書かずに報告書に直接記入してください(2ページになっても大丈夫です)。
- 地区はクラブに日本円で補助金を振り込みましたので、日本円にて記入してください。
- プロジェクトで補助金に直接関係のある支出だけを記入してください(購入した品物の名称と数量を記入して下さい)
- 報告書には領収書と支出明細書および記録写真等を添付してください。
- 物品(車など)設備等については、今後の維持・管理の方針も記載してください。
- 補助金の支出額は、必ず受領額以上でなければなりません。
- 残金が発生した場合は本報告書にご記載いただき、補助金プログラム委員会において金額の確認を致します。こちらからご返金をお願いする旨ご連絡しますので、返金はそれまでお待ちください。
- 報告書の署名は、クラブ会長の自筆署名(手書き)をお願いします。
- 地区補助金番号および個別プロジェクト番号は未記入で結構です。
- クラブの報告書は書類保管の要件に従って、地区が保管します。
- クラブは必ず報告書をコピーし、保管してください。保管期間は5年間です。

報告書提出先

〒264-0026 千葉県千葉市若葉区西都賀2-24-5 補助金プロジェクト委員長 宛
(※封筒表面に「個別プロジェクト報告書在中」と記して下さい。)

お問い合わせ先

2025-26年度 補助金プロジェクト委員会 委員長 木頭 孝男
E-mail : kitou@kitou-kaikei.com 携帯 : 070-1574-0408

個別プロジェクト報告書

本書式に漏れなく記入の上、地区ロータリー財団委員会にご返送ください（直接ロータリー財団に送らないでください）。

ロータリー・クラブ：

プロジェクト名：

中間報告書

最終報告書

1. このプロジェクトで何が

2. このプロジェクトで何が

プロジェクトの概要

1. このプロジェクトで何が、いつ、どこで実施されたかを簡潔に説明してください。これが中間報告書である場合には、今後実行すべき活動内容も説明してください。
2. このプロジェクトの恩恵を受けた人々の数はどのくらいですか。名
3. プロジェクトの受益者は誰ですか、またどのような恩恵を受けましたか。プロジェクトはどのような人道的ニーズに応えましたか。
4. このプロジェクトに何名のロータリアンが参加しましたか。名
5. これらのロータリアンは何を行いましたか。プロジェクトへの財政的支援を除き、その具体例を少なくとも2つ挙げてください。
6. 協力団体が関与している場合、その団体の役割は何でしたか。

財務報告（地区はすべての支出の領収書を少なくとも5年間保管しなければなりません）

使用通貨 _____ 為替レート _____ = 1 米ドル

7. 収入

収入源	通貨	金額
1. 地区から受領した地区補助金の資金		
2. 自クラブから拠出した資金		
3. その他の資金（具体的に記入）		
プロジェクトのための収入合計額		

8. 支出（具体的にお書きください。必要に応じて行を追加してください。）

予算項目	業者名	通貨	金額
1.			
2.			
3.			
4.			
5.			
余剰金を入れてください。（TRFへの返金額）			
プロジェクト支出合計額			

証明の署名

本報告書に署名することで、私の知る限りにおいて、地区補助金の資金が管理委員会の指針に準拠し認められた項目にのみ使用され、ここに記されたすべての情報が事実であり、かつ正確であることを認めます。補助金資金のすべての支出の領収書を、地区に提出しました。また、私は、本報告書に関連して提出した写真はすべて、RIの所有物となり、返送されないことも理解しています。私は著作権を含めこの写真のすべての権利を所有することを認め、時と場所を問わず、いかなる方法、また現在知られている媒体または後に作成される媒体において、使用料なしで写真を使用する取消不能な許可をRIとロータリー財団に与えます。これには、必要であれば、RIの独自の裁量により写真に修正を加える権利が含まれます。また、RIおよびロータリー財団が、ウェブサイト、雑誌、冊子、パンフレット、展示、その他の推進資料において写真を制限なく使用できる権利も含まれます。

証明の署名

日付

氏名、ロータリーの役職、ロータリー・クラブ名

この欄は地区ロータリー財団委員長がご記入ください。

地区補助金番号

個別プロジェクト報告書番号

5-5) グローバル補助金(GG)事業計画書(様式501)



グローバル補助金（人道的プロジェクト） 事業計画書申請書のテンプレート (2026年7月)

国際ロータリー2790地区 ロータリー財団統括委員会
2026-27年度実施プロジェクト用

- ・本書は、地区財団委員会に提出するための様式です（第2790地区では、地区のDDFを利用する／しないにかかわらず、グローバル補助金の人道的プロジェクトを行う場合は、地区に本様式の提出が必要です）。
- ・ロータリー財団(TRF)への申請の際は、「補助金センター」内の「補助金に関するリソース」のページをご活用ください。申請は、本様式が地区から承認された後にMy ROTARYの「補助金センター」で行ってください。

ステップ1：基本情報

- ・プロジェクト名をご入力ください。

- ・計画しているプロジェクトの種類（人道的プロジェクト、職業研修、奨学金のいずれか）

グローバル補助金で支援する活動はロータリー重点分野に該当するものである必要があります。

- ・このプロジェクトの代表連絡者（実施国側担当者と援助国側担当者の両方）をお選びください

実施国側の代表連絡担当者は、プロジェクト、研修、留学が行われる国に居住している人とします。援助国側の代表連絡担当者は、実施国以外に居住する人とします。双方の連絡担当者は、本補助金と関連するすべての連絡とロータリー財団への報告の責任を負います。

ステップ2:委員会メンバー

この委員会に、少なくとも実施国側提唱者から2名のメンバー、援助国側提唱者から2名のメンバーをお選びください。

- ・本補助金の委員会メンバーに関する情報をご入力ください（実施国側提唱者からのメンバー）

- ・本補助金の委員会メンバーに関する情報をご入力ください（援助国側提唱者からのメンバー）

- ・これらの委員会メンバーのうち、利害の対立が生じる可能性のある人はいますか（はい/いいえ）。

「利害の対立」は、補助金や奨学金にかかる人とその家族、知り合い、事業上の利害関係者、またはその人が管理委員、理事、役員を務める組織が、本プロジェクトまたは補助金から利益や恩恵を得ると思われる場合に生じる可能性があります。

- ・補助金委員会のメンバーである各ロータリー会員について、奨学金受領者、協力団体、プロジェクト業者、この補助金の受益者であるその他の個人または団体との関係を、すべて挙げてください。

- ・次に、地区役員および提唱クラブまたは地区のその他の会員（補助金委員会メンバー以外）と、奨学金／補助金受領者、協力団体、プロジェクト業者、この補助金の受益者であるその他の個人または団体との関係を、すべて挙げてください。

ステップ3:プロジェクトの概要

・プロジェクトの内容についてご入力ください。本プロジェクトの主な目的と受益者について情報をご入力ください。

以下の欄には、プロジェクトの大要のみをご入力いただきます。できる限り簡潔に記載するようにしてください。詳細は申請書の後の方でご入力いただきます。

ステップ4:重点分野

・本プロジェクトはどの重点分野を支援しますか。

少なくとも1つの分野をお選びください。選択された各分野について目標を設定し、質問にお答えいただきます。

- 平和構築と紛争予防
- 疾病予防と治療
- 水と衛生
- 母子の健康
- 基本的教育と識字率向上
- 地域社会の経済発展
- 環境



ステップ5:成果の測定

・(該当する重点分野)どの目標を支援するものですか。

該当する目標をすべてお選びください。選ばれた目標について質問にお答えいただきます。また、プロジェクトの終わりに、各目標に向けた成果をご報告いただくことになります。各重点分野には一連の目標が定められています。このプロジェクトが支援する目標のみお選びください。

ステップ4で「平和構築と紛争予防」を選択した場合



- 紛争を転換し、平和を築くための個人および地域社会の能力の向上。
- 平和教育、平和のリーダーシップ、および紛争予防と解決における、地域社会の人びとの研修。
- 弱い立場にある人びとの社会への統合を支援する奉仕の実施。
- 天然資源を管理する最善の方法を特定するための対話および地域関係の改善。
- 平和構築と紛争解決に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院レベルの奨学金支援

ステップ4で「疾病予防と治療」を選択した場合



- 地元の医療従事者の能力向上。
- 伝染病の伝播を食い止め、非伝染病の発生とそれによる影響を減らすための、疾病予防・治療プログラムの推進。
- 医療システムの強化。
- 臨床治療および身体障がいのためのリハビリの提供。
- 疾病予防と治療に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院レベルの奨学金支援。

ステップ4で「水と衛生」を選択した場合



- 安全で手頃な価格の飲み水をすべての人が公平に利用できるように促進。
- 地上および地下の水源の保護と維持、汚染および汚染物質の削減、廃水再利用の推進による水質の改善。
- 衛生的な方法で排便が処理される地域社会を達成することを目的とする、改善された衛生と水管理の公共サービスのすべての人による公平な利用の促進。

- 疾病の蔓延を防ぐ、地域社会の人びとの衛生に関する知識、行動様式、習慣の改善。
- 持続可能な水・衛生サービスの開発、財務、管理、維持ができるようにするための、政府、諸機関、地域社会の能力強化。
- 水と衛生に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院レベルの奨学金支援。

ステップ4で「母子の健康」を選択した場合



- 新生児や赤ちゃんの死亡率の削減。
- 5歳未満の幼児の死亡率と罹患率の削減。
- 妊婦の死亡率と罹患率の削減。
- 基本的な医療サービス、研修を受けた地域社会の医療従事者、医療提供者へのアクセスの改善。
- 母子の健康に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院レベルの奨学金支援。

ステップ4で「基本的教育と識字率向上」を選択した場合



- 基本的教育と識字能力をすべての人びとに与える地域社会の力を高めるプログラムの支援。
- 成人の識字率の向上。
- 教育における男女格差を減らすための活動。
- 基本的教育と識字率向上に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院レベルの奨学金支援。

ステップ4で「地域社会の経済発展」を選択した場合



- 貧困地域の経済発展を促すための、地元のリーダー、団体、およびネットワークの能力の向上。
- 生産性の高い仕事の創出と、持続可能な生計手段へのアクセス改善。
- 経済的機会と公共サービスへのアクセスを提供することによる、周縁化された地域社会のエンパワメント
- 起業家、ソーシャルビジネス、地域的に支持されているビジネスイノベーターの能力向上。
- 生産的な仕事への就職および市場・財務サービスの利用を妨げる、性別や社会的身分に基づく不平等への取り組み。
- より持続可能で経済回復力が高い地域社会を創出するための、再生可能なエネルギーと省エネ手段へのアクセス向上。
- 経済的利益のための環境・天然資源保全のスキルを養成するための地域社会のエンパワメント。
- 環境・気候関連のリスクや自然災害に対する地域社会の回復力と適応力の強化。
- 経済回復力を改善するため、地域社会を基盤とする緊急時の基本的な備えのサービス体制の発展と支援。
- 地域社会の経済発展に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院レベルの奨学金支援。

ステップ4で「環境」を選択した場合



- 陸地、沿岸、海洋、淡水資源の保護と回復
- 天然資源の管理と保全を実行する地域社会と地方自治体の能力向上
- 農業生態学および持続可能な農業、漁業、水産養殖の実践の支援
- 温室効果ガスの排出削減およびエネルギー使用における介入による気候変動の原因への取り組み
- 気候変動と気候混乱の影響を受ける生態系と地域社会の回復力の強化
- 環境に配慮した行動を促すための教育と社会的支援の活用
- 持続可能な商品とサービスの経済性（資源効率の高さ）および環境に配慮した方法での資材のライフサイクルの管理
- 環境正義と環境公衆衛生上の懸念への取り組み
- 環境保護のための責任ある土地利用ツールの導入
- 環境イノベーションと関連するインセンティブの強化
- 環境に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院レベルの奨学金支援

・プロジェクトの成果をどのように測りますか。

プロジェクトの目標と明らかに関連し、プロジェクトが受益者の生活／知識／健康に与えた成果を実証するような評価基準のみを使ってください。成果測定のヒントと情報は、「グローバル補助金：モニタリングと評価の計画について」をご参照ください。申請書のドロップダウンメニューにある標準的な評価基準を少なくとも一つ含める必要があります。（必要に応じて行を追加してください）。

評価基準	情報収集方法	頻度	受益者

- ・モニタリングと評価のために誰が情報を収集するかお分かりですか。（はい/いいえ）

分かる場合、その担当者または組織の名前と連絡先を記入し、その人または組織が情報収集を行うのに適している理由を簡単にご説明ください。分からぬ場合、情報収集を担当する人または組織をどのように探す予定かをご説明ください

ステップ6：実施地と実施時期

人道的プロジェクト

- ・プロジェクトの実施地と実施期間をご入力ください。

ステップ7：参加者

協力団体(任意)

- ・協力団体の名前、ウェブサイト、所在地をご記入ください。

このプロジェクトの実施に直接関与する非政府組織、地元市民団体、政府機関を「協力団体」とすることができます。ロータリーと各協力団体の代表者による署名が入った「覚書」を添付してください（必要に応じて行を追加してください）。

団体名	ウェブサイト	所在地

協力パートナー（任意）

パートナーには、ほかのロータリークラブ、ローターアクトクラブ、ロータリー地域社会共同隊、個人を含めることができます。

- ・このプロジェクトに参加するそのほかのパートナーを挙げてください

ボランティアの旅行者（任意）

人道的プロジェクトのための補助金で、現地で研修を提供する、またはプロジェクト実施を支援する2名までの旅費を賄うことができます（ただし、そのようなスキルを持つ人材が現地で得られない場合に限ります）。

- ・この旅行者の氏名とEメールアドレスをご入力ください。

- ・この人がプロジェクトで担う役割をご説明ください。

ロータリアンの参加

- ・このプロジェクトで実施国側提唱者と援助国側提唱者が担う役割と責務をご説明ください（具体的にご記入ください）。どの提唱者が補助金資金を受け取り、管理しますか。

- ・実施国側と援助国側の提唱者間のパートナーシップがどのようにつくられたかをご説明ください。プロジェクトの成功を確かなものとするために、提唱者としてどのような同意を交わしましたか。プロジェクト中に発生する課題にどのように対応しますか。

ステップ8：予算

- ・プロジェクトの予算に使われている通貨をご入力ください。
プロジェクト費用の支払いのために主に使われる通貨をお選びください。

- ・米ドル（USD）との為替レート：

・プロジェクトの予算

プロジェクトの各予算項目を以下のリストに挙げてください。プロジェクトの予算合計は、調達資金の合計と同額である必要があります（調達資金は「ステップ9」で入力）。WF上乗せを含むプロジェクトの予算は、少なくとも30,000ドルとなる必要があります（必要に応じて行を追加してください）。

#	カテゴリー*	内容	業者名	金額（現地通貨）	金額（米ドル）
1					
2					
3					
4					
予算合計：					

*カテゴリーの例：宿泊、機材、モニタリングと評価、運営、人件費、プロジェクト管理、広報、標識、備品、研修、旅行、授業料

・補足文書について

本様式に見積書を添付する必要はございませんが、TRF申請時には、補足文書として見積書や製品カタログ等の資料をアップロードします。

ステップ9：調達資金

- ・プロジェクトのために調達した資金を以下にご入力ください。
現金拠出金とDDFを含む調達資金をすべて挙げてください（必要に応じて行を追加してください）。

#	資金源	詳細	金額（米ドル）	追加金*	合計
1	地区財団活動資金 (DDF)	0 0 0 0 地区	5, 0 0 0	0	5, 0 0 0
2	地区財団活動資金 (DDF)	2 7 9 0 地区	1 5, 0 0 0	0	1 5, 0 0 0
3	クラブからの現金 拠出金	△△RC	7 5 0	3 8	7 8 8
4	クラブからの現金 拠出金	☆☆RC	2, 0 0 0	1 0 0	2, 1 0 0

*グローバル補助金プロジェクトのために財団に現金拠出金を送金する場合、この資金の手続きにかかる費用をまかなうために5%の追加金が適用されます。この追加金は、クラブと地区的ポール・ハリス・フェロー認証ポイントの対象となります。

・国際財団活動資金（WF）からの上乗せとして申請する金額を以下にご入力ください。

例)

1 6, 0 0 0 ドル

*注) DDFの合計額に対して上限80%がWFより上乗せされます。クラブからの現金拠出はWF上乗せ対象外なのでご注意ください。上表の場合、#1と#2の合計額に上限80%が上乗せされます。なお、この80%は上限額ですので、0~80%の範囲で申請することになります。不要の場合は申請しなくてもOKです。

・調達資金の概要をご記入ください（米ドル）

DDF 寄贈額①	2 0, 0 0 0
現金拠出額②	2, 7 5 0
WF 上乗せ額③	1 6, 0 0 0
調達資金の合計（①②③の合計）	3 8, 7 5 0

*注) 人道的プロジェクトの場合、拠出額の15%以上は実施国以外から拠出される必要があります。
(プロジェクト実施地側提唱者も補助金の資金供給に寄与することの奨励)

ステップ10：持続可能性

持続可能なプロジェクトは、補助金が使い果たされた後にも、地元の人びとが継続していくことのできる長期的な解決策をもたらします。このプロジェクトにおける持続可能性の要素について、以下の質問にお答えください。

人道的プロジェクト：プロジェクトの立案

・プロジェクトで取り組む地域社会のニーズをご説明ください。

[Form area]

・これらのニーズをどのように特定しましたか。

[Form area]

・ニーズへの解決策を見つけるにあたり、受益地域社会の人はどのように参加しましたか。

[Redacted]

- ・プロジェクトの立案において、受益地域社会の人びとはどのように関与しましたか。

[Redacted]

人道的プロジェクト：プロジェクトの実施

- ・プロジェクト実施における各段階の概要を記入してください。

資金調達、申請、報告にかかる段階は含めないでください（必要に応じて行を追加してください）。

#	活動内容	期間

- ・このプロジェクトと関連して現地団体が行っているほかの取り組みと調整を図っていく予定ですか。
「はい」の場合、現地団体によるほかの取り組みについて、またその取り組みがプロジェクトとどのように関連するかについて、簡単にご説明ください。「いいえ」の場合、ほかの現地団体は上記のニーズに取り組んでいないのでしょうか。取り組んでいる場合、その団体と協力しないのはなぜですか。ご説明ください。

政府、非営利団体、民間企業など、ほかの組織と協力することでメリットが得られる可能性があります。

[Redacted]

- ・このプロジェクトに含まれる研修、地域社会の人たちとの協力、または教育的要素についてご説明ください。

[Redacted]

- ・これらのニーズをどのように特定しましたか。

[Redacted]

- ・地元の人たちによるプロジェクトへの参加を奨励するため、インセンティブを利用しますか。利用する場合、それはどのようなインセンティブですか（例：謝礼金、表彰、修了証授与、広報など）。

[Redacted]

- ・補助金活動が終了した後に、引き続きプロジェクトを監督する地域住民または団体の名前をすべて挙げてください。

必ずしもロータリー会員やロータリークラブであるとは限りません。

[Redacted]

予算

予算に含まれている項目を現地業者から購入する予定ですか。業者から購入する場合、どのように業者を選定しますか。選定プロセスをご説明ください。

[Redacted]

- 業者の選定にあたって、入札を行いましたか。入札を行わない場合、ご説明ください。

このプロジェクトで購入した設備・資材の操作とメンテナンスの計画を記入してください。この計画には、操作とメンテナンスを行うのは誰か、その人たちがどのような研修を受けるかを含める必要があります。

補助金活動が終了した後に、地域社会の人びとはどのように設備のメンテナンスを行っていきますか。交換部品は入手可能ですか。

設備を補助金で購入する場合、設備は文化的に適切であり、地元地域のテクノロジーの水準に沿ったものですか。「はい」の場合、ご説明ください。「いいえ」の場合、プロジェクトでは、地域社会の人びとがこのテクノロジーを採用できるよう、どのように援助しますか。ご説明ください。

プロジェクトの完了後、補助金資金で購入した物品は誰が所有しますか。ロータリー地区、クラブ、会員が所有者となることはできません。

資金援助

プロジェクトの成果を長期的なものとするため、地元での資金源を見つけましたか。見つけた場合、この資金源についてご説明ください。

このプロジェクトには、プロジェクトを継続していくための資金となる収入を生み出す要素が含まれていますか。含まれている場合、詳しくご説明ください。

プロジェクトは小口融資活動を含んでいますか。含んでいる場合、小口融資に関わる補足資料 のファイルをアップロードしてください。

5-6) グローバル補助金(GG)事業計画書(様式501)



グローバル補助金(人道的プロジェクト)※記入例 事業計画書申請書のテンプレート (2026年7月)

国際ロータリー第2790地区 ロータリー財団統括委員会
2026-27年度実施プロジェクト用

- 本書は、地区財団委員会に提出するための様式です（2790地区では、地区のDDFを利用する／しないにかかわらず、グローバル補助金の人道的プロジェクトを行う場合は、地区に本様式の提出が必要です）。
- ロータリー財団(TRF)への申請の際は、「補助金センター」内の「補助金に関するリソース」のページをご活用ください。申請は、本様式が地区から承認された後にMy ROTARYの「補助金センター」で行ってください。

ステップ1：基本情報

- プロジェクト名をご入力ください。

例) ●●国 △△病院における医療機器支援プロジェクト

- 計画しているプロジェクトの種類(人道的プロジェクト、職業研修、奨学金のいずれか)

グローバル補助金で支援する活動はロータリー重点分野に該当するものである必要があります。

人道的プロジェクト

※注：職業研修チーム(VTT)を申請される場合は、別途、地区財団統括委員会にご相談ください。

- このプロジェクトの代表連絡者(実施国側担当者と援助国側担当者の両方)をお選びください

実施国側の代表連絡担当者は、プロジェクトが行われる国に居住している人とします。援助国側の代表連絡担当者は、実施国以外に居住する人とします。双方の連絡担当者は、本補助金と関連するすべての連絡とロータリー財団への報告の責任を負います。

例) 実施国側担当者 氏名 γγζζ クラブ名：0000地区 △△ロータリークラブ

援助国側担当者 氏名 ◎◎◎◎ クラブ名：2790地区 ☆☆ロータリークラブ

※注) 代表連絡者はMy ROTARYのアカウントを有することが必須です。

ステップ2:委員会メンバー

この委員会に、少なくとも実施国側提唱者から2名のメンバー、援助国側提唱者から2名のメンバーをお選びください。

- 本補助金の委員会メンバーに関する情報をご入力ください(実施国側提唱者からのメンバー)

例) 氏名 ββιι クラブ名：0000地区 △△ロータリークラブ

氏名 ααYY クラブ名：0000地区 △△ロータリークラブ

※注) 委員会メンバーもMy Rotaryのアカウントを有することが必須です。

- 本補助金の委員会メンバーに関する情報をご入力ください(援助国側提唱者からのメンバー)

例) 氏名 ■■▲▲ クラブ名：2790地区 ☆☆ロータリークラブ

氏名 ☆☆◎◎ クラブ名：2790地区 ☆☆ロータリークラブ

※注) 委員会メンバーもMy Rotaryのアカウントを有することが必須です。

- これらの委員会メンバーのうち、利害の対立が生じる可能性のある人はいますか(はい/いいえ)。

「利害の対立」は、補助金や奨学金にかかる人とその家族、知り合い、事業上の利害関係者、またはその人が管理委員、理事、役員を務める組織が、本プロジェクトまたは補助金から利益や恩恵を得ると思われる場合に生じる可能性があります。

※注) 補助金でロータリー(地区・クラブ・会員個人)が何らかの利益を得ること、またそのように疑われるような状況は避けてください。

例) いいえ

・補助金委員会のメンバーである各ロータリー会員について、奨学金受領者、協力団体、プロジェクト業者、この補助金の受益者であるその他の個人または団体との関係を、すべて挙げてください。

例) 関係性を有するメンバーはおりません。

・次に、地区役員および提唱クラブまたは地区のその他の会員(補助金委員会メンバー以外)と、奨学金／補助金受領者、協力団体、プロジェクト業者、この補助金の受益者であるその他の個人または団体との関係を、すべて挙げてください。

例) 関係性を有する者はおりません。

ステップ3:プロジェクトの概要

・プロジェクトの内容についてご入力ください。本プロジェクトの主な目的と受益者について情報をご入力ください。

以下の欄には、プロジェクトの大要のみをご入力いただきます。できる限り簡潔に記載するようしてください。詳細は申請書の後ほうでご入力いただきます。

例) ●●国△△病院に、下記の医療機器を提供します。

大型 SAC(蒸気滅菌器)を1台

※注) ここでは簡潔な記載でOKです。

ステップ4:重点分野

・本プロジェクトはどの重点分野を支援しますか。

少なくとも1つの分野をお選びください。選択された各分野について目標を設定し、質問にお答えいただきます。

- 平和構築と紛争予防
- 疾病予防と治療
- 水と衛生
- 母子の健康
- 基本的教育と識字率向上
- 地域社会の経済発展
- 環境



ステップ5:成果の測定

・(該当する重点分野)どの目標を支援するものですか。

該当する目標をすべてお選びください。選ばれた目標について質問にお答えいただきます。また、プロジェクトの終わりに、各目標に向けた成果をご報告いただくことになります。各重点分野には一連の目標が定められています。このプロジェクトが支援する目標のみお選びください。

ステップ4で「平和構築と紛争予防」を選択した場合

- 紛争を転換し、平和を築くための個人および地域社会の能力の向上。
- 平和教育、平和のリーダーシップ、および紛争予防と解決における、地域社会の人びとの研修。
- 弱い立場にある人びとの社会への統合を支援する奉仕の実施。
- 天然資源を管理する最善の方法を特定するための対話および地域関係の改善。
- 平和構築と紛争解決に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院レベルの奨学金支援

ステップ4で「疾病予防と治療」を選択した場合



- 地元の医療従事者の能力向上。
 - 伝染病の伝播を食い止め、非伝染病の発生とそれによる影響を減らすための、疾病予防・治療プログラムの推進。
 - 医療システムの強化。
 - 臨床治療および身体障がいのためのリハビリの提供。
 - 疾病予防と治療に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院レベルの奨学金支援。

ステップ4で「水と衛生」を選択した場合



- 安全で手頃な価格の飲み水をすべての人が公平に利用できるように促進。
- 地上および地下の水源の保護と維持、汚染および汚染物質の削減、廃水再利用の推進による水質の改善。
- 衛生的な方法で排便が処理される地域社会を達成することを目的とする、改善された衛生と水管理の公共サービスのすべての人による公平な利用の促進。
- 疾病の蔓延を防ぐ、地域社会の人びとの衛生に関する知識、行動様式、習慣の改善。
- 持続可能な水・衛生サービスの開発、財務、管理、維持ができるようにするための、政府、諸機関、地域社会の能力強化。
- 水と衛生に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院レベルの奨学金支援。

ステップ4で「母子の健康」を選択した場合



- 新生児や赤ちゃんの死亡率の削減。
- 5歳未満の幼児の死亡率と罹患率の削減。
- 妊婦の死亡率と罹患率の削減。
- 基本的な医療サービス、研修を受けた地域社会の医療従事者、医療提供者へのアクセスの改善。
- 母子の健康に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院レベルの奨学金支援。

ステップ4で「基本的教育と識字率向上」を選択した場合



- 基本的教育と識字能力をすべての人びとに与える地域社会の力を高めるプログラムの支援。
- 成人の識字率の向上。
- 教育における男女格差を減らすための活動。
- 基本的教育と識字率向上に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院レベルの奨学金支援。

ステップ4で「地域社会の経済発展」を選択した場合



- 貧困地域の経済発展を促すための、地元のリーダー、団体、およびネットワークの能力の向上。
- 生産性の高い仕事の創出と、持続可能な生計手段へのアクセス改善。
- 経済的機会と公共サービスへのアクセスを提供することによる、周縁化された地域社会のエンパワメント
- 起業家、ソーシャルビジネス、地域的に支持されているビジネスイノベーターの能力向上。
- 生産的な仕事への就職および市場・財務サービスの利用を妨げる、性別や社会的身分に基づく不平等への取り組み。
- より持続可能で経済回復力が高い地域社会を創出するための、再生可能なエネルギーと省エネ手段へのアクセス向上。
- 経済的利益のための環境・天然資源保全のスキルを養成するための地域社会のエンパワメント。
- 環境・気候関連のリスクや自然災害に対する地域社会の回復力と適応力の強化。
- 経済回復力を改善するため、地域社会を基盤とする緊急時の基本的な備えのサービス体制の発展と支援。
- 地域社会の経済発展に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院レベルの奨学金支援。

ステップ4で「環境」を選択した場合

- 陸地、沿岸、海洋、淡水資源の保護と回復
- 天然資源の管理と保全を実行する地域社会と地方自治体の能力向上
- 農業生態学および持続可能な農業、漁業、水産養殖の実践の支援
- 温室効果ガスの排出削減およびエネルギー使用における介入による気候変動の原因への取り組み
- 気候変動と気候混乱の影響を受ける生態系と地域社会の回復力の強化
- 環境に配慮した行動を促すための教育と社会的支援の活用
- 持続可能な商品とサービスの経済性（資源効率の高さ）および環境に配慮した方法での資材のライフサイクルの管理
- 環境正義と環境公衆衛生上の懸念への取り組み
- 環境保護のための責任ある土地利用ツールの導入
- 環境イノベーションと関連するインセンティブの強化
- 環境に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院レベルの奨学金支援

・プロジェクトの成果をどのように測りますか。

プロジェクトの目標と明らかに関連し、プロジェクトが受益者の生活／知識／健康に与えた成果を実証するような評価基準のみを使ってください。成果測定のヒントと情報は、「グローバル補助金：モニタリングと評価の計画について」をご参照ください。申請書のドロップダウンメニューにある標準的な評価基準を少なくとも一つ含める必要があります。（必要に応じて行を追加してください）。

評価基準	情報収集方法	頻度	受益者
例) 地元の医療機関を使用しやすくなったりと報告しているコミュニティの数	例) 補助金の記録と報告書	例) 毎年	例) 500-999

・モニタリングと評価のために誰が情報を収集するかお分かりですか。（はい/いいえ）

例) はい

分かる場合、その担当者または組織の名前と連絡先を記入し、その人または組織が情報収集を行うのに適している理由を簡単にご説明ください。分からぬ場合、情報収集を担当する人または組織をどのように探す予定かをご説明ください

例)

- ・担当者名：△△μμ
- ・理由：彼女は、この医療機器寄贈事業のプロジェクト・コーディネーターとして任命されており、機器導入後の患者数データの記録・管理を通じて、医療サービス提供能力向上の成果報告を支援します。

ステップ6：実施地と実施時期

人道的プロジェクト

・プロジェクトの実施地と実施期間をご入力ください。

例)

国 ●●国

市区町村 △△市

実施期間 2026年11月1日 ~ 2027年4月30日

ステップ7：参加者

協力団体(任意)

- ・協力団体の名前、ウェブサイト、所在地をご記入ください。

このプロジェクトの実施に直接関与する非政府組織、地元市民団体、政府機関を「協力団体」とすることができます。ロータリーと各協力団体の代表者による署名が入った「覚書」を添付してください（必要に応じて行を追加してください）。

団体名	ウェブサイト	所在地
なし		

※注) 協力団体として本項に記載されている団体等がプロジェクトに直接関与する場合は、要求されている情報を本欄に記載します。また、MOU(協力団体の覚書：Cooperating organization Memorandum of understanding)を補助金センターの「補助金に関するリソース」から入手し、必要事項を記載の上、本様式に添付してください。TRF申請時には補足文書としてアップロードする必要があります。

協力パートナー（任意）

パートナーには、ほかのロータリークラブ、ローターアクトクラブ、ロータリー地域社会共同隊、個人を含めることができます。

- ・このプロジェクトに参加するそのほかのパートナーを挙げてください

例)

0000 地区 △△East ロータリークラブ

※注) 他のロータリークラブが提唱者としてではなく、協力パートナーとしてかかわる場合、その情報を本欄に記載してください。

ボランティアの旅行者（任意）

人道的プロジェクトのための補助金で、現地で研修を提供する、またはプロジェクト実施を支援する2名までの旅費を賄うことができます（ただし、そのようなスキルを持つ人材が現地で得られない場合に限ります）。

- ・この旅行者の氏名とEメールアドレスをご入力ください。

なし

※注) 補助金を使用する旅行に関しては「グローバル補助金 授与と受諾の条件」及び「補助金による旅行に関する情報」にて注意事項をご確認ください（どちらも「補助金に関するリソース」から入手可）。

- ・この人がプロジェクトで担う役割をご説明ください。

なし

ロータリアンの参加

・このプロジェクトで実施国側提唱者と援助国側提唱者が担う役割と責務をご説明ください（具体的にご記入ください）。どの提唱者が補助金資金を受け取り、管理しますか。

例)

実施国側提唱者が担う役割

1. 現地調査と地域社会のニーズの評価を実施します。
2. プロジェクトの要件に対処するための計画を作成します。
3. プロジェクトに資金を提供するための資金を調達します。
4. 国際スポンサーとの協力をしています。
5. プロジェクトの成果、影響、報告書のモニタリングと評価を行います。

6. メディア掲載、ショーケース情報を担当します。

援助国側提唱者が担う役割

1. プロジェクト要件をサポートするための資金を提供します。
2. 贈呈式に参加し、クラブ、地区、地域社会にプロジェクトを紹介します。

・実施国側と援助国側の提唱者間のパートナーシップがどのようにつくられたかをご説明ください。プロジェクトの成功を確かなものとするために、提唱者としてどのような同意を交わしましたか。プロジェクト中に発生する課題にどのように対応しますか。

例)

- ・援助国側提唱者は、実施国側提唱者と 2026 年 1 月より、Zoom による会議を行って地域社会のニーズ調査に努めました。更に、2026 年 3 月には実際に●●国△△病院を訪問しました。
- ・現地において、実施国側提唱者と課題や問題点について協議し、実際にこの病院を訪問して事前調査を実施することで、地域社会のニーズを把握することができました。
- ・Zoom や SNS を活用して課題の対応を速やかに行うことが可能です。

ステップ 8：予算

・プロジェクトの予算に使われている通貨をご入力ください。
プロジェクト費用の支払いのために主に使われる通貨をお選びください。

例) ●●国通貨

※注) 実施国側通貨の記載を推奨します。

・米ドル (USD)との為替レート：

例) 40

※注) 本様式作成月の対米ドルのロータリーレートを記載します。該当する通貨のロータリーレートは My ROTARY の「国際ロータリー為替レート」のページ (<https://my.rotary.org/ja/exchange-rates>) で確認することができます。

・プロジェクトの予算

プロジェクトの各予算項目を以下のリストに挙げてください。プロジェクトの予算合計は、調達資金の合計と同額である必要があります（調達資金は「ステップ 9」で入力）。WF 上乗せを含むプロジェクトの予算は、少なくとも 30,000 ドルとなる必要があります（必要に応じて行を追加してください）。

例)

#	カテゴリ*	内容	業者名	金額（現地通貨）	金額（米ドル）
1	機材	Steaming Auto Clave	Maker_AA	1,500,000	37,500
2	標識 ※注	Nameplate attached equipment	Maker_DF	10,000	250

3	プロジェクト管理	Currency exchange risk & other expenses	△△RC	24,000	600
4	モニタリングと評価	Meeting and evaluation process	△△RC	16,000	400
予算合計：				1,550,000	38,750

*カテゴリーの例：宿泊、機材、モニタリングと評価、運営、人件費、プロジェクト管理、広報、標識、備品、研修、旅行、授業料

※注) プロジェクトに必要な品物は現地（実施国）で購入する必要があります。

※注) #2について：グローバル補助金プロジェクトに関しては所定の「標識」の表示が義務付けられています。予算計上を忘れないようにしてください（ただし、1,000 ドルを超えないようにしてください）。

本件の趣旨及び標識の詳細については『ロータリー財団の補助金プロジェクトの表示および「ロータリー」の名称またはロータリーの標章に関する指針』にてご確認ください。My ROTARY の補助金センターにある「補助金に関するリソース」からこの文書の入手が可能です。

・補足文書について

※注) 本様式に見積書を添付する必要はございませんが、TRF 申請時には、補足文書として見積書や製品カタログ等の資料をアップロードします。その際、（入札を実施した証拠として）複数社(者)の見積書を添付する必要がありますのでご注意ください。

ステップ9：調達資金

・プロジェクトのために調達した資金を以下にご入力ください。

現金拠出金と DDF を含む調達資金をすべて挙げてください（必要に応じて行を追加してください）。

※注) それぞれの地区から拠出する DDF の金額と現金拠出額を米ドルで記載してください。WF の金額は

ここでは記載しません。

例)

#	資金源	詳細	金額（米ドル）	追加金*	合計
1	地区財団活動資金 (DDF)	0000地区	5,000	0	5,000
2	地区財団活動資金 (DDF)	2790地区	15,000	0	15,000
3	クラブからの現金拠出金	△△RC	750	38	788
4	クラブからの現金拠出金	☆☆RC	2,000	100	2,100

*グローバル補助金プロジェクトのために財団に現金拠出金を送金する場合、この資金の手続きにかかる費用をまかなうために 5 % の追加金が適用されます。この追加金は、クラブと地区的ポール・ハリス・フェロー認証ポイントの対象となります。

※注）この追加金は事業予算として使用することはできませんのでご注意ください。また、現金拠出金は、プロジェクトがロータリー財団から正式に承認を得てから送金を行ってください。万が一、プロジェクトが未承認となった場合は DDF に組み込まれ、返金されませんのでご注意ください（承認済グローバル補助金プロジェクトへの現金拠出）。また、ロータリー会員以外の方々でも現金拠出は可能ですが、協力団体やプロジェクトに係る業者、補助金の受益者は拠出することはできません。

・国際財団活動資金（WF）からの上乗せとして申請する金額を以下にご入力ください。

例)

16,000 ドル

※注) DDF の合計額に対して上限 80% が WF より上乗せされます。クラブからの現金拠出は WF 上乗せの対象外なのでご注意ください。上表の場合、#1 と #2 の合計額に上限 80% が上乗せされます。

なお、この 80% は上限額ですので、0~80% の範囲で申請することになります。不要の場合は申請しなくても OK です。

・調達資金の概要をご記入ください（米ドル）

例)

DDF 寄贈額①	20,000
現金拠出額②	2,750
WF 上乗せ額③	16,000
調達資金の合計（①②③の合計）	38,750

ステップ 10：持続可能性

持続可能なプロジェクトは、補助金が使い果たされた後にも、地元の人びとが継続していくことのできる長期的な解決策をもたらします。このプロジェクトにおける持続可能性の要素について、以下の質問にお答えください。

※注）このステップ 10 における各項には可能な限り具体的、かつ詳細なご説明をお願いします。また、TRF への申請時も同様にご記載されることを特にお奨めします。

人道的プロジェクト：プロジェクトの立案

・プロジェクトで取り組む地域社会のニーズをご説明ください。

例)

・△△病院は、△△市の南西部に位置する三次病院兼高齢者医療センターとして地域社会の人々に医療サービスを提供しています。同院には入院ベッドを 300 床有し、△△市地区とその周辺地区の約 200,000 人がそのサービス圏に含まれます。

病院の職員数は合計 122 名で、内訳は医師 27 名、歯科医師 3 名、看護師 52 名、薬剤師 7 名、理学療法士 4 名、臨床検査技師 5 名、その他職員 24 名となっています。

・地域ニーズ調査を行った結果、同院の医療サービス能力を向上させるために、以下の点に対応する必要があることが明らかになりました。

・この病院の手術室の小型器具はすべて、使用後に蒸気滅菌器（SAC）で滅菌する必要があります。

しかし、同院が現在使用している SAC は小型機で、長年使用されてきた旧式モデルであり、小型医療器具をまとめて収納するコンテナを一度に滅菌することができません。そのため、器具を一つずつ個別に滅菌する必要があり、次の手術に向けた準備に時間を要するなど、業務効率の低下を招いています。

・この課題を解決するため、小型医療器具用コンテナを一括で滅菌可能な大容量の SAC を導入し、手術室における作業効率および医療提供体制の向上を図る必要があります。

・これらのニーズをどのように特定しましたか。

例)

- ・これらのニーズは、現地訪問、関係者との協議および聞き取り調査を通じて特定しました。
- ・具体的には、本プロジェクトチームが病院を訪問し、病院経営層との面談および協議を行うことで、医療サービス提供能力の向上に資する正確なニーズの把握および検証を行いました。
- ・さらに、解決策を決定するに先立ち、医師、看護師および関係職員へのインタビューを実施し、業務プロセス上の制約や課題、ならびに地域社会にとって有益となる観点について幅広く意見を収集しました。

・ニーズへの解決策を見つけるにあたり、受益地域社会の人はどうのように参加しましたか。

例)

- ・ニーズに対する解決策を検討するにあたり、受益地域社会を代表する病院関係者が初期段階から参画しました。具体的には、現地調査の開始当初より、院長、医師、看護師および関係職員など、さまざまな立場の関係者と協議を行い、情報収集および現地観察と併せて意見交換を重ねてきました。
- ・これらのプロセスを通じて、現場が直面する重要なニーズを的確に支援できる最適な解決策の検討を行いました。現地調査の開始当初より、情報収集および現地観察と並行して、院長をはじめ、医師、看護師、ならびに関係職員など多様な立場の方々と協議を重ね、同院が直面する喫緊の課題を的確に支援するための最適な解決策の検討を行ってまいりました。

・プロジェクトの立案において、受益地域社会の人びとはどのように関与しましたか。

例)

- ・プロジェクトの立案にあたっては、病院の管理者および医療従事者が主体的に関与しました。これらの関係者から、病院職員にとって実際に有益であり、かつ医療サービス提供能力の向上につながる解決策を検討すべきであるとの意見が共有され、本プロジェクトの計画内容に反映されています。

人道的プロジェクト：プロジェクトの実施

・プロジェクト実施における各段階の概要を記入してください。

資金調達、申請、報告にかかる段階は含めないでください（必要に応じて行を追加してください）。

例)

#	活動内容	期間
---	------	----

1	プロジェクトの計画、立案、提出	3ヶ月間
2	プロジェクトの審査と承認、資金の供給	3ヶ月間
3	プロジェクトの実施、監視、評価	6ヶ月間

・このプロジェクトと関連して現地団体が行っているほかの取り組みと調整を図っていく予定ですか。
「はい」の場合、現地団体によるほかの取り組みについて、またその取り組みがプロジェクトとどのように関連するかについて、簡単にご説明ください。「いいえ」の場合、ほかの現地団体は上記のニーズに取り組んでいないのでしょうか。取り組んでいる場合、その団体と協力しないのはなぜですか。ご説明ください。

政府、非営利団体、民間企業など、ほかの組織と協力することでメリットが得られる可能性があります。

例)

- ・YES(はい)
- ・本プロジェクトは、現地団体が実施している他の取り組みと連携・調整を図りながら実施する予定です。

本病院はこれまで、△△市医療局および●●国公衆衛生省と協働し、地域医療機関および主要なステークホルダーに対して、既存医療インフラの能力強化を促進・支援する取り組みを行ってきました。

・本プロジェクトは、こうした公的機関による既存の施策と整合性を保ちつつ、医療機器の整備という具体的かつ実務的な側面から医療提供能力の向上を補完するものです。これにより、地域医療体制全体の強化が図られ、既存の取り組みの効果を一層高めることが期待されます。

・このプロジェクトに含まれる研修、地域社会の人たちとの協力、または教育的要素についてご説明ください。

例)

- ・本プロジェクトには、医療機器の適切な運用を支える研修および教育的要素が含まれています。医師、看護師および関係職員は SAC の使用に既に習熟しており、機器の操作および日常的な保守管理を自立して行うことが可能です。
- ・また、導入後に必要が生じた場合には、現地サプライヤーから追加の研修、技術的助言およびアフターサービスを受ける体制が整っています。

・これらのニーズをどのように特定しましたか。

例)

- ・これらのニーズは、現地調査および関係者との協議を通じて特定しました。具体的には、病院経営層および医療従事者との意見交換や業務状況の確認を行う中で、
 - ① 医療サービスの業務効率を向上させ、より多くの患者を受け入れる必要性
 - ② 高齢者医療センターとしての役割を果たすため、患者への医療サービス提供能力を強化する必要性
の 2 点が明確になりました。
- ・これらの課題は、日常業務における制約や将来的な医療提供体制の方向性を踏まえ、現場関係者の意見をもとに整理・特定されたものです。

・地元の人たちによるプロジェクトへの参加を奨励するため、インセンティブを利用しますか。利用する場合、それはどのようなインセンティブですか（例：謝礼金、表彰、修了証授与、広報など）。

例)

本プロジェクトの実施にあたり、献身的に活動してくださった病院関係者および地域住民に対して、ロータリークラブより感謝状を授与することを予定しています。

併せて、地域のソーシャルメディアを通じて本事業の活動を周知し、地域社会への理解と参加意識の向上を図ります。

・補助金活動が終了した後に、引き続きプロジェクトを監督する地域住民または団体の名前をすべて挙げてください。

必ずしもロータリー会員やロータリークラブであるとは限りません。

例)

・補助金の対象期間終了後においても、同病院の院長ならびに指定職員が中心となり、本プロジェクトの継続的な実施と適切な管理を行う体制が確保されています。

予算

予算に含まれている項目を現地業者から購入する予定ですか。業者から購入する場合、どのように業者を選定しますか。選定プロセスをご説明ください。

例)

・現地業者から購入します。
・本プロジェクトでは、少なくとも3社のベンダーから入札見積を取得し、グローバル補助金プロジェクト委員会において、価格、品質、ならびにアフターサービスを総合的に比較・評価します。その結果、最も適切と判断される提案を最終的に選定します。

業者の選定にあたって、入札を行いましたか。入札を行わない場合、ご説明ください。

例)

・入札を行いました。

このプロジェクトで購入した設備・資材の操作とメンテナンスの計画を記入してください。この計画には、

操作とメンテナンスを行うのは誰か、その人たちがどのような研修を受けるかを含める必要があります。

例)

・本プロジェクトで導入予定の医療機器については、最終承認に先立ち、現地サプライヤーより運用および保守管理計画の提出を受ける予定です。
・機器の日常的な操作および基本的な保守管理は、病院に所属する医師、看護師および関係職員が担当します。これらの職員は、同種機器の使用経験を有しており、導入時には現地サプライヤーによる操作説明および保守管理に関する研修を受講する予定です。
・また、必要に応じて、現地サプライヤーから追加の技術指導、助言、アフターサービスを受けられる体制を確保し、機器の安全かつ継続的な運用を図ります。

補助金活動が終了した後に、地域社会の人びとはどのように設備のメンテナンスを行っていきますか。交換部品は入手可能ですか。

例)

- ・補助金終了後は、△△市からの予算措置に基づく資産維持管理予算を活用し、病院が当該機器の維持管理を継続します。また、交換部品については現地代理店から安定的に調達可能な体制が確保されています。

設備を補助金で購入する場合、設備は文化的に適切であり、地元地域のテクノロジーの水準に沿ったものですか。「はい」の場合、ご説明ください。「いいえ」の場合、プロジェクトでは、地域社会の人びとがこのテクノロジーを採用できるよう、どのように援助しますか。ご説明ください。

例)

- ・YES（はい）
- ・本プロジェクトで導入する医療機器は、地域の医療現場において既に使用・運用されている技術水準に沿ったものであり、文化的にも適切な機器です。これらの医療機器は、患者の生命の維持または治療を支援する目的で使用されるものであり、●●国の医療機器法に基づく必須の法令および規制基準を満たし、安全性および有効性が確保されたものとなります。

プロジェクトの完了後、補助金資金で購入した物品は誰が所有しますか。ロータリー地区、クラブ、会員が所有者となることはできません。

例)

- ・本プロジェクト完了後は、助成金により購入されたすべての医療機器、付属品および部品について、受益病院がその所有権を有するものとします。

資金援助

プロジェクトの成果を長期的なものとするため、地元での資金源を見つけましたか。見つけた場合、この資金源についてご説明ください。

例)

- ・本病院は、△△市医療局の支援を受ける年間予算の枠組みの中で、治療ごとの診療報酬および機器の保守・維持管理費用を継続的に確保します。

このプロジェクトには、プロジェクトを継続していくための資金となる収入を生み出す要素が含まれていますか。含まれている場合、詳しくご説明ください。

例)

- ・YES(はい)
- ・本プロジェクトには、事業終了後もプロジェクトを継続していくための資金につながる収入創出の要素が含まれています。この医療機器の導入により、病院の業務効率および医療サービス提供能力が向上し、より多くの患者を受け入れることが可能となります。その結果、治療件数の増加に伴う診療報酬収入の増加が見込まれ、これが機器の維持管理およびプロジェクトの持続的運営を支える財源となります。

プロジェクトは小口融資活動を含んでいますか。含んでいる場合、小口融資に関わる補足資料 のファイルをアップロードしてください。

例)

・NO (いいえ)

5-7) グローバル補助金(GG)DDF 使用申請書(様式511)



グローバル補助金 (GG) DDF 使用申請書

国際ロータリー第2790地区 ロータリー財団統括委員会
2026-27年度実施プロジェクト用

国際ロータリー第2790地区 地区財団活動資金(DDF)申請額

米ドル		ドル(USD)
日本円		円

DDF申請額は1件につき上限 15,000ドルとなります。申請時のRIレートにてご記載ください。

I:プロジェクトの概要(様式501 グローバル補助金事業計画書申請書のテンプレート通り)

II:プロジェクト収支予算書

① 収入予算(必要に応じて行を追加して下さい)

単位:USD

	クラブ名・地区名	現金	DDF	WF	合計
援助国側提唱者					
実施国側提唱者					
合計					

② 支出予算(必要に応じて行を追加して下さい)

単位:USD

項目	業者名	金額
合計		

III:クラブ理事会での承認年月日: 年 月 日 開催の理事会にて承認

(※貴クラブの理事会で本プロジェクトの実施が承認された日付をご記入ください)

IV: _____ ロータリークラブ会長及び会長エレクトとして、上記の通り、

国際ロータリー第2790地区 DDFの配分を受けたく申請します。

	本年度クラブ会長	次年度クラブ会長
年度	2025-26年度	2026-27年度
氏名		
直筆署名		
申請年月日	年 月 日	年 月 日

5-8) 地区補助金(DG) 奨学生 申請書(様式602)



国際ロータリー第2790地区 地区補助金(DG) 奨学生申請書 (クラブ→第2790地区ロータリー財団委員会)

■推薦ロータリークラブ

_____ ロータリークラブは、 年 月 日 開催の理事会において、下記の者を推薦することを議決したことを証明します。

年 月 日

会長名 _____

幹事名 _____

■申込者の情報

姓		名	
パスポートの性別	<input type="checkbox"/> 男性	<input type="checkbox"/> 女性	
住所	〒		
本籍			
E-mail			
連絡先電話			
国籍			

■緊急連絡先

姓		名	
申込者との続柄			
住所			
E-mail			
連絡先電話			
旅行保険会社	(留学が決定してからで結構です)		
会社名			
電話番号			
保険証券番号			

代表連絡者

氏名		クラブでの役職	
自宅住所			
電話番号		FAX	携帯
e-mail			

銀行振込口座

銀行名		支店名	
預金種類		口座番号	
口座名			

署名人の氏名（2名必要です）

署名人		
-----	--	--

クラブの参加資格

地区ロータリー財団委員会にMOUを提出した日	年 月 日
ロータリー財団補助金管理セミナーに出席した会員の氏名	

クラブ会長及び会長エレクトの署名

ロータリークラブ会長及び会長エレクトとして、上記の通り
ロータリー財団地区補助金奨学金の申請を致します。

	提出者	承認者
	本年度クラブ会長	次年度クラブ会長
年度	2025-26	2026-27
氏名		
直筆署名		
日付	2026年 月 日	2026年 月 日
適用	申請書提出時のクラブ代表権者	事業実施年度の代表権者

5-9) 地区補助金(DG)奨学生申込書(様式603)



国際ロータリー第2790地区
ロータリー財団地区補助金奨学生
申込書(申込者→クラブ)

氏名	ふりがな:			写真貼付
生年月日	西暦 年 月 日 (歳)			
パスポートの性別				
住所	〒			
本籍				
携帯電話				
E-mail				
学歴	高等学校	立 高等学校 卒業		
	大学	大学	学部	学科 卒業 年在学中
	大学院	大学 卒業 年在学中		
勤務先	名称		部署	
	住所		TEL	
地区内に 住所 本籍地 通学先 勤務先 がある(該当するものを四角で囲む)				
留学予定期間	年 月～ 年 月 (約 年間)			
留学を志望する教育機関	教 育 機 関 名			
	第一志望			
	第二志望			
以前に留学した教育機関	留学国	言語	教 育 機 関 名	留学期間
		語		年 ケ月
		語		年 ケ月
家族状況	氏名	続柄	職業(勤務先・通学先等)	同居・別居

・他地区のロータリー財団補助金奨学金へ申請する予定はありますか?

はい(地区) いいえ

- あなたは、ロータリークラブ会員並びにロータリー職員、またはその実子、継子、孫、兄弟姉妹、配偶者およびその他扶養者ですか？
はい いいえ
- ご親戚にロータリークラブの会員はいらっしゃいますか？
はい いいえ

※ 全ページ、手書きでもパソコン入力でも構いません。

留学に際し、現在の職場は退職（学生の場合には退学）しますか？それとも、休職や休学のように籍を残したまま留学しますか？

留学後は元の会社や研究室に復職や復学する予定ですか？

第一志望校の学校名・履修課程・国名・授業が行われる言語・留学期間・出願時期・結果判明時期を教えてください。

第二志望校の学校名・履修課程・国名・授業が行われる言語・留学期間・出願時期・結果判明時期を教えてください。

費用（概算）を記入してください。

学費（概算）：

その他（概算）：

資金計画を教えてください。奨学金の授与額を、地区補助金奨学金に応募する方は米貨2万ドルと仮定し、これを超える留学費用をどのように調達するのか、あなたが利用できる財源を挙げてください。

過去にロータリークラブの活動に参加したことはありますか？

申込者氏名 _____

小論文

テーマ：履修予定のコースの説明と留学終了後のキャリアプラン

(当用紙1枚に収まるようにお書きください)

申込者氏名 _____

■同意

私は、本奨学金を受領するにあたり、以下を確認し、これに同意します。

1. この申請書に含まれる情報はすべて、私が知る範囲において真実かつ正確です。
2. 私は、「ロータリー財団 地区補助金授与と受諾の条件」（授与と受諾の条件）を読み、そこに記載された全方針を順守します。
3. 私は、次のカテゴリーに該当しないことを証します。1) ロータリアン、2) クラブ、地区、他のロータリー関連組織、または国際ロータリーの職員、3) 前記2項の配偶者、直系親族（血縁による子または孫、入籍または未入籍の養子）、直系親族の配偶者、直系尊属（血縁による両親または祖父母）。
4. 私の奨学金は、承認された教育機関に入学するために授与されるものであり、ロータリー財団により承認された通り、奨学金支給期間中のみに発生した費用を賄うためのものです。他のいかなる人の費用も、直接あるいは間接を問わず、私の受けた奨学金により賄われることはありません。
5. 奨学金期間中、奨学金の受領者ではない配偶者、家族、個人的知り合いが私に同行する場合、その同行者の行動、また同行することから生じる一切の賠償責任も各自が負うことを認めます。
6. 自国と受入国の税法によっては、支給される奨学金の一部または全額に課税される場合があり、私は、すべて私だけの責任において奨学金に対する課税と母国における課税について調査し、また支払うことを確約します。
7. 私は、受入地区内のロータリークラブや地区の活動に参加できるよう、承認された教育機関の近隣かつ受入地区内に住みます。
8. 奨学金支給期間が既に始まった後に入学を延期することは考慮されず、また承認されません。
9. 本奨学金は、承認された奨学金支給期間内の連続した期間に支給されます。また、この奨学金は、ロータリー財団により承認された大学・大学院レベル（またはこれと同等レベル）のプログラムのみに支給されるもので、いかなる状況であれ、承認された期間を超えて奨学金の支給が延長されることはありません。
10. 私は、留学期間前後と留学期間中、派遣国と受入国の提唱者、ならびにロータリー財団に、現住所、電話番号、Eメールアドレスを常時知らせます。
11. 私は、ロータリー財団から提供されるオンラインの出発前オリエンテーションを完了し、派遣ロータリークラブまたは地区から提供され、出席が義務付けられている出発前オリエンテーションに出席します。また奨学金支給期間中に、提唱者から要請された場合、クラブと地区的活動にも参加します。
12. 私は、資金の支出について記載した最終報告書を、補助金受領後12カ月以内、または最後の支払を受領してから2カ月以内に、提出します。また留学期間が2027年6月を超える場合は、2027年4月30日までに中間報告書を提出します。私は、75米ドル以上の経費の領収書を派遣クラブまたは地区に提出します（派遣クラブまたは地区が要請した場合は、75米ドル以下の経費の領収書も含める）。
13. 私は、奨学金支給期間中、ロータリー、派遣クラブと地区、母国を好ましく反映するような言動と振るまいを基準として保ちます。他の人の気分を害さないよう、論争の的となる問題や政治的、人種的、宗教的な問題について個人的意見を述べるにあたっては良識を働かせます。さらに私は、受入国の地元の法律に従い行動します。
14. 私は、留学中、あるいは留学国への往復旅行中の自分の行動と所有物に対し、単独で責任を負います。
15. 私は、奨学金支給期間中に、多少の危険を伴う活動に関与する可能性があることを認識しています。こうした活動には、病気、けが、不十分かつ危険なインフラ、安全性の低い交通手段、危険を伴う労働条件、激しい肉体労働、厳しい天候、政治的不安、文化的な誤解、地元の法律への違反から生じる問題、肉体的な危害、犯罪、詐欺行為などがあります。私は、こうしたリスクがあることを理解し、奨学金に伴うすべてのリスクを受け入れます。
16. 私は、奨学金支給期間中、私自身またはほかの人の健康、安全、福利を不必要に危うくする、または脅かす危険な活動への参加を慎むことに同意します。そのような活動には、スカイダイビング、バンジージャンプ、極限スポーツ、重機の操作が含まれます（ただしこれらに限らない）。
17. 留学中、または奨学金に関連するいかなる時点においても、私が負った、または患った病気、けが、その他の損失（情緒障害を含む）とそれに伴って生じる全費用は、私自身が一切の責任を負います。
18. 通常の医療措置、外科的処置、歯科治療、感染症との接触を含む（ただしこれらに限られない）あらゆる種類の医療行為や医療活動に私がかかる場合、そのような活動に参加したことから生じた損害に対し、私が単独で全責任（適切な保険に加入することを含む）を負うことをここに確認します。要請があれば、私は、十分な保険の加入証明書をロータリー財団に提供します。
19. 私は、奨学金を支給する以外の何らかの経済的あるいはその他の賠償責任、負担および義務を、国際ロータリー（RI）とロータリー財団（理事、管理委員、役員、委員、職員、代理人、協力財団、代表者を含め、総称して「RI／ロータリー財団」）に負わせることはありません。また、奨学金によって賄われないすべての費用を自己負担することを了解しています。私は、自分の行為、行状、怠慢、不注意、不当行為、不法行為（または該当する政府の要件や規定に反する行為）、本奨学金に適用される規定および条件の違背に基づき、RI／ロータリー財団に申し立てをしたり、あるいはRI／ロータリー財団に弁済させたりするような請求（肉体的損傷あるいは物的損害に対する請求を含む

- が、これらに限られない）、要求、行為、損傷、損失、出費、負債、罰金、出費（妥当な弁護士の費用およびその他の訴訟費用を含む）、裁判から、RI／ロータリー財団を守り、補償し、損害を及ぼさないことに同意します。上述には、RI／ロータリー財団または第三者団体の人員の負傷もしくは所有物への損傷が含まれ（ただしこれに限られるものではない）、これはいかなる保険契約が存在しようともかかわりなく適用されます。
20. 重篤な病気あるいは負傷により、私が本同意書の条件を全うできず、自国に帰還しなければならない場合、ロータリー財団は自国への移送費用を支払いません。ロータリー財団は、現在も将来においても、追加の費用（医療費、治療費など）を負担することはありません。
 21. 旅行、語学研修、保険（留学する大学により加入が義務づけられる保険を含む）、宿泊先、旅券、ビザ、予防接種、資金準備などの手配はすべて、私の責任であり、いかなるロータリアン、ロータリークラブ、地区、RI、あるいはロータリー財団の責任ではないことに同意します。
 22. 私は、旅行中の安全に関してロータリー財団が下した決定にすべて従います。従って、奨学生支給期間中のいかなる時点においても、留学国で私の安全が脅かされている、またはその危険性があるとロータリー財団がその裁量において判断した場合、ロータリー財団は、私に直ちに帰国するよう要請することができます。さらにこのような事態となった場合、私は、その結果に伴う奨学生の変更に関するロータリー財団の決定に従うことに同意します。
 23. 次のような結果を招く私の行動は、奨学生取り消しの十分な理由と当然にみなされます。（a）出発前の準備を期日通りに行っていない場合、（b）私の最新の住所、電話番号、Eメールアドレスを常に派遣クラブ、地区およびロータリー財団に知らせておくことを怠った場合、（c）奨学生支給期間を通じて、大学で標準的とされる学業成績を維持できなかった場合、（d）違法行為が明らかになつた場合、（e）期日通りに報告書を提出しなかった場合、（f）ロータリー財団からの承諾書なしに科目あるいは課程を変更した場合、（g）奨学生支給期間の終了前に、当該教育機関から退学したり、研究コースあるいはプログラムから離脱した場合、（h）奨学生支給期間中を通じて、承認された受入地区にとどまらなかつた場合、（i）本同意書に記載されている授与と受諾の条件、あるいはロータリー財団のその他の方針に適切に従わなかつた場合、（j）奨学生に関する義務が遂行できなくなるような不慮の事態が私に起つた場合。また、私が上記の事項のいずれかに該当した場合、派遣側または受入側のクラブまたは地区は、奨学生を取り消すよう要請することができます。
 24. 私が自動的に奨学生を終了した場合、ロータリー財団からその後受け取る予定であった資金に対する一切の権利を放棄し、また奨学生の未使用分をロータリー財団に返還します。ロータリー財団が私の奨学生を終了した場合、私が受領する権利を失つた奨学生の未使用分（発生した利子を含む）をロータリー財団に返還します。さらに、上記規定への違反によって、ロータリー財団が私の奨学生を打ち切つた場合、私は受け取つた奨学生全額をロータリー財団に返還しなければならない可能性があります。
 25. 未使用の奨学生が最終的にロータリー財団に返還されるよう、私は、未使用の奨学生を派遣クラブまたは地区に速やかに返還します。
 26. 特に書面で明記していない場合、私は、いかなる報告において写真を提出することで、ロータリーの出版物、広告、ウェブサイト、ソーシャルメディア（ただし、これらに限らない）を含む現存または今後使用される媒体で、それらの写真を使用、修正、適用、発行、配布する恒久的かつ世界的な無制限の権利を国際ロータリーとロータリー財団に認めます。私は、a) 写真に写っている各成人が、その肖像を使用し、また第3者にその写真の使用権を与える権利を私に与えることを制限を付けずに書面で行つたこと、b) 写真中の法的能力をもたない18歳未満の各子どもの親または保護者が、その子どもまたは個人の写真を撮影し、その肖像を使用し、また第3者にその写真の使用権を与える権利を私に与えることを制限を付けずに書面で行つたこと、c) 私が写真の著作権の所有者であること、または著作権の保有者がその肖像を使用し、私からロータリーに使用権を認めることの権利を私に与えていることを、ここに示しかつ保証します。
 27. ロータリーはプライバシーを重視します。ロータリーと共有される個人データは、ロータリーの公式業務においてのみ使用されます。つまり、あなたがロータリーと共有する個人データは、あなたがこの奨学生プロセスに参加することを可能にし、奨学生を通じた経験と報告手続きを促進するために使用されます。奨学生の申請時にあなたが提出する個人データは、奨学生関連の活動計画においてロータリーを援助する目的で、ロータリーの業務を行う業者（関連団体など）に譲渡される場合があります。奨学生を申請することにより、あなたは、奨学生に関する情報と補足的サービスをEメールで受理できます。ロータリーにおける個人データの使用方法について詳しくは、privacy@rotary.orgに問い合わせることができます。本書式で収集される個人データは、ロータリーのプライバシーの方針に準拠して使用されます。上記にかかわらず、私は、ロータリーが私の氏名と連絡先情報を、要請に応じて私を支援するクラブと地区、およびほかの奨学生と共有することを認めます。
 28. 本同意書の規定のいずれかが違法または法的に無効であるか、法的強制力がない場合でも、本同意書の残りの規定は存続し、かつ効力を有するものとします。
 29. 本同意書に起因あるいは関連するいかなる訴訟も、米国イリノイ州のクック郡巡回裁判所（Circuit Court of Cook County）、あるいはイリノイ州北部地区連邦地方裁判所（Federal District Court for the Northern District of Illinois）で行われる必要があります。私は、訴訟において、

これらの裁判所と、これらの裁判所それぞれの控訴裁判所の専属管轄権に従うものとします。本同意

書は、上記のいずれかの裁判所から判決を受けた一方の関係者が、その判決の適用をほかの裁判所において主張することを禁じるものではありません。前述の記載に加え、ロータリー財団は、地区の所在地域を管轄する裁判所において、地区に対する訴訟を起こすことができます。

下記の項目を確認し、□を☑にしてください。

- 私は、上記全項目を承諾して、国際ロータリー第 2790 地区 地区補助金奨学生の参加を申請します。

氏名（アルファベット活字体で）	
署名（必須）	
日付	

5-10) グローバル補助金(GG) 獎学生 申請書(様式702)



国際ロータリー第2790地区 グローバル補助金(GG) 獎学生 申請書(クラブ→地区財団委員会)

■推薦ロータリークラブ

ロータリークラブは、 年 月 日開催の理事会において、下記の者を推薦することを議決したことを証明します。

年 月 日

会長名 _____

幹事名 _____

■申込者の情報

姓		名	
パスポートの性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性		
住所	〒		
本籍			
E-mail			
連絡先電話			
国籍			

■緊急連絡先

姓		名	
申込者との続柄			
住所			
E-mail			
連絡先電話			
旅行保険会社	(留学が決定してからで結構です)		
会社名			
電話番号			
保険証券番号			

■重点分野と目標

重点分野(該当するものの前の□を□または■にして下さい。)

<input type="checkbox"/>	平和と紛争予防/紛争解決	<input type="checkbox"/>	疾病予防と治療	<input type="checkbox"/>	水と衛生
<input type="checkbox"/>	母子の健康	<input type="checkbox"/>	基本的教育と識字率向上	<input type="checkbox"/>	経済と地域社会の発展
<input type="checkbox"/>	環境				

代表連絡者

氏名		クラブでの役職	
自宅住所			
電話番号		FAX	
e-mail			

銀行振込口座

銀行名		支店名	
預金種類		口座番号	
口座名			

署名人の氏名（2名必要です）

署名人	
-----	--

クラブの参加資格

地区ロータリー財団委員会にMOUを提出した日	年 月 日
ロータリー財団補助金管理セミナーに出席した会員の氏名	

クラブ会長及び会長エレクトの署名

ロータリークラブ会長及び会長エレクトとして、上記の通り
ロータリー財団グローバル補助金奨学金の申請を致します。

	提出者	承認者
	本年度クラブ会長	次年度クラブ会長
年度	2025-26	2026-27
氏名		
直筆署名		
日付	2026年 月 日	2026年 月 日
適用	申請書提出時のクラブ代表権者	事業実施年度の代表権者

5-11) グローバル補助金 (GG) 獎学生 申込書 (様式 703)



国際ロータリー第 2790 地区
ロータリー財団グローバル補助金奨学生
申込書 (申込者→クラブ)

氏名	ふりがな:			写真貼付	
生年月日	西暦 年 月 日 (歳)				
パスポートの性別					
住所	〒				
本籍					
携帯電話					
E-mail					
学歴	高等学校	立 高等学校 卒業			
	大学	大学	学部	学科 卒業 年在学中	
	大学院	大学	卒業 年在学中		
勤務先	名称		部署		
	住所		TEL		
地区内に 住所 本籍地 通学先 勤務先 がある(該当するものを四角で囲む)					
留学予定期間	年 月 ~ 年 月 (約 年間)				
留学を志望する教育機関	教育機関名				
	第一志望				
以前に留学した教育機関	留学国	言語	教育機関名		留学期間
		語			年 ヶ月
		語			年 ヶ月
家族状況	氏名	続柄	職業 (勤務先・通学先等)		同居・別居

・他地区のロータリー財団補助金奨学生へ申請する予定はありますか?

はい (地区) いいえ

- ・あなたは、ロータリークラブ会員並びにロータリー職員、またはその実子、継子、孫、兄弟姉妹、配偶者およびその他扶養者ですか？
はい いいえ
- ・ご親戚にロータリークラブの会員はいらっしゃいますか？
はい いいえ

※ 全ページ、手書きでもパソコン入力でも構いません。

留学に際し、現在の職場は退職（学生の場合には退学）しますか？それとも、休職や休学のように籍を残したまま留学しますか？

留学後は元の会社や研究室に復職や復学する予定ですか？

第一志望校の学校名・履修課程・国名・授業が行われる言語・留学期間・出願時期・結果判明時期を教えてください。

第二志望校の学校名・履修課程・国名・授業が行われる言語・留学期間・出願時期・結果判明時期を教えてください。

費用（概算）を記入してください。

学費（概算）：
その他（概算）：

資金計画を教えてください。奨学金の授与額を、グローバル補助金奨学金に応募する方は米貨3.6万ドルと仮定し、これを超える留学費用をどのように調達するのか、あなたが利用できる財源を挙げてください。

過去にロータリークラブの活動に参加したことはありますか？

申込者氏名 _____

小論文

テーマ：履修予定のコースの説明と留学終了後のキャリアプラン

(当用紙1枚に収まるようにお書きください)

申込者氏名

あなたの専攻課程は、どの重点分野に最も関連していますか。（複数チェック不可）

- | | |
|------------------------------------|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 平和構築と紛争予防 | <input type="checkbox"/> 母子の健康 |
| <input type="checkbox"/> 疾病予防と治療 | <input type="checkbox"/> 基本的教育と識字率向上 |
| <input type="checkbox"/> 水と衛生 | <input type="checkbox"/> 地域社会の経済発展 |
| <input type="checkbox"/> 環境 | |

留学先の専攻課程について説明してください。どのようなカリキュラムが用意され、どのようなクラスを選択する予定なのか等わかりやすくお書きください。

あなたの専攻課程が、上の重点分野とどのように関連するものであるかを説明してください。

あなたが受けた今まで受けた教育は、選ばれた重点分野とどのように関連していますか？

あなたのご職業は、選ばれた重点分野とどのように関連していますか？

申込者氏名 _____

あなたのボランティアの経験は、選ばれた重点分野とどのように関連していますか？

留学終了後のあなたのプランはどのようなものですか？

あなたの将来の仕事の長期的目標は、選ばれたロータリーの重点分野とどのように関連していますか？

他団体の奨学金へ応募する予定はありますか？検討している奨学金があればお書きください。

申込者氏名 _____

■同意

私は、本奨学金を受領するにあたり、以下を確認し、これに同意します。

1. この申請書に含まれる情報はすべて、私が知る範囲において真実かつ正確です。
2. 私は、「ロータリー財団 グローバル補助金授与と受諾の条件」（授与と受諾の条件）を読みそこに記載された全方針を順守します。
3. 私は、次のカテゴリーに該当しないことを証します。1) ロータリアン、2) クラブ、地区、他のロータリー関連組織、または国際ロータリーの職員、3) 前記2項の配偶者、直系親族（血縁による子または孫、入籍または未入籍の養子）、直系親族の配偶者、直系尊属（血縁による両親または祖父母）。
4. 私の奨学金は、承認された教育機関に入学するために授与されるものであり、ロータリー財団により承認された通り、奨学金支給期間中のみに発生した費用を賄うためのものです。他のいかなる人の費用も、直接あるいは間接を問わず、私の受ける奨学金により賄われることはありません。
5. 奨学金期間中、奨学金の受領者ではない配偶者、家族、個人的知り合いが私に同行する場合、その同行者の行動、また同行することから生じる一切の賠償責任も各自が負うことを認めます。
6. 自国と受入国の税法によっては、支給される奨学金の一部または全額に課税される場合があり、私は、すべて私だけの責任において奨学金に対する課税と母国における課税について調査し、また支払うことを確約します。
7. 私は、受入地区内のロータリークラブや地区の活動に参加できるよう、承認された教育機関の近隣かつ受入地区内に住みます。
8. 奨学金支給期間が既に始まった後に入学を延期することは考慮されず、また承認されません。
9. 本奨学金は、承認された奨学金支給期間内の連続した期間に支給されます。また、この奨学金は、ロータリー財団により承認された大学院レベル（またはこれと同等レベル）のプログラムのみに支給されるもので、いかなる状況であれ、承認された期間を超えて奨学金の支給が延長されることはありません。
10. 私は、留学期間前後と留学期間中、派遣国と受入国の提唱者、ならびにロータリー財団に、現住所、電話番号、Eメールアドレスを常時知らせます。
11. 私は、ロータリー財団から提供されるオンラインの出発前オリエンテーションを完了し、派遣ロータリークラブまたは地区から提供され、出席が義務付けられている出発前オリエンテーションに出席します。また奨学金支給期間中に、提唱者から要請された場合、クラブと地区的活動にも参加します。
12. 私は、奨学金支給期間中、12カ月毎に中間報告書を提出します。また、奨学金支給期間の終了から2カ月以内に最終報告書を提出します。私は、75米ドル以上の経費の領収書を派遣クラブまたは地区に提出します（派遣クラブまたは地区が要請した場合は、75米ドル以下の経費の領収書も含める）。
13. 私は、奨学金支給期間中、ロータリー、派遣クラブと地区、母国を好ましく反映するような言動と振るまいを基準として保ちます。他の人の気分を害さないよう、論争の的となる問題や政治的、人種的、宗教的な問題について個人的意見を述べるにあたっては良識を働かせます。さらに私は、受入国の地元の法律に従い行動します。
14. 私は、留学中、あるいは留学国への往復旅行中の自分の行動と所有物に対し、単独で責任を負います。
15. 私は、奨学金支給期間中に、多少の危険を伴う活動に関する可能性があることを認識しています。こうした活動には、病気、けが、不十分かつ危険なインフラ、安全性の低い交通手段、危険を伴う労働条件、激しい肉体労働、厳しい天候、政治的不安、文化的な誤解、地元の法律への違反から生じる問題、肉体的な危害、犯罪、詐欺行為などがあります。私は、こうしたリスクがあることを理解し、奨学金に伴うすべてのリスクを受け入れます。
16. 私は、奨学金支給期間中、私自身またはほかの人の健康、安全、福利を不必要に危うくする、または脅かす危険な活動への参加を慎むことに同意します。そのような活動には、スカイダイビング、バンジージャンプ、極限スポーツ、重機の操作が含まれます（ただしこれらに限らない）。
17. 留学中、または奨学金に関連するいかなる時点においても、私が負った、または患った病気、けが、その他の損失（情緒障害を含む）とそれに伴って生じる全費用は、私自身が一切の責任を負います。
18. 通常の医療措置、外科的処置、歯科治療、感染症との接触を含む（ただしこれらに限られない）あらゆる種類の医療行為や医療活動に私がかかる場合、そのような活動に参加したことから生じた損害に対し、私が単独で全責任（適切な保険に加入することを含む）を負うことをここに確認します。要請があれば、私は、十分な保険の加入証明書をロータリー財団に提供します。
19. 私は、奨学金を支給する以外の何らかの経済的あるいはその他の賠償責任、負担および義務を、国際ロータリー（RI）とロータリー財団（理事、管理委員、役員、委員、職員、代理人、協力財団、代表者を含め、総称して「RI／ロータリー財団」）に負わせることはありません。また、奨学金によって賄われないすべての費用を自己負担することを了解しています。私は、自分の行為、行状、怠慢、不注意、不当行為、不法行為（または該当する政府の要件や規定に反する行為）、本奨学金に適用される規定および条件の違背に基づき、RI／ロータリー財団に申し立てをしたり、あるいはRI／ロータリー財団に弁済させたりするような請求（肉体的損傷あるいは物的損害に対する請求を

- 含むが、これらに限られない）、要求、行為、損傷、損失、出費、負債、罰金、出費（妥当な弁護士の費用およびその他の訴訟費用を含む）、裁定から、RI／ロータリー財団を守り、補償し、損害を及ぼさないことに同意します。上述には、RI／ロータリー財団または第三者団体の人員の負傷もしくは所有物への損傷が含まれ（ただしこれに限られるものではない）、これはいかなる保険契約が存在しようともかかわりなく適用されます。
20. 重篤な病気あるいは負傷により、私が本同意書の条件を全うできず、自国に帰還しなければならない場合、ロータリー財団は自国への移送費用を支払いません。ロータリー財団は、現在も将来においても、追加の費用（医療費、治療費など）を負担することはありません。
21. 旅行、語学研修、保険（留学する大学により加入が義務づけられる保険を含む）、宿泊先、旅券、ビザ、予防接種、資金準備などの手配はすべて、私の責任であり、いかなるロータリアン、ロータリークラブ、地区、RI、あるいはロータリー財団の責任ではないことに同意します。
22. 私は、旅行中の安全に関してロータリー財団が下した決定にすべて従います。従って、奨学金支給期間中のいかなる時点においても、留学国で私の安全が脅かされている、またはその危険性があるとロータリー財団がその裁量において判断した場合、ロータリー財団は、私に直ちに帰国するよう要請することができます。さらにこのような事態となった場合、私は、その結果に伴う奨学金の変更に関するロータリー財団の決定に従うことに同意します。
23. 次のような結果を招く私の行動は、奨学金取り消しの十分な理由と当然にみなされます。（a）出発前の準備を期日通りに行っていない場合、（b）私の最新の住所、電話番号、Eメールアドレスを常に派遣クラブ、地区およびロータリー財団に知らせておくことを怠った場合、（c）奨学金支給期間を通じて、大学で標準的とされる学業成績を維持できなかった場合、（d）違法行為が明らかになつた場合、（e）期日通りに報告書を提出しなかった場合、（f）ロータリー財団からの承諾書なしに科目あるいは課程を変更した場合、（g）奨学金支給期間の終了前に、当該教育機関から退学したり、研究コースあるいはプログラムから離脱した場合、（h）奨学金支給期間中を通じて、承認された受入地区にとどまらなかつた場合、（i）本同意書に記載されている授与と受諾の条件、あるいはロータリー財団のその他の方針に適切に従わなかつた場合、（j）奨学金に関する義務が遂行できなくなるような不慮の事態が私に起こつた場合。また、私が上記の事項のいずれかに該当した場合、派遣側または受入側のクラブまたは地区は、奨学金を取り消すよう要請することができます。
24. 私が自動的に奨学金を終了した場合、ロータリー財団からその後受け取る予定であった資金に対する一切の権利を放棄し、また奨学金の未使用分をロータリー財団に返還します。ロータリー財団が私の奨学金を終了した場合、私が受領する権利を失つた奨学金の未使用分（発生した利子を含む）をロータリー財団に返還します。さらに、上記規定への違反によって、ロータリー財団が私の奨学金を打ち切つた場合、私は受け取つた奨学金全額をロータリー財団に返還しなければならない可能性があります。
25. 未使用の奨学金が最終的にロータリー財団に返還されるよう、私は、未使用の奨学金を派遣クラブまたは地区に速やかに返還します。
26. 特に書面で明記していない場合、私は、いかなる報告において写真を提出することで、ロータリーの出版物、広告、ウェブサイト、ソーシャルメディア（ただし、これらに限らない）を含む現存または今後使用される媒体で、それらの写真を使用、修正、適用、発行、配布する恒久的かつ世界的な無制限の権利を国際ロータリーとロータリー財団に認めます。私は、a) 写真に写っている各成人が、その肖像を使用し、また第3者にその写真の使用権を与える権利を私に与えることを制限を付けずに書面で行つたこと、b) 写真中の法的能力をもたない18歳未満の各子どもの親または保護者が、その子どもまたは個人の写真を撮影し、その肖像を使用し、また第3者にその写真の使用権を与える権利を私に与えることを制限を付けずに書面で行つたこと、c) 私が写真の著作権の所有者であること、または著作権の保有者がその肖像を使用し、私からロータリーに使用権を認めることの権利を私に与えていることを、ここに示しかつ保証します。
27. ロータリーはプライバシーを重視します。ロータリーと共有される個人データは、ロータリーの公式業務においてのみ使用されます。つまり、あなたがロータリーと共有する個人データは、あなたがこの奨学金プロセスに参加することを可能にし、奨学金を通じた経験と報告手続きを促進するために使用されます。奨学金の申請時にあなたが提出する個人データは、奨学金関連の活動計画においてロータリーを援助する目的で、ロータリーの業務を行う業者（関連団体など）に譲渡される場合があります。奨学金を申請することにより、あなたは、奨学金に関する情報と補足的サービスをEメールで受理できます。ロータリーにおける個人データの使用方法について詳しくは、privacy@rotary.orgに問い合わせることができます。本書式で収集される個人データは、ロータリーのプライバシーの方針に準拠して使用されます。上記にかかわらず、私は、ロータリーが私の氏名と連絡先情報を、要請に応じて私を支援するクラブと地区、およびほかの奨学生と共有することを認めます。
28. 本同意書の規定のいずれかが違法または法的に無効であるか、法的強制力がない場合でも、本同意書の残りの規定は存続し、かつ効力を有するものとします。
29. 本同意書に起因あるいは関連するいかなる訴訟も、米国イリノイ州のクック郡巡回裁判所（Circuit Court of Cook County）、あるいはイリノイ州北部地区連邦地方裁判所（Federal District Court for the Northern District of Illinois）で行われる必要があります。私は、訴訟において、これらの裁判所と、これらの裁判所それぞれの控訴裁判所の専属管轄権に従うものとします。本同意書は、上記のいずれかの裁判所から判決を受けた一方の関係者が、その判決の適用をほかの裁判所に

おいて主張することを禁じるものではありません。前述の記載に加え、ロータリー財団は、地区の所在地域を管轄する裁判所において、地区に対する訴訟を起こすことができます。

下記の項目を確認し、□を☑にしてください。

- 私は、上記全項目を承諾して、国際ロータリー第2790地区グローバル補助金奨学生の参加を申請します。

氏名（アルファベット活字体で）	
署名（必須）	
日付	



国際ロータリー第2790地区
ロータリー財団奨学生
推薦書

本推薦書は、国際ロータリー第2790地区財団奨学生申込者の教育者あるいは雇用主／上司が記入してください。

(2026-27)年度 申込者氏名：_____

1. どのような立場で、いつから申込者をご存知ですか。

2. 希望する研究分野に対する申込者の熱意はどの程度のものですか。

3. 海外への留学が、申込者の学問あるいは職業的発展にどのように寄与すると思われますか。

4. 次の各項目において、申込者を評価してください。評価不可能と思われる項目に関しては、空白のままにしてください。

	非常に優秀	優秀	平均的	平均以下
リーダーシップ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
率先力	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
目的に対する真剣さ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
熱意	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
適応能力	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
成熟度	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
情緒安定性	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
人前で話す能力	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
地域社会奉仕	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

5. その他のご意見

推薦者氏名			
組織・機関名		役職または肩書	
TEL		E-mail	

上記の通り、申込者を国際ロータリー第2790地区財団奨学生に推薦します。

年 月 日

推薦者署名 : _____



国際ロータリー第 2790 地区
ロータリー財団奨学生
事前審査書類（日本語・英語）

5-13-1) 地区補助金(DG) 奨学金候補者のための申請書テンプレート_日本語(様式604)

国際ロータリー2790地区 地区補助金： 奨学金候補者のための申請書テンプレート

この申請書テンプレートは、クラブと地区が地区補助金奨学生の候補者を募集する際に使用できます。候補者は、記入した書式を派遣ロータリークラブ（または地区）に提出します。

候補者の情報

名：	ここをクリックして文字を入力
姓：	ここをクリックして文字を入力
国籍：	ここをクリックして文字を入力
生年月日：	ここをクリックして文字を入力 (日-月-年の順で入力、例：23-05-1999)
性別 (ジェンダー) :	<input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> ノンバイナリー／サードジェンダー <input type="checkbox"/> 自認を希望 <input type="checkbox"/> 回答したくない
使用を希望する 代名詞 (英語の場合) :	<input type="checkbox"/> She/her/hers <input type="checkbox"/> He/him/his <input type="checkbox"/> They/them/theirs <input type="checkbox"/> Ze/hir/hirs <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 回答したくない

あなたは現在、ローターアクトクラブの会員ですか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
あなたはロータリアン、クラブ／地区／その他のロータリー組織の職員、ロータリアンの配偶者または直系卑属ですか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

連絡先情報

Eメールアドレス：	ここをクリックして文字を入力
住所（番地など）：	ここをクリックして文字を入力
市区町村：	ここをクリックして文字を入力
都道府県：	ここをクリックして文字を入力
郵便番号：	ここをクリックして文字を入力
国：	ここをクリックして文字を入力
主要な電話番号：	ここをクリックして文字を入力
代替の電話番号：	ここをクリックして文字を入力

言語能力

話したり、読み書きしたりできる言語（母語を含む）とそのレベルをすべて記入してください。

言語	筆記のレベル	会話のレベル
ここをクリックして文字を入力	ここをクリックして文字を入力	ここをクリックして文字を入力
ここをクリックして文字を入力	ここをクリックして文字を入力	ここをクリックして文字を入力

緊急連絡先

名：	ここをクリックして文字を入力
姓：	ここをクリックして文字を入力
関係：	ここをクリックして文字を入力
Eメールアドレス：	ここをクリックして文字を入力
住所（番地など）：	ここをクリックして文字を入力
市区町村：	ここをクリックして文字を入力

郵便番号：	ここをクリックして文字を入力
国：	ここをクリックして文字を入力
主要な電話番号：	ここをクリックして文字を入力
代替の電話番号：	ここをクリックして文字を入力

学歴

在学した教育機関のうち、最も最近のものを2つ挙げてください。

一番最近に通った学校：

教育機関名：	ここをクリックして文字を入力
取得した学位：	ここをクリックして文字を入力
所在地：	ここをクリックして文字を入力
専攻分野：	ここをクリックして文字を入力
GPA：	ここをクリックして文字を入力

それ以前に通った学校：

教育機関名：	ここをクリックして文字を入力
取得した学位：	ここをクリックして文字を入力
所在地：	ここをクリックして文字を入力
専攻分野：	ここをクリックして文字を入力
GPA：	ここをクリックして文字を入力

理由・目的

この奨学金を通じて、どのようなことを達成したいと考えていますか。あなたの目的を、2~3文で簡潔に記入してください（専攻分野についてなど）。

ここをクリックして文字を入力

あなたがこの奨学金にふさわしいと思う理由を、200字以内で説明してください（これまでのボランティア／勤務／学業経験、理念、考え方など）。

ここをクリックして文字を入力

重点分野

あなたの専攻は、どの重点分野に該当しますか。

- 平和構築と紛争予防
- 疾病予防と治療
- 水と衛生
- 母子の健康

- 基本的教育と識字率向上
- 地域社会の経済発展
- 環境

ロータリー重点分野にはそれぞれ目標があります（「重点分野の基本方針」を参照）。あなたの奨学金活動はどの目標につながりますか。

【ここをクリックして文字を入力】

それらの目標をどのように達成しますか。

【ここをクリックして文字を入力】

奨学金による学業・研究

奨学金を使って通う教育機関や専攻課程について記入してください。

教育機関名：	【ここをクリックして文字を入力】
所在地：	【ここをクリックして文字を入力】
使用されている言語：	【ここをクリックして文字を入力】
ウェブサイト：	【ここをクリックして文字を入力】
専攻課程：	【ここをクリックして文字を入力】
課程の開始日：	【ここをクリックして文字を入力】
課程の修了日：	【ここをクリックして文字を入力】
予定している出発日：	【ここをクリックして文字を入力】
予定している帰国日：	【ここをクリックして文字を入力】

受講するクラスとその課程の関連情報が掲載されたウェブサイトのリンクを記入してください。また、受講課程やコースが、上で選択したロータリー重点分野とあなたのキャリアプランにどのように関連するか説明してください。

【ここをクリックして文字を入力】

あなたのこれまでと現在の教育／勤務／ボランティア経験は、上で選択したロータリー重点分野の目標とどのように関連していますか（500字以内）。

【ここをクリックして文字を入力】

奨学金期間が終了した直後に、どのような仕事／学業に就く計画ですか（500字以内）。

【ここをクリックして文字を入力】

あなたの長期的なキャリア目標は、上で選択したロータリー重点分野の目標とどのように関連していますか（500字以内）。

【ここをクリックして文字を入力】

予算

予算を立てるために使用した現地通貨と、1米ドルあたりの為替レート（最新のもの）を記入してください。

現地通貨：	【ここをクリックして文字を入力】	為替レート（1米ドルあたり）：	【ここをクリックして文字を入力】
-------	------------------	-----------------	------------------

具体的な経費を挙げてください。予算の合計額は、奨学金額に合っていなければなりません。また記入した経費を裏づける資料（料金表、見積書など）を添付してください。

#	内容	カテゴリー	費用（現地通貨）	費用（米ドル）
1	授業料と入学金	授業料	【ここをクリックして文字を入力】	【ここをクリックして文字を入力】
2	部屋代	宿泊	【ここをクリックして文字を入力】	【ここをクリックして文字を入力】
3	教科書	必需品	【ここをクリックして文字を入力】	【ここをクリックして文字を入力】
4	食費	必需品	【ここをクリックして文字を入力】	【ここをクリックして文字を入力】
5	航空料金	旅行	【ここをクリックして文字を入力】	【ここをクリックして文字を入力】
6	領事／査証手数料	旅行	【ここをクリックして文字を入力】	【ここをクリックして文字を入力】
7	現地での交通費	旅行	【ここをクリックして文字を入力】	【ここをクリックして文字を入力】
8	【ここをクリックして文字を入力】	【ここをクリックして文字を入力】	【ここをクリックして文字を入力】	【ここをクリックして文字を入力】
9	【ここをクリックして文字を入力】	【ここをクリックして文字を入力】	【ここをクリックして文字を入力】	【ここをクリックして文字を入力】
10	【ここをクリックして文字を入力】	【ここをクリック】	【ここをクリック】	【ここをクリック】

		して文字を入力	して文字を入力	して文字を入力
11	ここをクリックして文字を入力	ここをクリックして文字を入力	ここをクリックして文字を入力	ここをクリックして文字を入力
12	ここをクリックして文字を入力	ここをクリックして文字を入力	ここをクリックして文字を入力	ここをクリックして文字を入力
13	ここをクリックして文字を入力	ここをクリックして文字を入力	ここをクリックして文字を入力	ここをクリックして文字を入力
14	ここをクリックして文字を入力	ここをクリックして文字を入力	ここをクリックして文字を入力	ここをクリックして文字を入力
15	ここをクリックして文字を入力	ここをクリックして文字を入力	ここをクリックして文字を入力	ここをクリックして文字を入力
予算総額			ここをクリックして文字を入力	ここをクリックして文字を入力

資金調達

奨学金の授与額は、ここをクリックして文字を入力米ドルです。

これを超える分については、奨学生個人の負担となります。すべての経費を確実に賄えるよう、奨学金以外にあなたが利用できる財源を挙げてください。

ここをクリックして文字を入力

RID2790

DISTRICT GRANT SCHOLARSHIP

CANDIDATE APPLICATION TEMPLATE

This application may be used by clubs and districts to select district grant scholarship candidates. Scholar candidates should complete all sections of the application and return it to the sponsoring club or district.

PERSONAL INFORMATION

First name:	Click here to enter text.	
Family name:	Click here to enter text.	
Citizenship:	Click here to enter text.	
Date of birth:	Click here to enter text.	
Gender identity:	<input type="checkbox"/> Female <input type="checkbox"/> Male <input type="checkbox"/> Non-binary/third gender <input type="checkbox"/> Prefer to self-describe <input type="checkbox"/> Prefer not to say	
Pronouns:	<input type="checkbox"/> She/her/hers <input type="checkbox"/> He/him/his <input type="checkbox"/> They/them/theirs <input type="checkbox"/> Ze/hir/hirs <input type="checkbox"/> My pronouns are not listed <input type="checkbox"/> I prefer not to respond	
Are you currently a member of a Rotaract club?	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
Are you a Rotarian, an employee of a club, district, or other Rotary entity, and/or the spouse or lineal descendant of a Rotarian?	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	

CONTACT INFORMATION

Email address:	Click here to enter text.
Street address or P.O. Box:	Click here to enter text.
City:	Click here to enter text.
State:	Click here to enter text.
Postal code:	Click here to enter text.
Country:	Click here to enter text.
Primary telephone:	Click here to enter text.
Secondary telephone:	Click here to enter text.

LANGUAGE SKILLS

List all the languages you speak, including your native language:

Language	Written Proficiency	Spoken Proficiency
Click here to enter text.	Click here to enter text.	Click here to enter text.
Click here to enter text.	Click here to enter text.	Click here to enter text.

EMERGENCY CONTACT INFORMATION

First name:	Click here to enter text.
Family name:	Click here to enter text.
Relationship:	Click here to enter text.
Email address:	Click here to enter text.
Street address or P.O. Box:	Click here to enter text.
City:	Click here to enter text.
Postal code:	Click here to enter text.
Country:	Click here to enter text.
Primary telephone:	Click here to enter text.
Secondary telephone:	Click here to enter text.

PRIOR EDUCATION

List the two educational institutions you have most recently attended.

Most recently attended:

Name of institution:	Click here to enter text.
Degree received:	Click here to enter text.
Place of study:	Click here to enter text.
Field of study:	Click here to enter text.
GPA:	Click here to enter text.

Previously attended:

Name of institution:	Click here to enter text.
Degree received:	Click here to enter text.
Place of study:	Click here to enter text.
Field of study:	Click here to enter text.
GPA:	Click here to enter text.

SUMMARY AND OBJECTIVES

In 2-3 short sentences, tell us your objectives for this scholarship (program of study/degree sought, Rotary areas of focus, etc.).

Click here to enter text.

In 200 words or less, please summarize your qualifications to receive this scholarship (volunteer/work/academic experience, philosophy and perspective, etc.)

Click here to enter text.

AREAS OF FOCUS

What is your area of focus?

- Peacebuilding and conflict prevention
- Disease prevention and treatment

- Water, sanitation, and hygiene
- Maternal and child health
- Basic education and literacy
- Community economic development
- Environment

Which goals of your selected area of focus will your scholarship activities support? Refer to the [Areas of Focus Policy Statements](#) for more information.

Click here to enter text.

How will you meet these goals?

Click here to enter text.

SCHOLARSHIP INFORMATION

Provide the following information about the academic program you plan to attend:

Name of institution:	Click here to enter text.
City:	Click here to enter text.
Language of instruction:	Click here to enter text.
Website:	Click here to enter text.
Academic program:	Click here to enter text.
Academic program start date:	Click here to enter text.
Academic program end date:	Click here to enter text.
Planned departure date:	Click here to enter text.
Planned return date:	Click here to enter text.

List the specific classes you plan to take during the scholarship period and provide any relevant links to information about the program. Explain how the program and courses align with Rotary's goals in the selected area of focus and your future career plans.

Click here to enter text.

How does your previous and current educational, professional, and/or volunteer experience align with Rotary's

goals in the selected area of focus (500 words or less)?

Click here to enter text.

What are your professional and/or academic plans immediately after the scholarship period (500 words or less)?

Click here to enter text.

How do your long-term professional goals align with Rotary's goals in the selected area of focus (500 words or less)?

Click here to enter text.

BUDGET

Select the local currency for your budget and enter the current rate of exchange to 1 U.S. dollar.

Local currency:	Click here to enter text.	Exchange rate to 1 USD:	Click here to enter text.
-----------------	---------------------------	-------------------------	---------------------------

Detail your proposed expenses. Note that the total budget must be equal to the total financing of your scholarship grant amount. Attach any documents, such as price sheets, bids or estimates, to support the expenses listed.

#	Description	Category	Local cost	Cost in USD
1:	Tuition & fees	Tuition	Click here to enter text.	Click here to enter text.
2:	Local housing	Accommodations	Click here to enter text.	Click here to enter text.
3:	Books	Supplies	Click here to enter text.	Click here to enter text.
4:	Food	Supplies	Click here to enter text.	Click here to enter text.
5:	Airfare	Travel	Click here to enter text.	Click here to enter text.
6:	Consular/visa fees	Travel	Click here to enter text.	Click here to enter text.
7:	Local transportation	Travel	Click here to enter text.	Click here to enter text.
8:	Click here to enter text.	Click here to enter	Click here to enter	Click here to enter

		text.	text.	text.
9:	Click here to enter text.			
10:	Click here to enter text.			
11:	Click here to enter text.			
12:	Click here to enter text.			
13:	Click here to enter text.			
14:	Click here to enter text.			
15:	Click here to enter text.			
Total budget		Click here to enter text.	Click here to enter text.	Click here to enter text.

FINANCING

The scholarship amount is US\$ Click here to enter text.. You are personally responsible for all expenses in excess of the scholarship amount. Please list and describe your sources and sufficiency of additional funds that will cover your expenses in excess of the scholarship amount:

Click here to enter text.

5 – 13 – 3) グローバル補助金(GG) 奨学生候補者のための申請書テンプレート_日本語(様式704)



グローバル補助金：

奨学生候補者のための申請書テンプレート

この申請書テンプレートは、クラブと地区がグローバル補助金奨学生の候補者を募集する際に使用できます。候補者は、記入した書式を派遣ロータリークラブ（または地区）に提出します。

候補者の情報

名：	ここをクリックして文字を入力
姓：	ここをクリックして文字を入力
国籍：	ここをクリックして文字を入力
生年月日：	ここをクリックして文字を入力 (日-月-年の順で入力、例：23-05-1999)
性別 (ジェンダー) :	<input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> ノンバイナリー／サードジェンダー ¹ <input type="checkbox"/> 自認を希望 <input type="checkbox"/> 回答したくない
使用を希望する代名詞 (英語の場合) :	<input type="checkbox"/> She/her/hers <input type="checkbox"/> He/him/his <input type="checkbox"/> They/them/theirs <input type="checkbox"/> Ze/hir/hirs <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 回答したくない
あなたは現在、ローターアクトクラブの会員ですか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
あなたはロータリアン、クラブ／地区／その他のロータリー組織の職員、ロータリアンの配偶者または直系卑属ですか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

連絡先情報

Eメールアドレス：	ここをクリックして文字を入力
住所（番地など）：	ここをクリックして文字を入力
市区町村：	ここをクリックして文字を入力
都道府県：	ここをクリックして文字を入力
郵便番号：	ここをクリックして文字を入力
国：	ここをクリックして文字を入力
主要な電話番号：	ここをクリックして文字を入力
代替の電話番号：	ここをクリックして文字を入力

言語能力

話したり、読み書きしたりできる言語（母語を含む）とそのレベルをすべて記入してください。

言語	筆記のレベル	会話のレベル
ここをクリックして文字を入力	ここをクリックして文字を入力	ここをクリックして文字を入力
ここをクリックして文字を入力	ここをクリックして文字を入力	ここをクリックして文字を入力

緊急連絡先

名：	ここをクリックして文字を入力
姓：	ここをクリックして文字を入力
関係：	ここをクリックして文字を入力
Eメールアドレス：	ここをクリックして文字を入力
住所（番地など）：	ここをクリックして文字を入力
市区町村：	ここをクリックして文字を入力
郵便番号：	ここをクリックして文字を入力
国：	ここをクリックして文字を入力
主要な電話番号：	ここをクリックして文字を入力
代替の電話番号：	ここをクリックして文字を入力

学歴

在学した教育機関のうち、最も最近のものを2つ挙げてください。

一番最近に通った学校：

教育機関名：	ここをクリックして文字を入力
取得した学位：	ここをクリックして文字を入力
所在地：	ここをクリックして文字を入力
専攻分野：	ここをクリックして文字を入力
GPA：	ここをクリックして文字を入力

それ以前に通った学校：

教育機関名：	ここをクリックして文字を入力
取得した学位：	ここをクリックして文字を入力
所在地：	ここをクリックして文字を入力
専攻分野：	ここをクリックして文字を入力
GPA：	ここをクリックして文字を入力

理由・目的

この奨学金を通じて、どのようなことを達成したいと考えていますか。あなたの目的を、2~3文で簡潔に記入してください（専攻分野、ロータリーの重点分野についてなど）。

ここをクリックして文字を入力

あなたがこの奨学金にふさわしいと思う理由を、200字以内で説明してください（これまでのボランティア／勤務／学業経験、理念、考え方など）。

ここをクリックして文字を入力

重点分野

あなたの専攻は、どの重点分野に該当しますか。

- 平和構築と紛争予防
- 疾病予防と治療
- 水と衛生
- 母子の健康
- 基本的教育と識字率向上
- 地域社会の経済発展

□ 環境

ロータリー重点分野にはそれぞれ目標があります（「重点分野の基本方針」を参照）。あなたの奨学金活動はどの目標につながりますか。

ここをクリックして文字を入力

それらの目標をどのように達成しますか。

ここをクリックして文字を入力

奨学金による学業・研究

奨学金を使って通う教育機関や専攻課程について記入してください。

教育機関名：	ここをクリックして文字を入力
所在地：	ここをクリックして文字を入力
使用されている言語：	ここをクリックして文字を入力
ウェブサイト：	ここをクリックして文字を入力
専攻課程：	ここをクリックして文字を入力
課程の開始日：	ここをクリックして文字を入力
課程の修了日：	ここをクリックして文字を入力
予定している出発日：	ここをクリックして文字を入力
予定している帰国日：	ここをクリックして文字を入力

受講するクラスとその課程の関連情報が掲載されたウェブサイトのリンクを記入してください。また、受講課程やコースが、上で選択したロータリー重点分野とあなたのキャリアプランにどのように関連するか説明してください。

ここをクリックして文字を入力

あなたのこれまでと現在の教育／勤務／ボランティア経験は、上で選択したロータリー重点分野の目標とどのように関連していますか（500字以内）。

ここをクリックして文字を入力

奨学金期間が終了した直後に、どのような仕事／学業に就く計画ですか（500字以内）。

ここをクリックして文字を入力

あなたの長期的なキャリア目標は、上で選択したロータリー重点分野の目標とどのように関連していますか（500字以内）。

ここをクリックして文字を入力

予算

予算を立てるために使用した現地通貨と、1米ドルあたりの為替レート（最新のもの）を記入してください。

現地通貨：	ここをクリックして文字を入力	為替レート（1米ドルあたり）：	ここをクリックして文字を入力
-------	----------------	-----------------	----------------

具体的な経費を挙げてください。予算の合計額は、奨学金額に合っていなければなりません。また記入した経費を裏づける資料（料金表、見積書など）を添付してください。

#	内容	カテゴリー	費用（現地通貨）	費用（米ドル）
1	授業料と入学金	授業料	ここをクリックして文字を入力	ここをクリックして文字を入力
2	部屋代	宿泊	ここをクリックして文字を入力	ここをクリックして文字を入力
3	教科書	必需品	ここをクリックして文字を入力	ここをクリックして文字を入力
4	食費	必需品	ここをクリックして文字を入力	ここをクリックして文字を入力
5	航空料金	旅行	ここをクリックして文字を入力	ここをクリックして文字を入力
6	領事／査証手数料	旅行	ここをクリックして文字を入力	ここをクリックして文字を入力
7	現地での交通費	旅行	ここをクリックして文字を入力	ここをクリックして文字を入力
8	ここをクリックして文字を入力	ここをクリックして文字を入力	ここをクリックして文字を入力	ここをクリックして文字を入力
9	ここをクリックして文字を入力	ここをクリックして文字を入力	ここをクリックして文字を入力	ここをクリックして文字を入力
10	ここをクリックして文字を入力	ここをクリックして文字を入力	ここをクリックして文字を入力	ここをクリックして文字を入力
11	ここをクリックして文字を入力	ここをクリックして文字を入力	ここをクリックして文字を入力	ここをクリックして文字を入力

		て文字を入力	て文字を入力	て文字を入力
12	ここをクリックして文字を入力	ここをクリックして文字を入力	ここをクリックして文字を入力	ここをクリックして文字を入力
13	ここをクリックして文字を入力	ここをクリックして文字を入力	ここをクリックして文字を入力	ここをクリックして文字を入力
14	ここをクリックして文字を入力	ここをクリックして文字を入力	ここをクリックして文字を入力	ここをクリックして文字を入力
15	ここをクリックして文字を入力	ここをクリックして文字を入力	ここをクリックして文字を入力	ここをクリックして文字を入力
予算総額		ここをクリックして文字を入力	ここをクリックして文字を入力	ここをクリックして文字を入力

資金調達

奨学金の授与額は、ここをクリックして文字を入力米ドルです。

これを超える分については、奨学生個人の負担となります。すべての経費を確実に賄えるよう、奨学金以外にあなたが利用できる財源を挙げてください。

ここをクリックして文字を入力



GLOBAL GRANT SCHOLARSHIP CANDIDATE APPLICATION TEMPLATE

This application may be used by clubs and districts to select global grant scholarship candidates. Scholar candidates should complete all sections of the application and return it to the sponsoring club or district.

PERSONAL INFORMATION

First name:	Click here to enter text.				
Family name:	Click here to enter text.				
Citizenship:	Click here to enter text.				
Date of birth:	Click here to enter text.				
Gender identity:	<input type="checkbox"/> Female <input type="checkbox"/> Male <input type="checkbox"/> Non-binary/third gender <input type="checkbox"/> Prefer to self-describe <input type="checkbox"/> Prefer not to say				
Pronouns:	<input type="checkbox"/> She/her/hers <input type="checkbox"/> He/him/his <input type="checkbox"/> They/them/theirs <input type="checkbox"/> Ze/hir/hirs <input type="checkbox"/> My pronouns are not listed <input type="checkbox"/> I prefer not to respond				
Are you currently a member of a Rotaract club?		<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No			

Are you a Rotarian, an employee of a club, district, or other Rotary entity, and/or the spouse or lineal descendant of a Rotarian?

Yes No

CONTACT INFORMATION

Email address:	Click here to enter text.
Street address or P.O. Box:	Click here to enter text.
City:	Click here to enter text.
State:	Click here to enter text.
Postal code:	Click here to enter text.
Country:	Click here to enter text.
Primary telephone:	Click here to enter text.
Secondary telephone:	Click here to enter text.

LANGUAGE SKILLS

List all the languages you speak, including your native language:

Language	Written Proficiency	Spoken Proficiency
Click here to enter text.	Click here to enter text.	Click here to enter text.
Click here to enter text.	Click here to enter text.	Click here to enter text.

EMERGENCY CONTACT INFORMATION

First name:	Click here to enter text.
Family name:	Click here to enter text.
Relationship:	Click here to enter text.
Email address:	Click here to enter text.
Street address or P.O. Box:	Click here to enter text.
City:	Click here to enter text.
Postal code:	Click here to enter text.
Country:	Click here to enter text.

Primary telephone:	Click here to enter text.
Secondary telephone:	Click here to enter text.

PRIOR EDUCATION

List the two educational institutions you have most recently attended.

Most recently attended:

Name of institution:	Click here to enter text.
Degree received:	Click here to enter text.
Place of study:	Click here to enter text.
Field of study:	Click here to enter text.
GPA:	Click here to enter text.

Previously attended:

Name of institution:	Click here to enter text.
Degree received:	Click here to enter text.
Place of study:	Click here to enter text.
Field of study:	Click here to enter text.
GPA:	Click here to enter text.

SUMMARY AND OBJECTIVES

In 2-3 short sentences, tell us your objectives for this scholarship (program of study/degree sought, Rotary area of focus, etc.).

Click here to enter text.

In 200 words or less, please summarize your qualifications to receive this scholarship.
(volunteer/work/academic experience, philosophy and perspective, etc.)

Click here to enter text.

AREAS OF FOCUS

What is your area of focus?

- Peacebuilding and conflict prevention
- Disease prevention and treatment
- Water, sanitation, and hygiene
- Maternal and child health
- Basic education and literacy
- Community economic development
- Environment

Which goals of your selected area of focus will your scholarship activities support? Refer to the [Areas of Focus Policy Statements](#) for more information.

Click here to enter text.

How will you meet these goals?

Click here to enter text.

SCHOLARSHIP INFORMATION

Provide the following information about the academic program you plan to attend:

Name of institution:	Click here to enter text.
City:	Click here to enter text.
Language of instruction:	Click here to enter text.
Website:	Click here to enter text.
Academic program:	Click here to enter text.
Academic program start date:	Click here to enter text.
Academic program end date:	Click here to enter text.
Planned departure date:	Click here to enter text.
Planned return date:	Click here to enter text.

List the specific classes you plan to take during the scholarship period and provide any relevant links to information about the program. Explain how the program and courses align with Rotary's goals in the selected area of focus and your future career plans.

Click here to enter text.

How does your previous and current educational, professional, and/or volunteer experience align with Rotary's goals in the selected area of focus (500 words or less)?

Click here to enter text.

What are your professional and/or academic plans immediately after the scholarship period (500 words or less)?

Click here to enter text.

How do your long-term professional goals align with Rotary's goals in the selected area of focus (500 words or less)?

Click here to enter text.

BUDGET

Select the local currency for your budget and enter the current rate of exchange to 1 U.S. dollar.

Local currency:	Click here to enter text.	Exchange rate to 1 USD:	Click here to enter text.
-----------------	---------------------------	-------------------------	---------------------------

Detail your proposed expenses. Note that the total budget must be equal to the total financing of your scholarship grant amount. Attach any documents, such as price sheets, bids or estimates, to support the expenses listed.

#	Description	Category	Local cost	Cost in USD
1:	Tuition & fees	Tuition	Click here to enter text.	Click here to enter text.
2:	Local housing	Accommodations	Click here to enter text.	Click here to enter text.
3:	Books	Supplies	Click here to enter text.	Click here to enter text.
4:	Food	Supplies	Click here to enter text.	Click here to enter text.
5:	Airfare	Travel	Click here to enter text.	Click here to enter text.

6:	Consular/visa fees	Travel	Click here to enter text.	Click here to enter text.
7:	Local transportation	Travel	Click here to enter text.	Click here to enter text.
8:	Click here to enter text.			
9:	Click here to enter text.			
10:	Click here to enter text.			
11:	Click here to enter text.			
12:	Click here to enter text.			
13:	Click here to enter text.			
14:	Click here to enter text.			
15:	Click here to enter text.			
Total budget			Click here to enter text.	Click here to enter text.

FINANCING

The scholarship amount is US\$ Click here to enter text.. You are personally responsible for all expenses in excess of the scholarship amount. Please list and describe your sources and sufficiency of additional funds that will cover your expenses in excess of the scholarship amount:

Click here to enter text.

6) 参考資料

6-1) 重点分野の基本方針

重点分野の基本方針

ロータリー財団は、補助金の手続きを効率的に行い、補助金プロジェクトの質を高めることに力を入れています。本文書は、特定の活動における受領資格の有無や、クラブや地区によって大きな成果があげられたプロジェクトの種類を例示しています。補助金を申請する際は、該当する重点分野の方針に沿ったものであることをご確認ください。プロジェクトの計画は、実施国側のクラブまたは地区の責務となります。

■平和構築と紛争予防

ロータリーは、地元や海外の地域社会における※1 紛争転換を促す活動を通じた、平和構築と紛争予防に関連する研修、教育、実践を支援します。

この重点分野の目的と目標

ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような活動によって平和構築と紛争解決を助長するのを支援します。

1. 紛争を転換し、平和を築くための個人および地域社会の能力の向上。
2. 平和教育、平和のためのリーダーシップ、および争いの予防と解決に関する地域社会の人びとの研修
3. 影響を受けやすい人びとの社会統合を支援する奉仕活動の実施
4. 天然資源を管理する最善の方法を特定するための対話および地域関係の改善
5. 平和構築と紛争解決に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院レベルの奨学金支援。

受領資格の判断基準

ロータリー財団は、以下の活動を、重点分野「平和構築と紛争予防」の範囲内にある活動とみなします。

1. 平和のためのリーダーシップと教育、積極的平和※2、弱い立場にある人びとの地域社会への統合、対話の促進、コミュニケーション、紛争の予防と転換を支援するワークショップ、研修、その他のプログラムを含むグループ活動。
2. 紛争を予防、管理、転換するための建設的方法に関する青少年を対象とした教育。これには、充実した平和構築と紛争転換の活動を伴う、放課後または地域社会を基盤とするプログラムを含む。
3. 天然資源の使用と管理に関連する紛争または紛争のリスクに取り組む研修プログラムまたはキャンペーン。
4. 弱い立場にある人びと（リスク下にある青少年、難民、人身売買被害者、紛争や暴力の影響を受けたその他の人びとを含む）の社会への統合を支援する法的、心理的、社会的、リハビリ的な奉仕。

ロータリー財団は、以下の活動を、重点分野「平和構築と紛争予防」の範囲外にある活動とみなし、グローバル補助金の受領資格がないものとみなします。

1. ロータリアンが主な参加者となる平和会議。
2. 平和構築および／または紛争予防の堅固なカリキュラムが組み込まれていない課外授業の資材、遊具、遊び場のみを購入するプロジェクト

3. 平和構築および／または紛争予防の堅固なカリキュラムが組み込まれていない、音楽、スポーツ、または課外活動を主眼としたプログラム。
4. 平和構築および／または紛争予防の堅固なカリキュラムが組み込まれておらず、設備、車両、または学用品（図書、机や椅子、パソコンなど）の購入のみで構成されるプロジェクト
5. ロータリー平和センター提携大学における、ロータリー平和フェローが取り組むのと同様または類似した履修課程への入学。

（※1）紛争の転換には、紛争の原因となる状況、関係、社会構造の特定、およびそれらへの対応が含まれます。このプロセスを通じて、紛争の解決または管理を超える、紛争を生じさせる環境に変化をもたらします。転換に焦点を当てることで、平和を持続可能なものとする一助となります。

（※2）ロータリーは、紛争の根源的な原因に取り組み、平和を育むための土台を築くことを目的に、経済平和研究所との戦略的パートナーシップを結んでいます。積極的平和についての詳細はこちらをクリックしてご覧ください。

人道的プロジェクトと職業研修チーム（VTT）を成功させるための要素

重点分野「平和構築と紛争予防」のグローバル補助金：

1. 持続可能性：ロータリークラブまたは地区が活動を終了した後も、地域社会が平和構築と紛争予防の活動を継続できること。
2. 測定可能性：提唱者は、目標を設定し、プロジェクトの成果を記録するための方法を特定すること。標準的な測定方法は、「グローバル補助金：モニタリングと評価の計画について」を参照のこと。
3. 地域社会が主導：実施地となる地域社会によって特定されたニーズに取り組むプロジェクトであること。

奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、平和構築と紛争予防の分野における仕事で活躍していくことに关心がある専門職業人のための大学院レベルの奨学金を支援します。ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、以下の点を考慮します。

1. 平和構築と紛争予防の分野における申請者のそれまでの職歴・活動歴。これには、非政府組織、政府機関、または国際的組織における仕事または研究が含まれる。
2. 平和構築と紛争予防に沿った履修課程。
 - a. 望ましくは、紛争予防と解決、平和・司法研究、平和関連の社会起業、安全保障研究、国際関係を含む履修課程、および、人権法など平和と紛争を専門とするその他の学位。
 - b. 平和と紛争の課題および成果に直接の主眼を置く履修課程は、優先的に考慮される。
 - c. 優先的に考慮されない履修課程には、平和構築、紛争転換、または紛争予防と解決に重点が置かれていない一般的な国際関係に関するもの、ならびにその他の一般的な社会的発展に関する学位が含まれる。
3. 平和と紛争転換、予防、解決に関連した、申請者の将来のキャリア計画。

■疾病予防と治療

ロータリーは、疾病の原因と影響を減らすための活動を支援します。この分野のプロジェクトは、医療サービスへのアクセスの改善および拡充、医療機器の提供、または医療従事者の研修によって医療システム※3を強化します。

この重点分野の目的と目標

ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような活動によって疾病を予防し、治療するのを支援します。

1. 地元の医療従事者の能力向上。
2. 伝染病の伝播を食い止め、非伝染病の発生と影響を減らすための、疾病予防・治療プログラムの推進。
3. 医療システムの強化。
4. 臨床治療および身体障がいのためのリハビリの提供。
5. 疾病予防と治療に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院レベルの奨学金支援。

受領資格の判断基準

ロータリー財団は、以下の活動を、重点分野「疾病予防と治療」の範囲内にある活動とみなします。

伝染病の予防と管理

1. 医療フェアなどのプロジェクトを通じた疾病検査（ただし、カウンセリングと紹介を含む、または治療のための患者の入院を支援することが条件）。
2. 感染予防のための介入戦略に関する、地域社会の人びとと医療従事者への教育。
3. 地元で初期診療システム（プライマリ・ケア）を利用することができない遠隔地の人びとに医療サービスを提供することを明確な目的とする医療機器の提供。
4. 医療施設への医療機器の供給。これらの機器は、現在のテクノロジー基準と環境基準（電気、水、大気の質）を満たすものでなければならない。また、補助金提唱者は、所有権証明書および管理・維持の計画を提出しなければならない。これには、機器の管理・維持に関する研修が当該従事者に提供されたことを示す文書、または、これらの要件へのコンプライアンスを確保する研修計画が含まれる。
5. 疾病の診察と治療を記録およびモニタリングするための、サーベイランス（監視）システムと研修の提供。
6. 地域社会の長期的な福祉の推進を目的とした疾病予防、医療従事者研修の改善、または公共保健教育の向上も支援するアプローチを通じた伝染病の治療。
7. 蚊やその他の生物を介する疾患の予防と管理。生物媒介の疾病に特化した環境リスクと治療戦略の特定が含まれるプロジェクトには、高い優先度が与えられる。
8. 医療施設から出た医療廃棄物の処理など、感染と感染症の封じ込めに関連する環境的危険性への取り組み。

(※3) 医療システムには、医療サービスの提供に従事する公共および民間のセクターが含まれます。

非伝染病の予防と管理

1. 身体障がいに関連する身体的・精神的疾患のための予防・治療サービスの提供。
2. 慢性疾患の発生と流行を減少させることを目的とした、地域社会での教育、および早期スクリーニング・治療の発展。
3. 地元で初期診療システム（プライマリ・ケア）を利用することができない遠隔地の人びとに医療サービスを提供することを明確な目的とする医療機器の提供。
4. 医療施設への医療機器の供給。これらの機器は、現在のテクノロジー基準と環境基準（電気、水、大気の質）を満たすものでなければならない。また、補助金提唱者は、所有権証明書および管理・維持の計画を提出しなければならない。これには、機器管理・維持に関する研修が当該従事者に提供されたことを示す文書、または、これらの要件へのコンプライアンスを確保する研修計画が含まれる。
5. 救命手術および先天的疾患の手術の提供（ただし、受益者の評価とフォローアップ治療の確保を含むことが条件となる）。
6. 地域社会の長期的な福祉の推進を目的とした疾病予防、医療従事者研修の改善、または公共保健教育の向上も支援するアプローチを通じた非伝染病（精神疾患も含む）の治療。
7. 交通／車両に関連するけがの予防（ただし、そのようなけがの数が減少したことを示す測定可能なプロジェクトが条件となる）。
8. 緊急医療サービスを提供する車両、人員、および機器の供給。救急車は地元で購入した新車でなければならず、車両所有権、管理、維持、修理、適切な医療施設によるセキュリティシステムに関する文書を含めなければならない。

ロータリー財団は、以下の活動を、重点分野「疾病予防と治療」の範囲外にある活動とみなし、グローバル補助金の受領資格がないものとみなします。

1. 調度品、供給品、消耗品、または太陽光パネルなどの非医療機器の購入のみを含むプロジェクト。
2. 教育的な支援プログラムを提供しない、またはプロジェクト実施国的能力を大きく向上させる活動を提供しない医療任務／手術チーム（ただし、救命手術および先天的疾患に取り組む手術は例外とする）。
3. エコストーブまたは屋内調理台の設置プロジェクト。
4. 身体・精神障がい治療のための非従来的または別の方針によるセラピー（ただし、医療従事者が監督する臨床手続きを含む場合は除く）。
5. 蔓延した発達障がい、および、自閉症を含むその他のスペクトラム障がいの治療（障がいへの長期的影响による改善を示す持続可能な臨床的介入がある場合を除く）。
6. 栄養プログラム（ただし、臨床的栄養失調、または妊娠からその子どもが2歳の誕生日を迎えるまでの期間の最初の1000日間における介入である場合は除く）。
7. プロジェクト分野における成功使用例と適切な管理、維持、および修理システムが整っていることを示す文書がない新しいテクノロジーの導入。
8. 一般的な保健教育および公共安全プログラム。
9. 可動性、社交的、教育的、または職業的な目的のために主に使用される車椅子。
10. 学校給食プログラム、栄養全般または栄養教育介入、および一般的なガーデニングと摂食プログラム。

人道的プロジェクトと職業研修チーム（VTT）を成功させるための要素
重点分野「疾病予防と治療」のグローバル補助金：

1. 持続可能性：ロータリークラブまたは地区が活動を終了した後も、地域社会が疾病予防と治療の活動を継続できること。
2. 測定可能性：提唱者は、目標を設定し、プロジェクトの成果を記録するための方法を特定すること。標準的な測定方法は、「グローバル補助金：モニタリングと評価の計画について」を参照のこと。
3. 地域社会が主導：実施地となる地域社会によって特定されたニーズに取り組むプロジェクトであること。

奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、疾病予防と治療の分野における仕事で活躍していくことに関心がある専門職業人のための大学院レベルの奨学金を支援します。ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、以下の点を考慮します。

1. 疾病予防と治療の分野における申請者のそれまでの職歴・活動歴。
2. 公共保健や看護・医学の上級学位など、疾病予防と治療に沿った履修課程。
3. 疾病予防と治療に関連した、申請者の将来のキャリア計画。

■水と衛生

ロータリーは、安全な水源の管理と保護を促し、安全な飲み水と衛生（衛生設備や衛生教育など）への普遍的かつ公平な利用を実現する活動を支援します。ロータリー財団は、環境的に健全で、測定可能かつ持続可能な介入を通じて、政府、諸機関、地域社会が水と衛生の分野における事業を管理できるようエンパワメントを図ることに力を入れています。

この重点分野の目的と目標

ロータリー財団は、地域社会が水と衛生への持続可能なアクセスを確保できるようにするための、ロータリアンによる以下のような活動を支援します。

1. 安全で手頃な価格の飲み水をすべての人が公平に利用できるように促進。
2. 地上および地下の水源の保護と維持、汚染および汚染物質の削減、廃水再利用の推進による水質の改善。
3. 衛生的な方法で排便が処理される地域社会を達成することを目的とする、改善された衛生と水管理の公共サービスのすべての人による公平な利用の促進。
4. 疾病の蔓延を防ぐ、地域社会の人びとの衛生に関する知識、行動様式、習慣の改善。
5. 持続可能な水・衛生サービスの開発、財務、管理、維持ができるようにするための、政府、諸機関、地域社会の能力強化。
6. 水と衛生に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院レベルの奨学金支援。

受領資格の判断基準

ロータリー財団は、以下の活動を、重点分野「水と衛生」の範囲内にある活動とみなします。

1. 水供給、貯水、浄水、水処理、および水源保護に焦点を置いたプロジェクトを含む、安全な飲み水へのアクセス確保。
2. 改善された衛生設備へのアクセス確保。これは、衛生設備を通じた人の糞尿の処理、処分、および糞便堆積物の管理、処理、処分として定義される。
3. 手洗い、排せつ物の安全処理、安全な水の貯蔵、月経時の適切な衛生など、健全な

習慣を推進する衛生教育の提供。このようなプログラムでは、好ましい習慣を妨げる要因や促進する要因を特定し、課題に取り組むための方法を説明する必要がある。

4. 固形廃棄物の管理システムの提供。これは、固体廃棄物質の回収、処理、処分として定義される。
5. 源水を守り、地上と地下の資源を補充するための流域管理方法の活用。
6. 作物、家畜、養魚のための水の供給。
7. 地域社会のガバナンス、ファイナンスとプランニング、システム管理、配給を含む、水と衛生サービスを支える持続可能な管理方法の開発。
8. 持続可能な水サービスを推進する市民社会（ロータリー会員を含む）、地域社会、地方自治体のリーダーシップ力を築く戦略的イニシアチブの計画と実施。

ロータリー財団は、以下の活動を、重点分野「水と衛生」の範囲外にある活動とみなし、グローバル補助金の受領資格がないものとみなします。

1. 行動様式を変えることではなく、知識を向上させ、標準的な情報を提供することに焦点を置く衛生プログラム。一度限りの講習や授業は受領資格を満たさない。
2. 水源／汚染または行動変容に持続可能な形で取り組むものではない河川、砂浜、生息地の清掃。
3. 水と衛生システムを構築するだけのプロジェクト。
4. 設備、車両、または備品の購入のみで構成されるプロジェクト

人道的プロジェクトと職業研修チーム（VTT）を成功させるための要素

重点分野「水と衛生」のグローバル補助金：

1. 持続可能性：ロータリークラブまたは地区が活動を終了した後も、地域社会が水と衛生の活動を継続できること。
2. 測定可能性：提唱者は、目標を設定し、水と衛生および水資源管理のプロジェクトの成果を記録するための方法を特定すること。標準的な測定方法は、「グローバル補助金：モニタリングと評価の計画について」を参照のこと。
3. 地域社会が主導：実施地となる地域社会によって特定されたニーズに取り組むプロジェクトであること。このようなプロジェクトでは、政府、地域社会、企業が協力して、水と衛生の持続可能なシステムを構築、所有、運営する。

奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、水と衛生の分野における仕事で活躍していくことに関心がある専門職業人のための大学院レベルの奨学金を支援します。ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、以下の点を考慮します。

1. 水と衛生、または水源管理の分野における申請者のそれまでの職歴・活動歴。
2. 水と衛生、または水源管理に沿った履修課程。例として、水と衛生のエンジニアリング、環境エンジニアリング、水源システムの総合管理、水文学、公共保健が含まれる。
3. 水と衛生に関連した、申請者の将来のキャリア計画。

■母子の健康

ロータリーは、母子の健康を改善し、5歳未満の幼児の死亡率を減らすための活動と研修を支援します。この分野のプロジェクトは、医療サービスへのアクセスの改善および拡充、医

療機器の提供、および医療従事者の研修によって、医療システム※4を強化します。

この重点分野の目的と目標

ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような活動によって母子の健康を改善するのを支援します。

1. 新生児や赤ちゃんの死亡率の削減。
2. 5歳未満の幼児の死亡率と罹患率の削減。
3. 妊婦の死亡率と罹患率の削減。
4. 基本的な医療サービス、研修を受けた地域社会の医療従事者、および医療提供者へのアクセスの改善。
5. 母子の健康に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院レベルの奨学金支援。

受領資格の判断基準

ロータリー財団は、以下の活動を、重点分野「母子の健康」の範囲内にある活動とみなします。

1. 産前産後、および出産時におけるケア。
2. 地域社会における母子のヘルスケアの従事者および医療従事者を対象とする研修、または研修者を養成するための研修。
3. 医療施設に医療機器を提供するプロジェクト。これらの機器は、現在のテクノロジー基準と環境基準（電気、水、大気の質）を満たすものでなければならない。また、補助金提唱者は、所有権証明書および管理・維持の計画を提出しなければならない。これには、機器管理・維持に関する研修が当該従事者に提供されたことを示す文書、または、これらの要件へのコンプライアンスを確保する研修計画が含まれる。機器を提供するプロジェクトには、安全な妊娠、出産、新生児医療に関する女性のための啓蒙活動を含めなければならない。
4. 医療システムを通じて得られる家族計画とその他の性と生殖に関する健康における介入や公共サービスに関する教育、およびアクセス向上。
5. 女性、思春期の女子、5歳未満の子どものため予防接種。
6. 女性と5歳未満の子どもを対象に、肺炎、下痢、マラリア、はしか、その他の主な病気の原因を予防、治療するための介入。
7. 思春期の人および女性を対象に、性行為による病気の感染を削減し、その影響を緩和するための介入。
8. HIVの母子感染の予防。
9. 母乳を奨励し、栄養失調を予防、緩和、また治療するための行動を奨励するプロジェクト。
10. 救命手術および先天的疾患の手術の提供（ただし、受益者の査定と術後ケアを含むことが条件となる）。
11. 医療施設における医療廃棄物の処理など、感染と病気伝播の封じ込めに関連する環境リスクに取り組むプロジェクト。

(※4) 医療システムには、医療サービスの提供に従事する公共および民間のセクターが含まれます。

ロータリー財団は、以下の活動を、重点分野「母子の健康」の範囲外にある活動とみなし、グローバル補助金の受領資格がないものとみなします。

1. プロジェクト実施国の現地の能力を大きく向上させる活動を含んでいない医療任務団／手術チームの派遣。ただし、救命手術、先天的疾患の手術は除く。
2. 学校給食プログラム、栄養全般または栄養教育介入、および一般的なガーデニングと摂食プログラム。
3. エコストーブまたは屋内調理台の設置プロジェクト。
4. 測定可能な治癒成果のない課外授業の資材、遊具、遊び場のみを購入するプロジェクト。
5. 身体的・精神的障がいを治療するための代替治療または代替療法。
6. 思春期の人を対象とする性と生殖の健康に関するプロジェクト（資格のある医療従事者による監督の下に、医療システムの範囲内で実施される場合を除く）。
7. 調度品、供給品、消耗品の提供（グローバル補助金の受領資格を満たしている母子の健康プロジェクトの一環として行う場合を除く）
8. 一般的な保健教育および公共安全プログラム。
9. 可動性、社交的、教育的、または職業的な目的のために主に使用される車椅子。

人道的プロジェクトと職業研修チーム（VTT）を成功させるための要素

重点分野「母子の健康」のグローバル補助金：

1. 持続可能性：ロータリークラブまたは地区が活動を終了した後も、地域社会が母子の健康の活動を継続できること。
2. 測定可能性：提唱者は、目標を設定し、プロジェクトの成果を記録するための方法を特定すること。標準的な測定方法は、「グローバル補助金：モニタリングと評価の計画について」を参照のこと。
3. 地域社会が主導：実施地となる地域社会によって特定されたニーズに取り組むプロジェクトであること。

奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、母子の健康の分野における仕事で活躍していくことに関心がある専門職業人のための大学院レベルの奨学金を支援します。ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、以下の点を考慮します。

1. 母子の健康の分野における申請者のそれまでの職歴・活動歴。
2. 母子の健康に沿った履修課程（例：疫学、栄養学、グローバルヘルス、公共保健、保健推進、看護学・医学の上級学位）。
3. 母子の健康と関連した、申請者の将来のキャリア計画。

■ 基本的教育と識字率向上

ロータリーは、すべての子どものための教育を改善し、子どもと成人の識字率を高めるための活動と研修を支援します。

この重点分野の目的と目標

ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような活動によって、すべての人が基本的教育を受け、識字力を得られるようにするための、ロータリアンによる以下のような活動を支援します。

1. 基本的教育と識字能力をすべての人びとに与える地域社会の力を高めるプログラム

の支援。

2. 成人の識字率の向上。
3. 教育における男女格差を減らすための活動。
4. 基本的教育と識字率向上に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院レベルの奨学金支援。

受領資格の判断基準

ロータリー財団は、以下の活動を、重点分野「基本的教育と識字率向上」の範囲内にある活動とみなします。

1. 地元の学校関係者との協力による、幼少期および初等・中等教育における成績の向上。
2. 成人のための読み書きと計算の教育。
3. 有資格の研修者による、カリキュラム導入、効果的な教授法、生徒評価に関する教師研修の提供。
4. 教師向けの改良されたカリキュラムと専門能力開発によって補完された学習資料および学習施設の提供による、基本的教育における成果の向上。
5. 個別指導者・教師向けの研修、生徒評価の実施、および必要に応じた学用品提供による、課外プログラムのための学習支援の改善。
6. 教師・職員向けの専門能力開発の機会の提供、また必要に応じて基本的な教材の提供と施設の改善によって、身体・発達障がいのある生徒がより高い学業成果を出せるよう支援する教育者の能力向上支援。

ロータリー財団は、以下の活動を、重点分野「基本的教育と識字率向上」の範囲外にある活動とみなし、グローバル補助金の受領資格がないものとみなします。

1. 設備、車両、または学用品の購入、およびそれらの使用に関する研修のみで構成されるプロジェクト。
2. 給与、授業料、学用品を提供するプロジェクトで、将来に地域社会やロータリー外部の団体が自力でこれらを提供していくための手段を提供しないもの。
3. 教員研修、学業プログラム、個人指導プログラムをふくめずに、課外授業の資材、遊具、遊び場のみを購入するプロジェクト。プロジェクトが補助金の受領資格を満たすには、遊具とプログラムまたは研修がいかにして学習と授業を支えるかを提唱者が示す必要がある。
4. 学校給食、または給食プログラムの設備・備品の提供を主眼としたプロジェクト。
5. 補助金の資金が使い尽くされた後に地域社会で継続することができないプロジェクト。
6. 補助金の使用期間にのみ機能する個人指導や放課後のプログラムなど、1学年度の学生のみに恩恵となるプロジェクト。
7. 教員研修を含まずに、テクノロジー機器のみを提供するプロジェクト、または機器と基本的なパソコンまたはデジタルリテラシー（例：インターネットの使い方や特定のプログラムの使い方）の研修のみを提供するプロジェクト。

人道的プロジェクトと職業研修チーム（VTT）を成功させるための要素

重点分野「基本的教育と識字」のグローバル補助金：

1. 持続可能性：ロータリークラブまたは地区が活動を終了した後も、基本的教育と識字率向上の活動を継続できること。
2. 測定可能性：提唱者は、目標を設定し、プロジェクトの成果を記録するための方法を特定すること。標準的な測定方法は、「グローバル補助金：モニタリングと評

価の計画について」を参照のこと。

3. 地域社会が主導：実施地となる地域社会によって特定されたニーズに取り組むプロジェクトであること。

奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、基本的教育と識字率向上の分野における仕事で活躍していくことに関心がある専門職業人のための大学院レベルの奨学金を支援します。ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、以下の点を考慮します。

1. 基本的教育と識字率向上の分野における申請者のそれまでの職歴・活動歴。
2. 基本的教育と識字率向上に沿った履修課程（例：教育、識字、カリキュラム開発、特別教育、学校経営）。
3. 基本的教育と識字率向上に関連した、申請者の将来のキャリア計画。

■地域社会の経済発展

ロータリーは、貧困地域や十分な支援が得られない地域で測定可能かつ長期的な経済発展を創出し、人びとと地域社会が貧困を緩和していくよう支援します。

この重点分野の目的と目標

ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような活動によって貧困を緩和するのを支援します。

1. 貧困地域の経済発展を促すための、地元のリーダー、団体、およびネットワークの能力の向上。
2. 生産性の高い仕事の創出と、持続可能な生計手段へのアクセス改善。
3. 経済的な機会と公共サービスへのアクセスを提供することによる、周縁化されたコミュニティのエンパワメント。
4. 起業家、ソーシャルビジネス、地域が支えるビジネスイノベーターの能力向上
5. 生産的な仕事への就職および市場・財務サービスの利用を妨げる、性別や社会的身分に基づく不平等への取り組み。
6. より持続可能で経済回復力が高い地域社会を創出するための、再生可能なエネルギーと省エネ手段へのアクセス向上。
7. 経済的利益のための環境・天然資源保全のスキルを養成するための地域社会のエンパワメント。
8. 環境・気候関連のリスクや自然災害に対する地域社会の回復力と適応力※5の強化。
9. 経済回復力を改善するため、地域社会を基盤とする緊急時の基本的な備えのサービス体制の発展と支援。
10. 地域社会の経済発展に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院レベルの奨学金支援。

受領資格の判断基準

ロータリー財団は、以下の活動を重点分野「地域社会の経済発展」の範囲内にある活動とみなします。

1. 貧困の課題がある地域社会への、金融サービス（マイクロクレジット、モバイル・バンキング、貯蓄、保険を含む）へのアクセスの提供。
2. 地域社会の経済発展に関する研修（起業、地域社会でのリーダーシップ、職業スキル、金融知識を含む）の提供。

(※5) 適応力とは、個人・団体が環境と社会経済的な変化に効果的に対応するための社会的・技術的スキルを意味します。

3. リーダーシップ研修とエンパワメント用ツール、特に女性、難民、若い成人のためのイニチアチブを通じた、地域社会関係者の経済発展と雇用促進。
4. 貧しい人々のための小事業／協同組合／社会事業の開発および収入をもたらす活動（雇用を創出する村全体の事業の実施を含む）の支援。
5. 自給自足農家や小農家のための農業開発（能力向上、および市場と資本へのアクセス促進を含む）の促進。
6. 地域社会が主導または調整する Adopt-a-village（村全体の自立支援）活動、もしくは総合的な地域社会の開発活動の編成。
7. 女性、難民、その他の周縁化された人びとのための公平かつ効果的な経済的機会の支援。
8. 持続可能で革新的、かつ地元で購入したテクノロジーを利用した、再生可能で効率的なクリーンエネルギーへのアクセス、ならびに経済的成果を直接的にもたらす実質的な研修の提供。
9. 経済的利益と成長のための天然資源を地域社会が保存、保護、および持続可能な方法で利用できるようにするための、保全と資源管理に関する研修の提供。
10. 能力構築を通じた環境・気候変動に対する地域社会の適応力の向上、および持続可能な経済活動の開発。
11. 火災防止や自然災害対策を含む、緊急時の基本的備えを固める取り組みを支援し、地域社会の経済的困難からの回復力を向上するための研修および基本的リソースの提供。
12. 持続可能な農業ソリューション、および廃棄物を抑え、栄養へのアクセスを拡大する効率的かつ状況に応じて設計された食糧アクセスシステムの開発の支援。

ロータリー財団は、以下の活動を、重点分野「地域社会の経済発展」の範囲外にある活動とみなし、グローバル補助金の受領資格がないものとみなします。

1. 直接的な経済的成果がない、または運営・維持計画がない地域インフラまたは機器を提供するプロジェクト。
2. 公園や遊び場などの地域美化プロジェクト。
3. コミュニティーセンターの修復プロジェクト。
4. 適切な経済発展の恩恵をもたらさない、ソーラーパネルまたはその他の再生可能エネルギー設備

人道的プロジェクトと職業研修チーム（VTT）を成功させるための要素

重点分野「地域社会の経済発展」のグローバル補助金：

1. 持続可能性：ロータリークラブまたは地区が活動を終了した後も、地域社会が地域社会の経済発展の活動を継続できること。
2. 測定可能性：提唱者は、目標を設定し、プロジェクトの成果を記録するための方法を特定すること。標準的な測定方法は、「グローバル補助金：モニタリングと評価の計画について」を参照のこと。
3. 地域社会が主導：実施地となる地域社会によって特定されたニーズに取り組むプロジェクトであること。

奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、地域社会の経済発展の分野における仕事で活躍していくことに関心がある専門職業人のための大学院レベルの奨学金を支援します。ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、以下の点を考慮します。

1. 地域社会の経済発展の分野における申請者のそれまでの職歴・活動歴。申請者は、自分の仕事が貧困、低収入、または不十分な支援などの問題がある地元、地域、または国の人々の経済的福祉にどのように貢献したかを明確に示すことが求められます。
2. 地域社会の経済発展に沿った履修課程。
 - a. 例：地域社会の経済発展に焦点を当てた社会科学のコース、ソーシャルビジネス、小規模の起業、マイクロクレジット（小口融資）を専門とする経営学位。
 - b. 以下のような履修課程は、審査の際に有利となります。
 - i. 地元、地域、または国の経済発展戦略を強調したもの。
 - ii. 貧困、低収入、または十分な支援が得られない地域社会などの経済問題に焦点を当てたもの。
 - iii. ソーシャルビジネスの開発を支援するもの（経営学修士課程における特別履修コースなど）。
 - iv. 地元、地域、または国レベルでの起業スキルや事業立ち上げについて教えるビジネス学位を提供するもの。
 - v. 課程名やコース名に「地域社会の開発（community development）」という言葉を含むもの。
 - vi. 小規模の事業者や起業家に助言を提供する取り組みを改善するもの。
 - vii. 貧困、低収入、十分な支援が得られない地域社会に影響を及ぼしている環境問題に取り組むための戦略に焦点を当てたもの（例：リソース管理、環境・保全研究、レジリエンス計画、緊急時への備え）。
 - viii. 経済発展戦略を導く都市計画原則を使用したもの。
 - c. 以下のような履修課程は、審査の際に有利とはみなされません。
 - i. 純粹に理論のみのマクロ経済学、政治学、または金融学。
 - ii. ソーシャルビジネスとは関係ない事業運営に関する経営学修士課程（MBA）など、一般的な民間ビジネスの発展を扱うもの。
3. 地域社会の経済発展に関連した、申請者の将来のキャリア計画。
 - a. 以下の要素を含むキャリアは、審査の際に有利となります。
 - i. 地域または国レベルで、貧困、低収入、十分な支援が得られない地域社会における社会・経済的福祉の改善。
 - ii. 非営利もしくは社会的事業におけるキャリア。
 - iii. 貧困地域、若者、女性、先住民、難民、その他の十分な支援が得られない地域の人びとなどの経済・社会的福利のためのアドボカシー支援。
 - iv. リソース管理、環境・保全研究、レジリエンス計画、緊急時への備えを含む戦略を通じた、貧困、低収入、十分な支援が得られない地域社会に影響を及ぼしている環境問題への取り組み。
 - b. 審査の際に有利とはみなされないキャリアとして、ビジネス、エンジニアリング、またはソーシャルワークにおける一般的な役割、あるいは、民間環境・企業環境における一般運営。

■環境

ロータリーは、天然資源の保全と保護を強化し、環境の持続可能性を高め、人と環境との調和を促す活動を支援します。ロータリーにおいて環境の持続可能性とは、生物の最善の利益のために、生態学的完全性、地球の健康、将来の世代をサポートする方法で、地球の天然資源の責任あるケアと使用が行われるようにすることを意味します。

この重点分野の目的と目標

ロータリー財団は、ロータリー会員とパートナーが以下を目的とするさまざまなプロジェクトを通じて環境を保護・保全することを可能としています：

- I. 種から景観規模の保護にいたるまで、自然と生物多様性の保全。
- II. 温室効果ガスの排出の削減や回避、または天然の二酸化炭素吸収源への吸収や貯蔵を通じた気候変動の緩和。
- III. 繁栄する自然体系と共に可能な人間の社会的福祉を維持するための、エコロジカルフットプリントがより少ない持続可能で適応可能な助長生計。
- IV. 周縁化されたコミュニティに対して偏った影響を及ぼす社会環境問題に取り組むことによる、環境の公平性の強化。

環境における世界的な目標（上記）の一つ以上に該当することを示し、少なくとも一つの活動目標（下記）に一致しているプロジェクトが、グローバル補助金の対象となります。

受領資格のある実行目標と活動

ロータリー財団は、以下の活動を、重点分野「環境」の範囲内にある活動とみなします。

1. 陸地、沿岸、海洋、淡水資源の保護と回復

- a. 森林破壊と生息環境悪化の防止、原生植物の植樹・植付、森林再生の促進と生息地の回復、侵入性動植物の除去などの取り組みを通じた、陸上生態系の保護と回復。
- b. 在来動植物の保護と繁殖、侵入性動植物の除去、過剰漁業、汚染、海岸侵食、海洋酸性化への対策といった取り組みを通じた、沿岸、海洋、淡水生態系の保護と回復。
- c. 自然をモニタリングし、劣化の脅威から自然を守る活動の優先。
- d. 帯水層と地下水の再補給、水の保全、水質、流域管理を改善するためのターゲットを絞った取り組みの支援（「水と衛生」の基本方針とガイドラインも併せて適用）。
- e. 生息地の保護、在来種の保全、密猟の防止、絶滅危惧種の保全と保護による生物多様性の保存。
- f. 移入種の保存と野生動物の違法取引の防止による管轄区域全体での生物多様性の保存。

2. 天然資源の管理と保全を実行する地域社会と地方自治体の能力向上

- a. 天然資源と自然遺産を保存、保護、および持続可能な方法で利用できるようにするための保全と資源管理に関する地域社会の研修と教育。
- b. 生態学的に健全で平和的で公平な解決を通じた、人間と野生生物の対立の緩和。
- c. 森林破壊と山火事の防止と対処にあたる政府または地元グループの能力開発。
- d. 天然資源の管理と利用にかかる平和構築および紛争予防の取り組みの策定（重点分野「平和構築と紛争予防」の基本方針とガイドラインも併せて適用）。
- e. 草の根の環境・天然資源管理グループの結成と強化。

3. 農業生態学および持続可能な農業、漁業、水産養殖の実践の支援

- a. 再生農業、保全農業、管理された放牧、農林業、林間放牧、または樹木の混植を通じた、生態学的に存続可能な農業慣行の採用の増加。
- b. 持続可能な漁業と生態学的に健全な水産養殖の支援。
- c. 農業、土地、海洋、天然資源の管理の実践における伝統的知識と先住民族の知識利用の促進、活性化、保全。
- d. 持続可能な農業、水産養殖、漁業の手法、地元の食料源のサポート、農業の多様性、食品廃棄物の削減、高品質の食料への公平なアクセスを通じた食糧安全保障の向上。
- e. 自然工芸品、ハーブ、非木材森林製品（森林保全と両立するもの）の持続可能な生産の支援（該当する場合、「地域社会の経済発展」に関する基本方針とガイドラインも併せて適用）。
- f. 非市場で自給自足的な文化的ニーズのための持続可能な天然資源利用の支援。

4. 温室効果ガスの排出削減およびエネルギー使用における介入による気候変動の原因への取り組み

- a. エネルギーシステムにおける包括的な介入の一環として、太陽光、メタンガス吸収、小規模風力発電システムを含む、地元で調達した再生可能エネルギーへのアクセスの提供。
- b. 効率的な電気、クリーンな調理方法（コンロ、冷蔵など）、暖房／喚起／空調システム（HVAC）を通じた、家庭レベルのエネルギー消費における環境フットプリント（天然資源の使用量や汚染物質の発生量）の削減。
- c. エネルギー効率化と脱炭素化のために、地域社会の太陽光発電などの利益の共有を含む近隣規模のエネルギー・システムの構築またはアップグレード。
- d. 総合的な都市計画と地域計画、教育、インフラの変更を通じて、持続可能でエネルギー効率の高い輸送方法への移行の支援。
- e. 大規模なエネルギーインフラによる悪影響の防止。

5. 気候変動と気候混乱の影響を受ける生態系と地域社会の回復力の強化

- a. 弱い立場に置かれた人口集団に特に焦点を置いた上で、気候関連の事象の影響を受ける地域社会のための適応と回復力戦略を支援すること。
- b. 気候変動による移住・生息ニーズを見越した保全戦略を促進すること。

6. 環境に配慮した行動を促すための教育と社会的支援の活用

- a. 地域密着型の環境教育、環境に関する認識向上、参加型マッピング、特定の目的のためのアドボカシーの取り組みの実施。
- b. 地方自治体のカリキュラムに沿い、環境に関する特定の目標を掲げた、学校における環境教育プログラミングの支援（「基本的教育と識字率向上」の基本方針とガイドラインも併せて適用）。
- c. 特定の大規模な結果に向け、ターゲットを絞った環境キャンペーン、および意思決定を行う利害関係者との戦略的コミュニケーションの実施。
- d. 特定の結果に向け、生物学研究センター・や案内付自然センターなどの環境学習センターでの現場教育と情報発信。
- e. 環境に関する人権の推進と教育。

7. 持続可能な商品とサービスの経済性（資源効率の高さ）および環境に配慮した方法での資材のライフサイクルの管理

- a. 堆肥化、リサイクル、アップサイクル、再利用プログラムを通じた、循環経済を強化するための地域社会の計画づくりの支援（固体廃棄物管理プロジェクト）

の場合、「水と衛生」の基本方針とガイドラインを併せて適用)

- b. 資材の持続可能な調達のための地域社会の取り組みや特定セクターの取り組みの支援。
- c. 地元企業や家庭による食品廃棄の削減、および／またはその結果として生じるメタンガスの吸収。
- d. プラスチックと石油化学製品に対する需要の削減。

8. 環境正義と環境公衆衛生上の懸念への取り組み

- a. 弱い立場に置かれ周縁化された集団における家庭、学校、地域社会における（またはそれらと隣接した場所における）環境毒素への曝露（ばくろ）および環境リスクの排除と削減。
- b. 環境と関連して弱い立場にある周縁化された集団のための栄養価の高い食料への公平かつ長期的なアクセスの向上。

9. 環境保護のための責任ある土地利用ツールの導入

- a. 保護地域内およびその隣接地域における環境基準を維持するための、地域社会、非政府組織（NGO）、政府の能力の支援。
- b. 公的に認められた自然保護地域または農村部の土地を確立または拡大するプロセスの支援。
- c. 非営利の所有、鑑定、保全地役権、または土地信託と土地保全の仕事を強化することによる、土地の保護、および保全のための土地の確保。

10. 環境イノベーションと関連するインセンティブの強化

- a. 経済的利益のための保全スキルを養成するための地域社会のエンパワメント、および環境に有害な活動に代わる収入源となる代替手段の提供（「地域社会の経済発展」の基本方針とガイドラインを併せて適用）。
- b. 実証された持続可能なモデルに基づく、地域社会が管理する小規模なエコツーリズムの支援。
- c. 好ましい行動変容のための公的な環境インセンティブの提唱。
- d. バイオミミクリ（生物模倣）、天然素材、循環経済、空間データに基づく環境テクノロジーの活用の拡大

11. 環境に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院レベルの奨学金支援

環境以外の重点分野で受領資格があるものとみなされたプロジェクトで、国が認めている自然保護地域内で実施されるものは、環境を第2の重点分野として、整合性のための確認を受けなければなりません。

環境に好ましく、測定可能で持続可能なインパクトを達成しようとするプロジェクトは、環境の重点分野におけるグローバル補助金の受領資格がありません。ロータリー財団は、以下の活動を、重点分野の範囲外にある活動とみなし、グローバル補助金の受領資格がないものとみなします。

1. 地域社会の美化プロジェクト。
2. 一度限りの研修または教育セッション。
3. 水源／汚染または行動変容に持続可能な形で取り組むものではない河川、砂浜、生息地の清掃。
4. より大きな生態学的枠組みと戦略の一環ではない植樹。

5. 自然療法。
6. 食料配給プログラム。
7. 屋外レクリエーション活動への資金提供。
8. プロジェクト実施国の法律で定義されているロビー活動。
9. 環境面でのメリットが実証されていない、インフラまたは機器（ソーラーパネルなど）の設置のみに焦点を当てたプロジェクト。
10. 環境面でのメリットが実証されていない、単独設備としての火葬場の購入または設置およびインフラの購入と設置

留意点：上記は受領資格のない全活動を網羅したリストではありません。プロジェクト立案の要件について、詳しくはグローバル補助金に関する環境のガイドラインをご参照ください。

人道的プロジェクトと職業研修チーム（VTT）を成功させるための要素

環境のグローバル補助金：

1. 持続可能性：ロータリークラブまたは地区が活動を終了した後も、地域社会が環境の保護と持続可能性の活動を継続できること。
2. 測定可能性：提唱者は、目標を設定し、プロジェクトの成果を記録するための方法を特定すること。
3. 地域社会が主導：実施地となる地域社会によって特定されたニーズに取り組むプロジェクトであること。

奨学金を成功させるための要素

「環境」のグローバル補助金は、環境の分野におけるキャリアを志願する専門職業人を対象に、二つのプログラムを通じて大学院レベルの奨学金を支援します。一つ目は、中核的な環境分野の奨学金プログラムです。二つ目は、環境研究と先住民研究の接点に関連する幅広いカリキュラムからのコースを受けるための、先住民を自認している申請者のための奨学金プログラムです。

中核的な環境分野のプログラムについて、ロータリー財団は以下の要素を考慮します：

1. 環境の分野における、それまでの職歴・活動歴。
2. 補助金の対象となる研究分野を通じた、環境と一致する学問的プログラム：自然资源管理、環境毒性学、保全生物学、環境正義など（全リストは「環境グローバル補助金 授与のガイドライン」に掲載）。
3. 環境に関連した、申請者の将来のキャリア計画。

先住民環境研究プログラムについて、ロータリー財団は以下の要素を考慮します：

1. 環境関連分野におけるそれまでの職歴・学歴・活動歴。
2. 最初の履修課程における上記の学問分野、または追加の選択肢のいずれかに沿った学問的プログラム（全リストは「環境グローバル補助金 授与のガイドライン」に掲載）。
3. 環境、または先住民が直面する環境問題への取り組みと関連した、申請者の将来のキャリア計画。

6-2) ロータリー財団 地区補助金 授与と受託の条件

ロータリー財団 地区補助金 授与と受諾の条件

地区補助金は、地元や世界各地の地域社会のニーズに取り組むための、比較的規模の小さい、短期的な活動を支援する。これらの活動は、ロータリー会員が、人びとの健康状態を改善し、質の高い教育を提供し、環境保護に取り組み、貧困をなくすことを通じて、世界理解、親善、平和を達成できるよう支援するというロータリー財団の使命に沿うものである。地区補助金でどの活動を支援するかは、地区が決定する。

ロータリー財団は、内容をより明確にし、方針の変更を反映させるために、この授与と受諾の条件をいつでも修正することができる。2025年9月の変更には以下が含まれる：

- ロータリーの青少年保護方針へのリンクを更新（セクション1「受領資格のある活動」を参照）
- 補助金を利用した物品の販売収益は、地区、ロータリークラブ、ローターアクトクラブ、またはそれらの会員に利益をもたらしてはならないことを明確化（セクション2「2. 受領資格のない活動および支出」を参照）
- 協力団体の定義の更新およびその義務を明確化（セクション4「協力団体」を参照）
- 国際ロータリー・トラベルサービスへの言及を削除（セクション5「旅行方針」を参照）
- 地区財団への補助金の支払いに関する言及を削除（セクション7「支払い」を参照）
- 最終報告書の提出期限を明確化（セクション8「報告要件」を参照）
- イタリアのロータリー協力財団（Fondazione Rotary Italia）から支払われた補助金の未使用額をすべて返還する必要があることを追加（セクション8「報告要件」を参照）
- 業者との利害の対立がないことを確認する際に見積書を提出することに関する言及を削除（セクション10「補助金における利害の対立に関する方針」を参照）
- フィリピンに関するセクションを更新し、連絡担当者の氏名を削除、およびその後の補助金の支払いは記入済みの証明書の受領を条件とすることを明確化（セクション12「フィリピンに関する特記事項」を参照）

このほかの最新情報や資料（グローバル補助金の授与と受諾の方針を含む）は、rotary.org/ja/grants を参照のこと。または、補助金担当職員に質問する。

1. 受領資格のある活動

地区補助金の受領資格がある活動：

- A. ロータリー財団の使命に沿っていること。
- B. 以下を含むこと。

1. 地元または海外での奉仕プロジェクト、および関連する旅行
2. 奨学金（教育のレベルは問わない）
3. 職業研修チーム（特定分野について教える、または学ぶ専門職従事者のグループ）、および関連する旅行
4. 奨学生と職業研修チームのオリエンテーション
5. 補助金管理セミナー
6. クラブと地区によるプロジェクトの協同提唱者探しを援助するため、ロータリーのプロジェクトフェアへのロータリー会員の参加、および往復の旅行

7. ロータリーのクラブがある国およびクラブがない地域、ならびに法律によって認められ、ロータリー財団の方針に従っている地域におけるプロジェクトと活動
 8. ロータリー青少年交換、RYLA、ロータリー友情交換、ローターアクト、インターベンションプログラム。
 9. 地域社会調査
 10. 建築と改築
 11. 融資プログラムを運営する、登記され、少なくとも3年間運営されている小口融資機関と協力して実施する小口融資（マイクロクレジット）活動
 12. 地雷に対する認識向上キャンペーンと、地雷への注意喚起を呼びかける標識
- C. ロータリー会員が積極的に参加すること。
- D. 米国および補助金から資金提供される活動が実施される国の法律を遵守し、害を与えないこと（米国財務省外国資産管理局 [OFAC] による制裁対象国での活動の提唱や旅行を計画しているプロジェクトは、追加情報の提供が求められる場合がある）。
- E. 参加する未成年の安全と健康を守り、国際ロータリーの青少年保護方針を遵守すること。
- F. 実施に先立ってロータリー財団により審査され、承認されていること。補助金が承認された後に使用計画の変更が必要となった場合、補助金センターの地区補助金の報告のセクションから要請する必要がある。
- G. 実施地の伝統と文化に配慮する姿勢を示すこと。
- H. ロータリー財団章典の第30.040節「プログラム参加者の利害の対立に関する方針」、およびセクション10「補助金における利害の対立に関する方針」に概説されている方針を遵守すること。
- I. ロータリー章典の第34.040.6項ならびに34.040.11項に記載される通り、ロータリーという名称、その他のロータリー標章、徽章およびグラフィックの使用に関するロータリーの方針を遵守すること。
- J. ロータリー財団章典の第40.010.2項に基づき、またロータリーのブランドリソースセンターにあるロータリーブランドのガイドラインに従い、補助金提唱者とロータリー財団を明確に示す標識・表示をプロジェクト実施地、またはその近接位置に表示すること。
- K. ロータリー章典の第26.080節に記述された、プライバシーに関するロータリーの声明に従うこと。

2. 受領資格のない活動および支出

地区補助金を受領する活動では、以下を行ってはならない：

- A. 特定のグループ（種類を問わない）を差別するもの。
- B. 特定の政治的あるいは宗教的観点を推進すること。
- C. 完全に宗教を目的とした催し物を行うこと。
- D. 特定の人、団体、地域社会に対する継続的または過度の支援を行うこと。
- E. 財団、恒久的信託、利子の発生する長期口座を開設すること。
- F. ロータリー財団または国際ロータリーに、補助金資金を上回る財務上の責任を生じさせること。
- G. ファンドレイジング（募金）活動
- H. ワクチンの出所となる国ならびにワクチンの受領国の政府や規制当局からの事前の承認なく、国境を越えてワクチンを輸送すること。
- I. 無報酬で働くことを誰かに要求すること（プロジェクトは労働者の権利と公正な賃金

慣行を守るよう努力すべきである。利益を得る人びとがプロジェクトでボランティア活動をする必要がある場合、これらの人びとの明確な同意が必要である)。

J. 当該国の法的な労働年齢未満の人、または法律で年齢が定められていない場合は16歳未満の人による労働を要求すること。

また、地区補助金の資金は、以下のために使用できない：

K. 補助金が承認される前に発生した費用、または進行中もしくは既に完了した活動。

L. ロータリー財団、ポリオプラス、またはほかの財団補助金への寄付。

M. 土地や建物の購入。

N. 武器または弾薬。

O. 軍事援助。

P. 地区大会、国際大会、研究会、創立記念式典、娯楽イベント、プロジェクトでの式典などのロータリー行事に関連する経費。

Q. 広報的な取り組み(プロジェクトの完了に不可欠な場合を除く)。

R. 1,000米ドルを超える、プロジェクトの標識。

S. 他団体の運営費、管理費、間接的なプログラム経費。

T. 特定の人物や協力団体への使途無指定の現金寄付。

U. 新型コロナウイルスのワクチン。

V. ポリオワクチンのみを投与する予防接種。

W. 全国予防接種日(NID)に参加するための旅費。

X. 妊娠中絶、または性決定のみを目的とする施術。

Y. ロータリー平和センター提携大学において、ロータリー平和フェローが専攻するのと同じ、または類似した専修プログラムで学ぶための留学。

Z. 18歳未満の人の海外渡航費(保護者同伴の場合またはロータリー青少年交換プログラムに参加している場合を除く)。

AA. 融資保証制度。

BB. ロータリー地区、ロータリークラブ、ロータークトクラブ、会員が所有者となる物品。補助金資金で購入した物品が不要になったり、機能しなくなったりした場合、補助金申請書で受益団体として指定された団体が、その物品を処分または売却する責任を負い、その代金を受け取る。ロータリー地区、ロータリークラブ、ロータークトクラブ、またはそれらの会員は、物品の処分や売却からいかなる収入も得ることはできない。

CC. 地雷の探知および除去、または地雷を除去するための機材の購入。

3. 申請要件

A. 補助金の実施年度の5月15日までに、補助金センターを通じてオンラインで申請する。

B. 各年度、1地区につき1回のみ申請書を提出する。

C. 申請には詳細な使用計画を含める。各項目には、何を行うのか、補助金資金を何の支払いに充てるのか、受益者は誰かを明記する必要がある。

D. 地区は、補助金の実施年度の地区ガバナー、地区ロータリー財団委員長、地区補助金小委員会委員長を含む補助金委員会を設置する。これら3名の委員会委員は、地区補助金の申請において承認手続きを行い、申請書を提出する責務を担う。

E. 補助金を申請する地区は参加資格認定を受ける。

F. 補助金の全関係者は、国際ロータリーとロータリー財団に対する義務を果たしていること。

G. 一度に有することのできる未終了の補助金は、10口までとする(地区が代表提唱者

- となっているグローバル補助金を含む)。
- H. すべてのプロジェクトの名称が、ロゴ、徽章、グラフィックの使用に関するロータリーの方針に準拠していることを確認する(セクション1「受領資格のある活動」を参照)。
- I. 補助金増額の要請は、ロータリー財団が補助金の支払いを開始する前に行う。補助金の支給後に変更はできない。
- J. 臨時費の計画を立てる。地区は、年度中に発生しうる臨時費のために、地区補助金の20%までを充てることができるが、承認された後に補助金に追加するすべてのプロジェクトと活動は、資金を使用する前に財団からの承認を受ける必要がある。使用計画に臨時用の資金を含め、最終報告書に臨時費の内訳を記載する。
- K. 管理運営費を含める。地区は、補助金の3%までを、補助金に関連した管理運営費(銀行手数料、郵送料、ソフトウェア、独立財務評価など)に充てることができる。

4. 協力団体

- A. 協力団体とは、プロジェクトを実施するため、あるいはその目標達成と財務の持続可能性を確保するために関与する、信頼できる政府機関、非政府組織、または学術機関を指す。これには、補助金による活動のために、専門知識、インフラ、アドボカシー、研修、教育、モニタリング、維持管理、所有権、その他の支援を提供することが含まれる。奨学生が留学する大学は、協力団体とはみなされない。
- B. 協力団体は、ロータリー財団の報告要件を遵守し、要請に応じて領収書を提出しなければならない。協力団体は、プロジェクト関連活動の運営審査または財務審査に参加し、協力することにも同意しなければならない。
- C. 協力団体に提供された資金の全額は特定のプロジェクト費用として使用され、地区がこれらの費用の明細を記録する必要がある。

5. 旅行方針

- A. 補助金資金が支払われる旅行者は全員、各自で旅行の手配を行うべきである。
- B. 地区補助金により、海外渡航に関連する以下の予算経費を貯うことができる。
1. エコノミークラスの航空券
 2. 空港までの往復交通費および補助金実施に関連する現地での交通費
 3. 予防接種とビザの費用、入国税・出国税
 4. 通常の妥当な荷物預け料金
 5. 旅行保険
- C. 地区補助金は、以下の経費を貯わない:
1. 事前に承認された旅行の前後に、任意で途中降機した場合の関連経費
 2. 任意の途中降機を含め、個人の旅行の手配の変更により生じた違約金や手数料
 3. 荷物の超過料金、または旅行者の荷物やその他の個人的持ち物の輸送料
 4. 中止となった、または参加者が出席できなかった対面式の行事・会議の関連経費の払い戻し
 5. 強制隔離の関連経費
- D. 補助金の提唱クラブまたは提唱地区は、補助金の資金を使って旅行する全受領者の緊急連絡先と旅程表を保管する必要がある。また、要請に応じて財団にこの情報を提出するための準備をしておく。
- E. 旅行者は、以下の責任を有する。
1. 旅費の増加を避けるため、旅行手配を迅速に行う
 2. 承認された旅費を超える費用を自己負担する

3. 海外旅行のための健康条件を満たす
 4. 国際ロータリーによる特定国の旅行制限を遵守する（以下 G を参照）
 5. 旅行保険に加入する
 6. 個人の旅行はすべて自ら手配し、自己負担する
 7. 必要な旅行書類を取得すること、かつ入国に関する新型コロナウイルスの全要件およびその他の規制を遵守することを確認するために、IATA トラベルセンターからの情報を確認する
- F. 医療従事者が補助金資金による活動の一環として医療サービスを提供する場合、補償限度額が最低 500,000 米ドルの職業賠償責任保険（別称、過失脱漏保険または E&O 保険）に加入するよう期待されている。このような保険に加入し、保険料を支払うのは参加者本人である。
- G. 国際ロータリーは、旅行禁止国リストを作成するため、グローバルな安全コンサルタント会社と契約している。安全面の懸念から、財団はこれらの国への旅行に資金を提供しない。旅行禁止国リストに追加された国内に、既に財団資金による旅行者がいる場合、即刻避難するための計画が手配される。これらの旅行制限や避難命令に従わなかった場合、財団は補助金を取り消し、既に支払われた資金を財団に返還することを要請する。旅行禁止国リストに掲載されている国への旅行が補助金プロジェクトに含まれる場合、その国への旅費がプロジェクト予算に含まれていなくても、財団は資金を提供することはできない。

6. 補助金の資金源

- A. ロータリー財団は、地区財団活動資金 (DDF) の配分のみから地区補助金を提供する。
- B. 地区は、シェア配分の最高 50% を毎年一口の補助金に充てることができる。

7. 支払い

- A. 補助金資金は、補助金申請書に記載された地区的銀行口座のみに支払われる。
- B. 補助金資金は、地区が管理する銀行口座のみに支払われる。個々のクラブに支払われることはない。
- C. 地区補助金の資金は、前ロータリーアンダードの地区補助金が終了するまでは支払われない。
- D. 補助金は、補助金支払い時の国際ロータリー為替レートに従って支給される。
- E. 資金は、実施年度末を過ぎた後は支給されない。実施年度の 5 月 31 日までに提唱者が支払いの全要件を満たさなかった場合、補助金は取り消しとなる。

8. 報告要件

- A. 補助金の受領者は、補助金の使途について財団に報告する。
- B. 報告書は、補助金センターを通じて提出し、不備のない報告書のみ受理される。
- C. 財団は、期日を過ぎて未提出の財団補助金報告書がある提唱者からの新規の補助金申請書を承認しない。
- D. 財団は、いつでも補助金を審査し、監査を実施し、監視要員を派遣し、追加書類の提出を要求し、または、支払いを（一部または全額）保留することができる。
- E. 地区は、資格条件に従い、補助金資金の使途について地区内クラブに報告する必要がある。
- F. 補助金の提唱者は、資格条件および適用される法律に従い、少なくとも 5 年間、補助金の使途に関連する全領収書のコピーと銀行取引明細書を保管する必要がある。
- G. 補助金プロジェクトの実施と資金使用に関する財団の方針と指針を遵守しなかった

補助金提唱者は、補助金の全額を返還する必要があり、最高5年間、将来の補助金の受領を禁じられる可能性がある。

H. 資金の支出について記載した最終報告書を、地区が補助金を受領してから12カ月以内または地区が補助金資金の全額を配分してから2カ月以内のいずれか早いほうに、財団に提出する必要がある。アルゼンチンとブラジルの地区に支払われた補助金については、報告とともに、すべての経費について領収書を提出しなければならない。

I. ブラジルの地区に支払われた補助金については、最終報告書とともに寄付証明書を提出する必要がある。

J. 地区補助金の資金を利用した活動はすべて、地区がクラブまたは受益者に支給してから24カ月以内に、完了する必要がある。

K. 地区は、補助金資金の支出についても報告し、全額使用しなかった場合は、財団に返金する必要がある。詳細は「補助金未使用分の財団への返還について」を参照のこと。

L. すべての補助金活動が完了した後に1,000米ドルを超える補助金資金が残った場合、受領資格のある追加の活動のための資金利用を財団が承認する必要がある。承認された通りにこれらの資金を使用できない場合、資金をロータリー財団に返還する必要があり、この資金は地区のDDFに加算される。

M. すべての補助金活動が完了した後に1,000米ドル以下の補助金資金が残った場合、地区補助金の使用が認められている活動にその資金を利用でき、財団からの事前の承認は必要ない。いかなる金額であれ、地区補助金と関係のない経費に未使用の補助金資金を使用することはできない。

N. 1,000米ドル以下の補助金資金が財団に返還された場合、その資金は国際財団活動資金(WF)に充当される。

O. 以下の国は、返還資金について独自に以下を義務づけている：

1. アルゼンチン：10アルゼンチンペソを超える未使用的補助金資金は返還する必要がある。
2. ブラジル：100ブラジルレアルを超える未使用的補助金資金は返還する必要がある。
3. インド：未使用的補助金資金はすべて返還する必要がある。
4. イタリア：イタリアのロータリー協力財団(Fondazione Rotary Italia)から支払われた補助金の未使用額はすべて返還される必要がある。この要件に該当する地区には通知が行われる。

9. 取り消された補助金

- A. 補助金が承認されたが、支払いがまだ行われていない場合、全資金が地区のDDFに加算される。
- B. 補助金が承認され、支払い済みである場合、補助金資金はすべて財団に返還しなければならず、この資金は地区のDDFに加算される。
- C. 補助金資金から生じた利子は財団に送金する必要がある。

10. 補助金における利害の対立に関する方針

- A. ロータリー財団の補助金の高潔性を保証するため、関与するすべての人は、実際の利害対立、および対立があると認識される状況を避けることが義務付けられている。
- B. 利害の対立は、ある補助金に対し、決定を下す、または決定に影響を与える立場にある人物が、補助金によって、本人、その家族、そのビジネスパートナー、またはそれらの人物が有償・無償を問わず、役員や指導的立場を担っている組織が、恩恵を得

- る可能性のある場合に生じる。を得る可能性のある場合に生じる。
- C. 実際の利害対立、または対立があると認識される状況はすべて、申請手続きにおいてロータリーの補助金担当職員に開示する必要がある。利害の対立が存在するかどうか確信がもてない場合は、開示すべきである。
- D. 個々のケースにおいて利害の対立が存在するかどうかは、ロータリーの補助金担当職員または管理委員会が決定する。補助金において利害の対立が存在する、または存在したと結論が下された場合、補助金担当職員は、補助金プロセスの高潔性を守るために、適切な措置を管理委員会に推奨する。このような措置には、当該会員の補助金委員会からの除外、補助金申請の却下、承認された補助金の取り消し、または特定の会員、クラブ、地区、または協力団体によるロータリー補助金参加の一時停止などが含まれる。
- E. 財団補助金の受領者または受益者となることができない人には、以下が含まれる。
1. 現ロータリアン
 2. クラブ、地区、その他のロータリー組織（ロータリー章典 1.040 節に規定されている通り）、国際ロータリーの職員
 3. これらのすべての人の配偶者・直系卑属（血縁、養子縁組、再婚による子または孫）・直系卑属の配偶者・直系尊属（血縁による親または祖父母）、ロータリー財団または国際ロータリーと提携する機関・組織・団体の職員
 4. 元ロータリアンおよび上記の元ロータリアンと親族関係にある人（本人または親族の退会から 3 年間適用）
- F. 補助金資金を受ける活動を担当するクラブまたは地区の選考委員会の委員であるロータリー会員は、ロータリー補助金の影響を受ける可能性のある個人または団体との個人的、家族上、事業上の関係について、完全に透明性を保つ必要がある。これには、奨学金候補者、協力団体、業者、その他補助金によって利益を得る人びとまたは団体（ただし、これらに限られない）との関係が含まれる。委員は、実際の利害対立または対立があると認識される場合、選考が始まる前に委員長に知らせる必要があり、また、補助金申請時にも開示する必要がある。
- G. ロータリー地区、クラブ、会員が、補助金資金を受ける活動と関連して、ロータリー組織から同業者への支払いが行われるような業務取引を行う場合、妥当な費用で最良のサービスを確保するため、その取引を行う前に、公正、透明、かつ完全な見積もり要請と入札手続を行う必要がある。資金が、会員、会員が所有または経営する物資やサービスの提供者、名誉会員、または財団補助金の受領資格がない上記に記載された人びとに支払われるような業務をロータリー組織が行おうとする場合に、利害の対立の可能性が生じる。
- H. 協力する非政府組織、商品または業務の提供者、保険会社、運送会社、教育機関を含む業者または支払先と利害関係がないことを確認するために、すべての補助金取引を見直す必要がある。利害対立のある業者であっても、公正な市場価格で最高の製品または業務を提供し、そのことが公正、透明、徹底した入札手続を経ているオファーによって証明される場合には、その業者を利用することができます。
- I. 利害の対立に関するロータリーの方針に関する詳細は、ロータリー財団章典の第 30.040 節を参照のこと。

11. インドに関する特記事項

- A. 他のすべての授与と受諾の条件に加え、インドの法律と FCRA を遵守するため、インド国内のクラブと地区に支払われる全額または一部の補助金は、以下の支払いと報告の手続きに従う必要がある。

B.FCRA に関する一般的な情報は、fcraonline.nic.in を参照のこと。FCRA の登録を受けたクラブまたは地区は、FC-4 書式と財務報告書をインド内務省（ニューデリー）に期限通りに提出する責務を負うものとする。

C. すべての補助金の支払いは、インドルピーの資金を受領するために特別に開設された銀行口座またはクラブが管理する FCRA 口座に送金される。以下に記載された一般的な支払い条件をすべて満たすまで、補助金がインド国内の銀行口座に送金されることはない。インド国内からの拠出金から発生した十分な資金があると職員が判断するか、提唱者が銀行口座が FCRA の下に登録されていることを記した書類を提供する必要がある。そのほかの状況において支払いは待機状態となり、（インド国内から）追加の拠出金が寄せられて十分な資金が得られた時点ではじめて、先着順に支払われるうことになる。補助金の提唱者は、FCRA の下に登録された銀行口座で受け取る資金が地元の資金と混同されないようにする必要がある。補助金資金は、提唱者拠出金の全額がロータリー財団へ送られ、支払いの全条件が満たされるまでは、支給されない。補助金資金は、補助金提唱者が申請書に記入した口座へ支払われる。

D. 毎年 3 月 31 日までにインドのロータリー財団または国際ロータリー南アジア事務局から支払われた補助金資金に関する中間報告書は、同じ年の 5 月 31 日が提出締切日となる。最終報告書は、プロジェクトの完了から 2 カ月以内が提出期日となる。すべての中間報告書は、セクション 8（報告要件）に挙げられたすべての一般的な報告要件を満たしている必要がある。さらに、補助金提唱者は以下を行う必要がある。

1. 中間報告をオンラインで補助金センターから提出する。
2. 中間報告書が提出されたことを南アジア事務局に知らせる。
3. 補助金資金が使用された場合は使用の証明書ならびに、独立した公認会計士によって証明された領収書または補助金からの支払いの明細書（会計士番号および固有の文書識別番号を明記のこと）をアップロードする。使用の証明書には、補助金資金の支払いを行ったのがインドのロータリー財団、または南アジア事務局）であるかを明記しなければならない。
4. 銀行明細書または預金通帳をアップロードする（複写の場合は、銀行のマネジャー／公認会計士が証明し署名した正謄本）。
5. 補助金センターにすべての請求書と領収書をアップロードする。

E. いかなる理由であれ、補助金の資金が使用されなかった場合には、補助金資金の預金日が記された銀行明細書の原本または預金通帳の原本（複写の場合は、銀行のマネジャー／公認会計士が証明し署名したもの）、ならびに、3 月よりも前に受領されたにもかかわらず補助金が使用されなかった理由を説明した文書。

F. 最終報告書は、セクション 8（報告要件）に挙げられたすべての一般的な報告要件を満たしている必要がある。さらに、補助金提唱者は以下を行う必要がある。

1. 最終報告をオンラインで補助金センターから提出する。
2. 最終報告書が提出されたことを南アジア事務局に知らせる。
3. 補助金資金が使用された場合は使用の証明書ならびに、独立した公認会計士によって証明された領収書または補助金からの支払いの明細書（会計士番号および固有の文書識別番号を明記のこと）をアップロードする。使用の証明書には、補助金資金の支払いを行ったのがインドのロータリー財団、または南アジア事務局）であるかを明記しなければならない。
4. 銀行明細書または預金通帳をアップロードする（複写の場合は、銀行のマネジャー／公認会計士が証明し署名した正謄本）。
5. 銀行調整の明細書を提出する（複数の補助金が一つの FCRA 口座に振り込まれた場合）。

6. 補助金センターにすべての請求書と領収書をアップロードする。
7. 「原本はすべて8年間保管し、インドのロータリー財団または南アジア事務局から要請された場合にはこれを提示する」と書かれた保証文を補助金センターにアップロードする。
8. 未使用的補助金資金はすべて、資金の支払いを行った組織（インドのロータリー財団または国際ロータリー南アジア事務局）に返還する。
9. プロジェクトから利益を得る人びとに関する情報（写真、新聞の切り抜き、感謝状を含む）を保管する（インドのロータリー財団または国際ロータリー南アジア事務局から要請される可能性があるため）。

12. フィリピンに関する特記事項

- A. ほかの授与と受諾の条件に加え、フィリピン国内のロータリー地区またはクラブに支払われた補助金は、フィリピンの規制を遵守するためにより多くの実証を必要とする。
- B. フィリピン証券取引委員会は、財団が財務諸表を提出する際に、財団が資金を提供了したすべてのプロジェクトについて補足書類を添えることを義務づけている。この要件に関する詳しい情報は、証券規制法 68 (Securities Regulation Code 68) に改正通りに記載されている。これを遵守できるよう、補助金提唱者は、その地域を管轄する以下の人物／組織のいずれかが発行する証明書を取得する必要がある：
 1. 市長室、公印が押されていること
 2. 社会福祉・開発局 (Department of Social Welfare and Development) 長、公印が押されていること
 3. 保健局 (Department of Health) 長、公印が押されていること
 4. バランガイ議長室、公印が押されていること
 5. 民間機関または実際の受益者の代表者／役員、公証人により署名されたもの
- C. 各プロジェクトについて、証明書の原本5通を、下記に送付すること：Phil. Consulting Center Inc., 2D Penthouse, Salamin Building, 197 Salcedo Street, Legaspi Village, Makati City 1229, Philippines.
- D. 証明書の見本テンプレートを、南太平洋・フィリピン事務局を通じて入手することができる。
- E. 7月から5月までに配分される補助金の証明書は、同じ会計年度の6月30日までに受理されるべきである。6月に支払われた補助金の証明書は、7月31日までに受理されるべきである。地区から提出された新規の補助金のための支払いは、既存の補助金の記入済み証明書が受領されることが条件となる。

6-3) ロータリー財団 グローバル補助金 授与と受託の条件

ロータリー財団 グローバル補助金 授与と受諾の条件

グローバル補助金は、ロータリーの重点分野（「平和構築と紛争予防」「疾病予防と治療」「水と衛生」「母子の健康」「基本的教育と識字率向上」「地域社会の経済発展」「環境」）において持続可能、測定可能な成果をもたらす大規模な国際的活動に資金を提供する。グローバル補助金は、人道的奉仕活動、大学院レベルの奨学金、職業研修チーム（専門職業に関する研修を提供するチームや研修を受けるチームを海外に派遣）に活用できる。

ロータリー財団は、内容をより明確にし、方針の変更を反映させるために、この授与と受諾の条件をいつでも修正することができる。2025年9月の変更には以下が含まれる：

- ロータリーの持続可能性の定義を更新（セクション1「受領視覚のある活動」を参照）
- ロータリーの青少年保護方針へのリンクを更新（セクション1「受領資格のある活動」を参照）
- 補助金を利用した物品の販売収益は、地区、ロータリークラブ、ロータークトクラブ、またはそれらの会員に利益をもたらしてはならないことを明確化（セクション2「受領資格のない活動および支出」を参照）
- モニタリングと評価の活動に関連する海外渡航費の支払いに補助金資金を使用できないことを明確化（セクション2「受領資格のない活動および支出」を参照）
- 奨学生は留学国の国民であってはならないことを明確化（セクション3「申請要件」を参照）
- 協力団体の定義の更新およびその義務を明確化（セクション4「協力団体」を参照）
- 国際ロータリー・トラベルサービスへの言及を削除（セクション5「旅行方針」を参照）
- 補助金提唱者は、冠名指定寄付または冠名基金（いずれか一方のみ）からプログラム授与金として使用可能な額をグローバル補助金の資金として使用できることを明確化（セクション6「補助金の資金源」を参照）
- クラブまたは地区財団への補助金の支払いに関する言及を削除（セクション7「支払い」を参照）
- イタリアのロータリー協力財団（Fondazione Rotary Italia）から支払われた補助金の未使用額をすべて返還する必要があることを追加（セクション8「報告要件」を参照）
- 業者との利害の対立がないことを確認する際に見積書を提出することに関する言及を削除（セクション10「補助金における利害の対立に関する方針」を参照）
- フィリピンに関するセクションを更新し、連絡担当者の氏名を削除、およびその後の補助金の支払いは記入済みの証明書の受領を条件とすることを明確化（セクション13「フィリピンに関する特記事項」を参照）

このほかの最新情報や資料（地区補助金の授与と受諾の方針を含む）は、rotary.org/ja/grants を参照のこと。または、補助金担当職員に質問する。

1. 受領資格のある活動

グローバル補助金の受領資格がある活動：

- A. ロータリー財団の使命に沿っていること。
- B. ロータリーの重点分野の一つ以上に関連していること。これらの活動には、人道的

- プロジェクト、1～4学年のフルタイムの大学院レベルでの教科履修または研究のための留学用奨学金、専門的な研修を提供したり受けたりすることで地域社会のニーズに取り組む職業研修チームが含まれる。
- C. 地域社会調査の結果に基づいており、実施地の地域社会と協力して立案されたものであること。
- D. 持続可能であること。持続可能性とは、成果が現地で維持され、地域社会の継続的な優先ニーズに応えていけることである。
- E. 測定可能であること。提唱者は、「グローバル補助金：モニタリングと評価の計画について」から評価基準を選ばなければならない。また、独自の評価基準を追加できる。
- F. ロータリー会員が積極的に参加すること。
- G. ロータリーのクラブが存在する国や地域にある地域社会を支援するものであること（H項にある例外を参照のこと）。
- H. 活動が実施される国の一つのクラブまたは地区（実施国側代表提唱者）と、実施国以外の一つのクラブまたは地区（援助国側代表提唱者）により開始され、提唱されること。ただし、ロータリーのクラブが存在しないがRI理事会が積極的に拡大を検討している国での活動については、例外を適用できる場合がある。
- I. 米国および補助金から資金提供される活動が実施される国の法律を遵守し、害を与えないこと（米国財務省外国資産管理局【OFAC】による制裁対象国での活動の提唱や旅行を計画しているプロジェクトは、追加情報の提供が求められる場合がある）。
- J. 参加する未成年の安全と健康を守り、国際ロータリーの青少年保護方針を遵守すること。
- K. 実施に先立ってロータリー財団により審査され、承認されていること。
- L. 活動実施地の伝統と文化に配慮する姿勢を示すこと。
- M. ロータリー財団章典の第30.040節「プログラム参加者の利害の対立に関する方針」、およびセクション10「補助金における利害の対立に関する方針」に概説されている方針を遵守すること。
- N. ロータリー章典の第34.040.6項ならびに34.040.11項に記載される通り、ロータリーという名称、その他のロータリー標章、徽章およびグラフィックの使用に関するロータリーの方針を遵守すること。
- O. ロータリー財団章典の第40.010.2項に基づき、またロータリーのブランドリソースセンターにあるロータリーブランドのガイドラインに従い、補助金提唱者とロータリー財団を明確に示す標識・表示をプロジェクト実施地、またはその近接位置に表示すること。
- P. ロータリー章典の第26.080節に記述された、プライバシーに関するロータリーの声明に従うこと。
- Q. 次のインフラストラクチャーの建設を含めることができる：トイレ棟および衛生システム、連絡道路、ダム、橋、倉庫、フェンスとセキュリティシステム、水・灌漑システム、温室。地下水を利用するプロジェクトの場合、水文地質学的調査を実施する必要がある。調査の費用は、補助金予算で賄うことができる。
- R. 人道的プロジェクトの一環として、現地で研修を提供したり、プロジェクトを実施したりする2名までの海外旅費を含めることができる。ただし、それらを行うスキルを有する人を現地ではすぐに準備できないことを実施国側提唱者が確認した場合に限る。
- S. 地雷の存在を認識させるためのキャンペーンや、地雷を警告する標識の設置も含めることができる。

2. 受領資格のない活動および支出

グローバル補助金を受領する活動では、以下を行ってはならない：

- A. 特定のグループ（種類を問わない）を差別するもの。
- B. 特定の政治的あるいは宗教的観点を推進する。
- C. 完全に宗教を目的とした催し物を行う。
- D. 特定の人物、団体、地域社会に対する継続的または過度の支援を行うこと。
- E. 財団、恒久的信託、利子の発生する長期口座を開設すること（ただし、セクション10に記載された要件に提唱者が従うならば、補助金資金を小口融資ファンドの設立のために使用できる）。
- F. ロータリー財団または国際ロータリーに、補助金資金を上回る財務上の責任を生じさせること。
- G. ファンドレイジング（募金）活動
- H. ワクチンの出所となる国ならびにワクチンの受領国のしかるべき政府や規制当局からの事前の承認なく、国境を越えてワクチンを輸送すること。
- I. 無報酬で働くことを誰かに要求すること（補助金資金を利用する活動は労働者の権利と公正な賃金慣行を守るよう努力すべきである。利益を得る人びとがボランティア活動をする必要がある場合、これらの人びとの明確な同意が必要である）。
- J. 当該国の法的な労働年齢未満の人、または法律で年齢が定められていない場合は16歳未満の人による労働を要求すること。

また、グローバル補助金の資金は、以下のためには使えない：

- K. 補助金が承認される前に発生した費用、または進行中もしくは既に完了した活動。
- L. ロータリー財団、ポリオプラス、またはほかの財団補助金への寄付。
- M. 土地や建物の購入。
- N. 武器または弾薬。
- O. 軍事援助。
- P. 地区大会、国際大会、研究会、創立記念式典、娯楽イベント、プロジェクトでの式典などのロータリー行事に関連する経費。
- Q. 広報的な取り組み（活動の完了に不可欠な場合を除く）。
- R. 1,000米ドルを超える、プロジェクトの標識。
- S. 他団体の運営費、管理費、間接プログラム経費（協力団体でのプロジェクト管理費を除く）（セクション3の項目Jを参照のこと）。
- T. 特定の人物や協力団体への使途無指定の現金寄付。
- U. 新型コロナウイルスのワクチン。
- V. ポリオワクチンのみを投与する予防接種。
- W. 全国予防接種日（NID）に参加するための旅費。
- X. 妊娠中絶、または性決定のみを目的とする施術。
- Y. ロータリー平和センター提携大学において、ロータリー平和フェローが専攻するのと同じ、または類似した専修プログラムで学ぶための留学。
- Z. ロータリー青少年交換、RYLA、ロータリー友情交換、ローターアクト、インターラクトの活動。
- AA. 18歳未満の人の海外渡航費（保護者同伴の場合を除く）。
- BB. 人が居住、仕事、または収入を生む活動に従事する建造物の建築、またはそのような建造物の増築。例えば、建物（学校、住宅、低廉シェルター、または病院）、コンテナハウス、移動住宅など（プロジェクトの実施にあたってそのような建造物の建

設が必要な場合、その建設費用は補助金以外の資金で賄わなければならない)。

CC. 一部建設済み（外側部分のみ建てられた建造物を含む）であるが入居または運営されたことのない建造物の完成。

DD. 人道的プロジェクトのための協力団体の職員による海外旅行。

EE. ロータリー以外の団体が主体となって実施する活動。

FF. 主に研究・調査またはデータ収集に焦点を当てた人道的プロジェクト。

GG. 経費が旅費のみである人道的プロジェクト。

HH. 大学の学士課程での勉学。

II. オンラインの学業または研究プログラム。

JJ. 一つの補助金の下で行われる、互いに関連していない複数の活動。

KK. ロータリー地区、ロータリークラブ、ロータークトクラブ、会員が所有者となる物品。補助金資金で購入した物品が不要になったり、機能しなくなったりした場合、補助金申請書で受益団体として指定された団体が、その物品を処分または売却する責任を負い、その代金を受け取る。ロータリー地区、ロータリークラブ、ロータークトクラブ、またはそれらの会員は、物品の処分や売却からいかなる収入も得ることはできない。

LL. 地雷の探知および除去、または地雷を除去するための機材の購入。

MM. モニタリングと評価の活動に関する海外渡航費。

3. 申請要件

- A. 補助金センターを通じてオンラインで申請する。申請書は、ロータリー年度を通じて隨時受理され、利用可能な資金の状況に基づいて承認される。
- B. 実施国と援助国の代表提唱者は、それぞれ、3名のロータリー会員から成る補助金委員会を設置する必要がある。この委員会の委員は、代表提唱クラブの会員（クラブ提唱の場合）または代表提唱地区の会員（地区提唱の場合）とする。RI財務代行者、国の会計担当者、補助金と関連のある協力団体や受益団体の理事会メンバーと有給職員は、この委員会の委員を務めることはできない。
- C. 補助金活動にかかわる代表提唱地区は、参加資格認定を受けていなければならない。
- D. クラブが提唱者となって補助金を申請する場合、代表提唱クラブが参加資格認定を受けていることを地区ロータリー財団委員長が確認する必要がある。
- E. グローバル補助金を申請するロータークトクラブは、過去にグローバル補助金活動でロータリークラブまたは地区と協力した経験がある必要がある。地区は、補助金へのロータークトの過去の参加について確認する責任がある。一方の補助金提唱者がロータークトクラブである場合、もう一方の提唱者はロータリークラブまたは地区である必要がある。
- F. 補助金の全関係者は、国際ロータリーとロータリー財団に対する義務を果たしていること。
- G. すべてのプロジェクトの名称が、ロゴ、徽章、グラフィックの使用に関するロータリーの方針に準拠していることを確認する（セクション1「受領資格のある活動」を参照のこと）。
- H. 代表提唱クラブまたは地区が一度に有することのできる未終了の補助金は、10口までとする。
- I. 臨時費の計画を立てる。提唱クラブまたは地区は、物価上昇や為替変動に対応するため、全予算額の10%までを臨時費に配分することができる。
- J. 管理運営費を含める。予算の10%までを、プロジェクト管理費（協力団体において、

そのプロジェクトのマネジャー費用、諸経費、運営管理諸経費が発生する場合はそれも含む）に充てることができる。

K. 成果を測定する。予算の 10%までを、成果を測定するための経費に充てることができる。

L. 会員以外で、奨学生、職業研修チームへの参加、人道的プロジェクトの実施のための旅行を目的として補助金を受領する人には、以下が求められる。

1. 出発前にオリエンテーションに参加する（オンラインのオリエンテーション、または会場に集まって参加するオリエンテーションのいずれか）。

2. 提唱者に要請された場合には、クラブや地区の活動に参加する（クラブや地区の会合における講演・プレゼンテーション、奉仕プロジェクトへの参加など）。

M. 奨学生と職業研修チームメンバーは、補助金全体の申請の補足資料として個人の参加申請書を提出する。奨学生ならびに職業研修チームの申請者が、経費の利用または旅行の手配の前に、財団による申請書の承認が必要であることを理解していることを確認すべきである。

N. 奨学生の候補者に関する指針：

1. 補助金の申請時に、フルタイムかつ対面での大学院課程への大学からの入学許可状、または対面での大学院レベルの研究を行うための招請状を提出しなければならない。学費支援の保証を必要とする条件付きの入学許可状も認められる。

2. 申請者は、自国外で学業を行わなければならず、留学国の国民であってはならない。オンラインでの学業は受領資格を満たさない。

3. 8月、9月、10月のいずれかの月に留学を開始する申請者は、6月30日までに申請する必要がある。

4. 奨学生の学業期間は、留学中のどの時点に開始しても構わないが、資金が提供される期間は1学業年以上となる。

O. 職業研修チームに関する指針：

1. 職業研修チームは、ロータリー会員である1名のチームリーダーを含め、少なくとも3名のボランティアから成る。各メンバーは、重点分野において各自少なくとも2年の職務経験を有し、チームリーダーはロータリーに関する一般知識と国際経験、指導力、重点分野における専門知識を備えている必要がある。会員以外の人がチームリーダーを務めることもできるが、その場合、提唱者が補助金申請書にその必要性を明確に示さなければならない。

2. ロータリー会員とその家族が職業研修チームに参加する場合は、そのチームが研修を（受けのではなく）提供する側であり、家族が資格要件を満たしていないなければならない。

3. 1口の補助金で複数のチームが旅行をする場合、これらのチームは、代表提唱者2者が同じであり、チームの旅行開始日から1年以内に次のチームの旅行が開始される必要がある。

4. すべてのチームメンバーが、旅行の前にロータリー財団から承認を得ている必要がある。チーム構成の変更はすべて、ロータリー財団に報告し、その承認を得る必要がある。

P. 奨学生、職業研修チーム、ボランティアによる旅行を含む申請は、旅行開始の90日前までに提出しなければならない。

Q. 申請書の作成開始後12カ月以内に申請書が提出されなかった場合、この申請は取り消しとなる。

R. 提出後6カ月以内に申請書が完全なものとならず、承認されなかった場合、この申

請は取り消しとなる。

S. グローバル補助金の申請書を対象とした審査：

- 1.50,000 米ドルまでの国際財団活動資金 (WF) を要請するグローバル補助金申請（いわゆるレベル 1 の申請書）は事務総長が審査し、必要であれば当てはまる重点分野の専門家が分析する。
2. 国際財団活動資金 (WF) から 50,001 ~ 200,000 米ドルの配分を求めるグローバル補助金申請、あるいは冠名指定寄付または冠名基金からプログラム授与金として使用可能な額を活用した申請の調達資金合計が 100,001 ~ 400,000 米ドルである場合（いわゆるレベル 2 の申請書）は、事務総長が審査し、重点分野の専門家が分析し、ロータリー財団専門家グループ (Cadre) によるプロジェクトの中間視察を受ける。
3. 国際財団活動資金 (WF) から 200,001 ~ 400,000 米ドルの配分を求めるグローバル補助金申請、あるいは冠名指定寄付または冠名基金からプログラム授与金として使用可能な額を活用した申請の調達資金合計が 400,001 米ドル以上である場合（いわゆるレベル 3 の申請書）は、事務総長と管理委員会が審査し、重点分野の専門家が分析し、専門家グループ (Cadre) によるプロジェクトの事前視察、監査および／または中間視察を受ける。管理委員会は、以下の通り、グローバル補助金の申請書を審査する：

<u>申請書の受理</u>	<u>管理委員会による審査</u>
3月1日まで	6月
6月1日まで	9月／10月
10月1日まで	1月
12月1日まで	4月

4. 重点分野の専門家は、専門家グループ (Cadre) 委員長と協力して、要件を免除したり、追加したりできる。
5. 職業研修チーム (VTT) または奨学金のみから成る補助金プロジェクトは、専門家グループ (Cadre) による審査の要件を免除される。

4. 協力団体

- A. 協力団体とは、プロジェクトを実施するため、あるいはその目標達成と財務の持続可能性を確保するために関与する、信頼できる政府機関、非政府組織、または学術機関を指す。これには、補助金による活動のために、専門知識、インフラ、アドボカシー、研修、教育、モニタリング、維持管理、所有権、その他の支援を提供することが含まれる。奨学生が留学する大学は、協力団体とはみなされない。
- B. 協力団体は、ロータリー財団の報告要件を遵守し、要請に応じて領収書を提出しなければならない。協力団体は、プロジェクト関連活動の運営審査または財務審査に参加し、協力することにも同意しなければならない。
- C. 提唱者は、補助金申請書とともに、援助国・実施国双方の代表提唱者と協力団体の署名の入った協力団体との同意書を提出する必要がある。申請書には以下を含めるべきである。
 1. ロータリー会員が補助金プロジェクトを開始し、指揮し、管理することの、援助国・実施国双方の代表提唱者による確認。
 2. 協力団体が信頼と定評のある団体であり、適用される全法律に従っていることを確認する、代表提唱者による承認。
 3. 各関係者の責務を明確かつ詳細に記述した補助金の実施計画。

4. 補助金に関する活動についてロータリー財団による運営調査または財務調査に協力することへの、協力団体による同意。

5. 旅行方針

- A. 補助金資金が支払われる旅行者は全員、各自で旅行の手配を行うべきである。
- B. グローバル補助金により、海外渡航に関する以下の予算経費を賄うことができる。
 1. エコノミークラスの航空券
 2. 空港までの往復交通費および補助金実施に関連する現地での交通費
 3. 予防接種とビザの費用、入国税・出国税
 4. 通常の妥当な荷物預け料金
 5. 旅行保険
- C. グローバル補助金は、以下の経費を賄わない：
 1. 事前に承認された旅行の前後に、任意で途中降機した場合の関連経費
 2. 任意の途中降機を含め、個人の旅行の手配の変更により生じた違約金や手数料
 3. 荷物の超過料金、または旅行者の荷物やその他の個人的持ち物の輸送料
 4. 中止となった、または参加者が出席できなかった対面式の行事・会議の関連経費の払い戻し
 5. 強制隔離の関連経費
- D. 補助金の提唱者は、補助金の資金を使って旅行する全受領者の緊急連絡先と旅程表を保管する必要がある。また、要請に応じて財団にこの情報を提出するための準備をしておく。
- E. 旅行者は、以下の責任を有する。
 1. 旅費の増加を避けるため、旅行手配を迅速に行う。遅延によって補助金が取り消しとなる可能性がある。
 2. 承認された旅費を超える費用を自己負担する（ただし、変更について財団から承認を得た場合を除く）。
 3. 海外旅行のための健康条件を満たす。
 4. 国際ロータリーによる特定国の旅行制限を遵守する（以下 G を参照のこと）。
 5. 旅行保険に加入する。
 6. 個人的な旅行はすべて自ら手配し、自己負担する。補助金受領者は、補助金活動後に最長 4 週間まで個人的な旅行をすることができるが、その後は帰国することが求められている。
 7. 必要な旅行書類を取得すること、かつ入国に関する新型コロナウイルスの全要件およびその他の規制を遵守することを確認するために、IATA トラベルセンターからの情報を確認する。
- F. 医療従事者が補助金資金による活動の一環として医療サービスを提供する場合、補償限度額が最低 500,000 米ドルの職業賠償責任保険（別称、過失脱漏保険または E&O 保険）に加入するよう期待されている。このような保険に加入し、保険料を支払うのは参加者本人である。
- G. 国際ロータリーは、旅行禁止国リストを作成するため、グローバルな安全コンサルタント会社と契約している。安全面の懸念から、財団はこれらの国への旅行に資金を提供しない。旅行禁止国リストに追加された国内に、既に財団資金による旅行者がいる場合、即刻避難するための計画が手配される。これらの旅行制限や避難要請に従わなかった場合、財団は補助金を取り消し、既に支払われた資金を財団に返還することを要請する。活動の実施とその成功が旅行禁止国リストに掲載されている国への旅行

で左右される場合、その国への旅費が予算に含まれていなくても、ロータリー財団はこのようなプロジェクトに補助金を提供することはできない。

6. 補助金の資金源

- A. グローバル補助金の最低予算は 30,000 米ドルであり、国際財団活動資金（WF）の最高授与額は 400,000 米ドルである。
- B. 補助金提唱者は、地区財団活動資金（DDF）、現金、冠名指定寄付または恒久基金からプログラム授与金として使用可能な額を組み合わせてグローバル補助金に充てることができる。
- C. 財団は、すべての DDF 寄贈に対し、その 80%相当分の WF を上乗せする。
- D. WF の授与額に下限はない。
- E. 提唱者はまた、WF からの上乗せなく、現金、DDF、および冠名指定寄付または冠名基金からプログラム授与金として使用可能な額の組み合わせを使用することで、グローバル補助金の最低予算 30,000 米ドルを調達する選択肢もある。
- F. ロータリー会員および会員以外の人は、グローバル補助金に現金を拠出できるが、それに対する財団からの上乗せはない。
- G. 拠出金は、協力団体、プロジェクトの業者、もしくはその補助金の受益者から寄せられたものであってはならない。
- H. ロータリー財団に直接送金される現金拠出には、それがロータリー会員からであっても、会員以外からであっても、管理運営費に充てるための 5%の上乗せを含める必要がある。
- I. 資金は、決して補助金を受領する活動から利益を受ける人から徴収すべきではない。
- J. 人道的プロジェクトのためのグローバル補助金の場合、寄付の少なくとも 15%が、プロジェクト実施国以外から寄せられたものである必要がある。これらのプロジェクトの実施地側提唱者も、補助金への資金供給に寄与することが奨励される。
- K. 提唱者はグローバル補助金につき、一つの冠名基金または冠名指定寄付のみを利用できる。
- L. 年次基金への現金寄付を、グローバル補助金に適用することはできない。
- M. 補助金のための拠出金は、承認された後で変更することはできない。
- N. ポール・ハリス・フェローの認証は、ロータリー財団に送られた提唱者拠出金のみに与えられるものであり、プロジェクトに直接送られた寄付には与えられない。
- O. 補助金が承認される前に財団に寄付を送金するべきではない。申請書が承認されなかった場合、それらの寄付は年次基金（シェア）に回されることになる。寄付が年次基金に回された後には、これを再配分することはできない。
- P. グローバル補助金への拠出金／寄付はすべて、取消しのできないロータリー財団への寄付とみなされ、返金されない。
- Q. ロータリーの奨学生以外から資金を得ている奨学生は、その資金を使用することができるが、補助金の最低予算 30,000 米ドルの要件を満たすために、その資金を含めることはできない。
- R. ロータリー財団は、米国内で就学するためのグローバル補助金奨学金（授業料、書籍代、必要備品代、手数料を除く部分）に源泉徴収税を適用することが義務付けられている（日本、カナダ、ドイツからの留学生で、協力財団を通じて資金が提供される場合は、この法規は適用されない）。源泉徴収分は、奨学金の支払から差し引かれる。

7. 支払い

- A. 補助金提唱者が補助金センターに銀行口座の情報を入力し、提唱者拠出金がロータリー財団に送られ、支払の全条件が満たされるまでは、補助金資金は支給されない。

- B. 補助金資金は補助金センターに記入された口座に支払われる。
- C. 地区提唱の活動のための補助金資金は、地区の銀行口座のみに支払われる。クラブ提唱の活動のための補助金資金は、クラブの銀行口座のみに支払われる。
- D. 補助金提唱者は、財団の補助金の受領と支払いに使用する専用の口座を維持する必要がある。口座名義には、資金を受領する提唱クラブ名または地区番号が含まれているべきである。可能であれば、補助金ごとに個別の口座を開設すべきである。それが不可能で、複数の補助金用に一つの口座を利用する場合、提唱者は各補助金の財務会計および報告について、それぞれ別個の記録を維持しなければならない。
- E. 補助金資金は、経費またはサービスが発生する前に、業者、協力団体や受益団体に支払われることはない。
- F. 経費の支払いを受ける団体は、この支払いを受ける前に、ロータリーの補助金提唱者に、請求書または領収書の原本のコピーを提供する必要がある。
- G. 署名の権限がある口座の署名人は、提唱クラブまたは提唱地区の会員である必要がある。
- H. 補助金は、補助金支払い時の国際ロータリー為替レートに従って支給される。
- I. WFからの上乗せが 50,001 ドル～400,000 米ドルの補助金、あるいは冠名指定寄付または冠名基金からプログラム授与金として使用可能な額が含まれる資金総額が 100,001 米ドル以上の補助金（レベル 2 および 3）は、使用計画に沿って分割で支払われる。2 回目以降の支払いは、補助金提唱者が提出した中間報告書が不備なく受理され、財団専門家チームによる中間現地視察が終了した後に支払われる。
- H. 補助金に関連したすべての資金のやりとりは、その時点の国際ロータリー為替レートを使用して記録する。また、補助金に関連したすべての資金のやりとりの公式な連絡は、米ドルを用いて行う。
- I. 財団に送金される現金拠出について、補助金承認時から為替レートが 10% を超えて変動した場合、提唱者は 10% を超える差額を拠出する必要はない。
- J. ロータリー財団は補助金承認時に 10% を超える為替差益を補助金提唱者に配分しない。
- K. 財団に送金されたグローバル補助金への現金拠出はすべて、手続きや管理運営のコストに充てるため、5% を上乗せして送金する必要がある。ポール・ハリス・フェローの認証ポイントはこの 5% を含む全拠出額に対して適用され、税制上の優遇措置を受けるための領収証にもこの 5% を含む全額が記載される。プロジェクト専用の銀行口座に直接送金する現金には 5% を上乗せする必要はないが、その場合はポール・ハリス・フェローの認証ポイントの対象とならず、税制上の優遇措置のための領収証は財団から発行されない。
- L. ロータリー財団に寄せられたすべての寄付のうち、補助金のために誓約された額を超える分、または補助金の支払い後に補助金に送金された分は、WF に追加される。
- M. 申請書の承認後 6 カ月以内に支払い要件が満たされなかった場合、補助金は取り消しとなる（セクション 9 「取り消された補助金」を参照のこと）。

8. 報告要件

- A. 補助金の受領者は、補助金の使途について財団に報告する。
- B. 中間報告書と最終報告書は、補助金センターを通じて提出し、不備のない報告書のみ受理される。
- C. 実施国側と援助国側の双方の提唱者が、グローバル補助金の報告書を記入、承認、提出することが義務づけられている。
- D. 補助金が承認された後に追加するすべての活動は、資金を使用する前に財団からの

- 承認を受ける必要がある。提唱クラブ／地区は、これらの支出についても、それを報告し、全額使用しなかった場合は、財団に返金する必要がある。詳細は「補助金未使用分の財団への返還について」を参照のこと。
- E. 財団は、期日を過ぎて未提出の財団補助金の報告書がある提唱者からの新規の補助金申請書を承認しない。
- F. 財団は、いつでも補助金を審査し、監査を実施し、監視要員を派遣し、追加書類の提出を要求し、または、支払いを（一部または全額）保留することができる。
- G. 地区は、資格条件に従い、補助金資金の使途について地区内クラブに報告する必要がある。
- H. 補助金の提唱者は、資格条件および適用される法律に従い、少なくとも5年間、補助金の使途に関する全領収書のコピーと銀行取引明細書を保管する必要がある。
- I. 補助金を受領する活動の実施と資金使用に関する財団の方針と指針を遵守しなかった補助金提唱者は、補助金の全額を返還する必要があり、最高5年間、将来の補助金の受領を禁じられる可能性がある。
- J. 最初の補助金支払いから12カ月以内に最初の中間報告書を提出する必要があり、その後の中間報告書は、前回報告書の受理日から12カ月が期限となる。
- K. 最終報告書は、活動の完了後2カ月以内に提出する必要がある。
- L. 支払い後12カ月以内に補助金を受領した活動が実施されなかった場合、補助金は取り消しとなり、提唱者は資金を返還するよう義務づけられる。
- M. すべての補助金活動が完了した後に1,000米ドルを超える補助金資金が残った場合、追加の関連経費の利用を財団が承認する必要がある。承認された通りにこれらの資金を使用できない場合、資金をロータリー財団に返還する必要があり、その資金は下記の通りに充当される。
1. 補助金全額が返還された場合、国際財団活動資金（WF）、DDF、冠名指定寄付と冠名基金からプログラム授与金として使用可能な額、企業の社会的責任（CSR）の資金は、それぞれ元の資金源に返還される。現金寄付とロータリー財団の使途推奨冠名基金の寄付は、年次基金（シェア）に充当される。ロータリー以外からの現金寄付は、WFへ充当される。
 2. 補助金の一部が返還された場合、そのすべてがWFへ充当される。
- N. 補助金を受領した活動が完了した後に1,000米ドル以下の補助金資金が残った場合、グローバル補助金の使用が認められている活動にその資金を利用でき、財団からの事前の承認は必要ない。いかなる金額であれ、グローバル補助金と関係のない経費に未使用の補助金資金を使用することはできない。
- O. 1,000米ドル以下の補助金資金が財団に返還された場合、その資金は国際財団活動資金（WF）に充当される。
- P. 以下の国は、返還資金について独自に以下を義務づけている：
1. アルゼンチン：10アルゼンチンペソを超える未使用の補助金資金は返還する必要がある。
 2. ブラジル：100ブラジルレアルを超える未使用の補助金資金は返還する必要がある。
 3. インド：未使用の補助金資金はすべて返還する必要がある。
 4. イタリア：イタリアのロータリー協力財団（Fondazione Rotary Italia）から支払われた補助金の未使用額はすべて返還される必要がある。この要件に該当するクラブと地区には通知が行われる。
- Q. 下記の詳細を含んだものが、不備のない報告書として受理される。
1. 活動は、選択した重点分野の目標をいかに推進したか。

2. 活動が、申請書に記載された個々の目標をいかに達成したか、成果の測定に使用した評価基準や収集したデータを含む。
 3. 成果が長期にわたっていかに持続されるか。
 4. 実施国、援助国双方の提唱者、および補助金に関与した協力団体がどのように活動に参加したか。
 5. 費用の詳細な内訳と銀行口座の明細書。さらに、財団は領収書を提出するよう提唱者に要請する場合がある。奨学生と職業研修チームは、75米ドル以上の経費について、提唱者に領収書を提出する必要がある。アルゼンチンとブラジルのクラブまたは地区に支払われた補助金については、報告とともに、すべての経費について領収書を提出する必要がある。
- R. ブラジルのクラブまたは地区に支払われた補助金については、最終報告書とともに寄付証明書を提出する必要がある。
- S. すべての報告要件が満たされた場合、財団は補助金を終了する。

9. 取り消された補助金

- A. 補助金が承認されていない場合、その補助金のために受理された現金寄付とロータリー財団の使途推奨冠名基金の寄付は、年次基金（シェア）に充当される。ロータリー以外からの現金寄付は、WFへ充当される。
- B. 補助金が承認されたが、支払いがまだ行われていない場合、国際財団活動資金（WF）、DDF、冠名指定寄付と冠名基金からプログラム授与金として使用可能な額、企業の社会的責任（CSR）の資金は、それぞれ元の資金源に返還される。現金寄付とロータリー財団の使途推奨冠名基金の寄付は、年次基金（シェア）に充当される。ロータリー以外からの現金寄付は、WFへ充当される。
- C. 補助金が全額支払われたが、全資金が返還された場合、国際財団活動資金（WF）、DDF、冠名指定寄付と冠名基金からプログラム授与金として使用可能な額、冠名指定寄付、企業の社会的責任（CSR）の資金は、それぞれ元の資金源に返還される。現金寄付とロータリー財団の使途推奨冠名基金の寄付は、年次基金（シェア）に充当される。ロータリー以外からの現金寄付は、WFへ充当される。
- D. 補助金が全額支払われたが、資金の一部が返還された場合、それらの資金はすべてWFへ充当される。
- E. 補助金資金から生じた利子は財団に送金する必要がある。

10. 補助金における利害の対立に関する方針

- A. ロータリー財団の補助金の高潔性を保証するため、関与するすべての人は、実際の利害対立、および対立があると認識される状況を避けることが義務付けられている。
- B. 利害の対立は、ある補助金に対し、決定を下す、または決定に影響を与える立場にある人物が、補助金によって、本人、その家族、そのビジネスパートナー、またはそれらの人物が有償・無償を問わず、役員や指導的立場を担っている組織が、恩恵を得る可能性のある場合に生じる。
- C. 実際の利害対立、または対立があると認識される状況はすべて、申請手続きにおいてロータリーの補助金担当職員に開示する必要がある。利害の対立が存在するかどうか確信がもてない場合は、開示すべきである。
- D. ロータリー会員は、自身が利害の対立を有するいかなるグローバル補助金においても、補助金委員会のメンバーとなることはできない。

- E. グローバル補助金の資金調達は、その補助金と関連する利害の対立を有する寄付者(人びとまたは組織)からの寄付(冠名指定寄付、CSR寄付、等)によって行なってはならない。
- F. 個々のケースにおいて利害の対立が存在するかどうかは、ロータリーの補助金担当職員または管理委員会が決定する。補助金において利害の対立が存在する、または存在したと結論が下された場合、補助金担当職員は、補助金プロセスの高潔性を守るために、適切な措置を管理委員会に推奨する。このような措置には、当該会員の補助金委員会からの除外、補助金申請の却下、承認された補助金の取り消し、または特定の会員、クラブ、地区、または協力団体によるロータリー補助金参加の一時停止などが含まれる。
- G. 財団補助金の受領者または受益者となることができない人には、以下が含まれる。
1. 現ロータリアン
 2. クラブ、地区、その他のロータリー組織(ロータリー章典1.040節に規定されている通り)、国際ロータリーの職員
 3. これらのすべての人の配偶者・直系卑属(血縁、養子縁組、再婚による子または孫)・直系卑属の配偶者・直系尊属(血縁による親または祖父母)、ロータリー財団または国際ロータリーと提携する機関・組織・団体の職員
 4. 元ロータリアンおよび上記の元ロータリアンと親族関係にある人(本人または親族の退会から3年間適用)
- H. 補助金資金を受ける活動を担当するクラブまたは地区の選考委員会の委員であるロータリー会員は、ロータリー補助金の影響を受ける可能性のある個人または団体との個人的、家族上、事業上の関係について、完全に透明性を保つ必要がある。これには、奨学金候補者、協力団体、業者、その他補助金によって利益を得る人びとまたは団体(ただし、これらに限られない)との関係が含まれる。委員は、実際の利害対立または対立があると認識される場合、選考が始まる前に委員長に知らせる必要があり、また、補助金申請時にも開示する必要がある。
- I. ロータリー地区、クラブ、会員が、補助金資金を受ける活動と関連して、ロータリー組織から同業者への支払いが行われるような業務取引を行う場合、妥当な費用で最良のサービスを確保するため、その取引を行う前に、公正、透明、かつ完全な見積もり要請と入札手続を行う必要がある。資金が、会員、会員が所有または経営する物資やサービスの提供者、名誉会員、または財団補助金の受領資格がない上記に記載された人びとに支払われるような業務をロータリー組織が行おうとする場合に、利害の対立の可能性が生じる。
- J. 協力する非政府組織、商品または業務の提供者、保険会社、運送会社、教育機関を含む業者または支払先と利害関係がないことを確認するために、すべての補助金取引を見直す必要がある。利害対立のある業者であっても、公正な市場価格で最高の製品または業務を提供し、そのことが公正、透明、徹底した入札手続を経ているオファーによって証明される場合には、その業者を利用することができる。
- K. 利害の対立に関するロータリーの方針に関する詳細は、ロータリー財団章典の第30.040節を参照のこと。

11. 小口融資(マイクロクレジット)

- A. ロータリー財団は、小規模・中規模の事業、家族事業、地域の起業家を支援するため、小口融資(マイクロクレジット)の利用に取り組んでいる。
- B. グローバル補助金を申請するクラブと地区は、持続可能な発展のためのプロジェクト

- トを実施する方法として、融資プログラムを運営する、登記され、少なくとも3年間運営されている小口融資機関（MFI）と協力する必要がある。
- C. 小口融資の活動の監督と管理は、提唱クラブまたは提唱地区によって行われる必要がある。
- D. 小口融資プロジェクトは、ロータリーのプロジェクトであることが明確に識別できるものである必要がある。
- E. 小口融資に充てる融資元金は、少なくとも18カ月間に少なくとも2回融資する必要がある（理想的な融資サイクルは12カ月）。
- F. 財団は、融資元金予算の総額が少なくとも2回融資および回収され、その他のプロジェクト活動がすべて完了した時点で、小口融資の補助金プロジェクトが完了したとみなす。
- G. 融資を受けた人に課せられる年利は、(a) 実施国の全国平均より10ポイント低い数値、または (b) 年利36%、のいずれか低いほうでなければならない。
- H. ロータリー財団補助金資金からの小口融資の元金から発生した利子と手数料収入は、プロジェクトを直接支援するための管理運営費として使用できる。残金は、融資元金に追加すべきである。回収した利子と手数料は、本補助金プロジェクトに含まれない小口融資機関の管理運営費として使用することはできない。
- I. 補助金資金は、小口融資機関の会計システムにおいて別個に記録される必要がある。
- J. 財団資金による小口融資プログラムは、融資元金の管理にとどまらず、受益者の研修を含める必要がある。
- K. 小口融資プロジェクトを支援するためにグローバル補助金を利用しようとするクラブと地区は、補助金の申請書に添えて、グローバル補助金 小口融資プロジェクトに関する補足書式を提出する必要がある。
- L. すべての小口融資プロジェクトは、ロータリー財団専門家グループ（Cadre）のメンバーによる中間視察を受ける。
- M. 補助金の提唱者は、各グローバル補助金報告書とともにグローバル補助金 小口融資プロジェクト報告書の補足書式を提出する必要がある。
- N. 補助金の最終報告書には、基準データ、プロジェクト終了時のデータ、出口計画の説明を含める必要がある。
- O. 小口融資プロジェクトが早期に終了した場合、提唱者は、補助金資金を財団に返還する必要がある。
- P. 財団が補助金を終了する際に、小口融資機関が当該地域社会での小口融資のために資金を使用していない場合、その小口融資機関は融資元金と未使用の利子をロータリー財団に返還する必要がある。
- Q. ロータリー財団は、融資保証システムのための資金を提供しない（つまり、小口融資機関がほかのファンドから行う融資の担保として財団の資金を使用することはできない）。

12. インドに関する特記事項

- A. 他のすべての授与と受諾の条件に加え、インドの法律とFCRAを遵守するため、インド国内のクラブと地区に支払われる全額または一部の補助金は、以下の支払いと報告の手続きに従う必要がある。
- B. FCRAに関する一般的な情報は、fcraonline.nic.inを参照のこと。FCRAの登録を受けたクラブまたは地区は、FC-4書式と財務報告書をインド内務省（ニューデリー）に期限通りに提出する責務を負うものとする。

C. すべての補助金の支払いは、インドルピーの資金を受領するために特別に開設された銀行口座またはクラブが管理する FCRA 口座に送金される。以下に記載された一般的な支払い条件をすべて満たすまで、補助金がインド国内の銀行口座に送金されることはない。インド国内からの拠出金から発生した十分な資金があると職員が判断するか、提唱者が銀行口座が FCRA の下に登録されていることを記した書類を提供する必要がある。そのほかの状況において支払いは待機状態となり、(インド国内から) 追加の拠出金が寄せられて十分な資金が得られた時点ではじめて、先着順に支払われることになる。補助金の提唱者は、FCRA の下に登録された銀行口座で受け取る資金が地元の資金と混同されないようにする必要がある。補助金資金は、提唱者拠出金の全額がロータリー財団へ送られ、支払いの全条件が満たされるまでは、支給されない。補助金資金は、補助金提唱者が申請書に記入した口座へ支払われる。

D. 毎年 3 月 31 日までにインドのロータリー財団または国際ロータリー南アジア事務局から支払われた補助金資金に関する中間報告書は、同じ年の 5 月 31 日が提出締切日となる。最終報告書は、プロジェクトの完了から 2 カ月以内が提出期日となる。すべての中間報告書は、セクション 8 (報告要件) に挙げられたすべての一般的な報告要件を満たしている必要がある。さらに、補助金提唱者は以下を行う必要がある。

1. 中間報告をオンラインで補助金センターから提出する。
2. 中間報告書が提出されたことを南アジア事務局に知らせる。
3. 補助金資金が使用された場合は使用の証明書ならびに、独立した公認会計士によって証明された領収書または補助金からの支払いの明細書（会計士番号および固有の文書識別番号を明記のこと）をアップロードする。使用の証明書には、補助金資金の支払いを行ったのがインドのロータリー財団、または南アジア事務局）であるかを明記しなければならない。
4. 銀行明細書または預金通帳をアップロードする（複写の場合は、銀行のマネジャー／公認会計士が証明し署名した正謄本）。
5. 補助金センターにすべての請求書と領収書をアップロードする。

E. いかなる理由であれ、補助金の資金が使用されなかった場合には、補助金資金の預金日が記された銀行明細書の原本または預金通帳の原本（複写の場合は、銀行のマネジャー／公認会計士が証明し署名したもの）、ならびに、3 月よりも前に受領されたにもかかわらず補助金が使用されなかった理由を説明した文書。

F. 最終報告書は、セクション 8 (報告要件) に挙げられたすべての一般的な報告要件を満たしている必要がある。さらに、補助金提唱者は以下を行う必要がある。

1. 最終報告をオンラインで補助金センターから提出する。
2. 最終報告書が提出されたことを南アジア事務局に知らせる。
3. 補助金資金が使用された場合は使用の証明書ならびに、独立した公認会計士によって証明された領収書または補助金からの支払いの明細書（会計士番号および固有の文書識別番号を明記のこと）をアップロードする。使用の証明書には、補助金資金の支払いを行ったのがインドのロータリー財団、または南アジア事務局）であるかを明記しなければならない。
4. 銀行明細書または預金通帳をアップロードする（複写の場合は、銀行のマネジャー／公認会計士が証明し署名した正謄本）。
5. 銀行調整の明細書を提出する（複数の補助金が一つの FCRA 口座に振り込まれた場合）。
6. 補助金センターにすべての請求書と領収書をアップロードする。
7. 「原本はすべて 8 年間保管し、インドのロータリー財団または南アジア事務局から

要請された場合にはこれを提示する」と書かれた保証文を補助金センターにアップロードする。

8. 未使用的補助金資金はすべて、資金の支払いを行った組織（インドのロータリー財団または南アジア事務局）に返還する。
9. プロジェクトから利益を得る人びとに関する情報（写真、新聞の切り抜き、感謝状を含む）を保管する（インドのロータリー財団または国際ロータリー南アジア事務局から要請される可能性があるため）。

13. フィリピンに関する特記事項

- A. ほかの授与と受諾の条件に加え、フィリピン国内のロータリー地区またはクラブに支払われた補助金は、フィリピンの規制を遵守するためにより多くの実証を必要とする。
- B. フィリピン証券取引委員会は、財団が財務諸表を提出する際に、財団が資金を提供了すべてのプロジェクトについて補足書類を添えることを義務づけている。この要件に関する詳しい情報は、証券規制法 68 (Securities Regulation Code 68) に改正通りに記載されている。これを遵守できるよう、補助金提唱者は、その地域を管轄する以下の人物／組織のいずれかが発行する証明書を取得する必要がある：
 1. 市長室、公印が押されていること
 2. 社会福祉・開発局 (Department of Social Welfare and Development) 長、公印が押されていること
 3. 保健局 (Department of Health) 長、公印が押されていること
 4. バランガイ議長室、公印が押されていること
 5. 民間機関または実際の受益者の代表者／役員、公証人により署名されたもの
- C. 各プロジェクトについて、証明書の原本 5 通を、下記に送付すること：Phil. Consulting Center Inc., 2D Penthouse, Salamin Building, 197 Salcedo Street, Legaspi Village, Makati City 1229, Philippines.
- D. 証明書の見本テンプレートを、南太平洋・フィリピン事務局を通じて入手することができる。
- E. 7月から5月までに配分される補助金の証明書は、同じ会計年度の6月30日までに受理されるべきである。6月に支払われた補助金の証明書は、7月31日までに受理されるべきである。地区またはクラブから提出された新規の補助金のための支払いは、既存の補助金の記入済み証明書が受領されることが条件となる。

6 – 4) ロータリー災害救援補助金 授与と受諾の条件

ロータリー災害救援補助金 授与と受諾の条件

災害救援補助金は、過去 6 カ月間に自然災害により被災した地域での救援および復興活動を支援する。ロータリー財団からの 25,000 米ドルまでの補助金が、被災地域にある地区にのみ授与される。資金は、水や食料、衣服、医薬品、建設資材といった基本的な物資の提供に使用できる。地区が補助金を申請し、資金を管理し、資金がどのように使用されたかを説明する報告書を提出する。地区内のクラブは、補助金活動の実施に参加できる。

ロータリー財団は、内容をより明確にし、方針の変更を反映させるために、この授与と受諾の条件をいつでも修正することができる。2025 年 9 月の変更には以下が含まれる：

- 食料引換券と建設資材を対象品目に追加（セクション 1「受領資格のある活動」を参照）
- ロータリーの青少年保護方針へのリンクを更新（セクション 1「受領資格のある活動」を参照）
- 補助金を利用した物品の販売収益は、地区、ロータリークラブ、ロータークトクラブ、またはそれらの会員に利益をもたらしてはならないことを明確化（セクション 2「受領資格のない活動および支出」を参照）
- 協力団体の定義の更新およびその義務を明確化（セクション 4「協力団体」を参照）
- 地区財団への補助金の支払いに関する言及を削除（セクション 6「支払い」を参照）
- イタリアのロータリー協力財団（Fondazione Rotary Italia）から支払われた補助金の未使用額をすべて返還する必要があることを追加（セクション 7「報告要件」を参照）
- 業者との利害の対立がないことを確認する際に見積書を提出することに関する言及を削除（セクション 8「補助金における利害の対立に関する方針」を参照）
- フィリピンに関するセクションを更新し、連絡担当者の氏名を削除、およびその後の補助金の支払いは記入済みの証明書の受領を条件とすることを明確化（セクション 10「フィリピンに関する特記事項」を参照）

このほかの最新情報と資料は、rotary.org/ja/grants を参照のこと。または、補助金担当職員に質問する。

1. 受領資格のある活動

災害救援補助金の受領資格がある活動：

- A. ロータリー財団の使命に沿っていること。
- B. 水と食料、食料引換券、医薬品、衣服、建設資材といった物資の提供を含むことができる。
- C. ロータリー会員が積極的に参加すること。
- D. 米国および補助金から資金提供される活動が実施される国の法律を遵守し、害を与えないこと（米国財務省外国資産管理局 [OFAC] による制裁対象国でのプロジェクトを計画している提唱者は、追加情報の提供が求められる場合がある）。
- E. 参加する未成年の安全と健康を守り、国際ロータリーの青少年保護方針を遵守すること。
- F. 実施に先立ってロータリー財団により審査され、承認されていること。補助金が承認された後に使用計画の変更が必要となった場合、ロータリー補助金担当職員に要請

- する必要がある。
- G. 実施地の伝統と文化に配慮する姿勢を示すこと。
- H. ロータリー財団章典の第 30.040 節「プログラム参加者の利害の対立に関する方針」、およびセクション 8 「補助金における利害の対立に関する方針」に概説されている方針を遵守すること。
- I. ロータリー章典の第 34.040.6 項ならびに 34.040.11 項に記載される通り、ロータリーという名称、その他のロータリー標章、徽章およびグラフィックの使用に関するロータリーの方針を遵守すること。
- J. ロータリー財団章典の第 40.010.2 項に基づき、またロータリーのブランドリソースセンターにあるロータリーブランドのガイドラインに従い、補助金提唱者とロータリー財団を明確に示す標識・表示をプロジェクト実施地、またはその近接位置に表示すること。
- K. ロータリー章典の第 26.080 節に記述された、プライバシーに関するロータリーの声明に従うこと。

2. 受領資格のない活動および支出

災害救援補助金を受領する活動では、以下を行ってはならない：

- A. 特定のグループ（種類を問わない）を差別するもの。
- B. 特定の政治的あるいは宗教的観点を推進する。
- C. 完全に宗教を目的とした催し物を行うこと。
- D. 特定の人、団体、地域社会に対する継続的または過度の支援を行うこと。
- E. 財団、恒久的信託、利子の発生する長期口座を開設すること。
- F. ロータリー財団または国際ロータリーに、補助金資金を上回る財務上の責任を生じさせること。
- G. ファンドレイジング（募金）活動。
- H. ワクチンの出所となる国ならびにワクチンの受領国の政府や規制当局からの事前の承認なく、国境を越えてワクチンを輸送すること。
- I. 無報酬で働くことを誰かに要求すること（プロジェクトは労働者の権利と公正な賃金慣行を守るよう努力すべきである。利益を得る人びとがプロジェクトでボランティア活動をする必要がある場合、これらの人びとの明確な同意が必要である）。
- J. 当該国の法的な労働年齢未満の人、または法律で年齢が定められていない場合は 16 歳未満の人による労働を要求すること。

また、災害救援補助金の資金は、以下のために使用できない：

- K. 補助金が承認される前に発生した費用、または進行中もしくは既に完了した活動。
- L. ロータリー財団、ポリオプラス、またはほかの財団補助金への寄付。
- M. 土地や建物の購入。
- N. 武器または弾薬。
- O. 軍事援助。
- P. 地区大会、国際大会、研究会、創立記念式典、娯楽イベント、プロジェクトでの式典などのロータリー行事に関連する経費。
- Q. 広報的な取り組み（プロジェクトの完了に不可欠な場合を除く）。
- R. 1,000 米ドルを超える、プロジェクトの標識。
- S. 他団体の運営費、管理費、間接的なプログラム経費。
- T. 特定の人物や協力団体への使途無指定の現金寄付。

- U. 新型コロナウイルスのワクチン。
- V. ポリオワクチンのみを投与する予防接種。
- W. 全国予防接種日（NID）に参加するための旅費。
- X. 妊娠中絶、または性決定のみを目的とする施術。
- Y. 18歳未満の人の海外渡航費（保護者同伴の場合またはロータリー青少年交換プログラムに参加している場合を除く）。
- Z. 融資保証制度。
- AA. ロータリー地区、ロータリークラブ、ロータークトクラブ、会員が所有者となる物品。補助金資金で購入した物品が不要になったり、機能しなくなったりした場合、補助金申請書で受益団体として指定された団体が、その物品を処分または売却する責任を負い、その代金を受け取る。ロータリー地区、ロータリークラブ、ロータークトクラブ、またはそれらの会員は、物品の処分や売却からいかなる収入も得ることはできない。
- BB. 地雷の探知および除去、または地雷を除去するための機材の購入。

3. 申請要件

- A. 地区は、地区ガバナーと地区ロータリー財団委員長を含む、少なくとも3名のロータリー会員から成る補助金委員会を設置する。この委員会は、被災地のニーズを特定し、資金をこれらのニーズへの対応に最大限に活用する方法を決定する責務を担う。この委員会は、補助金資金の管理とプロジェクトの実施の監督も行う。
- B. 地区ガバナーと地区ロータリー財団委員長は、災害救援補助金の申請において承認手続きを行い、補助金センターから申請書を提出する責務を担う。
- C. 直接被災した地区のみが、災害救援補助金の資金を受領できる。補助金資金はほかの地区によって使用されたり、ほかの地区に移譲したりすることができない。
- D. 地区は、災害救援補助金を申請するにあたり、参加資格認定を得ている必要がある。
- E. 災害救援基金に補助金を承認するための資金がない場合、申請書は、資金が利用可能になるまで、または災害が発生してから6カ月が過ぎるまでの、いずれか早い方まで保留となる。
- F. 地区は、以前の災害救援補助金の報告書を規定通りに提出済みである場合に限り、追加の補助金を申請できる。
- G. 申請には詳細な使用計画を含める。
- H. 提出後6カ月以内に申請書が完全なものとならず、承認されなかった場合、この申請は取り消しとなる。
- I. 補助金の全関係者は、国際ロータリーとロータリー財団に対する義務を果たしていること。
- J. すべてのプロジェクトの名称が、ロゴ、徽章、グラフィックの使用に関するロータリーの方針に準拠していることを確認する（セクション1「受領資格のある活動」を参照）。
- K. 臨時費の計画を立てる。地区は、発生しうる臨時費のために、災害救援補助金の20%までを充てることができるが、承認された後に補助金に追加するすべてのプロジェクトと活動は、資金を使用する前に財団からの承認を受ける必要がある。使用計画に臨時用の資金を含め、最終報告書に臨時費の内訳を記載する。
- L. 管理運営費を含める。地区は、補助金の3%までを、補助金に関連した管理運営費（銀行手数料、郵送料、ソフトウェア、独立財務評価など）に充てることができる。
- M. 医療従事者が補助金資金による活動の一環として医療サービスを提供する場合、補償限度額が最低500,000米ドルの職業賠償責任保険（別称、過失脱漏保険または

E&O 保険) に加入するよう期待されている。このような保険に加入し、保険料を支払うのは参加者本人である。

4. 協力団体

- A. 協力団体とは、プロジェクトを実施するため、あるいはその目標達成と財務の持続可能性を確保するために関与する、信頼できる政府機関、非政府組織、または学術機関を指す。これには、プロジェクトのために、専門知識、インフラ、アドボカシー、研修、教育、モニタリング、維持管理、所有権、その他の支援を提供することが含まれる。
- B. 協力団体は、ロータリー財団の報告要件を遵守し、要請に応じて領収書を提出しなければならない。協力団体は、プロジェクト関連活動の運営審査または財務審査に参加し、協力することにも同意しなければならない。
- C. 協力団体に提供された資金の全額は特定のプロジェクト費用として使用され、地区がこれらの費用の明細を記録する必要がある。

5. 補助金の資金源

- A. 災害救援補助金は、ロータリー災害救援基金への寄付によって賄われる。
- B. 本補助金の最高授与額は 25,000 米ドルとする。

6. 支払い

- A. 補助金は、地区が管理する災害救援専用の銀行口座、または地区が管理する他の補助金口座のみに支払われる。個々のクラブに支払われることはない。
- B. 銀行口座は、いかなる取引にも少なくとも 2 名の署名人を必要とすること。
- C. 補助金資金は、災害救援補助金を申請し、財団から資金を受領する地区のみが管理する。地区は、業者に直接支払いを行う。
- D. 補助金は、補助金支払い時の国際ロータリー為替レートに従って支給される。
- E. 補助金は以下の条件が満たされた場合に支払われる。
 1. 財団が補助金申請書を受理し、承認する。
 2. 財団が記入漏れのない受取人情報書式を受理する。
- F. 補助金資金は、補助金申請書に記載された地区の銀行口座のみに支払われる。
- G. 申請書の承認後 6 カ月以内に支払い要件が満たされなかった場合、補助金は取り消しとなる。

7. 報告要件

- A. 補助金の受領者は、補助金の使途について財団に報告する必要がある。
- B. 報告書には以下を記載しなければならない。
 1. プロジェクトの詳細な説明
 2. 関与するクラブのリスト
 3. プロジェクト実施に関与したすべての協力団体の名称
 4. プロジェクトの受益者数
 5. プロジェクトへのロータリー会員の参加方法
 6. 支出一覧
 7. 支出一覧に関する銀行取引明細書
 8. 支出一覧と適切に相互参照できる領収書（財団に明示的に要求された場合）
- C. 地区が支払いを受けてから 6 カ月以内に報告書を提出しなければならない。

- D. 財団は、いつでも補助金を審査し、監査を実施し、監視要員を派遣し、追加書類の提出を要求し、または、支払いを（一部または全額）保留することができる。
- E. 地区は、資格条件に従い、補助金資金の使途について地区内クラブに報告する必要がある。
- F. 補助金の提唱者は、資格条件および適用される法律に従い、補助金の支出に関連する全領収書のコピーと銀行取引明細書を保管する必要がある。
- G. 補助金プロジェクトの実施と資金使用に関する財団の方針と指針を遵守しなかった補助金提唱者は、補助金の全額を返還する必要があり、最高5年間、将来の補助金の受領を禁じられる可能性がある。
- H. 資金の支出について記載した最終報告書を、補助金受領後6カ月以内、または地区からすべてのプロジェクトへ配分が完了してから2カ月以内に、財団に提出する必要がある。アルゼンチンとブラジルの地区に支払われた補助金については、報告とともに、すべての経費について領収書を提出しなければならない。
- I. 地区は、補助金資金の支出についても報告し、全額使用しなかった場合は、財団に返金する必要がある。詳細は「補助金未使用分の財団への返還について」を参照のこと。
- J. すべての補助金活動が完了した後に1,000米ドルを超える補助金資金が残った場合、受領資格のある追加の活動のための資金利用を財団が承認する必要がある。承認された通りにこれらの資金を使用できない場合、資金をロータリー財団に返還する必要がある。
- K. すべての補助金活動が完了した後に1,000米ドル以下の補助金資金が残った場合、災害救援補助金の使用が認められている活動にその資金を利用でき、財団からの事前の承認は不要ない。いかなる金額であれ、災害救援補助金と関係のない経費に未使用的補助金資金を使用することはできない。
- L. 1,000米ドル以下の補助金資金が財団に返還された場合、その資金は国際財団活動資金（WF）に充当される。
- M. 以下の国は、返還資金について独自に以下を義務づけている：
1. アルゼンチン：10アルゼンチンペソを超える未使用的補助金資金は返還する必要がある。
 2. ブラジル：100ブラジルレアルを超える未使用的補助金資金は返還する必要がある。
 3. インド：未使用的補助金資金はすべて返還する必要がある。
 4. イタリア：イタリアのロータリー協力財団（Fondazione Rotary Italia）から支払われた補助金の未使用額はすべて返還される必要がある。この要件に該当する地区には通知が行われる。

8. 補助金における利害の対立に関する方針

- A. ロータリー財団の補助金の高潔性を保証するため、関与するすべての人は、実際の利害対立、および対立があると認識される状況を避けることが義務付けられている。
- B. 利害の対立は、ある補助金に対し、決定を下す、または決定に影響を与える立場にある人物が、補助金によって、本人、その家族、そのビジネスパートナー、またはそれらの人物が有償・無償を問わず、役員や指導的立場を担っている組織が、恩恵を得る可能性のある場合に生じる。
- C. 実際の利害対立、または対立があると認識される状況はすべて、申請手続きにおいてロータリーの補助金担当職員に開示する必要がある。利害の対立が存在するかどうか確信がもてない場合は、開示すべきである。
- D. 個々のケースにおいて利害の対立が存在するかどうかは、ロータリーの補助金担当

職員または管理委員会が決定する。補助金において利害の対立が存在する、または存在したと結論が下された場合、補助金担当職員は、補助金プロセスの高潔性を守るために、適切な措置を管理委員会に推奨する。このような措置には、当該会員の補助金委員会からの除外、補助金申請の却下、承認された補助金の取り消し、または特定の会員、クラブ、地区、または協力団体によるロータリー補助金参加の一時停止などが含まれる。

E. 財団補助金の受領者または受益者となることができない人には、以下が含まれる。

1. 現ロータリアン
2. クラブ、地区、その他のロータリー組織（ロータリー章典 1.040 節に規定されている通り）、国際ロータリーの職員
3. これらのすべての人の配偶者・直系卑属（血縁、養子縁組、再婚による子または孫）・直系卑属の配偶者・直系尊属（血縁による親または祖父母）、ロータリー財団または国際ロータリーと提携する機関・組織・団体の職員
4. 元ロータリアンおよび上記の元ロータリアンと親族関係にある人（本人または親族の退会から 3 年間適用）

F. 補助金資金を受ける活動を担当するクラブまたは地区の選考委員会の委員であるロータリー会員は、ロータリー補助金の影響を受ける可能性のある個人または団体との個人的、家族上、事業上の関係について、完全に透明性を保つ必要がある。これには、奨学金候補者、協力団体、業者、その他補助金によって利益を得る人びとまたは団体（ただし、これらに限られない）との関係が含まれる。委員は、実際の利害対立または対立があると認識される場合、選考が始まる前に委員長に知らせる必要があり、また、補助金申請時にも開示する必要がある。

G. ロータリー地区、クラブ、会員が、補助金資金を受ける活動と関連して、ロータリー組織から同業者への支払いが行われるような業務取引を行う場合、妥当な費用で最良のサービスを確保するため、その取引を行う前に、公正、透明、かつ完全な見積もり要請と入札手続を行う必要がある。資金が、会員、会員が所有または経営する物資やサービスの提供者、名誉会員、または財団補助金の受領資格がない上記に記載された人びとに支払われるような業務をロータリー組織が行おうとする場合に、利害の対立の可能性が生じる。

H. 協力する非政府組織、商品または業務の提供者、保険会社、運送会社、教育機関を含む業者または支払先と利害関係がないことを確認するために、すべての補助金取引を見直す必要がある。利害対立のある業者であっても、公正な市場価格で最高の製品または業務を提供し、そのことが公正、透明、徹底した入札手続を経ているオファーによって証明される場合には、その業者を利用することができます。

I. 利害の対立に関するロータリーの方針に関する詳細は、ロータリー財団章典の第 30.040 節を参照のこと。

9. インドに関する特記事項

A. 他のすべての授与と受諾の条件に加え、インドの法律と FCRA を遵守するため、インド国内の地区に支払われる全額または一部の補助金は、以下の支払いと報告の手続きに従う必要がある。

B. FCRA に関する一般的な情報は、fcraonline.nic.in を参照のこと。FCRA の登録を受けた地区は、FC-4 書式と財務報告書をインド内務省（ニューデリー）に期限通りに提出する責務を負うものとする。

C. すべての補助金の支払いは、インドルピーの資金を受領するために特別に開設され

た銀行口座または地区が管理する FCRA 口座に送金される。以下に記載された一般的な支払い条件をすべて満たすまで、補助金がインド国内の銀行口座に送金されることはない。インド国内からの拠出金から発生した十分な資金があると職員が判断するか、提唱者が銀行口座が FCRA の下に登録されていることを記した書類を提供する必要がある。そのほかの状況において支払いは待機状態となり、（インド国内から）追加の拠出金が寄せられて十分な資金が得られた時点ではじめて、先着順に支払われることになる。補助金の提唱者は、FCRA の下に登録された銀行口座で受け取る資金が地元の資金と混同されないようにする必要がある。補助金資金は、支払いの全条件が満たされるまでは支給されない。補助金資金は、補助金提唱者が申請書に記入した口座へ支払われる。

D. 毎年 3 月 31 日までにインドのロータリー財団または国際ロータリー南アジア事務局から支払われた補助金資金に関する中間報告書は、同じ年の 5 月 31 日が提出締切日となる。最終報告書は、プロジェクトの完了から 2 カ月以内が提出期日となる。すべての中間報告書は、セクション 7（報告要件）に挙げられたすべての一般的な報告要件を満たしている必要がある。さらに、補助金提唱者は以下を行う必要がある。

1. 中間報告をオンラインで補助金センターから提出する。
2. 中間報告書が提出されたことを南アジア事務局に知らせる。
3. 補助金資金が使用された場合は使用の証明書ならびに、独立した公認会計士によって証明された領収書または補助金からの支払いの明細書（会計士番号および固有の文書識別番号を明記のこと）をアップロードする。使用の証明書には、補助金資金の支払いを行ったのがインドのロータリー財団、または南アジア事務局）であるかを明記しなければならない。
4. 銀行明細書または預金通帳をアップロードする（複写の場合は、銀行のマネジャー／公認会計士が証明し署名した正謄本）。
5. 補助金センターにすべての請求書と領収書をアップロードする。

E. いかなる理由であれ、補助金の資金が使用されなかった場合には、補助金資金の預金日が記された銀行明細書の原本または預金通帳の原本（複写の場合は、銀行のマネジャー／公認会計士が証明し署名したもの）、ならびに、3 月よりも前に受領されたにもかかわらず補助金が使用されなかった理由を説明した文書。

F. 最終報告書は、セクション 7（報告要件）に挙げられたすべての一般的な報告要件を満たしている必要がある。さらに、補助金提唱者は以下を行う必要がある。

1. 最終報告をオンラインで補助金センターから提出する。
2. 最終報告書が提出されたことを南アジア事務局に知らせる。
3. 補助金資金が使用された場合は使用の証明書ならびに、独立した公認会計士によって証明された領収書または補助金からの支払いの明細書（会計士番号および固有の文書識別番号を明記のこと）をアップロードする。使用の証明書には、補助金資金の支払いを行ったのがインドのロータリー財団、または南アジア事務局）であるかを明記しなければならない。
4. 銀行明細書または預金通帳をアップロードする（複写の場合は、銀行のマネジャー／公認会計士が証明し署名した正謄本）。
5. 銀行調整の明細書を提出する（複数の補助金が一つの FCRA 口座に振り込まれた場合）。
6. 補助金センターにすべての請求書と領収書をアップロードする。
7. 「原本はすべて 8 年間保管し、インドのロータリー財団または南アジア事務局から要請された場合にはこれを提示する」と書かれた保証文を補助金センターにアップ

ロードする。

8. 未使用的補助金資金はすべて、資金の支払いを行った組織（インドのロータリー財団または国際ロータリー南アジア事務局）に返還する。
9. プロジェクトから利益を得る人びとに関する情報（写真、新聞の切り抜き、感謝状を含む）を保管する（インドのロータリー財団または国際ロータリー南アジア事務局から要請される可能性があるため）。

10. フィリピンに関する特記事項

- A. ほかの授与と受諾の条件に加え、フィリピン国内のロータリー地区またはクラブに支払われた補助金は、フィリピンの規制を遵守するためにより多くの実証を必要とする。
 - B. フィリピン証券取引委員会は、財団が財務諸表を提出する際に、財団が資金を提供したすべてのプロジェクトについて補足書類を添えることを義務づけている。この要件に関する詳しい情報は、証券規制法 68 (Securities Regulation Code 68) に改正通りに記載されている。これを遵守できるよう、補助金提唱者は、その地域を管轄する以下の人物／組織のいずれかが発行する証明書を取得する必要がある：
 1. 市長室、公印が押されていること
 2. 社会福祉・開発局 (Department of Social Welfare and Development) 長、公印が押されていること
 3. 保健局 (Department of Health) 長、公印が押されていること
 4. バランガイ議長室、公印が押されていること
 5. 民間機関または実際の受益者の代表者／役員、公証人により署名されたもの
 - C. 各プロジェクトについて、証明書の原本 5 通を、下記に送付すること：Phil. Consulting Center Inc., 2D Penthouse, Salamin Building, 197 Salcedo Street, Legaspi Village, Makati City 1229, Philippines.
 - D. 証明書の見本テンプレートを、南太平洋・フィリピン事務局を通じて入手することができる。
- E. 7月から5月までに配分される補助金の証明書は、同じ会計年度の6月30日までに受理されるべきである。6月に支払われた補助金の証明書は、7月31日までに受理されるべきである。地区から提出された新規の補助金のための支払いは、既存の補助金の記入済み証明書が受領されることが条件となる。

～MEMO～

南太平洋・フィリピン事務局を含む各国事務所の連絡先はこちらです。

<https://www.rotary.org/ja/about-rotary/our-leaders/international-offices>

さらにご不明な点や問題などございましたらお知らせください。

山本律子 Ritsuko Yamamoto <Ritsuko.Yamamoto@rotary.org>

6-5) 地区補助金実績表

G	番号	クラブ名	2022-23年度		2023-24年度	
			プロジェクト内容	補助金(\$)	プロジェクト内容	補助金(\$)
第1グループ	1	市川			駿前時計塔設置	4,286
	2	市川東			健全な精神は健全なサッカー少年に宿る～市川少年サッカーワークショップ～	2,857
	3	市川南	妙典河川敷にソーラー式電波時計を設置	1,299	市川浦安支部中学校招待サッカー大会	1,630
	4	浦安			タイ国における狂犬病予防対策支援事業	1,429
	5	利川ビック			真間川河川浄化啓蒙運動	1,429
	6	浦安ベイ				
第2グループ	1	船橋	船橋市内の中学生へ「夢」を叶えるための夢の努力、世界と日本の異文化についての講和	1,811	船橋市内の中学生及びその保護者・先生方にD E I の重要性について考える機会を提供するための講話	1,554
	2	船橋西	船橋障がい者支援ソフトボール大会	1,102	船橋春季市民ミニバスケットボール大会への協賛	1,786
	3	鎌ヶ谷			平和の桜プロジェクト	3,571
	4	船橋東	～食が育む子供の未来～「フードバンク活動支援」プロジェクト	2,362	平和の集い～子供たちと願う Love & Peace～	2,614
	5	船橋南				
	6	船橋みなど			日本の未来を託す次世代育成プロジェクト	714
第3グループ	1	千葉			世界の情勢を肌で感じる講演会	714
	2	新千葉			聴覚障害者支援事業	3,929
	3	千葉西				
	4	千葉中央			「思いやりの小径」プロジェクト	3,143
	5	千葉幕張	フィリピン国孤児院への支援	4,724	第25回アートフレンズ展	2,500
	6	千葉東	千葉市青少年のつどい大会	494	千葉市中学校特別支援学級合同予選会支援	1,071
	7	千葉若潮			青少年健全育成ゴルフミーティング	2,143
第4グループ	1	千葉南	国際里山の集い	1,969		
	2	市原				
	3	千葉港			ラオス国2小学校の設備改装工事と図書寄贈	2,143
	4	市原中央	ベトナム基本的教育と識字率向上プロジェクト	4,724	出前教室	714
	5	千葉北				
	6	千葉緑				
第5グループ	1	木更津	令和4年度アクアラインマラソンに於けるロータリーでの開催	591		591
	2	上総	古代からの贈り物「生きた水・久留里」地域活性化プロジェクト	1,594		1,594
	3	富津				
	4	富津中央				
	5	木更津東				
	6	君津	駿前ロータリーを花でいっぱいにしよう！	919	地産地消食育プロジェクト「親子体験枝豆収穫祭」	967
	7	袖ヶ浦				
	8	富津シティ	東日本大震災被災の経験と教訓を学ぶ	661		
第6グループ	1	館山	館山・花の街づくり	787	館山・花のまちづくり運動	714
	2	鴨川	館山・花の街づくり	2,362	青少年育成・中学生野球大会「さざなみ野球大会」	571
	3	勝浦	地域の中学生と共に取り組めるSDGsについて考え、行動するプロジェクト	2,362	ローターアクトと共に、市民の健康づくり	1,071
	4	千倉			地域の子供達に絵葉書で思いを贈る大切さと書き方マナーを教え、夢あるラッピングボストを創り、除幕式で初投函しようプロジェクト	2,143
	5	鋸南				
	6	館山ベイ				
第7グループ	1	茂原				
	2	東金			児童養護施設への出前教室	3,017
	3	大原				
	4	大多喜				
	5	成田空港南				
	6	茂原東				
	7	茂原中央	長生郡内の避難所へ災害時非常用発電機材の提供とその運用方法の共有	1,582	長南町・長柄町・大多喜町における小学校児童への読書活動支援事業	2,143
	8	大網				
	9	東金ピュー				
第8グループ	1	銚子				
	2	旭				
	3	八日市場	高齢者にもゆっくり文化財を観光してもらおう！	1,276	親子3代祭りによる地域経済に寄与する	877
	4	銚子東			舞い上がりドローン体験学習	943

2024-25年度		2025-26年度		クラブ名	番号	G
プロジェクト内容	補助金(\$)	プロジェクト内容	補助金(\$)			
塩の花公園ソーラー式電波時計を設置	1,029	市川南ロータリークラブpresets佐藤菊弥杯・市川市招待U-11サッカー大会	1,972	市川	1	第1グループ
				市川東	2	
				市川南	3	
				浦安	4	
小学生の食育を推進する運動	1,274			市川シック	5	
憩いの場である公園ベンチ修復プロジェクト	3,822			浦安ペイ	6	
DEI 「「自分らしく生きること」	1,592	出前授業	1,035	船橋	1	
子供たちを危険から守る活動	1,911	子供たちを危険から守る活動	1,655	船橋西	2	
				鎌ヶ谷	3	
住んでいる町が被災したらあなたはどうする?	1,592	障害のある人もない人も共に生きる地域を発信するためのアート展	1,749	船橋東	4	
				船橋南	5	
船橋市ミニバスケットボール大会	567			船橋みなと	6	
				千葉	1	第2グループ
				新千葉	2	
		聴覚障害者支援事業	3,724	千葉西	3	
		新世代育成・仲間と訪ぐ子供たちの夢ジョイントコンサート	3,724	千葉中央	4	
親子三代夏祭り 「神輿担ぎ」	1,366			千葉幕張	5	
フィリピン国 孤児院への支援	3,822	千葉市内10クラブ合同事業（ロータリー神輿かつぎ）	2,069	千葉東	6	
				千葉若潮	7	
森林整備による減災と環境整備	1,019			千葉南	1	
				市原	2	
ラオス国 図書館改修工事	1,911	ラオス国 ノンサ小学校設備改修工事と図書寄贈	2,069	千葉港	3	
出前教室（長期計画2年目）	637	出前教室	690	市原中央	4	
				千葉北	5	
		カンボジアの小学校にトイレ建設	3,310	千葉緑	6	
		味噌づくり体験プロジェクト	1,027	木更津	1	第3グループ
		お客様が休めるテーブルと椅子を贈ろう。	1,241	上総	2	
				富津	3	
子供の未来食堂	637	こどもの未来食堂	772	富津中央	4	
		盤洲干潟クリーン作戦実施準備	1,027	木更津東	5	
未来ある子供たち元気を！ 君津RCこども食堂	1246	スリランカ浄水プロジェクト	2,069	君津	6	
		つながる食卓～障がいのある子どもたちの外食応援～	993	袖ヶ浦	7	
				富津シティ	8	
館山・花のまちづくり運動	637	館山・花のまちづくり運動	552	館山	1	
				鴨川	2	第6グループ
ローター アクトと共に、市民の健康づくり（パート3）	955			勝浦	3	
災害から学んだ地域の人たちの輪	2606	地域の皆なで勝浦に竹灯籠の灯りを灯し、ピックひな祭りとの2大祭りに育てよう！	4,138	千倉	4	
				鋸南	5	
				館山ペイ	6	
児童養護施設への出前教室及びBBQ親睦	3822	児童発達支援・放課後等デイサービスでの音楽演奏ハロウインイベント	3,230	茂原	1	
防災クエスト-温かいものでカロリーをとって生き残れ-	637	東金市地域食堂（子供食堂）	2,414	東金	2	
		明るく照らす空間創りプロジェクト	4,138	大原	3	
				大多喜	4	
				成田空港南	5	
				茂原東	6	
長生都市各市町村立小学校における児童への読書活動支援事業（本年度は茂原市立小学校6校）	2229	長生都市各市町村立小学校における児童への読書活動支援事業（本年度は茂原市立小学校6校対象）	2,222	茂原中央	7	第7グループ
				大網	8	
チャレンジド・ダンス合宿	3822			東金ビュー	9	
				銚子	1	
				旭	2	
認定NPO法人テラ・ルネッサンス	637	舞い上がり！ドローン体験学習	1,712	八日市場	3	
				銚子東	4	

G	番号	クラブ名	2022-23年度		2023-24年度	
			プロジェクト内容	補助金(\$)	プロジェクト内容	補助金(\$)
第9グループ	1	佐原				
	2	多古	多古町立中村小学校キャリア教育支援交流プロジェクト	1,142	多古町立久賀小学校キャリア教育支援プロジェクト	1,250
	3	小見川				
	4	佐原香取				
第10グループ	1	成田	児童福祉施設援助	2,362	のぞみの園支援プロジェクト	
	2	八街				
	3	印西				
	4	白井				
	5	富里	富里市市政20周年記念地域活性化応援プロジェクト	2,362	災害ボランティア共同訓練プロジェクト	1,400
	6	成田コスモポリタン	地方農村遠隔地における感染症予防プロジェクト(新型コロナウイルス感染症及び水系感染症)	4,724		
第11グループ	1	柏	小・中学生学校用品補助プロジェクト	2,362	いじめ差別問題を中学生と一緒に考える	4,184
	2	我孫子			我孫子市社会福祉協議会への冷凍庫寄贈、食料運搬支援及び子育て中の生活困窮世帯へのフードバンドリー(弁当配布)事業	2,143
	3	柏西	かしわサケたまプロジェクト	2,110		
	4	柏東			東武線高柳駅西口周辺の美化活動支援	714
	5	柏南	防災体制構築のための避難所支援及び防災意識向上のためのイベント開催	2,362	子どもの健脚支援事業	2,143
					モヨチルドレンセンターが運営するドラックリハビリセンターの修繕工事	2,242
第12グループ	1	習志野				
	2	八千代	みんな、夢(目標)を持って頑張ろうよ!	2,362		
	3	佐倉				
	4	八千代中央				
	5	四街道				
	6	習志野中央			放課後児童会EEHプロジェクト (Enjoy・Equality・Happy)	1,071
	7	佐倉中央			ストリートピアノでつなぐ祈りのハーモニー	892
第13グループ	1	松戸				
	2	松戸東				
	3	松戸北			梨狩り体験支援プロジェクト	1,062
	4	松戸中央				
	5	松戸西	スリランカ国の小学校・日曜学校へ図書及び辞書を寄贈するプロジェクト	1,181	モンゴル井戸設置プロジェクト	2,857
第14グループ	1	野田				
	2	流山				
	3	野田東		2,362		
	4	流山中央		4,724		
	5	野田セントラル			Knowledge on Wheels4.0	2,857
2790地区	青少年インタークト					
	フェローシップ					
	学友連絡委員会					
	奉仕プロジェクト委員会					
	財団委員会			1,575	23-24年度ロータリー財団奨学生オリエンテーション	1,429
		4,189	23-24年度補助金管理セミナー	2,752		
	合計			57,350		82,041

2024-25年度		2025-26年度		クラブ名	番号	G
プロジェクト内容	補助金(\$)	プロジェクト内容	補助金(\$)			
多古町こども園・幼児教育現場の児童育成協力プロジェクト	1,019	体験！国際交流ユネスコ無形文化遺産「佐原の山車祭り」 学童保育所環境支援プロジェクト	1,269 883	佐原	1 2	第9グループ
				小見川	3	
				佐原香取	4	
地域防災力の向上支援	1,911	B-Net子どもセンター支援プロジェクト	2,235	成田	1	
				八街	2	第10グループ
				印西	3	
		クリスマスドロップ作戦2025への補助及び奉仕	931	白井	4	
地域の文化芸術振興を深めるプロジェクト	1,815	フードバンク・パントリー普及啓発プロジェクト	1,983	富里	5	第11グループ
赤ちゃん食堂	3,185	育児支援事業：「育児相談会の開催」と「赤ちゃん食堂運営」 柏市内の児童及びご家族（兄弟含む）を対象にした「感動コト体験！柏レイソル応援ツアーア」	3,448 2,428	成田コモリタン	6 1	
地域の小学生へのバリアフリー教育	1,911	「我孫子の子ども達と環境整備・未来の為に」	2,483	我孫子	2	
かしわさけたまプロジェクト	1,911			柏西	3	
		自分の可能性を信じろ。夢の実現に向けて！	2,207	柏東	4	第12グループ
柏子ども未来プロジェクト	3,822	児童養護施設「はぐくみ社かしわ」支援プロジェクト	4,138	柏南	5	
もう一度日本の道徳心を	1,911	習志野 タイムカプセルプロジェクト	2,069	習志野	1	
みんな夢（目標）に実現に向かって挑戦しよう	1,210			八千代	2	
ネバールの子供たちに学用品を寄贈	3,822			佐倉	3	第13グループ
		子ども食堂へ大型炊飯器寄贈	187	八千代中央	4	
				四街道	5	
放課後児童会EEHプロジェクト（Enjoy*Equality*Happy）	955	放課後児童会EEHプロジェクト（Enjoy*Equality*Happy）	1,379	習志野中央	6	
				佐倉中央	7	第14グループ
松戸RC文化・スポーツ大賞	3,631	松戸 RC文化・スポーツ大賞	3,103	松戸	1	
タイ国小学校トイレ施設の建設プロジェクト	3,585			松戸東	2	
地域特産物生育学習（食育）校外学習支援プロジェクト	1,205	イルミネーション支援事業	2,069	松戸北	3	
ペトナム南米山学友会が支援する子供達にもっと日本の素晴らしいを伝えたい	955	フィリピン・ネグロス島（ドゥマゲッティ地区）の子供達に、日本の素晴らしいを伝えたい 自指せ2028LAバラリンピック、松戸からバラアスリートを！	276 2,207	松戸中央 松戸西	4 5	
				野田	1	2790地区
				流山	2	
				野田東	3	
				流山中央	4	
Provision of TVL Strand/Equipment	1,274	Caring Comfort: Donating Beds to House of Hope	1,241	野田セントラル	5	2790地区
第33回インタークト国外研修	3,822	インタークト国際交流	3,724	青少年インタークト		
青少年交換学生スプリングキャンプ	3,185	沖縄スプリングキャンプ	2,855	青少年プロジェクト		
RYLAセミナー	3,822	RYLAセミナープロジェクト	3,724	広報・公共委員会		
地区補助金奨学生	20,000	八犬伝プロジェクト	3,693	地区補助金奨学生		財団委員会
24-25ロータリー財団奨学生オリエンテーション	1,401	25-26ロータリー財団奨学生オリエンテーション	1,724			
24-25年度補助金管理セミナー	5,732	25-26年度補助金管理セミナー	7,448			
	109,854		108,082	合計		

2790 地区 補助金マニュアル 2026-27 年度用
発行・編集：国際ロータリー 2790 地区ロータリー財団統括委員会

E-mail : trf@rid2790.jp

<参考資料の部>

1) 総論

1-1) ロータリー財団

1-1-1) クラブロータリー財団委員会の役割とは

クラブロータリー財団委員長の役割は、会員に対し、ロータリー財団へのご寄付とロータリー財団のプログラムへの参加を促すことです。そのためには、次のような活動が期待されています。

①クラブ会員に、ロータリー財団の仕組みを理解してもらう

毎年皆様にお願いしている年次基金、これがどのように活かされているか、シェアシステム（3年前の年次基金への寄付金の使われ方、P19 参照）のご説明ご理解をお願い致します。

②ポリオ根絶のための寄付を特に呼びかける

皆様のご協力のおかげで、根絶まで「あと少し」です。ここで諦めることのないよう、会員への呼びかけをお願い致します。

③クラブ会員に、補助金を利用したプロジェクトの実施を促す

年次基金を利用した、地区補助金プロジェクトやグローバル補助金プロジェクト実施の推進をお願い致します。

④ロータリー財団のプログラムへの理解と参加を促す

ロータリー財団では、ポリオプラスや補助金に加え、P20 に記載の通り、様々なプログラムを実施しています。これらに対する会員のご理解を推進して下さい。

⑤ロータリー財団やそのプログラムに焦点を当てた例会を実施する

年に少なくとも2回、財団やそのプログラムに焦点を当てた例会を実施していただき、会員の皆様の財団へのご理解を促して下さい。また毎年11月は、ロータリー財団月間です。地区ロータリー財団統括委員会では、ご依頼があれば、皆様のクラブにお伺いして卓話をさせていただきます。

⑥ポール・ハリス・ソサエティ (PHS)への参加を促す

ポール・ハリス・ソサエティ (PHS) は、お一人の会員が、毎年 1,000 ドル以上を、年次基金、ポリオプラス基金、災害救援基金、あるいは財団が承認したグローバル補助金への寄付をお約束いただいたロータリアンを認証するプログラムです。入会者には紋章型のピンと感謝状が贈られます。

⑦ポリオ・プラス・ソサエティ (PPS)への参加を促す

ポリオ・プラス・ソサエティ (PPS) は、お一人の会員が、毎年 100 ドル以上を、ポリオプラスプログラムに寄付をお約束いただいたロータリアンに、登録証とソサエティーメンバーのピンバッジを受け取っていただくものです。

ご寄付の状況は、ロータリー財団の寄付実績に反映され PHF 認証レベルの対象となり、クラブ・地区の実績にも反映されます。

なお、地区ロータリー財団統括委員会が主催する下記セミナーへのご参加をお願いいたします。特に、補助金管理セミナーへの参加は、クラブがロータリーの補助金プログラムへ参加する際の資格要件になっておりますので、必ずご出席ください。

1-1-2) 希望の財団

すべてはアーチ・クランフの発案であった。



1917年にRI会長として彼はアトランタ大会に集まった代表役員を前に「さまざまな社会奉仕を今まで通り続けていこうと思うなら、世界で善をなすための寄付金を受け取ることは極めて適切なことだと思われる。」と言った。

この言葉はそこにいた人々にとって、心を揺るがす行動への呼びかけでも、動機を与えられた瞬間と言えるものではなかった。しかし、何百万人もの生活を向上する援助の地崩れを開始する最初の小石ではあった。

そしてロータリーでそれまで何度も起こってきたように、これは一人の男の考えから始まつたことであった。

1869年ペンシルベニア州カヌートビルの貧しい家庭に生まれ、まだ幼少の頃、両親と兄はオハイオ州クリーブランドに移住した。家計の足しにするため12歳で学校を辞めて仕事についていた。16歳の時、クヤホガ材木会社に勤めながら夜間学校に通った。

会社の経営が危なくなった時、クヤホガ材木会社はクランフをマネージャーに昇格させた。

彼は会社の経営を好転させ、米国中西部の材木業界で最も収益性の高い企業の一つまでに発展させた。その後同社を購入し、更に銀行や汽船会社など、数々の企業の社長や副社長に就任した。

18歳の時、フルート演奏を独学で学び、3年後クリーブランド・シンフォニー・オーケストラのフルート演奏家となり、その後14年間シンフォニーで演奏を続けた。

1911年に「材木一卸並びに小売」の職業分類でクリーブランド・ロータリー・クラブの創立会員となった。

1912年にはクラブ会長になり 1916-17年度国際ロータリークラブ連合会会長になった。

クラブ会長として最後の演説でクランフは「クラブが今後多くのことができるよう、緊急基金を築く必要がある。」と提案した。

彼はその後、国際ロータリーの新しい定款を起草する委員会の委員長となり、ロータリーを地区に分割し地区ガバナーの役職を創設し、更に年次地区大会を確立したのは彼の発案であった。

1928年のミネアポリス大会で代表委員は基金の名称をロータリー財団「The Rotary Foundation」に改称した。



ロータリー定款のこの変更で、すべての元 RI 会長からなる 5 人の委員で構成される管理委員会が新しい財団を運営し、資金は親機関とは別に管理することが規定された。

1937 年の RI 理事会が目標額 200 万ドルの財団募金計画を発表し、アーチ・クランフのビジョンがついに実現するようにみえた。

第 2 次世界大戦勃発が再びこの希望を踏みにじった。戦争の悲劇をきっかけにロータリアンは平和構築における財団の潜在能力を真剣に考えるようになった。

1947 年にポール・ハリスが逝去した。



彼は豪華な追悼式や像の建立を望まないと遺志に明記していたので RI 創始者に敬意を表したい個人やクラブはポール・ハリスの名前で 1 人当たり 10 ドルを目安としてロータリー財団に寄付するよう要請した。

世界中から資金が寄せられポール・ハリスが亡くなった翌年からロータリー財団は 18 件のロータリー財団奨学生を授与することができた。

1 年間海外の大学に留学するための奨学生はのちに国際親善奨学生と呼ばれるようになった。

1956 年に RI 理事会は、毎年 11 月中旬に「ロータリー財団週間」を設けることを決め、この期間中に財団を更に強調するようにクラブに奨励した。

1982 年には管理委員会は財団週間をロータリー財団月間に改め毎年 11 月に遵奉することに決めた。

【ロータリー財団のプログラムの変遷】

1948 年：国際親善奨学生が始まる。

1965 年：研究グループ交換チーム（GSE）はカリフォルニアと日本の地区間で編成される。

1965 年：特別補助金（のちのマッチンググランド）の創設。

1978 年：3H（保健、飢餓追放及び人間性尊重）の創設、フィリピンで 630 万人の子供たちがポリオ予防接種を行う補助をし、このプロジェクトをきっかけにポリオプラスが生まれた。

1982 年：ロータリー平和フォーラムを開始。

2002 年：ロータリー平和センターの奨学生一期生 70 名が選ばれた。

これらのプログラムはグローバル補助金、地区補助金、ポリオプラス、平和フェローとして私たちに引き継がれています。

最後に、アーチ・クランフはこう述べています。

金だけでは大したことはできない、
個人の奉仕は金がなければ無力である。

この 2 つが組み合わされば、文明への天の恵みになることができる、
この 2 つが組み合ったとき「希望の財団」となることを確信しています。

（デイビット C. フォワード著「奉仕の 1 世紀」より引用）

1-2) ロータリー財団への寄付と認証

1-2-1) 寄付の種類

国際ロータリーのロータリー財団 (TRF) への寄付は大きく分けると年次基金、ポリオプラス、恒久基金、災害救援、その他寄付の5種類となります。中でもクラブの活動の補助金に反映する年次基金へは毎年ご寄付をいただく事を強くお願ひいたします。

寄付分類名	説明	
年次基金	シェア	3年間の投資期間が終了後、ご寄付の47.5%ずつがDDF（地区財団活動資金）とWF（国際財団活動資金）、5%が運営費となります。地区の活動やロータリー財団の活動に活用されます。
	WF (国際財団活動資金)	グローバル補助金に対する上乗せや、その他財団プログラム（ポリオプラス、ロータリー平和センター等）の資金などに活用されます。
	重点分野 ^{※1}	7つの重点分野のいずれかを指定して寄付ができます。指定した分野のグローバル補助金プロジェクト等へ活用されます。DDFには分配されません。
ポリオプラス		ポリオ根絶活動を支援します（支援例：ワクチン投与、報告・モニタリング、症例分析、輸送手段、ヘルスキャンプの設置、広報活動など）。このご寄付はビル＆メリンド・ゲイツ財団から2倍の上乗せの対象となります。
恒久基金	シェア	利用可能な収益の50%がDDFに、残りの50%がWFになります。
	WF (国際財団活動資金)	利用可能な収益の全額がWFになります。WFは、グローバル補助金に対する上乗せやその他財団プログラムの資金などに活用されます。
	ロータリー 平和センター	平和センターに指定された寄付は、平和と紛争解決の分野で活躍するリーダーを育成する学術研究やプログラム、ネットワーク構築のために生かされます。
	重点分野	7つの重点分野のいずれかを指定して寄付ができ、利用可能な収益が指定した分野のグローバル補助金プロジェクト等に活用されます。DDFには分配されません。
	冠名基金 ^{※2}	恒久基金へのご寄付25,000ドル以上でお好きな名前を付けた基金（冠名基金）を設立することができ、個別で管理されます。また、冠名基金を保有している方は、ご自身の基金に寄付を追加することもできます。
その他	承認済みの グローバル補助金 事業への拠出	承認されたグローバル補助金等への現金拠出です。
	ロータリー 災害救援基金	クラブや地区による災害救援活動や復興活動に生かされます。この基金へのご寄付は、特定の災害に指定することはできず、ロータリー災害救援補助金を通じて活用されます。規模の大きな災害については、一時的な専用基金が設けられる場合があります。
	指定寄付	ロータリー平和センター指定寄付、グローバル補助金冠名指定寄付などです。（PHF、PHSなど対象外）
	その他	その他、臨時に設置された基金。

※1 重点分野：①平和構築と紛争予防、②疾病予防と治療、③水と衛生、④母子の健康、
⑤基本的教育と識字率向上、⑥地域社会の経済発展、⑦環境

※2 冠名基金の設立についてのお問合せは、地区財団統括委員会までご連絡ください。

E-mail : trf@rid2790.jp

1-2-2) 寄付の方法

ロータリー財団への寄付の方法は、以下が挙げられます。

- 銀行振り込みによる寄付（クラブ経由を含む）
- オンラインでの寄付 ※クレジットカード決済となります
- ロータリーカードのポイントを寄付に交換することもできます

※国際ロータリー日本事務局財団室発行の『寄付・認証の手引き』もご参照ください。

<銀行振り込みによる寄付の流れ>

①寄付者を確認する

寄付者は、個人、法人、クラブ、地区、ゾーンのいずれかでお願いします。

②寄付分類を決める

年次基金、恒久基金、ポリオプラス、災害救援基金など寄付の対象を決めます。

ポール・ハリス・フェローやベネファクターなどのご希望の認証、クラブや地区の寄付目標などを考慮して決めます。

③「寄付送金明細書」を記入する

寄付送金明細書に必要事項を記入し、kifu@rotary.orgへメールにてお送りください。

※寄付送金明細書はエクセル形式のままお送りください(PDF形式への変換不要)。

④寄付金を指定の口座へ送金する

寄付送金明細書を送った後、以下の口座へ寄付金を送金します。

振込名義は必ず「クラブ名」をお願いします。個人名でのお振込みは所属クラブの判別が難しくなるためお控えください。

三井住友銀行 赤羽支店 普通預金 3978101

名義：公益財団法人ロータリー日本財団

※振込先は寄付送金明細書上部にも記載されています。

<公益財団法人ロータリー日本財団 寄付送金明細書>

ロータリー財団への寄付は公益財団法人ロータリー日本財団を通じて送金することができます。

寄付送金明細書は、銀行振込で寄付する際に日本事務局へお送りいただく書類です。

※寄付送金明細書の入手方法

寄付送金明細書のダウンロードはMy Rotary (<https://www.rotary.org/>)より可能です。My Rotary トップ画面の上部タブ「参加する」をクリック→「ご寄付の方法」をクリック。「ご寄付の方法」ページの下部「寄付書式」の中の「公益財団法人ロータリー日本財団寄付送金明細書（ロータリー会員／クラブ用）」をクリックすると、ダウンロードが始まります。

※寄付明細

寄付後、約2～3週間に目途に日本事務局から寄付内容が記載された明細書がクラブへ郵送されます。送金された寄付内容と合致するか都度照会し、保管してください。領収証が届いた際に確認できる重要な記録となります（オンラインでの寄付の際には発行されません）。

<寄付送金明細書記入方法>

A 公益財団法人 ロータリー日本財団 寄付送金明細書(振込専用)						
TEL:03-5439-5806 FAX:03-5439-0405						
振込先:三井住友銀行 赤羽支店 普通預金 3978101 名義:公益財団法人ロータリー日本財団 送金明細書送付先: kif@rotary.org エクセルデータのままメールに添付し、送金日までにお送りください						
通信欄: ①						
一括1万ドル以上の大口寄付について寄付者名を公表することがあります。希望されない場合は次の□に☑をお願いします。 <input type="checkbox"/> 公表しないで下さい。(寄付者名) _____						
*ご記入いただいた個人情報は、ロータリーのプライバシー方針に従い、内容についての連絡、領収証の発送、寄付の記録や推進等に使用させていただきます。 *自動計算で表示される箇所 ←この色がついている箇所は数式により自動計算されるため、入力不要です。 合計額等が表示されますので、入力内容に誤りが無いかご確認ください。						
送金情報	送金(予定)日	振込元 金融機関 支店名		送金額		
				¥0		
	地区番号	クラブ番号 ②	クラブ名	担当者名	TEL	
	寄付者名 (領収証名)	ローマ字	ID番号	寄付分類 ▼で選択	円金額	\$金額 (自動計算)
	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧

①通信欄	・特記すべき事項をご入力ください。(振込名義や領収証、認証品等に関する連絡事項や法人名漢字表記の修正・変更のご依頼など)
②送金情報	・送金額:書式内「円金額」の合計が自動計算されます。振込額との一致をご確認ください。 ・RIレート:着金日のレートが適用されます。My Rotaryにてご確認の上、ご入力ください (例: RI レートが 1 ドル =150 円の場合、150 と数値のみを入力する)。 ・担当者名 /TEL : 日中連絡が取れる電話番号をご入力ください。
③寄付者名	・寄付者名をご記入ください。領収証の宛名となりますので正確にご入力ください。 ・法人名義でのご寄付の場合は、会員名ではなく寄付者である法人名をご入力ください。 (ポール・ハリス・フェローなどの個人の認証や累計の対象にはなりません) ・法人名は、送金明細書の初回の表記が確定申告用領収証作成のデータとなるため、正確にご記入ください。注意例:(株)と株式会社 など。 領収証は原則として再発行できません。
④ローマ字	・会員の登録情報通りにご入力ください。法人の場合も正確な英語表記が必要です。 ・スペルにご注意ください。(例: Sato と Satou など) 1 文字でも異なると別人とみなされます。
⑤ID 番号	・寄付者の ID 番号を漏れなく入力してください。(新会員は先に My Rotary から会員登録し、ID 番号を取得してください。) ID 番号と氏名が一致しない場合、ID 番号所有者の寄付として扱われることがあります。 ・法人の場合は初回寄付受理前に新たに ID 番号が作成されます。
⑥寄付分類	・セルのプルダウンから選択してください。グローバル補助金や冠名基金へのご寄付は番号をご記入ください。ポール・ハリス・フェローなどの認証名は記入しないでください。 (良い例) 年次基金 - シェア/恒久基金 - シェア/ポリオプラス/恒久基金 - ロータリー平和センター /冠名基金 (E12345) /グローバル補助金プロジェクト (GG#1234567) など (悪い例) ベネファクター/ポール・ハリス・フェロー/ポール・ハリス・ソサエティ/ 創立〇〇周年記念、新会員寄付 など
⑦円金額	・寄付者、寄付分類ごとに 1 行使い、円金額を記入します。 ・グローバル補助金への現金拠出は 5% 追加分も合わせて送金してください。
⑧\$ 金額	・RI レートと円金額の入力で自動計算されます。

<オンラインによる寄付の流れ>

MY ROTARY からオンライン寄付が可能です。お手続きが完了すると確認のメールが届きますので、必ずご確認の上、保管をしてください。

- クレジットカードでの決済となります。
- 税制上の優遇措置を受けるためには、手続画面で「国：日本」「通貨：円」となっていることをご確認ください。
- 銀行振込でのご寄付と異なり、寄付明細は発行されません。手続きの最後の画面を確認画面として印刷し、保管してください。

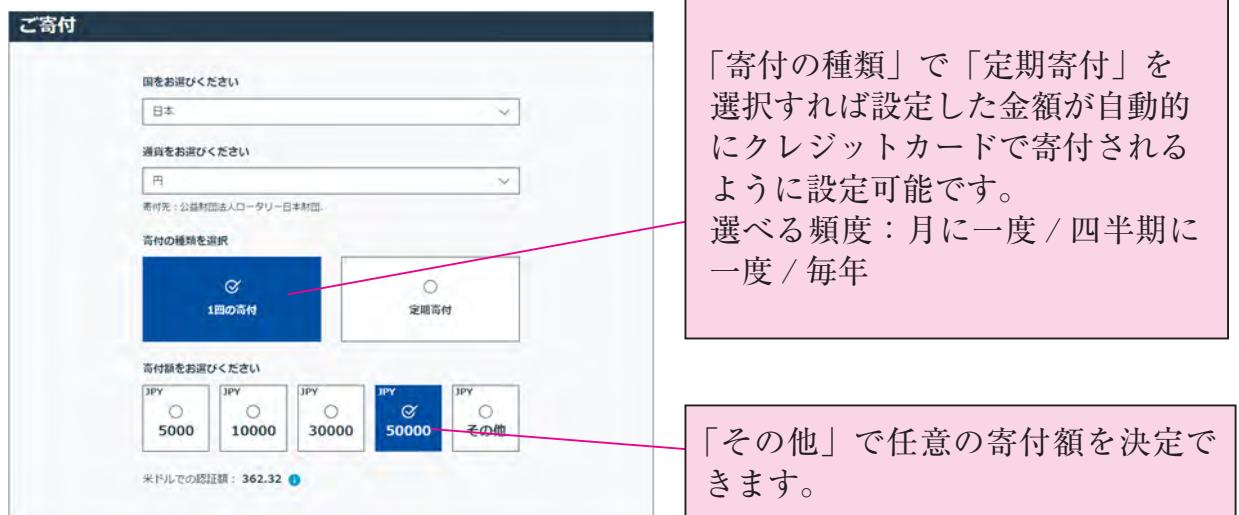
- ・ MY ROTARY にログイン後、画面右上の「ご寄付」をクリックします。



- ・ 寄付先を選択します。



- ・ 寄付金額を決定します。



役職登録済のクラブ会長・幹事・事務局の方などは、所属クラブまたはクラブ会員に代わって寄付手続きができます。（代理寄付）寄付分類を選択後「これはクラブまたは会員からの寄付です」を選び、詳細をご入力ください。

<領収証>

公益財団法人ロータリー日本財団への寄付は特定公益増進法人への寄付として、税制上の優遇措置が受けられます。個人の寄付金に対する税制上の優遇措置は、「所得控除」と「税額控除」のいずれかを選択することが可能で、いずれも寄附金領収証及び税額控除に関する証明書が必要です。この領収証は、確定申告の際に必要となり、再発行はできませんので、大事に保管してください。

●個人向け領収証：半年ごとにクラブへ発送

寄付した時期	領収証の発行時期	領収証のクラブへの到着時期
1月から6月末まで	7月末発行	8月初旬到着予定
7月から12月末まで	1月末発行	2月初旬到着予定

●法人向け領収証：クラブへ随時発送されます。

<その他>

●周年行事やイベントにて集まったご寄付の送金方法

イベント等で不特定の方から頂いたご寄付を送金する場合、イベントを主催したクラブや地区、あるいは個人が寄付者となります。イベント名やグループ名等を、寄付者にすることはできません。実際の寄付者名、寄付額、寄付分類などを事前に寄付者に伝えておくことが重要です。

(例)「ロータリー日本財団に、○○ロータリークラブとして、チケット代1,000円のうち300円をポリオのために寄付します。」という文言を、コンサートの広告に掲載する。または、チケット販売時に必ず伝える など

●クラブのバナー認証について

ポール・ハリス・フェローやベネファクターなど個人の認証だけでなく、クラブのバナー認証もあります。地区やクラブによってはクラブのバナー認証を目標に掲げていることもあります。

「1-2-3) ロータリー財団の認証」の寄付分類や認証の取得条件を必ず確認して下さい。

●RI会長賞について

会長賞の受賞資格を満たすには、財団への寄付に関する項目の達成も必要です。受賞を目指すクラブは、条件となる寄付分類や金額などの詳細について、テーマと一緒に発表される会長賞のパンフレットをご確認下さい。

1-2-3) ロータリー財団の認証

ロータリー財団では、個人からのご寄付に対して感謝の気持ちを表すために、様々な認証の機会が用意されております。

公益財団法人ロータリー日本財団はTRFへの寄付を取り次ぐ財団であり、同財団への日本円での寄付は「税制上の優遇措置」が受けられます。

<個人に対する認証>

● 「財団の友」会員

年次基金に毎年100ドル以上のご寄付をした方。

● ベネファクター

遺言またはそのほかの遺産計画に財団恒久基金を受益者として指定した方、または恒久基金に1,000ドル以上を現金で寄付された方。

ベネファクター	\$1,000 ~	認証状と襟ピン（ウイング）
---------	-----------	---------------

※恒久基金へのご寄付合計が1,000ドルに達した時の1回のみ贈られます

● ポール・ハリス・フェロー (PHF) / マルチプル・ポール・ハリス・フェロー

ポール・ハリス・フェローは、寄付分類を年次基金／ポリオプラス／ロータリー災害救援基金／ロータリー財団が承認した補助金プロジェクトへの寄付および移譲されたポール・ハリス・フェロー認証ポイントの合計が1,000ドルに達した個人に贈られる認証です。その後、マルチプル・ポール・ハリス・フェロー1から8までの認証が、1,000ドル毎に累計9,000ドルまで贈られます。

PHF	\$1,000 ~	認証状と襟ピン
PHF +1	\$2,000 ~	襟ピン（サファイア1粒）
PHF +2	\$3,000 ~	襟ピン（サファイア2粒）
PHF +3	\$4,000 ~	襟ピン（サファイア3粒）
PHF +4	\$5,000 ~	襟ピン（サファイア4粒）
PHF +5	\$6,000 ~	襟ピン（サファイア5粒）
PHF +6	\$7,000 ~	襟ピン（ルビー1粒）
PHF +7	\$8,000 ~	襟ピン（ルビー2粒）
PHF +8	\$9,000 ~	襟ピン（ルビー3粒）

● ポール・ハリス・ソサエティ (PHS)

年次基金／ポリオプラス／ロータリー災害救援基金／承認された財団補助金へ、一括もしくは合計で、毎年1,000ドル以上をご支援くださる個人の認証です。PHS入会時に、その年度のご寄付が1,000ドルに達していなくても構いません。

※対象の寄付分類へのご寄付が年度中に合計1,000ドル以上に達するようご留意ください。

・ PHS の入会方法

My ROTARY にログインし、画面上部タブの「My ROTARY」→「寄付者の認証」→「ポール・ハリス・ソサエティ・メンバー」の文末にある「詳細はこちらから」

をクリックします。ページ下部にある「PHS 入会フォーム」をクリックしますと、フォームが表示されますので必要事項を入力の上、送信をお願いいたします。

・PHS の認証品

入会者には、地区から認証状と襟ピンにつけるウイングが贈られます。

郵送、贈呈などは地区の PHS コーディネーターが担当しています。

●ボリオ・プラス・ソサエティ (PPS)

ボリオ・プラス・ソサエティ (PPS) は、お一人の会員が、毎年 100 ドル以上を、ボリオプラスプログラムに寄付をお約束いただいたロータリアンに、登録証とソサエティーメンバーのピンバッジを受け取っていただくものです。

ご寄付の状況は、ロータリー財団の寄付実績に反映され PHF 認証レベルの対象となり、クラブ・地区の実績にも反映されます。

●メジャードナー (MD)

ご寄付の分類にかかわらず累計額が 1 万ドル以上でメジャードナーの認証が個人またはご夫妻に対して贈られます。

MD レベル 1	\$10,000 ~	クリスタルと襟ピン／ペンダントトップ (レベルごとにクリスタルの大きさ、襟ピン／ペンダントトップの石の数が変わります)
MD レベル 2	\$25,000 ~	
MD レベル 3	\$50,000 ~	
MD レベル 4	\$100,000 ~ \$249,999	

●アーチ・クランフ・ソサエティ (AKS)

ご寄付の分類にかかわらず累計額が 25 万ドル以上でアーチ・クランフ・ソサエティの認証が個人またはご夫妻に対して贈られます。ソサエティ入会者は、米国イリノイ州エバンストンの国際ロータリー本部にある「アーチ・クランフ・ソサエティ・ギャラリー」(タッチパネル式スクリーン) に肖像写真と略歴が掲載されます。

管理委員会サークル (Trustees Circle)	\$250,000 ~	クリスタルと襟ピン／ ペンダントトップ (レベルごとに襟ピン／ペンダントトップの石の数が変わります)
管理委員長サークル (Chair's Circle)	\$500,000 ~	
財団サークル (Foundation Circle)	\$1,000,000 ~	
管理委員会プラチナサークル (Platinum Trustees Circle)	\$2,500,000 ~	
管理委員長プラチナサークル (Platinum Chair's Circle)	\$5,000,000 ~	
財団プラチナサークル (Platinum Foundation Circle)	\$10,000,000 ~	

●レガシー・ソサエティ

恒久基金に100万ドル以上の寄付を誓約された方は、ロータリーの年次報告にお名前が記載されるほか、国際ロータリーとロータリー財団の特別行事に招待されます。レガシー・ソサエティ会員には特別な認証品が贈られるほか、遺贈友の会会員のための特典すべてが与えられます。

●遺贈友の会 (Bequest Society)

遺産計画で、10,000ドル相当以上のご寄付を誓約した個人または夫妻が「遺贈友の会」会員となります。

- ・寄付は恒久基金として運用され、収益の一部がクラブやロータリー財団(TRF)の活動を支え続けていきます。日本では公益財団法人ロータリー日本財団を通じて寄付し、税制上の優遇措置を受けることができます。
- ・寄付者には、ご誓約をされた時点で認証品（クリスタル、襟ピン、ペンダントトップ）が贈られます。
- ・25,000ドル相当以上のご誓約の場合、誓約が果たされた際に、冠名基金を設立することを同意書に含めることができます。

ご入会方法等詳細は、日本事務局財団室までお問い合わせください。

レベル1	\$10,000～	アート作品と襟ピン／ペンダントトップ
レベル2	\$25,000～	
レベル3	\$50,000～	
レベル4	\$100,000～	クリスタルと襟ピン／ペンダントトップ (レベルごとにクリスタルの大きさ、 襟ピン／ペンダントトップの石の数が 変わります)
レベル5	\$250,000～	
レベル6	\$500,000～	

<クラブに対する認証>

クラブに対する認証は、次のものがあります。

- ・1人当たりの年次寄付額上位3クラブ（認証バナー）
地区内で、一年度中に一人当たりの年次基金への平均寄付額が上位3位に入ったクラブに贈られます。ただし、クラブは一人当たりの年次基金への平均寄付額が最低50ドルに達していなければなりません。
- ・100%ロータリー財団寄付クラブ（認証バナー）
一年度中に正会員全員が、寄付分類に関わらず少なくとも25ドルの寄付をして、一人当たりの平均寄付額が100ドルに達しているクラブに贈られます。
- ・「Every Rotarian Every Year」クラブ（認証バナー）
一年度中に正会員全員が、年次基金へ少なくとも25ドルの寄付をして、一人当たりの年次基金平均寄付額が100ドルに達しているクラブに贈られます。
- ・100%ポール・ハリス・ソサエティ・クラブ
一年度中に正会員全員が、一括でも合計でも1年度中に1,000ドル以上を寄付したクラブに贈られます。対象となる寄付分類は、年次基金／ポリオプラス／ロータリー災害救援基金／承認された財団補助金です。

- ・100% ポール・ハリス・フェロー・クラブ（認証バナー ※要申請）
クラブの正会員全員がポール・ハリス・フェローになっているクラブに贈られます（1回限り）。
- ・End Polio Now 感謝状
ポリオプラスへ 1,500 ドル以上を寄付したクラブに贈られる感謝状です。
- ・ローターアクト寄付達成賞
一年度中にクラブとして合計 100 ドル以上を寄付したローターアクトクラブにデジタルの達成賞が贈られます。寄付分類は問いません。

<冠名の機会>

寄付者または特定の方のお名前のついた冠名基金または冠名指定寄付としてご寄付いただくことも可能です。詳細は、地区財団委員会までお問い合わせ下さい。

<ポール・ハリス・フェロー認証ポイント>

ポール・ハリス・フェロー認証ポイントとは何ですか。また、ポイントはどのように貯まるのですか。

ポール・ハリス・フェロー認証ポイントとは、移譲することで他の人をポール・ハリス・フェロー、またはマルチプル・ポール・ハリス・フェローにするためのものです。年次基金／ポリオプラス／ロータリー災害救援基金／ロータリー財団が承認した補助金プロジェクトへの寄付 1 ドルにつき 1 ポイントが与えられます。ご自身やクラブには移譲できず、寄付にはなりません。恒久基金への寄付は、認証ポイントの対象とならないことにご留意ください。

寄付者は、自分の認証ポイントを他の人に移譲して、自分以外の人をポール・ハリス・フェロー（またはマルチプル・ポール・ハリス・フェロー）にすることができます。財団認証ポイントは、寄付者が亡くなるまで、または寄付者がポイントを使い切るまで、寄付者ご本人のものとして保存されます（ただし、大口寄付者が亡くなった場合はその配偶者が認証ポイントを使用することができます）。

ポール・ハリス・フェロー認証ポイントを移譲するには、どうすればよいですか。

一度に移譲できるのは最低 100 ポイントとなり、認証ポイント移譲の要請書式を提出の際に承認の署名が必要となります。申請書の PDF ファイルは My ROTARY からダウンロードします。全てアルファベットで記入し、署名欄以外はパソコンで入力して下さい。

- ・個人が所有する認証ポイントの移譲を承認できるのは寄付者ご本人のみとなります。
 - ・クラブが所有する認証ポイントの移譲を承認できるのはクラブ会長のみとなります。
 - ・地区が所有する認証ポイントの移譲を承認できるのは地区ガバナーのみとなります。
- 寄付者個人の認証ポイントをクラブまたは地区に移譲することはできない場合があります。

1-2-4) ロータリーカード

日本では、2002-03年度より、ロータリーカード「ロータリーインターナショナルマスターカード（オリコカード）」が発行されました。カードは、個人のスタンダード、ゴールドと会社法人用のビジネスの3種類です。

ビジネスカードは利用金額の0.5%、その他は0.3%、またカードの年会費のうちビジネスカードは、1,500円／枚、ゴールドカードでは、3,000円／枚がいずれも「ポリオ根絶」のための資金に充てられます。ただし、これらは個人のポリオプラスへの寄付実績には加算されません。

一方、買い物で貯まったポイントを一定の割合（1,000ポイント=5,000円単位）でロータリー財団の年次基金寄付に交換することもでき、こちらは個人の寄付実績に反映されます。

日常生活、経済活動にロータリーカードを取り入れるだけで自動的にポリオ根絶活動への貢献ができるのです。

さらに、2016年からは新たに「ロータリーダイナースクラブカード」が発行されました。こちらはみなし法人カードとしてクラブ、地区、各委員会単位で作成ができ、地区大会やセミナーの費用、諸経費やRIへの人頭分担金、寄付などの支払ができ、利用額の0.3%がポリオ根絶の活動資金に充てられます。年会費は無料ですが、カードにポイントは付与されません。

個人カードについては、年会費22,000円のうち初年度のみ5,000円が、利用額については他のカードと同様0.3%がポリオ根絶に充てられます。ポイントは付与されますが、年次基金寄付に交換することはできません。

（1）ロータリーインターナショナルマスターカード（MasterCard オリコ）

ビジネスカード（年会費3,000円（税別））／

ゴールドカード（同10,000円（税別））／

スタンダード（年会費なし）の3種類

申込み先：

<https://www.orico.co.jp/creditcard/contribution/15.html>

テレフォンサービス：0120-911-004



（ビジネスカード
の情報・入会はオ
ンラインではでき
ません）

●ロータリーカード実績（オリコカード）

（2023-24年度）

ロータリーカード利用金額総計		38,859,530円円
ロータリーカードポリオ還元額	利用金額×0.3%	116,617円
ビジネスカード利用金額総計		23,122,020円
ビジネスカードポリオ還元額	利用金額×0.5%	115,622円

●ロータリーカード実績（オリコカード）

（2024-25年度）

ロータリーカード利用金額総計	前年比112.2%	6,955万円
オリコカード保有枚数		119枚

●ロータリーインターナショナルマスターカード（オリコカード）



個人：スタンダードカード



個人：ゴールドカード



会社等：ビジネスカード

- (2) ロータリーダイナースクラブカード (Diners Club Card)
 クラブカード／地区カード／地区委員会の3種類法人カード
 (年会費無料) と個人カード (年会費 22,000 円)



申込み先：

https://www.diners.co.jp/ja/entry_form/lp/rotary/index.html
 コールセンター：0120-041-962

ク ラ ブ カ ー ド：会長、副会長、幹事、会計、理事、会長エレクト、次期副会長、
 次期幹事、次期会計、次期理事、事務局が対象

地 区 カ ー ド：ガバナー、ガバナー補佐、地区代表幹事、ガバナーエレクト、
 ガバナーノミニー、直前ガバナー、次期ガバナー補佐、
 次期地区代表幹事、次期地区会計長が対象

地区委員会カード：地区内の各委員会委員長、地区内の時期各委員会委員長が対象

●ロータリーカード実績（ダイナースカード） (2023-24 年度)

利用金額	85,621,714 円
ポリオ根絶活動資金	256,865 円

●ロータリーカード実績（ダイナースカード） (2024-25 年度)

利用金額	前年比 104.5%	8949 万円
ダイナースカード作成クラブ数		38 クラブ

●ロータリーダイナースクラブカード



クラブ／地区／委員会用 (個人用)

※ 2025 年 11 月 22 日に行われたロータリー研究会にて、
 2024-25 年度のロータリーカード実績に対して第 1 第 2
 第 3 地域の地区・クラブ毎の表彰が行われました。
 第 1 地域では柏西ロータリークラブが個人 / ビジネス
 カード部門で、地域内クラブカード部門では 2790 地区
 が、共に 1 位で表彰されました。



2024-25 年度第 1 地域実績

地域	部門	地区・クラブ名
第1地域1位	個人 / ビジネスカード部門（オロコ）	柏西ロータリークラブ
第1地域2位	個人 / ビジネスカード部門（オリコ）	勝浦ロータリークラブ
第1地域1位	クラブカード部門（ダイナース）	札幌北ロータリークラブ
第1地域1位	地域内クラブカード（ダイナース）	第 2790 地区（千葉）

1-2-5) 税制上の優遇措置

●ロータリー日本財団

公益財団法人ロータリー日本財団を通じて日本円で寄付されると、確定申告を行うことにより寄付金控除の対象となります。送金の際は、7ページに記載した寄付金送金明細書をご参照下さい。ロータリー日本財団設置の大きな目的はこのためです。外貨での寄付は対象なりません。

●税制上の優遇措置

公益財団法人ロータリー日本財団への個人、法人からのご寄付は、確定申告を行うことにより税制上の優遇措置の対象となります。個人の寄付金に対する優遇措置は、「所得控除」または「税額控除」のいずれかを選択することができます。「税額控除」には、確定申告の際「領収証」のほかに、「税額控除に係る証明書」が必要となります。証明書はロータリー日本財団のホームページ下記よりダウンロードしていただくか、日本事務局までご請求下さい。詳しくは国税局のホームページ（個人・法人）、または最寄りの税務署にお問い合わせください。

http://piif-rfj.org/pdf/zeigakukoujyo-shoumei_R31101_R81031.pdf

●確定申告用領収証の発送時期

会員個人による寄付については、ご所属のクラブにまとめて送付されます。7月から12月までのご寄付は翌年1月末に発行され、クラブへは2月初旬到着予定です。1月から6月までの分につきましては、同年7月末に発行され、クラブへは8月初旬に到着予定となります。

法人および会員以外の個人による寄付については、随時領収証が発行されます。送金明細書の通信欄に送付先をご明記ください。

1-2-6) 寄付金の現状と分析

2024-25 年度の日本全体（34 地区）の年次基金寄付の一人当たりの平均は 139.68 ドルでした。当地区の実績は一人当たり 164.28 ドルとなり、目標の 150 ドルを大きく超える結果となりました（全国 9 位、関東圏内 10 地区中 6 位）。

年次基金（シェア）へのご寄付は 3 年後に地区のロータリー財団補助金の原資となりますので、引き続き皆様のご協力をお願いいたします。

以下の表は過去 4 年度の関東圏内 10 地区の一人当たり年次基金寄付額を平均寄付額順に並べたものです。単位：ドル

順位	地区番号	都道府県名	2024-25 年度	2023-24 年度	2022-23 年度	2021-22 年度	4 年度平均
1	2770	埼玉南東	211.78	190.20	203.81	229.66	208.86
2	2780	神奈川	178.09	170.54	211.72	185.87	186.55
3	2820	茨城	176.33	169.14	173.19	154.39	168.26
4	2590	神奈川（横浜・川崎）	175.66	171.88	173.70	234.15	188.85
5	2750	東京・グアム・ミクロネシア・北マリアナ諸島・パラオ	173.79	171.21	174.99	209.02	182.25
6	2790	千葉	164.28	135.41	151.00	187.84	159.63
7	2550	栃木	159.56	140.03	150.30	169.29	154.80
8	2570	埼玉西北	151.65	123.99	113.92	149.85	134.85
9	2580	東京・沖縄	150.94	156.56	145.11	232.68	171.32
10	2840	群馬	150.19	152.70	161.54	170.43	158.72
日本全体			139.68	135.27	144.10	169.91	147.24

当地区では 9 年連続寄付ゼロクラブがゼロとなりました。

●当地区の寄付概要（前年対比）

単位：ドル

	第 2790 地区				日本全体
	2024-25 年度	2023-24 年度	前年対比	1 クラブ平均	2024-25 年度
会員数	2,643	2,624	100.72%	32	81,985
1 人当たりの寄付	164.28	135.41	121.32%	—	139.68
年次寄付	434,183.15	355,304.13	122.20%	5,231.12	11,452,023.49
ポリオプラス	101,043.41	75,036.42	134.66%	1,217.39	2,865,174.55
恒久基金	68,269.06	56,818.18	120.15%	822.52	2,400,964.43
その他の基金	32,907.45	5,269.09	624.54%	396.48	231,067.15
寄付合計	636,403.07	492,427.82	129.24%	7,667.51	16,949,229.62

1-3) シェアシステム

1-3-1) 資金の運用

全ての寄付金は、国際ロータリーのロータリー財団（TRF）で運用し、年次報告書に掲載されています。ロータリーの資金はすべて、TRF の投資委員会の管理のもとにプロの投資マネージャーが運用しています。

1-3-2) シェアシステムの仕組

3年前の年次基金寄付は地区ごとに管理運用され、地区財団活動資金（DDF）と国際財団活動資金（WF）に50%ずつ配分します。2016-17年度から恒久基金の運用益の5%を国際財団活動資金（WF）の運営費とすることになりました。

また、2021年7月1日に3年前の年次基金寄付を、地区財団活動資金（DDF）と国際財団活動資金（WF）に47.5%ずつ配分し、5パーセントが国際財団活動資金（WF）の運営費とする方針変更が可決されました。2024-25年度から適用されます。

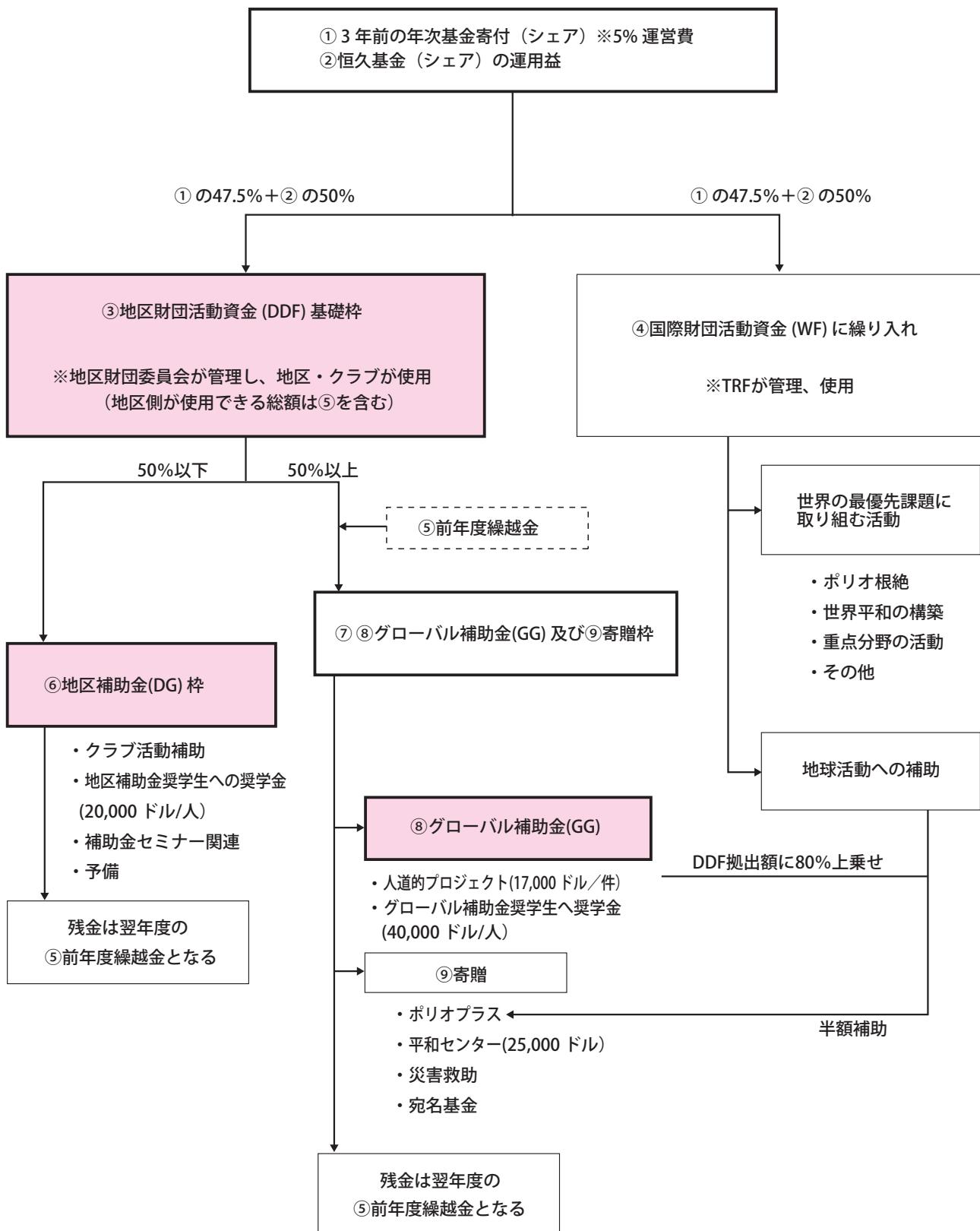
国際財団活動資金（WF）からは、地区活動への補助として、申請されたグローバル補助金プロジェクトへ補助金が授与されます。

グローバル補助金は2013-14年度の導入以来、大きな成功を収めてきました。初年度には863件、4,730万ドルの補助金が授与され、直近2024-25年度には1,423件、金額は8,820万ドルと、多くの会員に認識され申請、授与されてきています。このように、グローバル補助金授与額の増加率が100%を超える一方で、同補助金の資金源である年次基金への寄付がこのペースに追いついていません。その結果、グローバル補助金への需要が、利用可能な資金を大きく上回っています。

これに加え、2020年に始まった新型コロナウイルスがもたらした前例のない課題に取り組むため、あるいは世界各地で発生する災害や、ウクライナで被災した人々のための救援のため、ロータリー財団管理委員会は都度協議し、世界の最優先課題に取り組む活動として、WFよりこれらの災害に対する補助金を拠出しています。このように、WFの需要が高まっている中、その資金源となる年次基金の確保は大変重要なものです。

1-3-3) 第2790地区 2026-27年度 シェアシステムについて

シェアシステム (3年前の年次基金への寄付金の使われ方)



1-4) ロータリー財団プログラム

<ポリオプラス>

1985年、ロータリーは野生株ポリオ根絶をロータリーの最優先課題とし、ポリオプラス・プログラムを立ち上げました。以降、ロータリーとパートナー団体は、約30億人の子どもにポリオの予防接種を行ってきました。2025年6月現在、ロータリーはこの世界的根絶活動に対し32億5千万ドル以上を拠出し、現在でもポリオ常在国及びウイルス流出のリスクがある国を中心に、根絶活動を継続しています。2024-25年度、ポリオ根絶のために拠出された補助金の総額は1億5,100万ドルでした。

<ロータリー平和フェローシップ>

世界各地の有名大学内にあるロータリー平和センターでは、平和研究・紛争解決等の関連分野で、修士号又は専門能力開発終了証の取得を目指す学生に、フェローシップ（奨学金）を提供しています。世界中からの応募者の中から、最大130名を選出し、授業料や入学金、滞在費他諸費用を含むフェローシップを授与します。ロータリー平和センターでは2002年度以来、1,700人以上のフェローを輩出、その多くが各国の政府・NGO・国連や世界銀行といった国際機関で活躍しています。

<ロータリー健康な地域社会チャレンジ>

このプログラムは、5歳未満の子どもの最大の死因であるマラリア・肺炎・下痢などによる病気や死亡を減らすため、長期的なリソースを提供するものです。2024年から2027年までの間、ロータリー財団・ゲイツ財団・ワールドビジョンが協力し、コンゴ民主共和国・モザンビーク・ナイジェリア・ザンビアの4ヶ国における会員主導のプログラムに合計3,000万ドルを拠出、参加国のロータリアンが委員会を設置し、モニタリングと評価を行います。

<地区補助金>

地区補助金は、ロータリー財団の使命に関連した小規模で短期的なプロジェクトを支えます。2024-25年度468件、2025-26年度（2025年11月末時点）303件の地区補助金を承認しました。

<グローバル補助金>

グローバル補助金は、ロータリーの重点分野に該当し、持続可能かつ測定可能な成果をもたらす大規模な国際的活動に資金を提供します。活動には、人道的プロジェクト、奨学金、職業研修チームが含まれます。2024-25年度は1,423件、プログラム授与額は8,820万ドルになりました。

<災害救援補助金>

ロータリー災害救助補助金は、過去6カ月間に自然災害により被災した地域での救援および復興活動を支援します。2024-25年度は74件、プログラム授与額は200万ドルになりました。

<大規模プログラム補助金>

この補助金は、重点分野・インパクト・持続可能性に基づき、ロータリー会員がパートナー団体との強い協力の下で実施される、大規模で長期的なプログラムに授与されます。全世界から申請されますが毎年1口が選ばれ、補助金額は200万ドルです。2025年度は、「コロンビアにおける平和と繁栄への道」が選ばれ、コロンビアの四つの都市と地域に積極的平和のための拠点を設立し、経済的機会と社会福祉プログラムのアクセスを拡大し、暴力、貧困、食料不足の悪循環を断ち切るための住民の能力を高めることで、持続可能な地域開発を促進します。

2024-25 年度のロータリー財団の財務は下表のとおりです。

<h3>ロータリー財団 支出：3億7,900万ドル</h3> <p>● 一般管理運営費 ● 寄付推進費 ● プログラム運営費 ● 平和センターとその他の補助金* ● 地区補助金* ● グローバル補助金* ● ポリオプラス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>Category</th> <th>Amount (\$ millions)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>Program Support</td><td>87%</td></tr> <tr><td>Operations</td><td>151</td></tr> <tr><td>General Management</td><td>28</td></tr> <tr><td>Peace Center</td><td>25</td></tr> <tr><td>Global Grants</td><td>20</td></tr> <tr><td>Polio Plus</td><td>46</td></tr> </tbody> </table>	Category	Amount (\$ millions)	Program Support	87%	Operations	151	General Management	28	Peace Center	25	Global Grants	20	Polio Plus	46	<h3>国際ロータリー 収支報告</h3> <p>2024会計年度と2025会計年度（6月期）（単位1,000ドル）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>会計年度累計</th> <th>2024年6月</th> <th>2025年6月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr><td>会費</td><td>\$88,303</td><td>\$93,279</td></tr> <tr><td>投資純益</td><td>4,383</td><td>6,702</td></tr> <tr><td>支援業務とその他の活動</td><td>36,968</td><td>36,259</td></tr> <tr><td>収入合計</td><td>\$129,654</td><td>\$136,240</td></tr> <tr> <td>支出</td><td></td><td></td> </tr> <tr><td>運営費</td><td>\$93,796</td><td>\$98,327</td></tr> <tr><td>支援業務とその他の活動</td><td>33,337</td><td>31,350</td></tr> <tr><td>戦略的準備金</td><td>1,252</td><td>1,189</td></tr> <tr><td>支出合計</td><td>\$128,385</td><td>\$130,866</td></tr> <tr> <td>為替差益（損）</td><td>\$(3,025)</td><td>\$1,096</td></tr> <tr> <td>純資産の増加（減少）</td><td>\$(1,756)</td><td>\$6,470</td></tr> <tr><td>純資産（期首）</td><td>\$156,450</td><td>\$154,694</td></tr> <tr><td>純資産（期末）</td><td>\$154,694</td><td>\$161,164</td></tr> </tbody> </table> <h3>ロータリー財団 収支報告</h3> <p>2024会計年度と2025会計年度（6月期）（単位1,000米ドル）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>会計年度累計</th> <th>2024年6月</th> <th>2025年6月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr><td>寄付**</td><td>\$351,664</td><td>\$406,478</td></tr> <tr><td>投資純益</td><td>110,356</td><td>139,961</td></tr> <tr><td>配当分割型寄付同意とその他の活動（純額）</td><td>5,110</td><td>4,558</td></tr> <tr><td>収入合計</td><td>\$467,130</td><td>\$550,997</td></tr> <tr> <td>支出</td><td></td><td></td> </tr> <tr><td>プログラム補助金</td><td>\$278,705</td><td>\$306,124</td></tr> <tr><td>プログラム運営費</td><td>23,830</td><td>25,431</td></tr> <tr><td>寄付推進費</td><td>26,612</td><td>27,654</td></tr> <tr><td>一般管理運営費</td><td>18,076</td><td>20,039</td></tr> <tr><td>支出合計</td><td>\$347,223</td><td>\$379,248</td></tr> <tr> <td>為替差益（損）</td><td>\$(7,527)</td><td>\$2,719</td></tr> <tr> <td>誓約未収入のための予備費</td><td>\$(1,927)</td><td>\$(4,111)</td></tr> <tr> <td>純資産の増加（減少）</td><td>\$110,453</td><td>\$170,357</td></tr> <tr><td>純資産（期首）</td><td>\$1,333,533</td><td>\$1,443,986</td></tr> <tr><td>純資産（期末）</td><td>\$1,443,986</td><td>\$1,614,343</td></tr> </tbody> </table> <p>*返金その他調整後 **米国会計基準に基づき、ロータリー財団は誓約と他基金（ポリオプラスなど）への繰入を寄付として報告していません（財団のほかのレポートとは異なる場合があります）。</p>	会計年度累計	2024年6月	2025年6月	収入			会費	\$88,303	\$93,279	投資純益	4,383	6,702	支援業務とその他の活動	36,968	36,259	収入合計	\$129,654	\$136,240	支出			運営費	\$93,796	\$98,327	支援業務とその他の活動	33,337	31,350	戦略的準備金	1,252	1,189	支出合計	\$128,385	\$130,866	為替差益（損）	\$(3,025)	\$1,096	純資産の増加（減少）	\$(1,756)	\$6,470	純資産（期首）	\$156,450	\$154,694	純資産（期末）	\$154,694	\$161,164	会計年度累計	2024年6月	2025年6月	収入			寄付**	\$351,664	\$406,478	投資純益	110,356	139,961	配当分割型寄付同意とその他の活動（純額）	5,110	4,558	収入合計	\$467,130	\$550,997	支出			プログラム補助金	\$278,705	\$306,124	プログラム運営費	23,830	25,431	寄付推進費	26,612	27,654	一般管理運営費	18,076	20,039	支出合計	\$347,223	\$379,248	為替差益（損）	\$(7,527)	\$2,719	誓約未収入のための予備費	\$(1,927)	\$(4,111)	純資産の増加（減少）	\$110,453	\$170,357	純資産（期首）	\$1,333,533	\$1,443,986	純資産（期末）	\$1,443,986	\$1,614,343
Category	Amount (\$ millions)																																																																																																														
Program Support	87%																																																																																																														
Operations	151																																																																																																														
General Management	28																																																																																																														
Peace Center	25																																																																																																														
Global Grants	20																																																																																																														
Polio Plus	46																																																																																																														
会計年度累計	2024年6月	2025年6月																																																																																																													
収入																																																																																																															
会費	\$88,303	\$93,279																																																																																																													
投資純益	4,383	6,702																																																																																																													
支援業務とその他の活動	36,968	36,259																																																																																																													
収入合計	\$129,654	\$136,240																																																																																																													
支出																																																																																																															
運営費	\$93,796	\$98,327																																																																																																													
支援業務とその他の活動	33,337	31,350																																																																																																													
戦略的準備金	1,252	1,189																																																																																																													
支出合計	\$128,385	\$130,866																																																																																																													
為替差益（損）	\$(3,025)	\$1,096																																																																																																													
純資産の増加（減少）	\$(1,756)	\$6,470																																																																																																													
純資産（期首）	\$156,450	\$154,694																																																																																																													
純資産（期末）	\$154,694	\$161,164																																																																																																													
会計年度累計	2024年6月	2025年6月																																																																																																													
収入																																																																																																															
寄付**	\$351,664	\$406,478																																																																																																													
投資純益	110,356	139,961																																																																																																													
配当分割型寄付同意とその他の活動（純額）	5,110	4,558																																																																																																													
収入合計	\$467,130	\$550,997																																																																																																													
支出																																																																																																															
プログラム補助金	\$278,705	\$306,124																																																																																																													
プログラム運営費	23,830	25,431																																																																																																													
寄付推進費	26,612	27,654																																																																																																													
一般管理運営費	18,076	20,039																																																																																																													
支出合計	\$347,223	\$379,248																																																																																																													
為替差益（損）	\$(7,527)	\$2,719																																																																																																													
誓約未収入のための予備費	\$(1,927)	\$(4,111)																																																																																																													
純資産の増加（減少）	\$110,453	\$170,357																																																																																																													
純資産（期首）	\$1,333,533	\$1,443,986																																																																																																													
純資産（期末）	\$1,443,986	\$1,614,343																																																																																																													

2025年6月のロータリー財団の収入は5億5,900万ドルでした。一方の支出は3億7,900万ドルとなっておりプログラム補助金と運営費は87%の比率でした。ほぼすべての国で活動するロータリーは慎重に資金管理を行っています。

ロータリー財団がチャリティナビゲーターから
17年連続で最高評価を受ける



ロータリー財団は、17年連続で、米国の慈善団体の格付けを行っている独立団体「チャリティナビゲーター」より、最高の四つ星評価を受けました。財団は、慈善部門におけるベストプラクティスを遵守し、財務的に効率のよい方法で使命を遂行し、財務の健全性および説明責任と透明性へのコミットメントを示したことが評価されました。

チャリティナビゲーターは、四つの主な指標に基づいて非営利団体の実績を分析します。非営利団体の評価では、「インパクトと成果」、「説明責任と財務」、「文化とコミュニティ」、「リーダーシップと適応力」の指標が用いられます。

チャリティナビゲーターは、最も利用されている米国最大の独立慈善団体評価機関です。2001年以来、毎年1,100万人以上の寄付者に対して、公平かつ信頼性の高い情報を提供しています。

2) ポリオプラス

2-1) ポリオという病気

ポリオ（急性灰白髄炎）（小児麻痺）は非常に感染性の高い病気であり、特に感染しやすいのは5歳未満の子供です。ポリオウイルスは人の口を経て体内に取り込まれ、神経を侵し永久的な筋力低下や麻痺を引き起こし命に係わる病気です。現在のところ治療薬はありません。

ポリオは紀元前からあったと言われており、紀元前1580-1350年頃のエジプト第18王朝時代の石碑にポリオ患者とみられる若い僧の像が刻まれています。20世紀以前の大規模な流行はありませんが、20世紀初期には世界でも最も恐れられる病気となりました。治療法はありませんが、ワクチン投与により予防できます。

日本では、乳幼児への経口生ワクチンの定期接種が行われており、1980年を最後に野生株ポリオウイルスによる発症は確認されていないので根絶しています。しかし世界のどこかでポリオの発症が起きている限り感染の危険は世界中に及び、今後10年の世界での発症件数は20万件に上ると予想されています。



2-2) ポリオプラスの概要

（日本では2019年から「撲滅」を「根絶」に改めました。この項では過去の宣言や活動名等は歴史的事実なので当時の用語である「撲滅」のまま表記します）

ポリオプラスとは、1985年に設置された地球上からポリオをなくす目的のロータリーの事業です。プラスとはポリオの他、ハシカ・ジフテリア・結核・破傷風・百日咳の五つの主要伝染病をプラスとして同時追放を目的にしておりましたが、このプラスは最初の頃と意味が変わりポリオ撲滅活動を推進する過程でさまざまな副産物が生まれました。

例えば、ポリオワクチンを投与する時、ビタミンAのサプリメントと一緒に配布して健康面での効果の向上、ワクチンの運搬、保存のための新しい物流システムやポリオ発症を監視する世界的ネットワークができ、他のウイルスの感染症の状況も監視できるようになりました。現在ではこれらポリオ根絶活動でもたらされた成果全体をプラスと呼んでいます。そしてこの成果は新型コロナウイルスの感染拡大防止にたいしても大いに役立っています。

1995年規定審議会の決定に沿って、また2007年再確認されたとおり、ロータリー財団管理委員会とRI理事会はそれぞれ『「ポリオのない世界』であると認定されるまで、世界のポリオ撲滅は、規定審議会の承認を得て、国際ロータリーおよびロータリー財団の最も重要な目標であり、そうあり続けなければならない。』（ロータリー財団章典12.010.）。『ポリオプラスプログラムが成功裏に完了するまで、いかなる他の組織全体のプロジェクトも検討されない』（2017年1月理事会会合、決定87号）と定めています。1985年当時世界で35万人だったポリオ感染者は現在99.9%減少したものの未だ根絶には至っておりません。ポリオを根絶するには膨大な費用が必要です。そして幾度となく募金キャンペーンが実施されてきました。これまで35年以上にわたり、ロータリーは26億ドルを上回る資金を投入して30億人以上の子供にポリオ予防接種を行ってきました。さらに諸援助国政府から72億ドル以上の資金を調達する上でも、ロータリーが大

きく貢献しました。

人類史上、今まで根絶する事ができた伝染病は天然痘のみです。ロータリーは2番目の根絶を実現するために「あと少し」を掲げています。

ビル&メリンダ・ゲイツ財団は、2013年の国際大会で、2018年までの5年間、ロータリーがポリオ根絶に寄せる寄付に対して、2倍の額を上乗せすることを発表しました。さらに、2017年6月のアメリカ・アトランタで行われた世界大会にて今後3年間にわたりロータリアンが集めた寄付（年間5,000万ドルを上限）に対して2倍の補助金を拠出すると発表し、さらに2020年からも3年間これを継続すると発表。2025年カルガリー国際大会でも3年間で最大4億5,000万ドルの資金をポリオ根絶活動に投入することを発表しました。しかしながら、これを実現させるには、我々ロータリアンが多くの寄付をしなければなりません。

本年度2790地区では、年次基金1人当たり150ドル、ポリオプラスへは1人当たり30ドル以上のご寄付をお願いしています。

2-3) ポリオ根絶（撲滅）活動の軌跡

日本のロータリアンである山田ツネと峰英二（二人共に東京麹町ロータリークラブのメンバー）、彼らはポリオの大変さを認識して1978年から独自の運動を始め、1982年、83年東京麹町ロータリークラブで南インド・ポリオ免疫プロジェクトを立ち上げワクチン投与活動で大活躍をしました。

この活動がきっかけとなり、1985年に初めてロータリー財団のプログラムに組み込まれました。しかしながら、山田ツネさんはインドでの風土病が原因で命を落すことになりました。その後を継いで地区WCS委員長になった峰英二さんもその翌年同じように命を落すことになりました。

- 1961年 ワクチンを使った闘いの中で、ポリオは日本が1960年代に世界に先駆けて対策を講じた感染症です。口から入れる経口生ワクチンをソビエトから緊急輸入して1000万を超える子供達にワクチンの投与を行った。一斉接種で日本でのポリオの流行を止めた。日本の一斉接種のやり方を生かして、1988年、WHOが世界からポリオを根絶する取り組みを始めた。
- 1979年 ロータリーがフィリピンで600万人の子どもへの予防接種をするという5ヵ年プロジェクトを開始。RIの75周年基金から補助金が授与された。
- 1985年 国際ロータリーがポリオプラスを立ち上げ、1億2,000万ドルの募金目標を設定。
- 1988年 ロータリー会員から2億4,700万ドルの募金に成功（当初目標の2倍以上）。当時125ヵ国で流行し、毎年35万人近い子供が感染していたポリオの撲滅に関する決議を世界保健総会が採択。世界保健機関、ユニセフ、米国疾病対策センター、国際ロータリーが中心となって「世界ポリオ撲滅推進活動」GPEIを発足。
- 1994年 西半球のポリオ撲滅を宣言。
- 2000年 オーストラリアから中国まで広がる西太平洋地域のポリオ撲滅を宣言。
- 2002年 8,000万ドル目標の募金キャンペーンスタート。
- 2003年 12ヵ月間のキャンペーンでロータリー財団(TRF)は1億1900万ドルの募金に成功。
- 2006年 ポリオ常在国の数が4ヵ国アフガニスタン、パキスタン、インド、ナイジェリアとなる。
- 2007年 ビル&メリンダ・ゲイツ財団が、ロータリーに対して「2億ドルチャレン

- ジ補助金」として3億5,500万ドルの資金提供を約束。このチャレンジでロータリーは2億2,800万ドルの募金に成功。合計5億8,300万ドルをポリオ撲滅活動に提供していくことになった。
- 2012年 インドがポリオ常住国のリストから外れる。
 - 2013年 RI国際大会で2018年までの5年間、ロータリーがポリオ撲滅に寄せる寄付にしてゲイツ財団が2倍の額を上乗せする（年間3,500万ドルまでの寄付が対象）と発表ポリオ撲滅最終戦略計画がスタート。
 - 2016年 これまで30年以上にわたり、ロータリーは15億ドルを上回る資金を25億人以上の子どもにポリオ予防接種を提供、さらに援助国政府から72億ドル以上の資金を調達する上でも、ロータリーは大きく貢献。
 - 2016年 ナイジェリアで4件の野生株ポリオ発症。
 - 2017年 ビル＆メリンダ・ゲイツ財団は今後3年間にわたりロータリアンが集めた寄付（年間5,000万ドルを上限）に対して2倍の補助金を拠出すると発表。
 - 2018年 世界ポリオ撲滅推進計画（GPEI）30周年。
世界ポリオデーをフィラデルフィアで開催。
 - 2020年 ビル＆メリンダゲイツ財団はさらに3年間にわたり補助金拠出を延長すると発表
 - 2020年8月アフリカ地域における野生株ポリオが根絶。
 - 2023年 ビル＆メリンダゲイツ財団はさらに3年間にわたり補助金拠出を延長すると発表。
 - 2024年 国際ロータリーは50万米ドルを「ガザ」のポリオワクチン活動に約束。
専用のポリオ対応基金をとおして提供。
 - 2025年 ビル＆メリンダ・ゲイツ財団はさらに3年間にわたり補助金拠出を延長すると発表。

2-4) ポリオプラスプログラムの用語集

<ポリオウイルス>

ヒトからヒトに感染し、急性灰白髄炎（poliomyelitis）により左右非対称性弛緩性麻痺を引き起こすウイルス。野生型（I～III）とワクチン由来型があります。野生型についてはII型が2015年、III型が2019年10月に根絶が宣言され、残すはI型のみとなっています。ワクチン由来型は、米ニューヨーク州で2022年7月に成年の若者1人がポリオに感染したと発表した。アメリカの住民の感染が確認されたのは約10年ぶりでした。

<ポリオ・プラス・ソサエティー(PPS)>

ポリオ・プラス・ソサエティ(PPS)は、お一人の会員が、毎年100ドル以上を、ポリオプラスプログラムに寄付をお約束いただいたロータリアンに、登録証とソサエティーメンバーのピンバッジを受け取っていただくものです。

ご寄付の状況は、ロータリー財団の寄付実績に反映されPHF認証レベルの対象となり、クラブ・地区の実績にも反映されます。

<ポリオ根絶>

従来、ポリオ撲滅と言う言葉は野生株のポリオウイルスの伝播を止めるという意味で用いられましたが、2019年から「撲滅」を「根絶」に変えました。WHO、ロータリーではポリオ根絶を「あらゆるポリオウイルスの感染抑止」という意味で用いています。

<ポリオ常在国>

野生株ポリオウイルスが自然にそして一貫して発生している国を指します。現在ポリオの常在国はアフガニスタン、パキスタンのわずか2カ国です。

<ポリオフリー>

ポリオフリーは、通常ポリオフリーと認定された『地域』を指します（ここで言う『地域』とは WHO が定めた6つの地域のことをいいます。アフガニスタン、パキスタンは「東部地中海」地域に属します）。したがって、国がポリオの症例数ゼロを報告してもポリオフリーとは考慮されません。

<根絶の認定>

質の高い監視活動の下で、野生型ポリオウイルスによる症例が、最低3年間発症せず、ポリオウイルス株が適切に封じられている場合、独立委員会が世界的認定を『検討』する。

<全国予防接種日 (NID) >

定期的な予防接種活動を補足する活動。ポリオウイルスの感染の連鎖を断ち切るために最も高いリスクを抱える年齢層（通常5歳未満）のすべての子どもに径口ワクチンを投与し、大規模かつ組織的な予防接種を行います。ポリオ常在国では、通常少なくとも3年間、毎年数回にわたって全国予防接種を定めて実施します。

<GPEI Global Polio Eradication Initiative >

1988年、第41回世界保健総会で、ポリオを全世界で撲滅する決議が採択されました。そこで、各国政府、WHO、国際ロータリー、米国疾病予防管理センター(CDC)、国連児童基金(UNICEF)が主導し、ビル&メリンダ・ゲイツ財団、GAVIアライアンスを含む主要な関係機関の支援を受け、世界ポリオ撲滅イニシアチブ(GPEI)が開始されました。

世界保健機関(WHO)：戦略担当

GPEIの実施と管理を担当し、各国の保健省に技術面や運営面でのサポートを提供しています。また、活動成果のモニタリング、戦略の立案を行っています。

(CDC) 米国疾病対策センター：ウイルス対策

疫学者、公共保健専門家、科学者を起用し、ポリオ流行に関する調査、ウイルスの種類と感染源の特定を行っています。

ユニセフ：予防接種

ポリオワクチンの購入と分配のほか、社会動員(social mobilization)活動として、人びとに予防接種の効用を説明し、認識向上に努めています。現地ではフィールドワーカーが地元の保健従事者やボランティアと協力し、子どもたちへの予防接種を行っています。

GAVIアライアンス：

ワクチンと予防接種のための世界同盟が2019年よりGPEIに加わりました。

そのほかの活動パートナー

GPEIの中核を担う上記の5団体（世界保健機関、米国疾病対策センター、ユニセフ、GAVIアライアンス、ロータリー）のほかにも、多くの団体・政府がポリオ根絶活動を支えています。

ビル&メリンダ・ゲイツ財団：

GPEIの強力なパートナーとして、民間団体としては最高額の19億ドルを提供しました。ロータリーともパートナーシップを組み、2013年からはロータリーが集めたポリオ根絶

への寄付に2倍の額を上乗せする支援も行っています。(2028年まで毎年上限5,000万ドルが対象)

各国政府：

ポリオ根絶活動費の多くは各国政府からの資金援助で支えられています。またポリオ常 在国や高リスク国で予防接種を実施するには、現地政府の支援が不可欠です。

各地の保健従事者：

保健従事者たちは、情勢不安な地域で身を危険にさらしても活動を続け子どもたちをポリオから守っています。パキスタンでは戸別訪問を行い、女性の保健従事者が母親たちに予防接種について説明しています。予防接種への不安をなくし、遠隔地域へワクチンを届ける活動も行っています。

2-5) 野生株によるポリオ症例数

野生株によるポリオ症例数

ポリオ	国	2025年1月1日 ～11月11日	2024年 (通年)	2023年 (通年)	2022年 (通年)	2021年 (通年)
常在国	パキスタン	30	74	6	20	1
	アフガニスタン	9	25	6	2	4
	世界合計	39	12	12	22	5

※ナイジェリアは2020年8月常在国リストから除外

2-6) 世界ポリオデー

毎年10月24日は世界ポリオデーです。ロータリアンとして世界からポリオを根絶する約束を果たすために活動しましょう。世界中のあらゆるクラブが世界ポリオデーに同時イベントを開催しています。



10月26日 2790地区ポリオデーイベント in 館山



撮影者 松永達人（富里 RC）



撮影者 藤崎泰裕（千葉西 RC）



撮影者 池田勝之（千葉 RC）

世界ポリオデーフォトコンテスト入賞作品:毎年行われるロータリー研究会で表彰、ポータルサイト、ロータリーの友に掲載されます。

3) ロータリー平和センタープログラム

3-1) ロータリー平和センタープログラムの概要

ロータリーの最終目標は「世界平和の構築」です。ポール・ハリスは1868年～1947年の生涯で2度の世界大戦を経験し、平和への強い願いがあった事を受け止め、ロータリー財団(TRF)はその没後50年を記念して2002年より「ロータリー平和センタープログラム」を開始させました。ロータリーが初めて、正面から平和貢献の為に立ち上げたプログラムです。

このプログラムは、持続可能な平和の構築に貢献できるエキスパートの育成・訓練と、卒業生による世界的ネットワークを築く事を目標としています。R Iは「世界平和の構築」を「ポリオプラス」と並ぶ最重要目標と定めています。

具体的には、世界の各地域で評価の高い大学と提携し、大学内に研修施設「ロータリー平和センター」を設置し、そこでは平和構築に必要とされる専門知識とスキルを養う研究・講義・実地研修が行われます。

そしてロータリー平和センターで学ぶ方々を「ロータリー平和フェロー」と呼びます。

ロータリー平和フェローは、毎年ロータリー財団による選考で修士号プログラムに50名、専門能力開発修了証プログラムに80名が選ばれ、世界の8大学に設置されている7つのロータリー平和センターで研究を行ないます。また、2027年にはインドに新たに1つ開設予定です。

創設から23年を経て、プログラムを修了した平和フェロー達は約1,800人にのぼり、国連、世界銀行、国際移住機関、米州機構、各国政府機関、二国間または国際非政府組織やコンサルティング会社等で活躍しています。

ロータリアンはロータリー平和フェローに大きな投資を行なっています。従って、ロータリー平和フェローには、キャリアに対する固い決意と同時に、ロータリーへ持続的に関与していくよう、大きな期待が寄せられています。

当地区での一例として、第9期生平和フェロー(ICU卒業)と受入れクラブの市原中央RCとの協力で、2014-15年度にインドネシアの水環境に関するグローバル補助金奉仕事業が実施されました。私たちロータリアンはロータリー平和センタープログラムを通して、平和の構築に寄与しています。

R I 平和フェローシップ rotary.org/ja/peace-fellowships

ホストエリア制作平和フェローシップ紹介サイト <https://rotary-peace.jp/>

ロータリー平和センター提携大学と奨学金プログラムの詳細

奨学金プログラム	修士号プログラム	専門能力開発修了証プログラム
目的	明日のリーダーを育成	今日のリーダーを強化
期間	15～24ヶ月 (大学により異なる)	1年
ロータリー平和センターの数	5カ所	2か所 更に2027年1か所開設予定
提携大学	デューク大学／ノースカロライナ大学・国際基督教大学(ICU)・ブランドフォード大学・クイーンズランド大学・ウプサラ大学	マケレレ大学(ウガンダ) パシビビ大学(トルコ) 2027年開設予定 シンビオシス国際大学(インド)
フェローシップ受領者数	最高50名(各平和センター10人まで)	最高80名
実地研修	夏季休暇中、2～3ヶ月の実践的なインターンシップ	カリキュラムの一環として2～3週間の実習
平均プログラム費用 【全額賄われます】	約USD80,000(授業料、居住費、生活費、渡航費、インターンシップ費、会議出席・研究費)	約USD11,000(授業料、キャンパス内宿泊設備費、教材費、渡航費、保険、実地研修費)

3-2) ロータリー平和フェローシップの募集要項

平和フェローの選考は、地区が候補者を国際ロータリー（RI）本部に推薦し、RI本部の選考委員会により行ないます。申請者は、以下の条件を満たしている必要があります。

■【修士号プログラム申請者】

関連分野における3年以上の職歴

■【専門能力開発修了証プログラム申請者】

関連分野における5年以上の職歴、及び平和推進を目的とした自分の計画が、どのようにロータリーの使命と合致するか説明できること

【以下共通】

■年齢制限なし

■英語に堪能であること

■関連分野における学士号を取得していること

■優れたリーダーシップスキルを実証していること

■職業や学業における業績、個人的活動、社会奉仕活動を通じて、国際理解と平和に対する熱意と献身を明らかに示していること。異文化間の理解と平和への強いコミットメントがあること

■ロータリーの奨学金プログラムを利用した事のある人が平和フェローシップに申請する場合、その奨学金の終了から3年間経過していなければなりません。

■申請者が国籍または永住権を持っている国以外のロータリー平和センターへの留学が定められています。

（マケレレ大学に限り、ウガンダ共和国出身者かこの地域で活動している人）

障害のある方やローターアクトクラブ※の会員も申請資格があり、申請するよう奨励されています。日本の地区が海外在住の優れた候補者を推薦することもできます。その場合、ビデオ会議、電話面接、インターネットを利用した面接も認められています。

※ロータリークラブの会員ではないローターアクトクラブ会員は申請資格がある。

自クラブに申請者から問合せがあった場合の対応（RI サイト）

<https://my.rotary.org/ja/take-action/empower-leaders/support-peace-centers>

ロータリー平和フェロー	グローバル補助金による奨学生	地区補助金による奨学生
フェローシップ期間を開始する前に、既に学士号もしくはそれに相当する学位を取得している。	申請時に海外の大学院の入学許可状の取得と受け入れ地区及びクラブの決定が必要。	教育段階（大学、大学院など）の制約なし。
紛争解決、調停、外交、国際関係、または同様の分野において、重要かつ関係深い仕事に就いていた経験がある。	7つの重点分野の専攻に限る。	専攻に関する制約なし。
フェローシップ期間終了後に平和および紛争解決に貢献するためのキャリアを追求していく意欲を表明している。		

3-3) 【申請者向け】ロータリー平和フェローシップへの申請

1. rotary.org/ja/peace-fellowships で申請資格を確認（申請は2月に受付開始）
2. 各ロータリー平和センターのカリキュラム・プログラムを確認
申請書には、志望する平和センターを修士号プログラムの場合は二つ、専門能力開発修了証プログラムの場合は一つまたは二つ、志望順に入力します。
3. 申請者は地元のロータリークラブと連絡を取り、クラブによる推薦をお願いします。
クラブに推薦を依頼する前に、必要とされる申請資料を揃えておくと良いでしょう。
なお、地区から既に推薦を受けている場合はクラブによる推薦を受ける必要はありません。
4. 申請の過程で地元クラブの例会・ロータリー活動に参加して関係を深めましょう。
5. 申請者はオンライン申請書に必要事項を入力し、5月15日までにロータリー財団(TRF)に提出。申請書と補足資料は英語で記されたもの。
6. 地区は面接を行った後、被推薦者に関する必要書類を7月1日までにロータリー財団(TRF)に提出。地区との面接は必須条件です。
7. ロータリー財団による選考の結果は11月に申請者へ通知
8. 最終的に選出された平和フェローは、各大学に入学申請を提出（修士号取得プログラムのみ）



第24期 当地区担当の
Julie Serrano Mantilla(コロンビア)
とカウンセラー 熊澤紳行氏(市川RC)

Cequyna Moore(アメリカ)
とカウンセラー 野口雅子氏(東金RC)



地区大会パネルディスカッション
日本文化交流会 2025.5.25 (深大寺にて)

3-4) 7地区で支援するホストエリア

ロータリー平和センターの所在地域の周辺地区では「ホストエリア」を構成しています。日本では国際基督教大学が所在する第2750地区東京がホスト地区として中心になります。近隣の第2580地区東京、第2590地区神奈川、第2780地区神奈川、第2570地区埼玉、第2770地区埼玉そして当第2790地区千葉の計7地区でホストエリア地区を形成しています。ホストエリアの仕事は、来日したフェローと、カウンセラーをお願いするロータリアンに向けたオリエンテーション開催に始まり、フェローの住居手配、生活の困りごと対応などです。フェロー一人一人にはロータリアンのカウンセラーが割当てられます。毎年日本全国のロータリアン一人一人から寄付される15円から、フェローの支援や、核被爆国ならではのプログラムである広島研修旅行などに充てられています。

毎年6月、国際基督教大学で開かれる年次セミナーではロータリー平和センタープログラムを修了するフェローの研究発表が行なわれます。各クラブにはフェローのカウンセラー及びフェローにふさわしい候補者のご推薦をお願いいたします。第2790地区はロータリー平和センタープログラムが一層充実した奉仕となるよう推進してまいります。

更に第2790地区はこのプログラムに2002～25年度まで毎年25,000ドルをDDFから寄贈し、平和推進地区に指定されています。なお2022年～25年において、当地区より平和センターへの冠名寄付をDDFより25,000ドル行っており、RIからは、「グローバル平和推進地区」として認定されております。



■第2790地区 フェロー受入実績（入学先は全て国際基督教大学）

	期 間	氏 名	国 稷	カウンセラー	推薦 RC クラブ
第1期	2002 - 04	Wang-Chen-yu	台湾	山崎敬生	市 川
第2期	2003 - 05	Crystal-Procyshen	カナダ	鈴木悦朗	松戸北
第3期	2004 - 06	Sturgeon-Daniel	アメリカ	田中保雄	市川東
第4期	2005 - 07	Wu-Nai-hua	台湾	吉井 巧	浦 安
第5期	2006 - 08	Agnes-Wielink	オランダ	加登章司	船 橋
第6期	2007 - 09	Mwesigwa-Phillp	ウガンダ	得井 仁	松戸東
第7期	2008 - 10	Pillay-Morgandas	南アフリカ	時田清次	市原中央
第8期	2009 - 11	Hapsari-Mustika-Indri	インドネシア	森嶋康長	船橋
第9期	2010 - 12	Pasaribu-Melanie-Lennelle	インドネシア	時田清次	市原中央
第10期	2011 - 13	Morell-Maria-C	アルゼンチン	田中保雄	市川東
第11期	2012 - 14	宇野かおり	日本	平野隆幸	船橋南
第11期	2012 - 14	Garnger-Zachary	アメリカ	森嶋康長	船 橋
第12期	2013 - 15	Slavinskaya-Anna	ロシア	遠藤章雄	八千代
第13期	2014 - 16	Kimmer-Kathryn-Rose	アメリカ	田中保雄	市川東
第14期	2015 - 17	Ida-Suraya-Klint	デンマーク	田中一邦	船橋南
第15期	2016 - 18	Alexandra-Plummer	イギリス	始平堂玄昌	千葉幕張
第16期	2017 - 19	Ranaraja-Janaka	スリランカ	清田浩義	千 葉
第16期	2017 - 19	Venables-Natasha	オーストラリア	小熊祐子	松戸中央
第17期	2018 - 20	Seme-Nelson-Lomole	南スーダン	城 安雄	市川東
第18期	2019 - 21	Abigail-Connolly	イギリス	石井 博	船橋みなと
第18期	2019 - 21	Elkin-Salcedo	コロンビア	松丸隆一	柏
第19期	2020 - 22	Olivia-Wellesley-Cole	オーストラリア	野口アキ子	千葉西
第22期	2023 - 25	Nathanael Thomas	アメリカ	福井順子	市 川
第22期	2023 - 25	Maciej Witek	ポーランド	元村智弘	浦 安
第23期	2024 - 26	Irada Mehdiyeva	アゼルバイジャン	森正浩造	松 戸
第24期	2025 - 27	Julieth Serrano Mantilla	コロンビア	熊澤紳行	市 川
第24期	2025 - 27	Cequyna Moore	アメリカ	野口雅子	東 金

■第2790地区 フェロー派遣実績

	期 間	氏 名	センター大学	スポンサークラブ
第11期	2012 - 14	宇野かおり	国際基督教大学	市原中央
第13期	2014 - 16	古井丸拓也	ウプサラ大学	船 橋

4) 補助金プログラムの参加資格

4-1) クラブの参加資格認定

ロータリー財団

クラブの参加資格認定：覚書（MOU）

1. クラブの参加資格認定
2. クラブ役員の責務
3. 財務管理計画
4. 銀行口座に関する要件
5. 補助金資金の使用に関する報告
6. 書類の保管
7. 補助金資金の不正使用に関する報告

1. クラブの参加資格認定

クラブは、参加資格の認定を受けるにあたって、ロータリー財団（以下「財団」）から提供されるこの覚書（MOU）に記載された財務と資金管理の要件を遂行すること、および、毎年最低1名のクラブ会員を地区主催の補助金管理セミナーに出席させることに同意しなければならない。クラブがグローバル補助金、企業の社会的責任（CSR）補助金、および大規模プログラム補助金を受領するには、参加資格を認められなければならない。ただし、地区補助金の資金を受領するにあたっては、クラブが資格認定を受けることは義務づけられていない。地区は、クラブの参加資格として追加の要件を定めたり、地区補助金の活用についてもクラブの参加資格認定を義務づけることができる。これらの条件をすべて満たすことにより、クラブの参加資格が認定され、ロータリー補助金への参加が認められる。

- A. 参加資格条件がすべて満たされた場合には、1ロータリーアンダードにわたり、クラブの補助金への参加資格が認められる。
- B. クラブが認定状況を維持するには、この覚書（MOU）、地区が定めた追加要件、その他該当するすべてのロータリー財団方針を遵守しなければならない。
- C. 資金の管理を誰が行うとしても、クラブが提唱した補助金資金の使用に対しては、クラブが責任を負う。
- D. 以下のような補助金資金の不正使用ならびに不適切な管理（ただし、これらに限られない）が確認された場合、クラブの参加資格が保留、あるいは取り消しとなる場合がある：不正、偽造、会員情報の改ざん、重大な過失、また受益者の健康、福利、安全を脅かす行為、不適切な寄付、私益のための資金使用、利害対立の未開示、個人による補助金資金の独占、報告書の偽造、水増し行為、受益者からの金銭の受領、不法行為、認められていない目的での補助金資金使用。
- E. クラブは、いかなる財務監査、補助金監査、業務監査にも協力しなければならない。

2. クラブ役員の責務

クラブ役員は、クラブの参加資格認定およびロータリー財団補助金の適切な使用について主要な責任を有する。

クラブ役員の責務には以下が含まれる。

- A. クラブの資格認定手続きの遂行と管理、認定状況の維持を担当するクラブ会員を最低1名任命する。
- B. すべてのロータリー財団補助金が、資金管理の方策と適切な補助金管理の慣行に

従って管理されるよう確認する。

C. 補助金に関するすべての人が、実際の利害の対立や、利害の対立であると認識される事態を避けるように活動するよう確認する。

3. 財務管理計画

クラブは、補助金の一貫した管理を行うために、書面で財務管理計画を作成しなければならない。

財務管理計画には、以下の手続きが含まれていなければならない。

- A. すべての領収書と補助金資金の支払いの記録を含め、標準的な会計基準に則って会計を維持する。
- B. 必要に応じて、補助金の資金を支払う。
- C. 資金の取り扱いは、複数の人で分担する。
- D. 補助金で購入した備品・設備やその他の財産の目録システムを確立し、補助金関連活動のために購入したもの、作られたもの、配布されたものの記録を付ける。
- E. 資金の換金等を含む全補助金活動が、現地の法律や規制を順守したものであることを確認する。

4. 銀行口座に関する要件

補助金資金を受け取るには、ロータリー財団の補助金資金の受領と支払いのみを目的とする口座をクラブが設けなければならない。

A. クラブの銀行口座は以下を満たしていかなければならない。

- 1. 資金の支払いには、クラブの少なくとも2名のロータリー会員が署名人となること。
- 2. 低金利、または無金利の口座であること。
- B. 利子が生じた場合には、すべて書類に記録し、承認された補助金活動に使用するか、ロータリー財団に返還しなければならない。
- C. クラブが提唱する各補助金につき、別個の口座を開設し、口座名は、補助金用であることが明らかに分かるものとすべきである。
- D. 補助金は、投資用口座に預金してはならない。これには、投資信託、譲渡性預金、債権、株の口座が含まれる（ただし、これらに限られない）。
- E. ロータリー財団補助金資金の受領および使用を裏付ける銀行明細書をいつでも提示できるようにしておかなければならない。
- F. クラブは、署名人の交代に備えて、銀行口座の管理責任の引継ぎ計画書を作成し、保管しなければならない。

5. 補助金資金の使用に関する報告

クラブは、ロータリー財団のすべての報告要件に従わなければならない。補助金に関する報告を通じて、ロータリー財団は補助金の使用状況を知ることができる。このため、この報告は補助金の資金管理の重要な部分である。

6. 書類の保管

クラブは、参加資格認定とロータリー財団補助金に関する重要書類を保存するための、適切な記録管理システムをつくり、これを維持しなければならない。これらの書類を保管することにより、補助金管理の透明性が保たれるとともに、監査や財務評価

の準備に役立つ。

- A. 保管する必要のある書類には、以下が含まれる（ただし、これらに限られない）：
1. 銀行口座に関する情報（過去の銀行明細書を含む）。
 2. 署名入りのクラブの覚書（MOU）を含む、クラブの参加資格認定に関する書類。
 3. 計画や手続きを記載した書類。これには以下が含まれる。
 - a. 財務管理計画書
 - b. 書類の保存と保管の手続き
 - c. 銀行口座署名人の引継ぎ計画書、および銀行口座の情報と書類の保管
 4. 購入したすべてのものの領収書と請求書を含む、補助金に関する情報
- B. クラブの記録は、クラブのロータリー会員が、または地区が要請した場合は地区が、閲覧、入手できるようにしなければならない。
- C. 書類は、少なくとも5年間、もしくは国や地域の法律によってはそれ以上の期間、保管しなければならない（日本の場合、グローバル補助金奨学金に関する書類は10年間保管しなければならない）。

7. 補助金資金の不正使用に関する報告

補助金資金の不正使用や不適切な管理があった場合、またはそう疑われる場合には、クラブはこれを地区に報告しなければならない。このような報告により、補助金資金の不正使用が絶対に許されないと環境をクラブ内に作り出すことができる。

承認と同意

この覚書（MOU）は、クラブと地区の間に交わされる同意書であり、補助金活動の適切な管理と財団補助金資金の適切な管理を行うための措置をクラブが取ることを認めるものである。この文書を承認することにより、クラブは、この覚書（MOU）に記載されたすべての条件と要件に従うことに同意する。

_____ ロータリークラブ／ローターアクトクラブを代表し、下記署名人は、
_____ ロータリ一年度、この覚書（MOU）に記載されたすべての条件と要件に従い、これらの要件に関してクラブの方針や手続に変更や修正があった場合には、国際ロータリー第 _____ 地区に通知することに同意する。

クラブ会長	
就任年度	
氏 名	
署 名	
日 付	

クラブ会長エレクト	
就任年度	
氏 名	
署 名	
日 付	

4-2) 地区財団活動資金（DDF）運営規程（様式 101）

国際ロータリー第 2790 地区
ロータリー財団統括委員会

地区財団活動資金（DDF）運営規程

（目的）

第1条 この規程は、国際ロータリー第 2790 地区（以下「地区」という）の地区財団活動資金（以下「DDF」という）の運営に関して定めるものとする。

（地区的参加資格）

第2条 地区は、毎年度ロータリー財団（TRF）（以下「ロータリー財団」）の資金によってプロジェクトを実施する年度（以下「プロジェクト実施年度」という）のガバナー、ガバナーエレクトおよびロータリー財団統括委員長が、ロータリー財団と地区との間でロータリー財団が定める地区的参加資格認定：覚書（地区的 MOU）を、国際ロータリーの My ROTARY から承認するための署名をすることにより締結されるため、これらの役職が決定次第、早急に手続きをするものとする。

（クラブの参加資格）

第3条 地区内の各クラブ（ロータリークラブ及びローターアクトクラブを示し、以下クラブと記述する）が DDF の使用を申請しようとする場合には、地区が定める参加資格を有していなければならない。

- 2 前項のクラブの参加資格は、クラブの参加資格認定：覚書（以下「クラブの MOU」という）に記載された財務と資金管理の要件を遂行することを、プロジェクト実施年度のクラブ会長と会長エレクトが承認して署名し、署名されたクラブの MOU を地区ロータリー財団委員会に提出すること、および、毎年最低 1 名のクラブ会員を、地区ロータリー財団委員会が開催するロータリー財団補助金管理セミナーに出席させることにより、クラブの参加資格が得られるものとする。
- 3 インターアクトクラブ、ロータリー青少年交換の参加者、RYLA 参加者（以下「クラブ以外の参加者」という）又は地区の委員会が地区補助金を申請する場合は、当該クラブ以外の参加者又は地区の委員会が前項の参加資格の要件を満たしていないなければならない。クラブ以外の参加者又は地区の委員会は、クラブとみなしてこの要項を適用する。但し、2026-27 年度実施のプロジェクトに対する DDF の使用申請については、クラブ以外の参加者の提唱クラブ又は地区の委員会が参加資格を得ていれば参加資格を認める。

（DDF の配分）

第4条 地区ロータリー財団委員会は、ロータリー財団から DDF の金額が確定した旨の通知を受け取った場合には、速やかにその配分を定めるものとする。

- 2 前項の配分基準は、3 年前の年次基金寄付の 47.5% と前年度恒久基金の運用益の 50.0% を足した額の 50% までとする。

（地区補助金の申請）

第5条 地区補助金を申請しようとする地区内の各クラブ又は地区委員会（以下「クラブ等」という）は、地区ロータリー財団委員会が定めた申請期日までに、別に定め

る申請書によってプロジェクト実施年度の指定された宛先に送付し、また同時に申請書の Excel ファイルをメールで指定先に送信するものとする。

(地区補助金の配分)

第6条 地区はロータリー財団統括委員長、地区補助金プロジェクト委員会、奉仕プロジェクト統括委員会の3者で構成する補助金委員会を設置し、この委員会が前条のクラブ等からの申請を受けて地区補助金の配分を行い、地区ロータリー財団委員会に報告するものとする。

- 2 前項の配分額は、クラブ等の申請書に記載された活動内容が、地区の定めた基準に合致していない活動については配分しない。基準に合致している活動に要する費用の50%を配分する。1プロジェクト当たりの配分額の上限額は50万円とする。

(グローバル補助金の申請)

第7条 グローバル補助金を活用したプロジェクトを申請するクラブ等は、計画段階からロータリー財団グローバル補助金事業計画書(様式501以下「事業計画書」という)とグローバル補助金(GG)DDF 使用申請書(様式511以下「DDF申請書」)を地区ロータリー財団委員会に提出しなければならない。

また、当該地区の DDF を使用せず、他地区的 DDF と自クラブの資金によって実施するプロジェクトの場合であっても、TRFへの申請には地区ロータリー財団統括委員長の承認が必要であることから、同様に「事業計画書」を地区ロータリー財団委員会に提出しなくてはならない。

(グローバル補助金の配分)

第8条 DDF から支出するグローバル補助金は、前条により事業計画書の提出があった順番により配分するものとする。従って、地区の DDF の予算額に達した場合には、その後申請のあったプロジェクトは翌年度以降に実施することとなる。ただし、申請後ロータリー財団から承認を得られなかったプロジェクトが有った場合には、その後の順番は繰上げされるものとする。

- 2 1つの人道的プロジェクトに対して DDF から支出するグローバル補助金は、上限15,000ドルとする。グローバル補助金奨学生への DDF から支出する1人当たりのグローバル補助金はWFからの上乗せ分との合計が40,000ドルになる額とする。

(クラブ役員の責務)

第9条 クラブ役員(クラブ会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計等)は、クラブの参加資格認定およびロータリー補助金の適切な使用について主要な責任を有する。その他、クラブ役員は、クラブのMOUの「2.クラブ役員の責務」を順守しなければならない。

(諸規程等の遵守)

第10条 クラブの参加資格を得てロータリー財団の資金を受領したクラブは、この規程に定める条件、クラブのMOUに記載された条件、地区補助金およびグローバル補助金授与と受託の条件、その他ロータリー財団が定める各種条件を順守しなければならない。

(財務管理計画)

第11条 補助金の交付を受けたクラブ等は、補助金の一貫した管理を行うために、書面で財務管理計画を作成しなければならない。

- 2 地区ロータリー財団委員会は、前項の財務管理計画の見本として、様式201「地区補助金財務管理計画規程」と様式202「グローバル補助金財務管理計画規程」を作成して公表する。各クラブは、この見本を参考にしてクラブの財務管理計画を作成するものとする。

(補助金管理委員会の設置)

第12条 グローバル補助金の実施国側提唱者と援助国側提唱者の代表提唱者は、当該プロジェクトに直接関わる会員以外のクラブ会員3名からなる補助金管理委員会を設置しなければならない。

- 2 前項の補助金管理委員会は、次の任務を行う。
- イ グローバル補助金に関する財務帳票をはじめとする補助金の管理
 - ロ ロータリー補助金に関する書類の管理
 - ハ クラブのMOU、地区補助金およびグローバル補助金授与と受託の条件、その他ロータリー財団が定める条件に添って正しく執行されているかの管理
 - ニ 中間報告書及び最終報告書が、期限内に正しく提出されているかの確認
 - ホ 補助金の不正使用等が有った場合の処理

(報告書の提出)

第13条 地区補助金の受領者は、当該プロジェクト終了後1ヵ月以内に、地区財団委員会に活動報告書を提出しなければならない。ロータリーの年度を超えるプロジェクトは、補助金を受領した後、毎年4月末までに中間報告書を提出しなければならない。グローバル補助金の受領者は「ロータリー財団 グローバル補助金授与と受諾の条件」に定められた期日までに報告書を提出する必要がある。

(書類の保管)

第14条 補助金の受領者は、クラブのMOUの「6.書類の保管」に従って、当該プロジェクトに関する全ての書類を保管しなければならない。

(補助金の不正使用に関する報告)

第15条 補助金資金の不正使用や不適切な管理があった場合、またはそう疑われる場合には、クラブ等はこれを地区に報告しなければならない。報告を受けた地区ロータリー財団委員会は、この報告に対して適切な処置を講ずるものとする。

付則1 この規程は、2026年1月1日から施行する。

4-3) 補助金事業の世界報告分析と報告書提出の督促通知

ロータリー財団(TRF)は、財団の補助事業の実施報告書がルール通りに財団へ適正に提出されているかを調査し、指導する為に、世界報告分析を行います。

●世界報告分析

- ・1年に4回、世界報告分析が行われます。報告提出率が計算され、地区指導者に通知されます。
- ・世界報告分析の書簡には、提出率算出に含まれた補助金案件が一覧で掲載されるよ

うになります。一覧には各補助金の状況も記されており、期限を過ぎた補助金について提唱者に確認を取る際にご参照いただけます。

- ・1年度に4回の分析すべてで提出率が70%を下回った場合、さらに1回の分析において2件以上提出期限を過ぎて未提出の報告書がある場合には、提唱地区はプログラムへの参加が一時停止となります。
- ・この措置は、地区の補助金報告提出率が90%に達し、地区の提唱する全補助金の報告書が提出された場合に解除されます。
- ・地区内クラブの報告提出に関しては、地区は連帶責任を負います。

●報告書提出の督促通知

地区は、財団からの督促通知の情報を参考に、世界分析に備えることができます。

- ・報告書締切日の2カ月前までに、補助金提唱者に要請の通知が送られます。
- ・18カ月後、24カ月後、30カ月後に督促通知が送られます。(15カ月後と21カ月後はなし)
- ・支払いまたは報告書提出の期日から18カ月を過ぎた補助金については、四半期ごとに地区指導者に世界報告分析通知が送られるのと同時に、提唱者に督促通知が送られることになります。
- ・報告書の提出が30カ月以上遅れているクラブは・国際ロータリーに対する財務的な不履行があるクラブとして国際ロータリーへの加盟を終結するよう、RI理事会に提案されます。
- ・報告書の提出締切日は、オンラインシステムに掲載されます。これに加え、期日を過ぎても未提出の報告書がある場合、報告書提出を要請する通知が財団から代表提唱者に送られます。この通知は、ゾーン、地区、クラブのリーダーにもCCで送信されます。

●2025年10月での分析

2025年10月の分析時点で、第2790地区には財団からの補助金が合計で13件あり、そのうち1件が未報告となっており、第2790地区および地区内クラブが提唱する補助金の報告遵守率は92%となっております。ロータリー年度内の全四半期分析で70%の報告要件を満たさず、各四半期で1件以上の未提出の補助金報告書がある地区は、管理委員会により、ロータリー財団補助金プログラムの参加が停止される可能性があります。補助金提唱クラブにおかれましては、財団補助金の報告要件が守られるよう、ご協力をお願いしております。

補助金	提唱者	報告書の期日	未提出の報告書 (はい / いいえ)	ロータリー財団補助金担当職員の Eメール
GG2466487	Matsudo	10-Sep-2025	Yes	Cecelia.Walter@rotary.org
DG2674689	2790	29-Aug-2026	No	Ayano.Mochizuki@rotary.org
GG2351616	Matsudo North	13-May-2026	No	Cecelia.Walter@rotary.org
GG2352360	Kashiwa Minami		No	Cecelia.Walter@rotary.org
GG2464420	Narashino	07-Oct-2026	No	annie.shin@rotary.org
GG2465435	Funabashi		No	Cecelia.Walter@rotary.org
GG2465685	Yotsukaido		No	Cecelia.Walter@rotary.org
GG2466087	Asahi		No	Cecelia.Walter@rotary.org
GG2571379	Mobara	18-Dec-2025	No	Shyanmei.Wang@rotary.org
GG2578959	Kisarazu	08-Aug-2026	No	Cecelia.Walter@rotary.org
GG2579541	Chiba	09-Jul-2026	No	Cecelia.Walter@rotary.org
GG2580333	Matsudo	08-Aug-2026	No	Cecelia.Walter@rotary.org
GG2581204	Kashiwa Minami	20-Aug-2026	No	Cecelia.Walter@rotary.org

5) ロータリー財団学友会

5-1) 学友会の概要

1947年以来、世界で110,000人以上がロータリー財団(TRF)の奨学生や補助金を受領しています。

元財団奨学生たちはロータリー財団(TRF)の力強い賛同者であり、新会員や財団の寄付者となる可能性が高く、末永い関係を維持することが大切です。

5-2) 学友会の活動と現況

第2790地区財団学友会(通称)は、過去に第2790地区ロータリー財団国際親善奨学生を授与された者、同地区が派遣した研究グループ交換に参加した者、グローバル補助金及び地区補助金奨学生を授与された者を正会員として、会員相互の親睦と関係団体との協力、連携のもとロータリーファミリーとしての使命を自覚し、世界平和と友好に寄与することを目的とする組織です。名簿上では、1969年の研究グループ交換(GSE)から2025-26年のグローバル補助金奨学生まで、国際親善奨学生や地区補助金奨学生を含む約357名が登録され、2020年には財団奨学生派遣開始から50周年を迎えました。



以前のR財団国際親善奨学生プログラムから、2013-14年度よりグローバル補助金奨学生や地区補助金奨学生プログラムに変わり、学友資格を有する人数が数名(年間)に減ったことから学友会としての活動も徐々に変化しています。

その1つが、日本ロータリー学友会への参加です。2011年に日本全国の各地区学友会による横断的な組織である日本ロータリー学友会が発足し、私も第2790地区財団学友会も2012年より参加をしています。毎年1回の総会では、当時は大きな話題であった国際親善奨学生プログラムから現在の、地区補助金奨学生やグローバル補助金奨学生プログラムへの移行に関する意見交換や活動報告の他、学友間の連絡が難しくなってゆく状況などを打開すべく横の連携を深め、他地区学友会との交流にも力を注いでいます。また2012年のバンコク大会から事情の許す限り(本来は例年参加が好ましい)、国際大会での学友会イベントへの役員の派遣を行っています。

他方、IT技術を活用し、学友同士の結びつきを深めていく活動も実施しています。SNSでFacebookの公開ページ「ロータリー2790地区財団学友会」を作成し、学友会の活動報告から、学友個人の情報告知(例えば、芸術関係の学友がコンサートを開催する際の告知など)ができるよう運営されています。これに加えて、2019年夏以降、年に3回程度の「学友会茶話会」を開催し、学友が毎回講師としてそれぞれの専門分野に関するレクチャーを行い、参加者との質疑応答を通して交流を深める活動を行なっています。特に2020年春以降、インターネット配信ツールを利用したオンライン開催に切り替えたことから、他県や海外など遠方からも気軽に参加できるようになり、将来的には外部からの講師招聘も視野に入れつつ、活動の一層の拡大が期待されます。これらの活動が実を結び、海外で活動している学友も、学友会をより身近に感じることが出来る様になればと期待しています。

地区内では、財団学友会は米山学友会と共に、毎年バーベキュー大会や忘年会などを開催しておりましたが、他のロータリーファミリーとの横の連携を深めようと「ロータリー学友連絡協議会」が2019年6月に発足しました。財団学友会、米山学友会、ローターアクト、インターラクト、ROTEX、RYLAなどと一緒に集まり今後どのように活動していくのか、注目が集まっています。

地区財団委員会では、地区補助金奨学生やグローバル補助金奨学生の選抜選考会での語学選考スタッフとしての手伝い、派遣に関する事前のオリエンテーションでの学友助言、例会での卓話、学友会総会および懇親会の実施といった活動を中心に毎年1回、夏の総会に際して、ニューズレターを発行し、学友会のマーリングリストで共有しています。

ロータリアンの皆様では是非読みたいという方がいらっしゃいましたら、お声掛けいただけましたら幸いです。

2024-25年度、第13回日本学友会総会は、2024年11月9日～10日、国立大学法人東京海洋大学越中島キャンパス及び国立科学博物館にて、開催され、全国各地の学友会会員、関係ロータリアンが出席しました。初日は、学友会から「日本や世界の未来を担う意欲ある日本の若者に、グローバル補助金の7つの重点分野に限らず、地区補助金を利用して、他のあらゆる分野を学ぶための奨学金を与えて欲しい！」との提言がありました。また、真鍋 真氏（財団学友・国立博物館副館長）による「せいめいのれきし」の講演があり、皆さん興味深く聞き入っていました。日本各地域の学友会活動についての発表ののち、懇親会となりました。2日目は国立科学博物館に場所を移し、真鍋真副館長の解説による館内見学が子供たちをメインに行なわれました。

当地区的学友会会長、学友会副会長、学友会幹事、学友会賛助会員、ロータリー財団統括委員会委員長、統括副委員長、奨学生学友委員会委員長が出席しました。



6) 参考資料

6-1) ポール・ハリス・ソサエティ メンバー

当地区のポール・ハリス・ソサエティメンバーです。(2025年12月現在)

クラブ名	氏名
Chiba Makuhari, Chiba (25626)	宇佐見 透
Chiba South, Chiba (15017)	寺澤 一良
Chiba Wakashio, Chiba (52192)	原田 宗広
Chiba Wakashio, Chiba (52192)	鶴沢 和広
Chiba-Higashi, Chiba (27858)	鳴海 寿裕
Chiba, Chiba (15015)	藤澤 武彦
Chiba, Chiba (15015)	池田 勝之
Chiba, Chiba (15015)	梶原 等
Chiba, Chiba (15015)	大野 雅章
Chiba, Chiba (15015)	長田 研自
Chiba, Chiba (15015)	櫻木 英一郎
Chiba, Chiba (15015)	佐々木 高治
Funabashi East, Chiba (15023)	山崎 新一
Funabashi South, Chiba (15024)	川島 秀文
Funabashi West, Chiba (15025)	森島 庸吉
Funabashi, Chiba (15022)	狩野 文夫
Ichihara Chuo, Chiba (25535)	大倉 崇
Ichihara Chuo, Chiba (25535)	鈴木 雅博
Ichihara Chuo, Chiba (25535)	田仲 正道
Ichihara Chuo, Chiba (25535)	時田 清次
Ichihara, Chiba (15028)	檜垣 昌宏
Ichihara, Chiba (15028)	平野 哲也
Ichihara, Chiba (15028)	角谷 太一
Ichihara, Chiba (15028)	西村 芳雄
Ichihara, Chiba (15028)	上野 聰
Ichikawa South, Chiba (15031)	石引 美貴
Ichikawa South, Chiba (15031)	長井 弘亘
Kamogawa, Chiba (15035)	伊藤 正人
Kashiwa Minami, Chiba (15037)	森 秀樹
Kashiwa Nishi, Chiba (15038)	日暮 肇
Kashiwa Nishi, Chiba (15038)	金本 元章
Kashiwa Nishi, Chiba (15038)	川和 弘行
Kashiwa Nishi, Chiba (15038)	櫛田 仁一
Kashiwa Nishi, Chiba (15038)	飯合 幸夫
Kashiwa Nishi, Chiba (15038)	水野 晋治
Kashiwa Nishi, Chiba (15038)	水留 茂之
Kashiwa Nishi, Chiba (15038)	岡島 昭信
Kashiwa Nishi, Chiba (15038)	榎 隆夫
Kashiwa Nishi, Chiba (15038)	鈴木 桂三

クラブ名	氏名
Kashiwa Nishi, Chiba (15038)	鈴木 健吾
Kashiwa Nishi, Chiba (15038)	塚本 英夫
Kashiwa, Chiba (15036)	今山 利猛
Kashiwa, Chiba (15036)	中沢 由岐子
Kashiwa, Chiba (15036)	高田 新也
Kashiwa, Chiba (15036)	寺嶋 哲生
Katsuura, Chiba (15039)	久我 守正
Katsuura, Chiba (15039)	牧野 利美
Katsuura, Chiba (15039)	中村 満
Katsuura, Chiba (15039)	中村 吉政
Katsuura, Chiba (15039)	齋藤 麻美子
Katsuura, Chiba (15039)	酒井 秀光
Katsuura, Chiba (15039)	佐久間 淳宏
Katsuura, Chiba (15039)	漆原 摂子
Kisarazu East, Chiba (15043)	堀内 正人
Kisarazu East, Chiba (15043)	山田 修平
Kisarazu, Chiba (15042)	平野 弘和
Narashino-Chuo, Chiba (24136)	崎山 征雄
Narashino-Chuo, Chiba (24136)	高山 貴子
Narashino-Chuo, Chiba (24136)	山本 美代子
Narashino, Chiba (15052)	朱 孝
NaritaCosmopolitan, Chiba (29883)	沢田 克洋
Narita, Chiba (15053)	平山 秀樹
Narita, Chiba (15053)	神崎 誠
Narita, Chiba (15053)	小寺 真澄
Sakura-Chuoh, Chiba (30813)	萩原 勇作
Sakura-Chuoh, Chiba (30813)	橋岡 久太郎
Sakura-Chuoh, Chiba (30813)	長岡 貞雄
Sakura-Chuoh, Chiba (30813)	野池 尚美
Sawara, Chiba (15060)	川原 勝壽
Tomisato, Chiba (21881)	寒郡 茂樹
Tomisato, Chiba (21881)	松永 達人
Tomisato, Chiba (21881)	富 一美
Urayasu, Chiba (15068)	関口 徳雄
Yachiyo, Chiba (15070)	飯生 高一郎

6-2) アーチ・クランフ・ソサエティ メンバー

当地区のアーチ・クランフ・ソサエティメンバーです。(2025年12月現在1名)

氏名	レベル	クラブ名
大倉 崇 / 大倉 龍子	Arch Klumph - Trustees Circle	Ichihara Chuo, Chiba (25535)

6-3) メジャードナー メンバー

当地区のメジャードナーメンバーです。(2025年12月現在)

氏名	レベル	クラブ名
相澤 友夫 / 相澤 はな子	Major Donor Level 1	Funabashi East, Chiba (15023)
青木 貞雄 / 青木 節子	Major Donor Level 1	Narita Cosmopolitan, Chiba (29883)
青木 忠茂	Major Donor Level 1	Funabashi, Chiba (15022)
遠藤 章雄	Major Donor Level 1	Yachiyo, Chiba (15070)
榎本 平男 + / 榎本 弘子	Major Donor Level 1	Kazusa, Chiba (15040)
榎本 洋史 +	Major Donor Level 1	Kashiwa Nishi, Chiba (15038)
衛藤 五郎 +	Major Donor Level 1	Mobara, Chiba (15049)
藤崎 壽路 + / 藤崎 富美	Major Donor Level 1	Narita, Chiba (15053)
藤崎 康人	Major Donor Level 1	Narita Cosmopolitan, Chiba (29883)
五郎畑 巖 / 五郎畑 千勢子	Major Donor Level 1	Matsudo Chuoh, Chiba (15046)
原 勝美 / 原 みよ子	Major Donor Level 1	Yotsukaido, Chiba (15074)
林 正弘	Major Donor Level 1	Chiba Minato, Chiba (22333)
日暮 肇	Major Donor Level 1	Kashiwa Nishi, Chiba (15038)
平野 弘和 / 平野 陽子	Major Donor Level 1	Kisarazu, Chiba (15042)
平野 勝也	Major Donor Level 1	Futtsu City, Chiba (28478)
平野 隆幸 +	Major Donor Level 1	Funabashi South, Chiba (15024)
平野 哲也	Major Donor Level 1	Ichihara, Chiba (15028)
平澤 規雄	Major Donor Level 1	Narashino-Chuo, Chiba (24136)
堀口 路加	Major Donor Level 1	Narita, Chiba (15053)
堀内 正一	Major Donor Level 1	Kisarazu, Chiba (15042)
市村 公道	Major Donor Level 1	Narita, Chiba (15053)
飯島 俊一	Major Donor Level 1	Sodegaura, Chiba (15064)
飯生 高一郎 / 飯生 恵子	Major Donor Level 1	Yachiyo, Chiba (15070)
池田 等 +	Major Donor Level 1	Yachiyo, Chiba (15070)
池田 勝 / 池田 順子	Major Donor Level 1	Tateyama Bay, Chiba (29636)
今山 利猛	Major Donor Level 1	Kashiwa, Chiba (15036)
石井 博 / 石井 かをる	Major Donor Level 1	Funabashi South, Chiba (15024)
石井 伸一 / 石井 幸子	Major Donor Level 1	Kamagaya, Chiba (15034)
石井 賢徳	Major Donor Level 1	Narashino, Chiba (15052)
石橋 菊太郎 / 石橋 昭子	Major Donor Level 1	Narita, Chiba (15053)
伊藤 正人	Major Donor Level 1	Kamogawa, Chiba (15035)
和泉 太郎	Major Donor Level 1	Ichikawa, Chiba (15029)
上代 修二	Major Donor Level 1	Yachiyo, Chiba (15070)
角谷 太一	Major Donor Level 1	Ichihara, Chiba (15028)

金本 元章	Major Donor Level 1	Kashiwa Nishi, Chiba (15038)
狩野 文夫	Major Donor Level 1	Funabashi, Chiba (15022)
神崎 誠	Major Donor Level 1	Narita, Chiba (15053)
加登 章司	Major Donor Level 1	Funabashi, Chiba (15022)
川原 勝壽 / Kimie Kawahara	Major Donor Level 1	Sawara, Chiba (15060)
川和 弘行	Major Donor Level 1	Kashiwa Nishi, Chiba (15038)
木村 仁 / 木村 直子	Major Donor Level 1	Kashiwa, Chiba (15036)
小林 通成	Major Donor Level 1	Narashino, Chiba (15052)
小寺 真澄	Major Donor Level 1	Narita, Chiba (15053)
黒田 良一	Major Donor Level 1	Sawara, Chiba (15060)
増田 豪 Dr. + / 増田 恵子	Major Donor Level 1	Chiba Chuo, Chiba (15016)
松永 達人	Major Donor Level 1	Tomisato, Chiba (21881)
飯合 幸夫	Major Donor Level 1	Kashiwa Nishi, Chiba (15038)
皆川 隆	Major Donor Level 1	Kamagaya, Chiba (15034)
宮野 宗雄	Major Donor Level 1	Yachiyo, Chiba (15070)
三代川 利男	Major Donor Level 1	Narashino-Chuo, Chiba (24136)
水野 晋治 / 水野 光恵	Major Donor Level 1	Kashiwa Nishi, Chiba (15038) & No Rotary Club
百瀬 隆行	Major Donor Level 1	Ichikawa South, Chiba (15031)
森島 弘道 / 森島 由加	Major Donor Level 1	Shin-Chiba, Chiba (15061)
森嶋 康長 / 森嶋 美智子	Major Donor Level 1	Funabashi, Chiba (15022)
森田 精司	Major Donor Level 1	Noda Central, Chiba (28008)
諸岡 邦彦	Major Donor Level 1	Narita, Chiba (15053)
牟田口 義郎 +	Major Donor Level 1	Kamogawa, Chiba (15035)
中村 博亘 / 中村 良子	Major Donor Level 1	Kashiwa Nishi, Chiba (15038)
成田 温	Major Donor Level 1	Narita, Chiba (15053)
鳴海 寿裕	Major Donor Level 1	Chiba-Higashi, Chiba (27858)
新倉 多久磨	Major Donor Level 1	Chiba Makuhari, Chiba (25626)
西村 芳雄	Major Donor Level 1	Ichihara, Chiba (15028)
野村 進一	Major Donor Level 1	Kazusa, Chiba (15040)
織田 吉郎 + / 織田 悅子	Major Donor Level 1	Choshi, Chiba (15020)
小倉 純夫	Major Donor Level 1	Matsudo, Chiba (15045)
岡島 昭信	Major Donor Level 1	Kashiwa Nishi, Chiba (15038)
岡崎 淳充 + / 岡崎 京子 +	Major Donor Level 1	Narashino, Chiba (15052)
大原 俊弘 / 大原 好枝	Major Donor Level 1	Funabashi East, Chiba (15023)
長田 研自 / 長田 えみ子	Major Donor Level 1	Chiba, Chiba (15015)
斎藤 博昭 / 斎藤 和子	Major Donor Level 1	Urayasu, Chiba (15068)
斎藤 昌雄 / 斎藤 清子	Major Donor Level 1	Chiba South, Chiba (15017)
榎 隆夫	Major Donor Level 1	Kashiwa Nishi, Chiba (15038)
櫻木 英一郎 / 櫻木 安子	Major Donor Level 1	Chiba, Chiba (15015)
佐野 正子	Major Donor Level 1	Urayasu, Chiba (15068)
関口 徳雄 / 関口 俊子	Major Donor Level 1	Urayasu, Chiba (15068)
芝田 弘一	Major Donor Level 1	Ichikawa, Chiba (15029)

設楽 正行	Major Donor Level 1	Narita, Chiba (15053)
四之宮 由己	Major Donor Level 1	Oami, Chiba (53122)
朱 孝 / 喜多見 和枝	Major Donor Level 1	Narashino, Chiba (15052) & No Rotary Club
鈴木 秀承	Major Donor Level 1	Kamagaya, Chiba (15034)
鈴木 健吾 / 鈴木 恵子	Major Donor Level 1	Kashiwa Nishi, Chiba (15038)
鈴木 雅博 / 鈴木 聰子	Major Donor Level 1	Ichihara Chuo, Chiba (25535)
橋 昌孝	Major Donor Level 1	Narita, Chiba (15053)
高橋 賢	Major Donor Level 1	Narashino-Chuo, Chiba (24136)
高橋 昭二 / 良志江 高橋	Major Donor Level 1	Sawara, Chiba (15060)
竹尾 白	Major Donor Level 1	Chiba South, Chiba (15017)
瀧澤 弘隆	Major Donor Level 1	Chiba West, Chiba (15018)
田中 一邦	Major Donor Level 1	Funabashi South, Chiba (15024)
田仲 正道	Major Donor Level 1	Ichihara Chuo, Chiba (25535)
寺澤 一良	Major Donor Level 1	Chiba South, Chiba (15017)
時田 清次	Major Donor Level 1	Ichihara Chuo, Chiba (25535)
得居 仁 / 得居 美津子	Major Donor Level 1	Matsudo East, Chiba (15047)
富 一美 / 富 由利子	Major Donor Level 1	Tomisato, Chiba (21881) & No Rotary Club
鳥飼 三津男 / 鳥飼 玲子	Major Donor Level 1	Narashino, Chiba (15052)
土屋 亮平 / Masako Tsuchiya	Major Donor Level 1	Matsudo, Chiba (15045)
塚本 英夫	Major Donor Level 1	Kashiwa Nishi, Chiba (15038)
角井 宏	Major Donor Level 1	Kashiwa, Chiba (15036)
都筑 佳代子 / 都筑 文男	Major Donor Level 1	Ichikawa East, Chiba (15030) & Shiojiri, Nagano (14243)
上野 聰	Major Donor Level 1	Ichihara, Chiba (15028)
畠本 一実 / 畠本 聰美	Major Donor Level 1	Ichikawa East, Chiba (15030)
宇佐見 透 / 宇佐見 尚子	Major Donor Level 1	Chiba Makuhari, Chiba (25626)
鵜沢 和広	Major Donor Level 1	Chiba Wakashio, Chiba (52192)
渡邊 隆 + / Noriko Watanabe	Major Donor Level 1	Narashino, Chiba (15052)
山口 習明	Major Donor Level 1	Funabashi East, Chiba (15023)
山崎 義人 / 山崎 朝子	Major Donor Level 1	Narita, Chiba (15053)
山崎 新一	Major Donor Level 1	Funabashi East, Chiba (15023)
安田 正男 +	Major Donor Level 1	Kashiwa Nishi, Chiba (15038)
安川 厚 +	Major Donor Level 1	Funabashi South, Chiba (15024)
吉田 裕成	Major Donor Level 1	Chiba South, Chiba (15017)
由川 久子	Major Donor Level 1	Narashino, Chiba (15052)
Pearl Giken Co.,LTD	Major Donor Level 1	Funabashi West, Chiba (15025)
橋岡 久太郎 / 橋岡 協美	Major Donor Level 2	Sakura-Chuoh, Chiba (30813)
平山 秀樹	Major Donor Level 2	Narita, Chiba (15053)
石川 邦紘 / 石川 紗子	Major Donor Level 2	Narita Cosmopolitan, Chiba (29883)
板橋 良夫	Major Donor Level 2	Funabashi-Minato, Chiba (29586)
金子 雅恵 / 金子 研一	Major Donor Level 2	Funabashi East, Chiba (15023) & Tokyo Chuo, Tokyo (24493)
寒郡 茂樹	Major Donor Level 2	Tomisato, Chiba (21881)
諸岡 靖彦 / 諸岡 むつみ	Major Donor Level 2	Narita, Chiba (15053)

長井 弘亘	Major Donor Level 2	Ichikawa South, Chiba (15031)
野間口 勉 + / 野間口 萬里子	Major Donor Level 2	Narita Cosmopolitan, Chiba (29883)
小高 由加里	Major Donor Level 2	Kamogawa, Chiba (15035)
白鳥 政孝 / 白鳥 信子	Major Donor Level 2	Ichihara, Chiba (15028)
鈴木 桂三	Major Donor Level 2	Kashiwa Nishi, Chiba (15038)
田中 昭平 / 田中 祥子	Major Donor Level 2	Kashiwa Nishi, Chiba (15038)
寺嶋 哲生 / 寺嶋 智津子	Major Donor Level 2	Kashiwa, Chiba (15036)
漆原 摂子	Major Donor Level 2	Katsuura, Chiba (15039)
山田 修平 / 山田 準子	Major Donor Level 2	Kisarazu East, Chiba (15043)
山本 美代子	Major Donor Level 2	Narashino-Chuo, Chiba (24136)
平山 金吾 + / 平山 裕子	Major Donor Level 3	Narita, Chiba (15053)
梶原 等	Major Donor Level 3	Chiba, Chiba (15015)
諸岡 孝昭 + / 諸岡 由紀子	Major Donor Level 3	Narita Cosmopolitan, Chiba (29883) & Narita, Chiba (15053)
崎山 征雄 / 崎山 茂代	Major Donor Level 3	Narashino-Chuo, Chiba (24136)
山崎 敬生	Major Donor Level 3	Ichikawa, Chiba (15029)
森島 康吉 / 森嶋 正子	Major Donor Level 4	Funabashi West, Chiba (15025)
諸岡 謙一 + / 諸岡 君代	Major Donor Level 4	Narita, Chiba (15053)
平山 金吾 + / 平山 裕子	Bequest Society Level 1	Narita, Chiba (15053)
水沢 二郎 +	Bequest Society Level 1	Kisarazu, Chiba (15042)
南部 裕 / Kazuko Nambu	Bequest Society Level 1	Togane, Chiba (15067)

※「+」物故者

6-4) ロータリー財団統括委員会の責務について

ロータリー財団統括委員会 (兼 PHS コーディネーター)	<ul style="list-style-type: none"> ・ガバナーと協力して、財団小委員会の通年の活動計画・調整・評価をする。 ・ガバナーが招集するロータリー財団セミナーを企画・実施する。 ・ガバナー・ガバナーエレクトと協力して、補助金管理セミナーを実施、地区内クラブの出席を促し、クラブによる補助金利用を推進する。 ・ガバナーエレクトと協力して、地区チーム研修セミナー・PETS・地区研修・協議会におけるロータリー財団のセッションを企画・実施する。 ・年に少なくとも2回、財団プログラムの説明の機会をクラブに奨励する。うち1回は11月ロータリー財団月間での実施を奨励する。 ・ガバナー・ガバナーエレクトと相談して DDF の配分を決め、補助金使用を承認する。 ・財団の賞や表彰の受賞者の選定の援助をする。 ・PHS や大口寄付を奨励する。
財団資金管理・寄付推進委員会	<p>【資金管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務管理計画の作成をはじめ、クラブと地区の「覚書(MOU)」の実施を援助する。 ・補助金小委員会と協力し、補助金のモニタリングと資金管理の評価を行い義務である報告書の提出を管理する。 <p>【資金推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラブと地区のファンドレイジング(寄付推進)活動を計画する。 ・財団のファンドレイジングの取り組みについてクラブに伝えクラブのモチベーションを高める。 ・地区内ロータリアンに PHS への加入を奨励する ・地区内の寄付者(メジャードナー)への感謝行事を企画する。
補助金プロジェクト委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・地区補助金並びにグローバル補助金の授与と受諾の条件に従う。また、授与と受諾の条件にあるクラブの責務についてクラブの研修をする。 ・地区補助金資金の支払いに関する地区の方針を立案する、補助金の配分について奉仕プロジェクト統括委員会と協力し審査、承認する。 ・グローバル補助金の申請に関する助言を行う。
奨学生・学友委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・受け入れ側カウンセラーを探し、奨学生に関する情報を伝える。 ・奨学生のため留学前に2回オリエンテーションを実施する。 ・留学中の奨学生との連絡し報告書を提出する。 ・学友活動への奨学生の参加を促す。 ・地区ロータリー学友連絡委員会と協力し学友の交流を図る。
ロータリーポリオプラス委員会 (兼ロータリーカード推進)	<ul style="list-style-type: none"> ・ポリオプラス基金への寄付をロータリアン、クラブ、地区に奨励する。 ・年に一度地区によるポリオ根絶活動を企画する。 ・地区内ロータリアンに PPS への加入を奨励する。 ・ポリオプラス基金への寄付推進としてロータリーカード加入の推奨をする。
ロータリー平和フェローシップ委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・資格を満たしている候補者を探し選考する。 ・フェローシップ受領者のためのオリエンテーションを実施する。 ・ホストエリアとしてカウンセラーを選考しフェローシップのサポートをする。 ・ロータリー平和センターのプログラムの参加と管理推進をする。

* 委員会の担当を定めないもの

広報担当／ハンドブック編集委員／I T 担当 (zoom 配信等)

6-5) 用語集

AKS	Arch C. Klumph Society	アーチ・クランフ・ソサエティ
	Annual Fund	年次基金
DDF	District Designated Fund	地区財団活動資金
DG	District Grants	地区補助金
DRFC	District Rotary Foundation Chair	地区ロータリー財団委員長
E/MGA	Endowment/Major Gifts Adviser	恒久基金 / 大口寄付アドバイザー
EPNC	End Polio Now Coordinator	ポリオ根絶コーディネーター
EREY	Every Rotarian, Every Year	クラブ会員1人当たりの年次基金平均寄付額が100ドル以上かつ正会員全員が年度内に25ドル以上を寄付したクラブ
GG	Global Grants	グローバル補助金
GPEI	Global Polio Eradication Initiative	世界ポリオ根滅推進活動
IAC	Interact Club	インターラクトクラブ
IPPC	International Polio Plus Committee	インターナショナル・ポリオプラス委員会
MCR	Monthly contribution Report	月次寄付レポート
MOU	Memorandum of Understanding	覚書
NIDs	International Immunization Days	全国予防接種日
PG	Past Governors	パストガバナー
PHF	Paul Harris Fellow	ポール・ハリス・フェロー
PHS	Paul Harris Society	ポール・ハリス・ソサエティ
PPS	Polio Plus Society	ポリオ・プラス・ソサエティ
RAC	Rotaract Club	ロータラクトクラブ
RC *	Rotary Coordinator	ロータリーコーディネーター
RI	Rotary International	国際ロータリー
RPIC *	Rotary Public Image Coordinator	ロータリー公共イメージコーディネーター
RRFC *	Regional Rotary Foundation Coordinator	ロータリー財団地域コーディネーター
TRF	The Rotary Foundation of Rotary International	国際ロータリーのロータリー財団
VTT	Vocational Training Team	職業研修チーム
WF	World Fund	国際財団活動資金

* 各補佐には assistant の A を付けて表記する（例：ロータリー財団地域コーディネーター補佐は ARRFC）

ロータリー財団補助金マニュアル＜参考資料の部＞ 2026-27 年度用
発行・編集：国際ロータリー 2790 地区ロータリー財団統括委員会

E-mail : trf@rid2790.jp



Rotary
District 2790

